目 次

はじめに	4
PART I . CASBEE-新築(簡易版)の概要 .	5
1.CASBEE-新築(簡易版)の枠組み	5
2. 評価方法	7
3. 評価手順	12
PARTⅡ. 採点基準	27
1. Q 建築物の環境品質	28
Q1 室内環境	28
1. 音環境	28
1.1 騒音	28
1.2 遮音	31
1.3 吸音	36
2. 温熱環境	37
2.1 室温制御	37
2.2 湿度制御	44
2.3 空調方式	46
3. 光・視環境	48
3.1 昼光利用	48
3.2 グレア対策	53
3.3 照度	54
3.4 照明制御	56
4. 空気質環境	57
4.1 発生源対策	57
4.2 換気	59
4.3 運用管理	64
Q2 サービス性能	66
1. 機能性	66
1.1 機能性・使いやすさ	66
1.2 心理性・快適性	69
1.3 維持管理	72

2. 耐用性・信頼性	78
2.1 耐震・免震	78
2.2 部品・部材の耐用年数	80
2.3 適切な更新	84
2.4 信頼性	85
3.対応性・更新性	90
3.1 空間のゆとり	90
3.2 荷重のゆとり	94
3.3 設備の更新性	95
Q3 室外環境(敷地内)	100
1.生物環境の保全と創出	100
2. まちなみ・景観への配慮	106
3.地域性・アメニティへの配慮	110
3.1 地域への配慮、快適性の向上	110
3.2 敷地内温熱環境の向上	113
2. LR 建築物の環境負荷低減性	118
LR1 エネルギー	118
1. 建物の熱負荷抑制	118
2. 自然エネルギー利用	121
2.1 自然エネルギーの直接利用	121
2.2 自然エネルギーの変換利用	122
3.設備システムの高効率化	123
3a. 性能基準による ERR の評価	124
3b. 性能基準以外による ERR 評価	127
3c. 集合住宅の専有部の評価	130
4. 効率的運用	132
4.1 モニタリング	132
4.2 運用管理体制	133
LR2 資源・マテリアル	134
1. 水資源保護	134
1.1 節水	134
1.2 雨水利用・雑排水等の利用	135
2. 非再生性資源の使用量削減	137
2.1 材料使用量の削減	137
22 既存建築躯休等の継続使用	138

2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用	139
2.4 非構造材料におけるリサイクル材の使用]140
2.5 持続可能な森林から産出された木材	142
2.6 部材の再利用可能性向上への取組み	144
3. 汚染物質含有材料の使用回避	145
3.1 有害物質を含まない材料の使用	145
3.2 フロン・ハロンの回避	147
LR3 敷地外環境	15′
1. 地球温暖化への配慮	151
2. 地域環境への配慮	153
2.1 大気汚染防止	153
2.2 温熱環境悪化の改善	157
2.3 地域インフラへの負荷抑制	169
3. 周辺環境への配慮	174
3.1 騒音・振動・悪臭の防止	174
3.2 風害・砂塵・日照阻害の抑制	181
3.3 光害の抑制	187
参考文献	.192
補助資料	.194
PART皿. 解説	. 208
1.CASBEE の全体像	208
2. ライフサイクル CO ₂	213
あとがき	. 230
研究体制	.233

はじめに

近年、地球温暖化は国際的に特出して重要な問題となっています。2008年には気候変動枠組条約に基づく京都議定書の約束期間に突入しましたが、京都議定書に続く次の国際的な枠組みの構築に向けた交渉も始まっており、我が国は、温室効果ガスの排出量を2050年までに80%、2020年までに1990年比で25%削減するという目標を掲げ、これらの政策の位置付けや基本的な方向性を明らかにする「地球温暖化対策の基本法」の制定が進められているところです。一方で、増えつづけている民生部門のエネルギー消費抑制が大きな課題となっています。建築分野においては1980年代後半からサステナブル建築推進の動きが広がるなかで、英国のBREEAM(Building Research Establishment Environmental Assessment Method)、北米のLEEDTM(Leadership in Energy and Environment Design)、国際的なGB Tool(Green Building Tool)等、建築物の環境性能に関する評価手法が多く開発され、広く関心を集めるに至っています。

このような背景のもと、我が国では、2001年4月に国土交通省住宅局の支援のもと産官学共同プロジェクトを立ち上げ、建築物の総合的環境評価研究委員会として「建築環境総合性能評価システム(CASBEE Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)」の開発を行っています。2008年には、温暖化の原因となる CO_2 削減に向けた取組みを促すことを意図して、運用エネルギー削減や、建設資材製造に伴う CO_2 (embodied CO_2)の削減に資する各種取組みを、 $LCCO_2$ (ライフサイクル二酸化炭素排出量)評価として「温暖化防止対策」として明示的に組み込んだ「CASBEE-新築(2008年版)」「CASBEE-既存(2008年版)」「CASBEE-改修(2008年版)」を開発、正式発行いたしました。

このたび、更なる低炭素対応の普及と強化を目的に、「CASBEE-新築(2010年版)」として改定を行いました。 CO_2 削減に資するような、より高い省エネルギー、エコマテリアル、長寿命化などの取組みを誘導するとともに、ZEB(ゼロエネルギービル)、ZEH(ゼロエネルギーハウス)、LCCM住宅(ライフサイクルカーボンマイナス住宅)などの高い低炭素性能をもつ建物のラベリングなどにも活用できることを意図しています。

この「CASBEE-新築(簡易版)」は、地方公共団体、民間建築主、設計者の職能団体等からの要望に応え、 CASBEE-新築の予備的な評価ツールとして開発したものです。

今後も、建築物の計画・設計・施工の現場で CASBEE-新築と共に、予備的な評価ツールとして「CASBEE-新築(簡易版)」が広く活用され、我が国におけるサステナブル建築の推進に大きく貢献することを期待します。

一般社団法人 日本サステナブル建築協会(JSBC) 建築物の総合的環境評価研究委員会 委員長 村上 周三

PART I. CASBEE-新築(簡易版)の概要

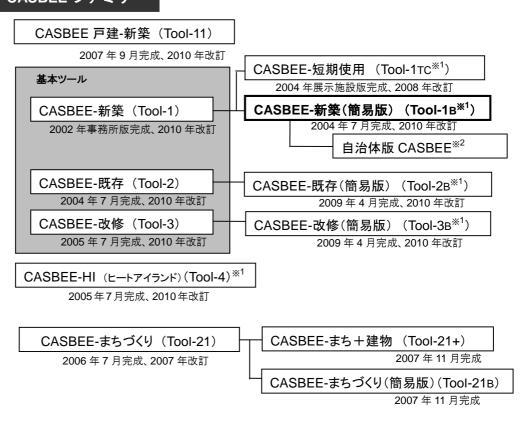
CASBEE-新築(簡易版)の枠組み

1.1 CASBEE とは

「CASBEE」(建築環境総合性能評価システム)は、建物を環境性能で評価し、格付けする手法である。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価する。CASBEEによる評価では「Sランク(素晴らしい)」から、「Aランク(大変良い)」「B⁺ランク(良い)」「B⁻ランク(やや劣る)」「Cランク(劣る)」という5段階の格付けが与えられる。

CASBEEには図 I .1.1に示すような評価する対象のスケールに応じた建築系(住宅建築、一般建築)、都市・まちづくり系(まちづくり、都市)の評価ツールがありこれらを総称して「CASBEEファミリー」と呼んでいる。 CASBEEは、2001年より国土交通省の支援のもと産官学共同プロジェクトとして設置された研究委員会において開発が進められているもので、2002年には最初の評価ツール「CASBEE-事務所版」が、その後 2003年7月に「CASBEE-新築」、2004年7月に「CASBEE-既存」、2005年7月には「CASBEE-改修」が完成した。CASBEEの評価ツールは、①建築物のライフサイクルを通じた評価ができること、②「建築物の環境品質(Q)」と「建築物の環境負荷(L)」の両側面から評価すること、③「環境効率」の考え方を用いて新たに開発された評価指標「BEE(建築物の環境効率、Built Environment Efficiency)」で評価する、という3 つの理念に基づいて開発された。

CASBEE ファミリー



- %1) HI: Heat Island, TC: Temporary Construction, B: Brief version
- ※2) CASBEE-名古屋(2004.04施行)、CASBEE-大阪(2004.10施行)、CASBEE-横浜(2005.07施行)など、全国の自治体で開発が進んでいる。

図 I.1.1 CASBEE ファミリーの構成

1.2 CASBEE-新築(簡易版)開発の背景

CASBEE-新築(簡易版)は、CASBEE-新築に基づき、開発されたものである。

CASBEE-新築の評価実施のためには、採点に必要な根拠資料作成時間を含めて、3~7日間程度を要する。これに対して、地方公共団体、民間建築主、設計者の職能団体等より、以下のような目的に叶うツールの要望が多く寄せられ、CASBEE-新築(簡易版)を開発することとなった。

- ① 環境性能水準の簡易設定(建築主・設計者・施工者などの合意ツールなど)
- ② 環境設計目標の設定と達成度(ISO 14001設計管理ツールなど)
- ③ 官庁等届出書類の作成(建築物環境計画書など)

1.3 CASBEE-新築(簡易版)の特徴

1.3.1 4 つの基本ツールにおける CASBEE-新築 の位置付け

建築物のライフサイクルに対して、CASBEEでは企画/新築/既存/改修に対応した4つの基本ツールがある。

CASBEE-新築 は、建築物の新築において活用するツールである。このため、設計および施工が進む各段階(基本設計・実施設計・施工)で、目標性能または設計仕様、予測性能に基づき評価し、各段階での改善検討などが可能なシステムとしている。

CASBEE-新築 は、設計仕様に基づく予測評価であるため、この評価結果は、竣工後3年間有効とする。 その後は必要に応じて、その時点における最新のCASBEE-既存 を用いて評価する必要がある。

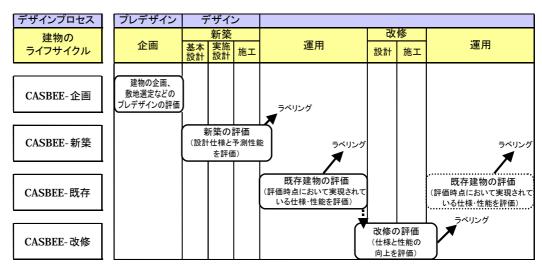


図 I.1.2 建物のライフサイクルと CASBEE の4つの基本ツール

1.3.2 CASBEE-新築(簡易版) の特徴

CASBEE-新築(簡易版)は、CASBEE-新築と同様の位置づけを持つ。ただし、CASBEE-新築と比べて、CASBEE-新築(簡易版)は、下記のような特徴を備え、2時間程度(省エネルギー計画書作成時間を除く)で予備的な評価が可能なものとなっている。

- ① 評価項目を削減(CASBEE-新築と比べ11項目を削減)。
- ② 評価基準の多くは、CASBEE-新築の基本設計段階を参照しており、定性的な基準に基づく評価が可能。
- ③ 簡易化することで、高得点の評価を行い易くする可能性があるが、レベル4(通常以上の配慮)またはレベル5(格段の配慮)と採点する場合には、具体策の記入を必須とすることで、安易な高得点の申告を抑止している。

2. 評価方法

2.1 評価対象建築物

CASBEE-新築(簡易版) は、戸建住宅を除く全ての用途に適用可能である。用途分類は省エネルギー法に基づく8用途(工場含む)、及び集合住宅であり、戸建て住宅は対象外とする。なお、工場についてはQ1室内環境とQ2「1.機能性」の評価では主に居住エリア(事務所等)を評価の対象とし、生産エリアは評価対象外とする。LR1エネルギーの評価は、生産プロセスに係るエネルギー消費は対象外とする。

対象となる用途については、「非住宅系用途」と「住宅系用途」の大きく二つに区分している。特に「住宅系用途」に区分される病院、ホテル、集合住宅は、利用者の住居・宿泊空間(以下<住居・宿泊部分>)を含む建築物である。これら、住宅系用途の建築物の評価は、「住居・宿泊部分」とそれ以外の共用部分(以下<建物全体・共用部分>)とに分けて行う。

用途区分	用途名 含まれる用途		
	事 務 所	事務所、庁舎、図書館、博物館、郵便局など	
非	学 校	小学校、中学校、高等学校,大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など	
非住宅系用途	物販店	百貨店、マーケットなど	
系用	飲 食 店 飲食店、食堂、喫茶店など		
途	集会所	集会所 公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示施設なと	
	工 場 工場、車庫、倉庫、観覧場、卸売市場、電算室など		
住	病 院 病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど		
住宅系用途	ホ テ ル ホテル、旅館など		
途	集合住宅	集合住宅(戸建は対象外)	

表 I. 2.1 適用対象用途(住宅系と非住宅系に大別)

2.2 採点基準の考え方

CASBEEは、Q(Quality:建築物の環境品質)とL(Load:建築物の環境負荷)をそれぞれを別個に採点し、最終的にその結果を基にBEE(Built Environment Efficiency:建築物の環境効率)を指標として評価することを特徴としている。その際、LはまずLR(Load Reduction:建築物の環境負荷低減性)として評価される。それは、「建築物の環境品質や性能の向上が高評価となる」ことと同じように、「環境負荷の低減が高評価となる」よりも「環境負荷低減性の増大が高評価となる」方が、一つの評価システムとして理解しやすいからである。

採点基準については、対象建築物の各用途に適切に対応できる基準となるよう検討するとともに、できるだけ基準の統一化を図りシンプルなシステムをめざした。各評価項目の採点基準は、以下の考え方に従って設定されている。

- ① レベル1~5の5段階評価とし、基準値の得点はレベル3とする。
- ② 原則として、建築基準法等、最低限の必須要件を満たしている場合はレベル1、一般的な水準と判断される場合はレベル3と評価できるような採点基準とする。
- ③ 一般的な水準(レベル3)とは、評価時点の一般的な技術・社会水準に相当するレベルをいう。

2.3 評価システム概要

(1) 評価項目の採点

Q(Quality: 建築物の環境品質)とL(Load: 建築物の環境負荷)のそれぞれに含まれる評価項目について、各々設定された採点基準(レベル1~レベル5)に従って採点を行う。レベル1は1点、レベル5は5点として、それぞれの項目の得点が決まる。

住宅系用途に分類される集合住宅、ホテル、病院では、<住居・宿泊部分>を、それ以外の部分(<建物全体・共用部分>)とは分けて両者を評価する。その際、評価項目によっては<住居・宿泊部分>と<建物全体・共用部分>では異なる採点基準が適用される。建物一体としての評価結果を得る際には、項目毎にスコアを各部分の床面積の比率に従って加重平均することで建物全体としての結果を得ることができる。

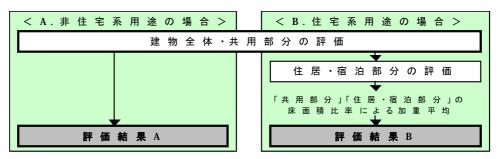


図 I.2.1 住宅系と非住宅系の用途建物を含む建物評価システム

(2) LCCO₂の算定

·標準計算

LR3「1.地球温暖化への配慮」の項目について、ライフサイクル CO_2 を指標として評価を行う。建築物におけるLCCO $_2$ の計算は、通常膨大な作業を伴うが、CASBEEにおいてはこれを簡易に求め、概算することとした。具体的には、各建物用途において基準となるLCCO $_2$ 排出量(LR1エネルギーを除く全ての評価項目で「レベル3」、かつ省エネ法における建築主の判断基準相当の建物のLCCO $_2$)を設定した上で、建設段階、運用段階、修繕・更新・解体段階において、 CO_2 排出に関連する評価項目の結果(採点レベル)からほぼ自動的に算定できるようにしている(一部個別入力)。

1) 建設段階

「LR2.資源・マテリアル」では、「既存建築躯体の継続使用」や「リサイクル建材の活用」が評価されている。これらの対策を考慮した建設資材製造に関連した CO_2 (embodied CO_2)を、既存躯体の利用率、高炉セメントの利用率から概算する。

2) 運用段階

「LR1.エネルギー」において評価している外皮性能のPAL値またはポイント値・簡易なポイント値、各設備のCECの分母・分子の値を用いて算定される建物全体の一次エネルギー消費量の削減率「ERR(一次エネルギー消費量の低減率)」等の数値、効率的な運用における取組みに応じた削減率を用いて、運用段階のCO2排出を簡易に推計する。

3) 修繕·更新·解体段階

長寿命化の取組みによる耐用年数の向上が「Q2.サービス性能」で評価されている。ただし、具体的な耐用年数の延命をLCCO2の算定条件として採用できる程の精度で推定することは難しい。従って、住宅を除き耐用年数は一律として、LCCO2を推計する。

- ・事務所、病院、ホテル、学校、集会場…60年固定
- ·物販店、飲食店、工場…30年固定
- ・集合住宅…住宅性能表示の劣化対策等級に従って、30、60、90年とする。

·個別計算

一方、評価者自身が詳細なデータ収集と計算を行って精度の高いLCCO₂を算出した場合、これを「個別計算」と呼び、評価結果の一部とすることができることとしている。個別計算の方法については、一般に公表

されたライフサイクルアセスメント(LCA)の手順を用い、用いた手法や算定条件等については、評価者により詳細を示していただくこととしている。一般に公表されているLCA手法で利用可能なものとしては、建物のLCA指針(日本建築学会編,丸善, 2006)などが挙げられる。また、評価者による算定条件等の具体的な記述については、付属の評価ソフトにおける「LCCO2算定条件シート」」への入力によることとしている。

(3) 評価結果

採点結果は、「スコアシート」と「結果表示シート」の書式に集約される。

評価項目ごとの採点の結果はまず、「スコアシート」に一覧表示される。これらを各評価項目の重み係数で加重して、 $Q1\sim Q3$ 、 $LR1\sim LR3$ までの分野別の総合得点 $SQ1\sim SQ3$ 、 $SLR1\sim SLR3$ 、並びにQとLRの得点SQ、SLRを算出する。

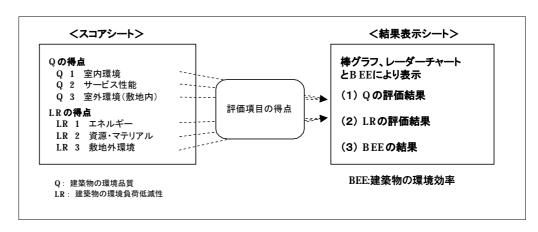


図 I.2.2 CASBEE の基本構成

「結果表示シート」では、Q(建築物の環境品質)とLR(建築物の環境負荷低減性)のそれぞれについて、分野ごとの評価結果がレーダーチャートと棒グラフと数値で表示される。さらにBEE(建築物の環境効率)の結果がグラフと数値で表示され、これらによって、環境配慮に対する対象建物の特徴を多角的かつ総合的に把握することができる。

BEEは、QとLRの得点SQ、SLRに基づき、以下の式で求められる。

また、グラフ座標上で縦軸のQ値と横軸のL値でプロットされる環境効率の位置により、SランクからCランク5段階の建築物環境効率ランキングが表示される。(詳細は PART III を参照)なお、それぞれのランクは表 I.2.2に示す評価の表現に対応し、分かり易いように赤星印の数で表現される。



図 I.2.3 BEE と赤星による建築物環境効率ランキングの表示

		我 I . Z.Z BLLIE		
ランク	評価		BEE 値ほか	ランク表示
S	Excellent	素晴らしい	BEE=3.0 以上、Q=50 以上	赤★★★★★
А	Very Good	大変良い	BEE=1.5 以上 3.0 未満	赤★★★★
B ⁺	Good	良い	BEE=1.0 以上 1.5 未満	赤★★★
B ⁻	Fairly Poor	やや劣る	BEE=0.5 以上 1.0 未満	赤★★
С	Poor	劣る	BEE=0.5 未満	赤★

表 I. 2.2 BEE値によるランクと評価の対応

2.4 複合用途建築物の評価

2つ以上の用途が複合している建築物の評価算定は、評価対象の建築物に含まれている用途ごとの評価結果を、それぞれの床面積の比率によって加重平均して行う。すなわち、複合用途建築物における得点は、各用途の床面積比率により次式(2)から求められる。

複合用途の得点 = Σ (用途毎の得点×床面積比率) (2)

なお、単体としての複合用途建築物のほかに、同じ敷地内に複数の異なる用途の建物があるような場合にも、適用が可能である。

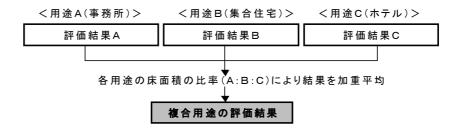


図 I.2.4 複合用途建築物の評価方法(3つの用途が複合している場合)

なお、LR1エネルギーの評価においては、全ての用途における、基準となる一次エネルギー消費量と評価建物の一次エネルギー消費量を合計し、建物全体でのERRを算定することにより、評価を行う。

2.5 重み係数

評価分野間の重み係数の決定には、科学的知見だけではなく、設計者、建物所有者・管理者、行政関係者などのさまざまな利害関係者の価値観に基づく判断も必要となる。2003年版ではCASBEE研究開発委員会の専門家の投票とケーススタディを通じて重み係数を決定した。2004年版の開発の際に、CASBEE開発者を実際に利用する設計者、建物所有者・管理者、行政関係者などを含む広い範囲に対してアンケート(有効回答110サンプル)を実施し、一対比較の判断を階層的に行なうことによって複数項目の重要度を判断するAHP(Analytic Hierarchy Process)法を用いて、用途に応じて異なる重み係数を設定した。CASBEE-新築(簡易版)(2008年版)の開発にあたって、LR3に「地球温暖化への配慮」の評価項目が加わっており、当該項目の社会的重要性からも、新たにアンケートを実施し254名から回答を得た。その結果、表 I.2.3に示すように、これまで(2006年版)と同じ重み係数を使用することとした。この値は、今回改定した2010年版でも同じとしている。

表 I.2.3 重み係数

評価分野		
Q1 室内環境	工場以外	工場
	0.40	0.30
Q2 サービス性能	0.30	0.30
Q3 室外環境(敷地内)	0.30	0.40
LR1 エネルギー	0.40	
LR2 資源・マテリアル	0.30	
LR3 敷地外環境	0.30	

3. 評価手順

3.1 評価シートの構成

CASBEE-新築(簡易版) は、評価結果のさまざまな活用を想定し、汎用の表計算ソフト上で簡単に入力できるように開発されている。採点は、建物用途の違いに関わらず、同一のソフトを用いて行うことができる。

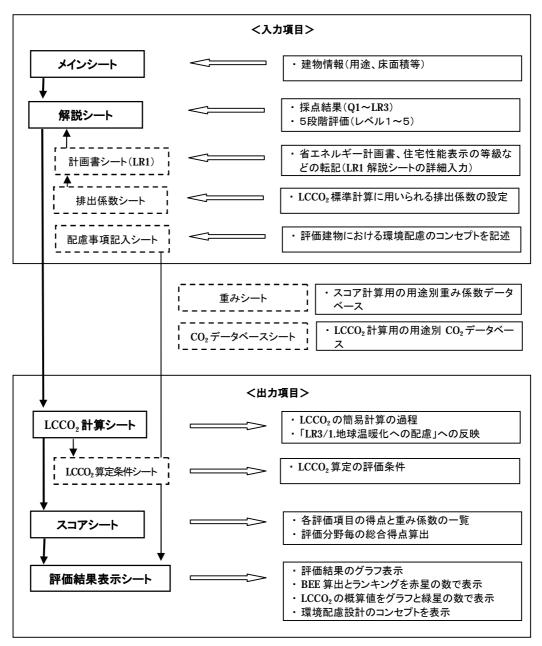


図 I.3.1 評価シートの全体構成

3.2 メインシート

図 I .3.2にメインシートを示す。メインシートは評価者が最初に入力を行うシートである。評価建物の基本情 報(名称、用途、規模等)など、評価にあたって必要な情報を入力する。

住宅系用途の建物を評価する場合はく建物全体・共用部分>とく住居・宿泊部分>の床面積の比を入 力する。



図 I.3.2 メインシート画面(入力例)

1)概要入力

① 建物概要

評価建物の基本情報(名称、用途、規模等)を入力する。これらの情報は各シート及び、評価結果表示シートに自動的に転記される。

平均居住人員と年間使用時間は、直接CASBEEの評価に関わるものではないが、参考情報として可能な限り入力すること。

	2		
入力項目	入 力 例	入力項目	入 力 例
建物名称	○○ビル	延床面積 2)	○○○(数値)
建設地·気候区分	○○県○○市	建物用途名	事務所、学校、集合住宅
地域·地区	商業地域、防火地域	(建物用途) ³⁾	庁舎、大学
地域区分	地域区分 V 1)	階数	+00F
竣工年	2011.12	構造	S造
敷地面積	○○○(数値)	平均居住人員	○○○(数値)
建築面積	○○○(数値)	年間使用時間	○○○(数値)

表 I. 3.1 建物概要欄の入力項目と入力例

- 1) 地域区分は、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号)別表第 1 による I ~VIの 6 地域から選択する(集合住宅の場合のみ入力)。
- 2) 延床面積は、用途別延床面積の欄に入力した値の合計が自動的に本欄に返される。
- 3) この欄は、用途別延床面積の欄で選択された用途が自動的に表示されるものであり、CASBEE の評価上の用途 構成を表している。より詳細な用途名は、上欄の「建物用途名」に任意で入力ができる。

② 評価の実施

評価実施の日付、評価者を入力する。評価内容の確認者が別にいる場合は、確認日と確認者の欄へ記入する。

2)個別用途入力

① 用途別延床面積

建物用途は、表 I .3.2の中から最も該当するものを選択する。各用途にそれぞれの面積を入力する。評価対象とする建築物のより具体的な用途名は、1)概要入力の「建物用途名」欄に入力する。

② 住居・宿泊部分の比率

住宅系用途の建築物を評価する場合は、<建物全体・共用部分>と<住居・宿泊部分>の床面積比を入力する。(病院では病室部分、ホテルでは宿泊室部分、集合住宅では住居部分の占める割合を0~1.0までの値で入力する。非住宅系用途の建築物では入力しない)

用途 区分	用途名	含まれる用途	
	事 務 所	事務所、庁舎、図書館、博物館、郵便局など	
非	学 校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など	
住空	物販店	百貨店、マーケットなど	
系	飲食店	飲食店、食堂、喫茶店など	
非住宅系用途	集会所	公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示施設など	
	工場	工場、車庫、倉庫、観覧場、卸売市場、電算室など	
住空	病 院	病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど	
住宅系用途	ホテル	ホテル、旅館など	
途	集合住宅	集合住宅(戸建は対象外)	

③ 詳細用途別延床面積の比率入力(オプション) 学校用途のうち、小学校・中学校・高校の場合は、当該欄に「1.0」を入力する。

3)結果出力

結果出力欄の「評価結果表示シート」や「スコアシート」、「LCCO2計算シート」を選択すると、各々のシートを 画面上に呼び出すことができる。

3.3 解説シート

解説シートには各用途における採点基準表が表示されており、評価項目毎に、レベル1からレベル5までの5段階の採点基準を解説している。評価者はその表に従って採点を行う。 この採点結果は「スコアシート」の右端欄外に表示される。

構成項目	説明
採点欄	採点結果をレベル1~5(または対象外)のプルダウンで選択
採点基準欄	各項目の採点基準を表示
評価する取組み欄	一部の項目で採用されている採点方法。環境配慮を行う上で配慮すべき事 項がリスト化されており、該当項目を選択することで採点する
重み係数(規定)欄	用途により規定されている重み係数を表示(変更不可)

表 I.3.3 解説シートにおける主要な構成項目

以下に解説シートの入力方法を示す。

1)採点基準

図 I .3.3に示すように、解説シートには各用途における採点基準表が表示されており、評価者はその表に従って採点を行う。 <建物全体・共用部分>は全用途共通に採点する項目である。 住宅系用途の場合は、Q1とQ2の解説シートについて、 <住居・宿泊部分>の採点基準と評価欄が用意されており、これについても採点を行う。

採点基準は、項目毎にレベル1~5の段階設定がされており、採点欄ではそのレベル数をプルダウンで選択 (レベル3の場合は3を選択)する。対象建築物の個別条件によって採点基準をそのまま適用できないよう な場合、一部の評価項目で「対象外」を選択することができる(対象外とできる項目はマニュアルの解説中に記載されている)。対象外を選択した場合、特に示されない限り、対象外とした項目の重みが「0」で計上され、それ以外の項目の重みに比例配分される。



[騒音レベル] 1.1 騒音 (該当するレベルなし) (該当す てレベルなし V レベル 2 プルダウンメニューから .1.1 室内騒音レベル 45< [騒音レベル] 40< [騒音レベル] [騒音レベル] ■レベル 3 ■レベ 建物全体·共用部 <u>≦50</u> <u>≦45</u> 40<[騒音レベル] 35<[騒音レベル] 1~5、対象外を選択 事・病(待)・ホ・エ・ レベル 3.0 レベル 4 ≤40 [騒音レベル] ≦40 [騒音レベル] ≦35 レベル 5 **レベル]** ≦35 レベル 1 50< [騒音レベル] レベル 2 (該当するレベルなし 45く [騒音レベル] **■レベル** 3 ≦50 40< [騒音レベル] レベル 4 レペル 5 [騒音レベル] ≦40

図 I.3.3 解説シート画面

2)評価する取組み

一部の採点項目(特に「Q3 室外環境(敷地内)」、「LR3 敷地外環境」)においては、採点基準表に付属する「評価する取組み」表に示される取組み度合いをチェックすることで採点を行う。「評価する取組み」表には、環境配慮設計を行う上で、配慮すべき事項がチェック項目または手法のリストとしてまとめられている。リストに示される個々の取組みの有無を評価し、与えられるポイントの合計点数(または項目数)により項目の採点を行う。



図 I.3.4 「評価する取組み」方式の解説シート

3)LR1 エネルギー の採点方法

「LR1エネルギー」の採点項目では、省エネ法に基づく、建築物の省エネルギー基準を一部項目に採用している。「1.建物の熱負荷抑制」では性能基準であるPAL値、または仕様基準であるポイント値・簡易なポイント値により評価する(住宅の場合には品確法の省エネルギー対策等級)。なお、地上部分の1フロアあたりの平均階床面積を自動算出するため、各用途で占めている階数(地上部と地下部それぞれ)を入力する。「3.設備システムの高効率化」では、CEC値またはポイント値及び簡易なポイント値による評価結果を用い、総合化した指標ERRにより評価する。これら2項目の評価にあたっては、図 I.3.5に示す「計画書シート」において入力を行う。具体的には、省エネルギー基準に基づき外皮性能、設備機器の各項目について「評価基準種別」の欄から「PAL値」「ポイント値」「簡易なポイント値」等の評価指標を選択し、おのおの該当する数値を入力する。既に「省エネルギー計画書」または「住宅性能評価書」を作成している場合には、当該数値を「計画書シート」に転記することにより、「1. 建物の熱負荷抑制」「3. 設備システムの高効率化」の評価を行う。

				色欄について、フ	『ルダウンメニュー	から選択、または数	対値を記入
	用途名	建物全体	事務所	学校	物販店	飲食店	集会所
	用途別床面積 ㎡	5,400	5,400				
	階数 地上部階数		8				
築計画	地下部階数 評価基準種別		0 PAL値	PALde	PALde	PAL	PAL値
	PAL値 MJ/年㎡		285.0				
	建築主の判断基準値 MJ/㎡年		300		380	550	
	ポイント値、断熱等級 点 建築主の判断基準値 点		100	100	100	100	120
	△PAL		5.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	LR1/1.建物の熱負荷抑制		レベル 3.0	PAL値未入力	PAL値未入力	PAL値未入力	PAL値未入
単物全体の評価	LR1/1.建物の熱負荷抑制	レベル 3.0	3.00	0.00	0.00	0.00	0.00
然エネルギー	自然エネルギー利用量 MJ/年		0	0	0	0	
川用量	うち、太陽光発電分 kWh/年	0					
	更に自己建物での消費分 kWh/年 うち、ERRの評価と重複する分(太陽光発電除く) MJ/年	0	0				
2気調和設備	評価基準種別 CEC/AC値 (一)		CEC/AC値 1.50	CEC/ACM 1.00	CEC/AC値 1.00	CEC/AC値 1.00	CEC/AC
	建築主の判断基準値 (一)		1.50		1.70	2.2	1.
	年間空調消費エネルキー量 MJ/年		1,968,000	1,312,000	1,312,000	1,312,000	1,312
	年間仮想空調負荷 MJ/年		1,312,000		1,312,000	1,312,000	1,312,
	ポイント値 点 補正点 点		100	100	100	100	100
	建築主の判断基準値点			_			
	ΔCEC		0.0%	- 66.7%	41.2%	54.5%	54.5%
	LR1/3.1 空調設備		-	-	_	-	_
	重み 評価基準種別		0.45 CEC/V値	0.65 CEC/V値	0.40 CEC/V値	0.40 CEC/V値	0.40 CEC/V
K 7/4/1大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	計画基字性別 CEC/V値 (一)		0.90	1.00	1.00	1.00	1
	建築主の判断基準値 (一)		1.0	0.8	0.9	1.5	
	年間換気消費エネルキー量 MJ/年		610,470		678,300	678,300	678
	年間仮想換気消費エネルギー量 MJ/年 ポイント値 点		678,300	678,300 100	678,300 100	678,300 100	678,
	建築主の判断基準値点		100	-	-	-	100
	ΔCEC		10.0%	- 25.0%	-11.1%	33.3%	0.0%
	LR1/3.2 換気設備		_	_	_	_	_
照明設備	重み 評価基準種別		0.15 CEC/L値	0.10 CEC/L値	0.10 CEC/L値	0.10 CEC/L値	0.10 CEC/L
ボッカ a又 im	CEC/L値 (一)		0.90	1.00	1.00	1.00	1.
	建築主の判断基準値 (一)		1.0	1.0	1.0	1.0	
	年間照明消費エネルギー量 MJ/年		3,643,200		4,048,000	4,048,000	4,048
	年間仮想照明消費エネルギー量 MJ/年 ポイント値 点		4,048,000 100	4,048,000 100	4,048,000 100	4,048,000 100	4,048, 100
	建築主の判断基準値 点		_	-	-	-	_
	ΔCEC		10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	LR1/3.3 照明設備		0.30	- 0.20	0.35	- 0.35	0.35
合湯設備	重み 評価基準種別		CEC/HW	CEC/HWm	CEC/HW	CEC/HW	CEC/HW
H 700 LL 100	CEC/HW値 (一)		1.60	1.00	1.00	1.00	1.
	lx值		9				
	建築主の判断基準値 (一)			k値未入力 195,000	k値未入力	k値未入力	405
	年間給湯消費エネルギー量 MJ/年 年間仮想給湯負荷 MJ/年		312,000 195,000	195,000	195,000 195,000	195,000 195,000	195, 195,
	ポイント値 点		100	100	100	100	100
	建築主の判断基準値 点		_	_	_	-	-
	△CEC ID1/2.4 於湿點供		0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	37.5%
	LR1/3.4 給湯設備 重み		0.05	0.05	0.15	0.15	0.15
非降機設備	評価基準種別		CEC/EV値	CEC/EV m	CEC/EV m	CEC/EV値	CEC/EV
	CEC/EV値 (一)		0.90	1.00	1.00	1.00	1
	建築主の判断基準値 (一) 年間昇降機消費エネルキー量 MJ/年		1.0 121,410		_	_	
	年间升降機消費エネルキー量 MJ/年 年間仮想昇降機消費エネルキー量 MJ/年		134,900	134,900	134,900	134,900	134,
	ポイント値 点		100	100	100	100	100
	建築主の判断基準値 点		10.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	△CEC LR1/3.5 昇降機設備		10.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	重み		0.05	_	_	_	_
ネルギー利用	太陽光発電による年間省エネルキー量 MJ/年		0		0	-	
加率化設備 ^{注)}	その他効率化設備での年間省エネルギー量 MJ/年		0		0	0	
	効率化設備での年間省エネルギー量(A) MJ/年 建物全体の年間消費エネルギー量(B) MJ/年		0 1,186,900	-	0	0	
	産物主体の中间消費エネルギー量(B) MJ/平 省エネルギー率(k値) A/B		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
RR	評価方法		性能基準				
	仕様基準: 評価対象建物の一次エネルギー消費率		1.24	1.96	1.03	0.91	0.94
	基準となる一次エネルキー消費率 ERR		1.29 3.9%	1.51 - 29.2%	1.23 16.5%	1.21 24.9%	1.21 22.6%
	LR1/3 設備システムの高効率化		ンベル 0.0	- 29.2% レベル 0.0	レベル 0.0	24.9% レベル 0.0	レベル 0.
	評価対象建物の一次エネルキー消費量 MJ/年		8,899,560	0	0	0	
	基準となる一次エネルギー消費量 MJ/年		9,385,680	0	0	0	
	注) 太陽光発電設備、コジェネレーション設備などを指す。						
R1/3. 設備システ	・ムの高効率化						
物全体のERR	評価対象建物の一次エネルキー消費量 MJ/年	8,899,560					
集合住宅除()	基準となる一次エネルギー消費量 MJ/年	9,385,680					
	ERR(一次エネルキ"一消費低減率) 集合住宅以外	5.2% レベル 3.0					
スコア							

スコア 建物全体のスコア 集合住宅以外 レベル 3.0 レベル 3.0

4)複合用途建築物の採点方法

複合用途建築物の評価を行う場合は、評価者自らにより、含まれる各用途のレベル(得点)をそれぞれの面積割合により加重平均した結果を入力する。各用途での結果を評価項目毎に面積加重平均し、結果を整数でCASBEE-新築(簡易版)の評価ソフトに入力(プルダウンから選択)する。平均の結果は四捨五入した整数とする。より詳細な評価を行う場合には、加重平均した小数値を含む値を採点欄に直接数値入力することもできる。

LR1エネルギーの評価では、複合用途建築物の場合「計画書シート」において9用途それぞれに「省エネルギー計画書」または「住宅性能評価書」からの数値の転記欄が設けられているので、用途毎に数値を入力すればよい。「1. 建物の熱負荷抑制」については、全用途における採点レベルの面積加重平均、「3. 設備システムの高効率化」については全用途における、基準となる一次エネルギー消費量と評価建物の一次エネルギー消費量をそれぞれ合計し、建物全体でのERRを算定(自動計算)することにより、評価を行う。

3.4 配慮事項記入シート

評価建物の環境配慮の全体像を第三者が把握し易くするために、環境配慮設計における配慮事項を記述する。記述内容は評価結果表示シートの「3.設計上の配慮事項」に表示される。

配慮事項記入シートの、「総合」、「Q1」~「LR3」、「その他」の各欄に記述する(自由記述)。「総合」欄には、建物全体におけるコンセプトを、「Q1」~「LR3」欄には、各評価項目に関連する事項を記述する。「その他」の欄には、「Q1」~「LR3」において評価されない「その他」の環境配慮の取組みを記載する。

■ 環境設計の配慮事項

■建物名称 〇〇ビル

■ 株元以前で	- H- HB 2 - F4
	計画上の配慮事項
総合	注) 設計における総合的なコンセプトを簡潔に記載してください。
QI 室内環境	注)「Q1 室内環境」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。
Q2 サービス性能	注)「Q2 サービス性能」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。
Q3 室外環境(敷地内)	注)「Q3 室外環境(敷地内)」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。
LR1 エネルギー	注)「LR1 エネルギー」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。
LR2 資源・マテリアル	注)「LR2 資源・マテリアル」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。
LR3 敷地外環境	注)「LR3 敷地外環境」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。
その他	注)上記の6つのカテゴリー以外に、建設工事における廃棄物削減・リサイクル、歴史的建造物の保存など、建物自体の環境性能としてCASBEEで評価し難い環境配慮の取組みがあれば、ここに記載してください。

図 I.3.6「配慮事項記入シート」

3.5 排出係数シート

CO₂排出量の計算に用いる電気の排出係数は、評価者が評価の目的に従って、適切な数値を選択する。 なお、評価ソフトでは、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第 4項に基づく、実排出係数及び代替値のCASBEE 2010年版改定時の最新値(平成20年の実績値、平成 21年12月の公表値)、およびその他の数値として評価者が選定した適切な排出係数(任意)を使うことがで きるようにした。図 I .3.7に示す「排出係数」シート画面より、電気の排出係数を選択、設定する。

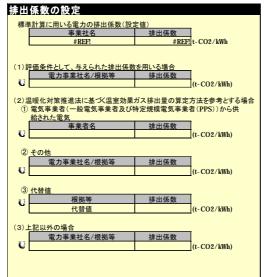




図 I.3.7「排出係数」シート

(1) 評価条件として、与えられた排出係数を用いる場合;

「(1)」にチェックして、根拠等を記述し、排出係数を入力する。

<例>

補助事業への応募(募集者が指定)、コンペ・プロポーザルへの応募(募集者が指定)、自治体版CASBEEの届出(自治体が指定)など

- (2) 温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の算定方法を参考とする場合;
- 以下①~③の中から選択、入力する注)。
- ① 電気事業者(一般電気事業者及び特定規模電気事業者(PPS))から供給された電気の使用を想定している場合は国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いる。
 - →「①」にチェックして、メニューに示されている電気事業者を選択する。



図 I.3.8 プルダウンによる電気事業者の選択

- ② 上記以外の者から供給された電気の使用を想定している場合は、①の係数に相当する係数で、実測等に基づく適切な排出係数を入力する。
 - →「②」にチェックして、排出係数と事業者名を入力する。

- ③ ①及び②の方法で想定できない場合は、①及び②の係数に代替するものとして環境大臣・経済産業大臣が公表する係数(代替値)を選択する。
 - →「③」にチェックする。
 - 注)電気事業者毎の排出係数(実排出係数・調整後排出係数)および代替値は国が認めた値が毎年度公表されるため、CASBEEの評価ソフトの改訂の有無を確認のこと。なお、評価ソフトが対応できていない場合でも、環境省のホームページなどで確認のうえ、「(3)上記以外の場合」の欄に最新の値を入力することで、これを用いることができる。

(3) 上記以外の場合;

「(3)」にチェックして、根拠等を記述し、排出係数を入力する。

3.6 ライフサイクル CO₂ 計算シート

図 I .3.9にライフサイクル $CO_2(LCCO_2)$ 計算シートを示す。本シートでは、「解説シート」と「計画書シート」に入力した内容に従って自動計算される $LCCO_2$ (標準計算)の計算過程を表示する。

建設段階、修繕・更新・解体段階、運用段階の各段階について、「参照値」(基準となる建物=エネルギーを除く全ての評価項目でレベル3、かつ省エネ法の建築主の判断基準相当)と「評価対象」の CO_2 排出量が $kg-CO_2$ /年㎡で表示される。

CASBEE-新築(簡易版)2010年版 〇〇ピル						■使用評価マニュ ■評価ソフト:			(簡易版)2010年版 Cb_2010(v.1.0)
ライフサイクルCO ₂ 計算シート(標準計算用) 1. 建設に係るCO ₂ 排出量 1-1. 評価報果のCO ₂ 排出量への置き換え 平務所 学校 物版店 飲食店 集会所 工場 病院 ホテル 集合住宅	延床面積比率 1.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	13.61 10.24 16.13 16.13 10.96 18.18 10.39 10.92	ky 13.61 10.24 16.13 16.13 10.96 18.18 10.39 10.92 8.06	g-CO ₂ /年m ² レブル5 13.61 10.24 16.13 16.13 10.96 18.18 10.39 10.92 5.47	採点結果 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	評価対象 kg-CO ₂ /年m ² CO ₂ 排出量 13.61 10.24 16.13 16.13 10.39 10.39 10.92 15.93		気結果 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	参照値 kg-CO ₂ /年m ² CO ₂ 排出量 13.61 10.24 16.13 10.96 18.18 10.39 10.39 10.92
評価対象の構造 LR2/2.2 既存建築躯体等の継続使用 LR2/2.3 躯体材料における)サイクル材(高炉セメント) 1-2. 合計の計算	S造 0% 0%					13.61	E	0% 0%	13.61
2. 修繕・更新・解体に係るCO ₂ 接出量 2-1. 評価結果のCO ₂ 接出量への置き換え Q2/2.2.1 躯体材料の耐用年数 事務所 学校 物販店 飲食店 集会所 工場 病院 ホテル 集合住宅	延床面積比率 1.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	10.00 10.00	16.68 12.20 17.39 13.62 20.24 18.11	g-CO ₂ /年m ² レブル5 20.23 16.68 12.20 17.39 13.62 20.24 18.11 16.22	採点結果 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	kg-CO ₂ /年m ² CO ₂ 排出量 20.23 16.68 12.20 17.39 13.62 20.24 18.11 13.58		点結果 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	kg-CO ₂ /年m ² CO ₂ 排出量 20.23 16.68 12.20 12.20 17.39 13.62 20.24 18.11
2-2. 合計の計算 3. 運用時のエネルギーに係るCO ₂ 排出量 3-1. 建築物の取組み(②) 3-2. 上配+上配以外のオンサイト手法(③) 太陽光発電の発電量				削減量		20.23 kg-CO ₂ /年m ² 80.10 80.10	∌照1		20.23 kg-CO ₂ /年m ² 85.09
4. ライフサイクルCO ₂ の計算(標準計算) 建設 修緒・更新・解体 連用 合計						kg-CO ₂ /年m ² CO ₂ 排出量 13.61 20.23 80.10			kg-CO ₂ /年m ² CO ₂ 排出量 13.61 20.23 85.09 118.93

図 I.3.9 「ライフサイクル CO2計算シート」(出力例)

・「LCCO₂算定条件シート(標準計算)」

標準計算で評価を実施している場合は、LCCO $_2$ 計算に用いられている評価条件がLCCO $_2$ 算定条件シート(標準計算)に表示される。代表的な資材の量や環境負荷原単位、エネルギーのCO $_2$ 排出係数等が計算根拠として表示される。

	-TD	6 to . 6 to .		BEE-NCb_2010(v
	項目	参照値(参照建物)	評価対象	備考
建物	建物用途	事務所,	事務所,	
概要	建物規模	5,400㎡	5,400㎡	
イフサイクル 設定	構造種別 想定耐用年数	S造 事務所部分60年,	S造 事務所部分60年,	
政化	CO₂排出量	13.61	13.61	kg-CO ₂ /年㎡
	エンボディドCO₂の	日本建築学会による1995年産業連関表	左記からの、リサイクル建材の採用による	0 -
	算定方法 CO ₂ 排出量原単位の	分析による日本の平均値 日本建築学会による1995年産業連関表	削減量を推定して算定同左	
	出典	分析による分析結果		
	バウンダリー 代表的な資材量	国内消費支出分	同左	
	普通コンクリート	0.57	0.57	m³/m³
	高炉セメントコンクリート	0.00	0.00	m³/m²
	鉄 骨	0.14	0.14	t/m²
	鉄骨 (電炉)	0.00	0.00	t/m²
	鉄筋	0.07	0.07 0.01	t/m²
	木 材	0.01 OO		t/m² kg/m²
	代表的な資材の環境負荷	90		
建設	普通コンクリート	282.00	"	kg-CO ₂ /m ³
段階	高炉セメントコンクリート	206.00	"	kg-CO ₂ /m ³
	鉄 骨	0.90	//	kg-CO ² /kg
	鉄骨 (電炉)	0.90	"	kg-CO ² /kg
	鉄筋	0.70	"	kg-CO ² /kg
	型枠	7.20	// //	kg-CO ² /m ²
	主要なリサイクル建材と利	田利率	"	kg-CO ² /kg
	高炉セメント	0%	0%	
	(躯体での利用率) 既存躯体の再利用	0%	0%	
	(躯体での利用率)	0%	0%	
	電炉鋼材(鉄筋)	0%	0%	
	電炉鋼材(鋼材)			
	CO ₂ 排出量	20.23	20.23	kg-CO ₂ /年㎡
修繕・更新・	更新周期(年)	0.5 /-	or to	
解体段階	外装 内装	25年 18年	25年 18年	
	設備	15年	15年	
	平均修繕率(%/年)			
	外装	1%	1%	
	内装	1%	1%	
	設備	2%	2%	
	算定方法	解体廃棄物量として、2000kg/㎡を仮定 して、30kmの道路運送分を評価	同左	
	CO ₂ 排出量			
	①参照値/	85.09	80.10	kg-CO ₂ /年㎡
	②建築物の取組み ③上記+②以外の	-	80.10	kg-CO2/年㎡
	オンサイト手法参考	太陽光発電による削減分	0.00	kg-CO ₂ /年㎡
	2.73	(内訳) 自家消費分	0.00	kg-CO2/年㎡
		余剰売電分	0.00	kg-CO2/年㎡
WII ==		その他再生可能エネルギー	_	
運用 段階	④上記+	_	80.10	kg-CO2/年㎡
	オフサイト手法参考	(a) グリーン電力証書によるカーボンオフ	_	
		セット (b)グリーン熱証書によるカーボンオフセット	_	
		(c)その他カーボンクレジット	_	
		(d)調整後排出量(調整後排出係数による)と実排出量の差	-	
	エネルギー 消費量の算定方法	統計値より、一次エネルギー消費量の平 均値を引用	LR1の取り組みによる省エネルギー量を推定	
	一次エネルギー消費量	10,454,400	9,841,308	MJ/年
	エネルギーのCO ₂ 排出量原		5,011,300	
	ー次エネルギーあたり	0.0439	同左	kg-CO ₂ /MJ
	電力	0.555	同左	kg-CO ₂ /kWh
	ガス	0.0506	同左	kg-CO ² /MJ
	その他の燃料 ()	00	同左	kg-CO ² /MJ
	上水使用			
その他				

図 I.3.10「LCCO₂算定条件シート(標準計算)」

なお、既存躯体の再利用と高炉セメントを採用した場合は、それぞれの利用率を本シートに入力する。この数値が、 $LCCO_2$ 計算シートの建設段階の CO_2 排出量計算に反映される。

		項目	参照値(参照建物)	評価対象	備考
I	建設	高炉セメント (躯体での利用率)	0%	0%	
	段階	既存躯体の再利用(躯体での利用率)	0%	0%	

図 I.3.11「LCCO2 算定条件シート(標準計算)」シートでの高炉セメントの採用率、 既存躯体の再利用率の設定

3.7 スコアシートへの入力

基準点を3点とし、3点を上回る得点を与える評価項目については、解説シートでの採点と環境配慮設計の概要記入を必須とする。解説シートで採点した結果は<u>右側欄外</u>に採点結果が表示されており、初期状態では<u>評価点欄</u>にも自動的に転記されるようになっているのでその結果を確認する。また、新築(簡易版)では、解説シートを用いずに評価点欄に直接採点結果を入力することも可能である。



図 I.3.12 スコアシートへの入力方法

ビル	新築(簡易版)2010年版	欄に数値またはコメントを記入	■評価ソフト:	_, ,,,	CASBEE-新築				
アシート	> 実施設計段階					4-11		解説シ採点	
項目		環境配慮設計の概要記入欄	建物全体・非	重み	住居·宿泊 評価点	重み	全体	建物全体	т
建築物の	の環境品質			係数		係数	3.4		
室内環	境			0.40			3.6		
音環境 1.1 騒	Š.		3.0	0.15	-	-	3.0		
1.1 75	1 室内騒音レベル		3.0	1.00	3.0	-		3.0	Ι:
	2 設備騒音対策			-	,	-		0.0	
1.2 連	音		3.0	0.40	+	-			_
_	1 開口部遮音性能		3.0 3.0	0.60	3.0	-		3.0	
_	2 界壁遮音性能 3 界床遮音性能(軽量衝撃源)		3.0	0.40	3.0 3.0	-		3.0	
-	4 界床遮音性能(重量衝擊源)		3.0		3.0	_		3.0	
1.3 吸			3.0	0.20	3.0	-		3.0	
显熟環境			4.2	0.35	-	-	4.2		_
2.1 室	E温制御	即中国体系和2004年402	4.2	0.50		-			_
	1 室温 2 負荷変動・追従制御性	設定温度夏25℃冬22.5℃	5.0	0.38	3.0	-		5.0 0.0	
0000	3 外皮性能	ダブルスキン	5.0	0.25	3.0	-		5.0	
	4 ゾーン別制御性		3.0	0.38	3	-		3.0	1
	5 温度・湿度制御		•	-	÷	-		0.0	
	6 個別制御		4	-	,	-			
	7 時間外空調に対する配慮		-	-	*	-		0.0	1
99 🖫	8 【監視システム 記度制御		3.0	0.20	3.0	-		3.0	
	と及前脚 B調方式	床吹出し空調の採用	5.0	0.30	3.0	-		5.0	
光・視環	境		3.6	0.25		-	3.6	-	_
3.1 昼	光利用	E di transcri	5.0	0.30	·	-			_
_	1 昼光率 2 方位別開口	昼光率2.5%	5.0	0.60	3.0 3.0	-		5.0	
-	3 昼光利用設備	ライトシェルフ	5.0	0.40	3.0	-		5.0	
3.2 グ	プレア対策		3.0	0.30	-	-			_
	1 照明器具のグレア		-	-	-	-		0.0	
	2 昼光制御		3.0	1.00	3.0	-		3.0	
3.3 照	3 映り込み対策		3.0	0.15	3.0	_		0.0 3.0	
	明制御		3.0	0.25	3.0	-		3.0	
空気黄環			3.4	0.25		-	3.4		
	生源対策		3.0	0.50		-			1
	1 化学汚染物質 2 アスベスト対策		3.0	1.00	3.0	-		3.0 0.0	
	3 ダニ・カビ等		-	-	Ÿ	-		0.0	
	4 レジオネラ対策		+	-		-		0.0	
4.2 換			3.0	0.30		-		0.0	1
	1 換気量 2 自然換気性能		3.0 3.0	0.33 0.33	3.0 3.0	-		3.0 3.0	
	3 取り入れ外気への配慮		3.0	0.33	3.0	-		3.0	
	4 給気計画		+	-	*	-		0.0	
4.3 運	用管理	COORT 4E Y T	5.0	0.20	-	-			1
	1 CO ₂ の監視 2 喫煙の制御	CO2監視装置 全館分煙	5.0 5.0	0.50 0.50	-	-		5.0 5.0	1
サービス	17.1-1.111			0.30	-	-	3.0	2.0	1
機能性			3.5	0.40	-	-	3.5		
	能性・使いやすさ		3.0	0.40	-	-			_
	1 広さ・収納性 2 高度情報通信設備対応	コンセント40V/A/㎡ 以上	3.0 4.0	0.33	3.0 3.0	-		3.0 4.0	
	2 高度情報通信設備対応 3 バリアフリー計画	コンセント40V/A/M 以上 誘導基準	4.0	0.33	3.0	-		4.0	1
1.2 心	›理性·快適性		4.0	0.30	-	-			_
	1 広さ感・景観		3.0	0.33	3.0	-		3.0	
	2 リフレッシュスペース	リフレッシュスペース モックアップ 作成	5.0	0.33	*	-		5.0	
	3 内装計画 维持管理	Cフファック TFIX	4.0 3.0	0.33	-	-		4.0	_
	1 維持管理に配慮した設計		3.0	0.50		-		3.0	1
	2 維持管理用機能の確保		3.0	0.50		-		3.0]
耐用性・			2.9	0.31	•	-	2.9		
	<u>対震・免震</u> 1 耐震性		3.2 3.0	0.48 0.80	¥ -	-		3.0	1
	2 免震·制振性能	制振装置の導入	4.0	0.20	Ţ	-		4.0	
2.2 部	18品・部材の耐用年数		3.0	0.33	×	-			
	1 躯体材料の耐用年数		3.0	0.23	-	-		3.0	1
	2 外壁仕上げ材の補修必要間隔		3.0 3.0	0.23 0.09	-	-		3.0 3.0	1
	3 主要内装仕上げ材の更新必要間隔 4 空調換気ダクトの更新必要間隔		3.0	0.09	_	_		3.0	Ī
	5 空調・給排水配管の更新必要間隔		3.0	0.15		-		3.0	Ī
	6 主要設備機器の更新必要間隔		3.0	0.23				3.0	1

図 I . 3.13 スコアシート画面例(1/2)

2-4 10년 10									
1 日本代表の表現を		2.4 信頼性		2.2	0.19		-		<u></u>
1		1 空調・換気設備		1.0	0.20		-		1.0
1				1.0	0.20		-		1.0
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日					0.20		-		
おの (本知歌等						_	_		
別数を大事務									
1. 1 1 1 1 1 1 1 1 1								2.6	0.0
1	3				-		-	2.0	
2 日本の小林に自由会 33 0 0.00 36 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							-		
3.3 日の少年日							-		
1. 日本語名の発性		2 空間の形状・自由さ		3.0		3.0	-		
1 日本語の学生物質		3.2 荷重のゆとり		3.0	0.31	3.0	-		3.0 3.0
日産政権の変更性		3.3 設備の更新性		2.0	0.38	.	-		
2 前技术の安全性性				2.0	0.17		-		2.0
1				2.0	0.17		-		2.0
4 自身を受ける							_		
1									
1			-						
19 重角性 (1-1) (1							-		
***********************************				3.0		-	-		3.0
3.1 日本代の主催	Q3	室外環境(敷地内)		_	0.30	-	-	3.4	
1 大変性の子性の関係	1	生物環境の保全と創出	ビオトープ	4.0	0.30	+	-	4.0	4.0
3.3 世紀下アニア・の日曜				3.0	0.40		<u> </u>	3.0	3.0
3.1 神经性への定点(動物性の向上 3.4 3.4 3.5 3.4 3.4 3.4 3.5									3.0
3.2 世界内長的環境の日上 数量的格化 4.0 5.50 1.0	3							3.5	
1.						+	-		
1		3.2 敷地内温熱環境の向上	敷地内緑化	4.0	0.50	•	-		4.0
18.1 エネルギー	LR	建築物の環境負荷低減性			-	-	-	3.4	-
1 単の 無名書物質					0.40		i .		
2 自然エネルギー・周月			DAI — 270M I /年 m²	2.5	<u> </u>		3		2.0
接手・使工 3.0			PAL=270MJ/年III						3.0
基本 3.0 1.00 1.0 1.0 3.0 4.5 3.0 4.5 3.0 4.5 3.0 4.5 3.0 4.0 3.0 4.0 3.	2							3.0	
2.1 日本エルルギーの直接利用		実施・竣工		3.0	-	4	-		3.0
2.2 自然生みルチーの変換利用		基本		3.0	1.00	+	-		
2.2 自然エネルギーの登換利用				3.0	0.50		-		3.0
3 世紀システムの高輪を 188-171				3.0	0.50		-		
4 日本の第2年	3		FRR=171			-	-	4.5	3.0
1.1 モンサンゲ 1.2 東京・マテリアル 1.3 m			DIVIV-1112						0.0
1.2 運用できな計 1.3 回	4		PDVC A IS IS				-	3.3	4.0
R2 英語・マテリアル			BEMSの採用			+	-		
大変重発性				3.0		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-		3.0
1.1 節水 1.2 雨水利用・植物水等の利用	LR2	資源・マテリアル		_	0.30	-	-	3.2	
1.2 雨水利用・超速水等の利用	1	水資源保護		3.4	0.15	•	-	3.4	
1.2 雨水利用・指生水等の利用		1.1 節水		3.0	0.40	+	-		3.0
1 雨水利用がステム導入の有無				3.6	0.60	-	-		
1			雨水利用施設あり		,		-		4.0
2 非原生性質菌の使用量制度 3.4 0.63 - 3.4 2.1 材料使用量の削減 3.0 0.07 - 3.4 2.2 既存建築極体等の機械使用 3.0 0.24 - 3.0 2.3 服体材料におけるリサイクル材の使用 5.0 0.20 - 3.0 2.5 持枝可能な資料が高度出された材 3.0 0.06 - 3.0 2.6 節材の資料則可能性向上への取組の 3.0 0.02 - 2.7 3.1 有害物質を含まない材料の使用 3.0 0.02 - 2.7 3.1 有害物質を含まない材料の使用 3.0 0.32 - 2.7 3.2 プロン・ハロンの回避 2.0 0.33 - 3.2 3.2 売機が開業 2.0 0.33 - 3.2 3.0 本発剤理験を含まない材料の使用 3.0 0.33 - 3.2 2.2 生物剤解除材等) 3.0 0.33 - 3.2 3.1 地球環境化への配慮 3.1 3.0 - 3.5 2.1 大院技験財産・の改養 数地内験化 4.0 0.50 - 3.5 3.1 超速度化への負荷抑制 3.0 0.33 - 3.5 2.1 大院技験財産・ 2.2 2.2 活験環境保険・ 2.2 2.2 活験環境保険・ 2.2 2.2 活験環境保険・ 2.2 2.2 活験環境保険・ 2.2 3.0 3.0 3.0 3.0 3.1 超音・ 2.2 2.2 無限 2.2 未成理機能 3.0							-		
2.1 封料使用量の削減 3.0 0.07 - 3.0 3.0 <th>9</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>4</th> <th></th> <th>3.4</th> <th></th>	9					4		3.4	
2.2 既存建築躯体等の継続使用 3.0 0.24 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 2.4 5.0 0.0 5.0 3.0 0.20 5.0 3.0 0.20 5.0 3.0 0.20 5.0 3.0 0.20 5.0 3.0 0.20 5.0 3.0 0.20 3.0 <t< th=""><th>۔ '</th><th></th><th></th><th></th><th>-</th><th></th><th>_</th><th>0.4</th><th>3.0</th></t<>	۔ '				-		_	0.4	3.0
2.3 を材料に合ける)サイクル材の使用 2.4 非構造材料に対ける)サイクル材の使用 2.5 特技の際と資本が入りの設場か 3.0 0.05 - 3.0 3.0 3.0									
2.4 非熱速材料におけるリサイクル材の使用 3.0 0.20 - 3.0 2.6 特別可能な資料がら産出された木材 3.0 0.24 - 2.7 3.1 有書物質を含まない材料の使用 3.0 0.32 - 2.7 3.1 有書物質を含まない材料の使用 2.6 0.68 - 1 周火剤 2.0 0.33 - 3.0 2.2 急治剤(断熱材等) 3.0 0.33 - 3.0 3.0 0.33 - 3.0 3.0 1. 地球運化への配慮 3.1 0.33 - 3.1 2.1 大馬乃奈防止 3.0 0.25 - - 2.1 大馬乃全防止 3.0 0.25 - - 2.1 大馬乃全防止 3.0 0.25 - - 3.0 2.1 大馬乃強性場所の必要 数地内線化 4.0 0.5 - - 4.0 2.3 地域インアラの負債時期 3.0 0.25 - - - - 0.0 3.1 経費・振動・影臭の防止 3.0 0.33 - 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 <t< th=""><th></th><th></th><th>京伝 という</th><th></th><th></th><th>7</th><th>-</th><th></th><th></th></t<>			京伝 という			7	-		
2.5 特核可能左替林小の産出井口系性向上への取組力 3.0 0.05 0.24 0.20 - 0.00 3.0 0.24 0.20 - 0.00 3.0 0.24 0.20 - 0.00 - 0.00 3.0 0.24 0.20 - 0.27 - 0.27 3.0 0.32 0.20 - 0.27 3.0 0.32 0.20 - 0.27 3.0 0.32 0.20 - 0.30 0.24 0.20 - 0.30 0.33 0.20 - 0.30 0.33 0.20 - 0.30 0.33 0.20 - 0.30 0.33 0.30 - 0.30 0.33 0.30 - 0.30 0.33 0.30 - 0.30 0.33 0.30 - 0.30 0.33 0.30 - 0.30 0.33 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.30 0.30 - 0.00 0.30 - 0.00 0.30 - 0.00 0.30 - 0.00 0.30 - 0.00 0.30 - 0.00 0.30 0.30 - 0.00 0.30 0.30 - 0.00 0.30 0.30 - 0.00 0.30 0.30 - 0.00 0.30 0.30 - 0.00 0.30 0.30 - 0.00 0.30 0.30 - 0.00 0.30 0.30 - 0.00 0.30 0.30 - 0.00 0.30 0.30 - 0.00 0.30 0.30			向がセメント			,	-		
2.6 部材の便利回避						•	-		
3 万衆物質含有材料の使用回避							-		
3.1 有害物質を含まない材料の使用							-		3.0
3.2 プロン・ハロンの回避	3.	汚染物質含有材料の使用回避				+	-	2.7	
1 消火剤		3.1 有害物質を含まない材料の使用		3.0	0.32		-		3.0
1 消火剤		3.2 フロン・ハロンの回避		2.6	0.68	-	-		
1 日本学生				2.0	0.33		-		2.0
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 涓火剤		2.0			9		
LR3 敷地外環境			1		0.33	-	-		3.0
1 地球運搬化への配慮 積極的な省エネルギー対策 3.1 0.33 3.1 3.1 2 地球環境への配慮 3.5 0.33 3.5 3.5 3.5 2.1 大気汚染防止 3.0 0.25 2 3.0 0.25 3.0 0.25 3.0		2 発泡剤(断熱材等)	-	3.0			-		
2 地球環境への配度 3.5 0.33 3.5 2.1 大気汚染防止 3.0 0.25 3.0 2.2 温熱環境悪化の改善 数地内線化 4.0 0.50 4.0 2.3 地域インフラへの負荷抑制	I P?	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒		3.0	0.33	-	-	3.2	
2.1 大気汚染防止 3.0 0.25		2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 数地外環境	等額のため下支用ゼーが 等	3.0 3.0	0.33 0.30		-		3.0
2.2 温熱環境悪化の改善 数地内緑化 4.0 0.50	1	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 敷地外環境 地球温暖化への配慮	積極的な省エネルギー対策	3.0 3.0 — 3.1	0.33 0.30 0.33	-	-	3.1	3.0
2.3 地域インランの負荷抑制	1	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 敷地外環境 地球温暖化への配慮 地域環境への配慮	積極的な省エネルギー対策	3.0 3.0 — 3.1 3.5	0.33 0.30 0.33 0.33	-	-	3.1	3.1
1 雨水排水負荷低減	1	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 敷地外環境 地球運境への配慮 2.1 大気汚染防止		3.0 3.0 - 3.1 3.5 3.0	0.33 0.30 0.33 0.33 0.25	-	- - -	3.1	3.0
2 汚水処理負荷抑制 3.0 0.33	1	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 敷地外環境 地球温暖化への配慮 地域環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0	0.33 0.30 0.33 0.33 0.25 0.50	-	- - -	3.1	3.0
3 交通負荷抑制 3.0 0.33 3.0 3.	1	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 敷地外環境 地球温暖化への配慮 地域環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0	0.33 0.30 0.33 0.33 0.25 0.50	-	- - -	3.1	3.0
3.0 0.33 3.0 3 周辺環境への配慮 3.0 0.33 3.0 3.1 騒音・振動・悪臭の防止 3.0 0.40 0.0 1 騒音 0.0 0.0 3 悪臭 0.0 0.0 3.2 風害・砂塵、日照阻害の抑制 3.0 0.40	1	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 数地外環境 地球選優化への配慮 地球環境への配慮 2.1 太気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 2.3 地域インフラへの負荷抑制 1 雨水排水負荷低減		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0	0.33 0.30 0.33 0.33 0.25 0.50 0.25 -	-	- - -	3.1	3.0 3.1 3.0 4.0
3 周辺環境への配慮 3.0 0.33 3.0	1	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 敷地外環境 地球温暖化への配慮 地球環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 2.3 地域インフラへの負荷抑制 面水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0	0.33 0.30 0.33 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33	-	- - -	3.1	3.0 3.1 3.0 4.0 0.0 3.0
3 周辺環境への配慮 3.0 0.33 - 3.0 3.0	1	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 敷地外環境 地球温暖化への配慮 地球環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 2.3 地域インフラへの負荷抑制 面水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0	0.33 0.30 0.33 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33	-		3.1	3.0 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0
3.1 騒音・振動・悪臭の防止 3.0 0.40	1	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 敷地外環境 地球運暖化への配慮 地球環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 2.3 地域インフラへの負荷抑制 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 3 交通負荷抑制		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 3.0 3.0	0.33 0.30 0.33 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33 0.33	-		3.1	3.0 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0
1 騒音 3.0 1.00 - - 2 振動 - - - - 3 悪臭 - - - - 3.0 0.40 - - 1 風害の抑制 3.0 0.70 - 3.0 2 砂塵の抑制 3.0 - 3.0 3.0 3 日照阻害の抑制 3.0 0.30 - 3.0 3.3 光害の抑制 3.0 0.20 - 1 屋外周明及び屋内間間のうちりに置れる米への対策 3.0 0.70 - 3.0	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 数地外環境 地球温暖化への配慮 地球環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 2.3 地域インフラへの負荷抑制 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 4 廃棄物処理負荷抑制		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 - 3.0 3.0 3.0	0.33 0.30 0.33 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33 0.33 0.33	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		3.1	3.0 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0
2 振動	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷線 数地外環境 地球環境への配慮 地球環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 4 廃棄物処理負荷抑制 周辺環境への配慮		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 - 3.0 3.0 3.0 3.0	0.33 0.30 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33 0.33 0.33 0.33	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	- - - - - - -	3.1	3.0 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0
3 悪臭 0.0 3.2 風害、砂塵、日照阻害の抑制 3.0 0.40 1 風害の抑制 3.0 0.70 - 3.0 2 砂塵の抑制 3.0 0.30 - 3.0 3 日照阻害の抑制 3.0 0.30 - 3.0 3.3 光害の抑制 3.0 0.20 - 1 世外無明風び運作周明のうちがに漏れる美への対策 3.0 0.70 - 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 数地外環境 地球環境への配慮 地域環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 2.3 地域インフラへの負荷抑制 「		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 - - 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	0.33 0.30 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33 0.33 0.33 0.33	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		3.1	3.0 3.1 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0 3.0
3.2 風害、砂塵、日照阻害の抑制 3.0 0.40	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 敷地外環境 地球湿暖への配慮 地球湿暖への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 2.3 地域ペンフラへの負荷抑制 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 4 廃棄物処理負荷抑制 周辺環境への配慮 3.1 騒音・振動・悪臭の防止 1 1 騒音		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	0.33 0.30 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33 0.33 0.33 0.33 0.40 1.00	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	-	3.1	3.0 3.1 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0 3.0
1 風音の抑制 3.0 0.70 - 3.0 2 砂塵の抑制 3.0 - 3.0 3 日照阻害の抑制 3.0 0.30 - 3.2 光書の抑制 3.0 0.20 - 1 屋井馬明及び屋内間等のうちかに置れる米への対策 3.0 0.70 - 3.0 3.0 0.70 -	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷球 数地外環境 地球環境への配慮 4 域環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 4 廃棄物処理負荷抑制 周辺環境への配慮 3.1 騒音・振動・悪臭の防止 極音 2 振動		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	0.33 0.30 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33 0.33 0.33 0.33 0.40 1.00	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	-	3.1	3.0 3.1 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0
2 砂塵の抑制 3.0 - 3 日照阻害の抑制 3.0 0.30 3.3 光害の抑制 3.0 0.20 1 屋外無明及び屋内開卵のうちがに漏れる犬への対策 3.0 0.70 3.0 3.0	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷線 数地外環境 地球環境への配慮 地球環境への配慮 2.1 太気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 4 廃棄物処理負荷抑制 1 騒音・振動・悪臭の防止 1 騒音 援動・悪臭の防止 2 援動 3 悪臭		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	0.33 0.30 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33 0.33 0.33 0.33 0.30 0.30 0.30 0.30 0.30 0.25 -	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	-	3.1	3.0 3.1 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0
3 日照阻害の抑制 3.0 0.30 - 3.3 光害の抑制 3.0 0.20 - 1 屋外屋明及び屋内団門のうちがに漏れる犬への対策 3.0 0.70 - 3.0 3.0 0.70 -	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷球 数地外環境 地球運暖化への配慮 地域環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 2.3 地域インフラへの負荷抑制 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 4 廃棄物処理負荷抑制 M 選音・振動・悪臭の防止 1 騒音・振動・悪臭の防止 1 騒音・振動・悪臭の防止 2 振動 3 悪臭 3.2 風害、砂塵、日照阻害の抑制		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	0.33 0.30 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33 0.33 0.33 0.40 1.00 - 0.40	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	-	3.1	3.0 3.1 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0 3.0 0.0 0.0
3.3 光害の抑制 3.0 0.20 - 1 屋外照明及び屋内照明のうちがに漏れる犬への対策 3.0 0.70 - 3.0 3.0 0.70 -	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒 敷地外環境 地球運境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 2.3 地域インフラへの負荷抑制 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 # 4 廃棄物処理負荷抑制 # 基音・振動・悪臭の防止 1 騒音 2 振動 3 悪臭 3.2 風書、砂塵、日照阻害の抑制 1 風書の抑制		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	0.33 0.30 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33 0.33 0.33 0.40 1.00 - 0.40 0.70	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	-	3.1	3.0 3.1 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0 3.0 0.0 0.0
1 屋外原現及び屋内間間のうち外に置れる米への対策 3.0 0.70 - 3.0	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷球 数地外環境 地球環境への配慮 4 域環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 4 廃棄物処理負荷抑制 3 以環境への配慮 3.1 騒音・振動・悪臭の防止 5 振動 3 悪臭 3 悪臭 1 風害の抑制 2 沙塵の抑制 2 沙塵の抑制		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3	0.33 0.30 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33 0.33 0.33 0.40 1.00 - 0.40 0.70	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	-	3.1	3.0 3.1 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0 3.0 0.0 0.0 0
	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷線 数地外環境 地球環境への配慮 4 地球環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 4 疾裏物処理負荷抑制 4 疾寒物処理負荷抑制 5 振動・悪臭の防止 1 脳音・振動・悪臭の防止 2 振動 3 悪臭 3 悪変		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3	0.33 0.30 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33 0.33 0.33 0.40 1.00 - 0.40 0.70 - 0.30	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	-	3.1	3.0 3.1 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0 3.0 0.0 0.0 0
2 星光の建物外壁による反射光(グレア)への対策 3.0 0.30	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷線 数地外環境 地球運暖化への配慮 地域環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 4 廃棄物処理負荷抑制 4 廃棄物処理負荷抑制 1 騒音・振動・悪臭の防止 1 騒音・振動・悪臭の防止 1 騒音・振動・悪臭の防止 1 軽音 2 振動 3 悪臭 3.2 風害、砂塵、日照阻害の抑制 1 風害の抑制 2 砂塵の抑制 3 日照阻害の抑制		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3	0.33 0.30 0.33 0.25 0.50 0.25 - 0.33 0.33 0.33 0.40 1.00 - 0.40 0.70 - 0.30	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	-	3.1	3.0 3.1 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0 3.0 0.0 0.0 0
	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷線 数地外環境 地球環境への配慮 地域環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 1 雨水排水負荷低減 2 汚水処理負荷抑制 3 交通負荷抑制 4 廃棄物処理負荷抑制 4 廃棄物処理負荷抑制 1 騒音・振動・悪臭の防止 1 騒音 上 援動 2 援動 3 悪臭 3.2 風害、砂塵、日照阻害の抑制 1 風害の抑制 2 砂塵の抑制 3 日照阻害の抑制		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3	0.33 0.30 0.33 0.35 0.25 - 0.33 0.33 0.33 0.33 0.40 1.00 - 0.40 0.70 - 0.30 0.20	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	-	3.1	3.0 3.1 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0 3.0 0.0 0.0 0
	2	2 発泡剤(断熱材等) 3 冷媒		3.0 3.0 3.1 3.5 3.0 4.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3	0.33 0.30 0.33 0.35 0.50 0.25 0.33 0.33 0.33 0.40 1.00 - 0.40 0.70 - 0.30 0.20 0.70	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	-	3.1	3.0 3.1 3.0 4.0 0.0 3.0 3.0 3.0 3.0 0.0 0.0 0

図 I . 3.14 スコアシート画面例(2/2)

3.8 評価結果表示シート

図 I .3.15に評価結果表示シートを示す。評価結果表示シートでは、Q(建築物の環境品質)とLR(建築物の環境負荷低減性)さらにBEE(建築物の環境効率)、LCCO₂排出率の結果がグラフと数値で表示される。

【表示内容】

1 建物概要

【**∧**\$BEE 新築[簡易版]

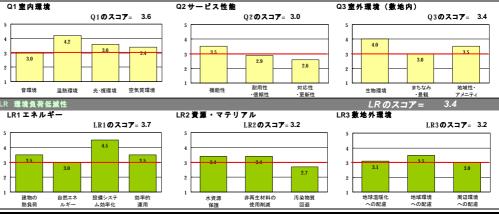
|評価結果

1-1 建物概要				1-2 外観
建物名称	00ビル	階数	地上OOF	
建設地	〇〇県〇〇市	構造	S造	
用途地域	商業地域、防火地域	平均居住人員	XX 人	
気候区分	地域区分Ⅳ	年間使用時間	XXX 時間/年	
建物用途	事務所,	評価の段階	実施設計段階評価	外観パース等
竣工年	2014年12月 予定	評価の実施日	2010年7月8日	図を貼り付けるときは
敷地面積	XXX m²	作成者	000	シートの保護を解除してください
建築面積	XXX m²	確認日	2010年7月10日	
延床面積	5,400 m ⁸	確認者	000	

2 CASBEE の評価結果

- 2-1 BEE(Q/L)の 評価結果
- 2-2 ライフサイクル CO₂ (温暖化影響チャート)
- 2-3 レーダーチャート
- 2-4 バーチャート
 - ·Q の評価結果
 - ・LR の評価結果

進 杯田恨	3,41	ווו טע	VE DO 7H	1000			
2-1 建築物の環境	境効率(BEEラ	ンク&チャート)	2-2 ライフサイクル(CO ₂ (温暖化影響チャ		2-3 大項目の評価(ル	yータ [*] ーチャート)
BEE = 1.5	**	**	22	**	A	Q2 y	ーピス性能
S: **** A: **	*** B*: ***	B': ★★ C: ★	30% **** * 60% ***	r ☆ 80%: ☆☆☆ 100%: ☆:	☆ 100%超:☆		
	3.0 1.5	BEE=1.0	標準計算 『雑誌	□ 修繕・更新・解体 □ 運用 □オン	/サイト ロ オフサイト	1 //	******
100 S 数 50 吸	1.5		①参照値 ②建築物の取組み ③上記+②以外の オンサイト手法 ④上記+ オフサイト手法		96% 96% 96%	LR1 IAN#-	03 室外環境 (敷地内) 2 LR3 敷地外環境
	40	С	0	40 80	120 160 -CO ₂ /年·m ²)		
			このグラフは、LR3中の「				<u></u>
0	50 環境負荷 L	100	的な建物 (参照値) と比べ で示したものです			LK	2 資源・ テリアル
2-4 中項目の評価	面(パーチャー	h)					
Q 環境品質						Qのスコ:	7 = 3.4
~			0011 19 14 1				



3 設計上の配慮事項



図 I.3.15 CASBEE-新築(簡易版)(2010年版)の評価結果表示シート(出力例)

3.9 CASBEE-新築(簡易版)(2010年版)評価ソフトにおける留意点

CASBEE-新築(簡易版)(2010年版)においては標準計算に加え、個別計算として評価者自身が詳細なデータ収集と計算を行って精度の高い $LCCO_2$ を算出した場合、評価結果の一部とすることができることとしている。具体的には、評価結果表示シートの「2-2 ライフサイクル CO_2 (温暖化影響チャート)」に計算値と、緑星による表示がされる。なお、個別計算の結果は、「LR-3 1.地球温暖化への配慮」およびBEEには反映されない。

LCCO₂を個別計算によって求めた場合、以下の点に留意する。

- 1) 評価者はメインシートにおいて、1)概要入力②評価の実施の「LCCO₂計算」の欄で「個別計算」をプルダウンメニューから選択する。
- 2) LCCO2の算定条件については、これを明記する。2010年版の評価ソフトにおいては、「LCCO2算定条件シート(個別計算)」に算定条件を入力する。
- 3) LCCO₂の個別計算値は「LCCO₂算定条件シート(個別計算)」に評価者自身が入力する。建設段階、修繕・更新・解体段階、運用段階の各段階について、「参照値」(基準となる建物=エネルギー以外の全ての評価項目でレベル3、かつ省エネ法の建築主の判断基準相当)と「評価対象」のCO₂排出量をkg-CO₂/年㎡で入力する。
- 4) 個別計算を用いた場合のライフサイクルCO₂(温暖化影響チャート)については、グラフの背景が着色表示され、標準計算での結果でないことがすぐに判別できるようにしている。

なお、オフサイト手法の計算に関する詳細はPARTⅢを参照のこと。

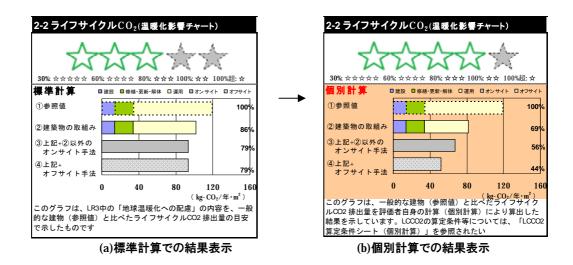


図 I.3.16 個別計算における LCCO₂(温暖化影響チャート)の表示例

PARTI. 採点基準

病院、ホテル、集合住宅については、建物全体として評価する項目 (Q3、LR1、LR2、LR3)と、建物の〈共用部分〉と〈住居・宿泊部〉を分けて評価する項目 (Q1、Q2)があるため注意する。 すなわちこれら3用途については、必ず〈建物全体・共用部分〉評価及び、〈住居・宿泊部〉評価を両方実施すること。

採点基準の表中に「(該当するレベルなし)」と記載されている欄と、空白の欄があるが、「(該当するレベルなし)」となっている場合は、該当するレベルについては採点しないことを意味し、空白の場合には、その中間レベルを任意に採点可能なことを表している。

なお、各採点項目中に表示されている以下のマークは、用途及びその適用不適用を示すものである。 以下に詳細を示す。

● 凡例

建物用途名	適 用	適用外
事 務 所	事	事
学 校	学	学
物販店	物	物
飲食店	飲	飲
集会所	会	会
工場	工	王
病院	病	病
ホテル	木	市
集合住宅	住	住

1. Q 建築物の環境品質

Q1 室内環境

病、 木、 住のQ1の評価にあたっては、各建物の共用部(病の外来待合と、診療室(診察や治療を行うための一般的な環境の居室であり、手術室や特殊な環境を必要とする診察室は対象としない)、 木のロビー、 住のエントランス等)を評価する。

専用部分(病の病室、木の客室、住の住戸)については、<住居・宿泊部分>に基づいて評価を実施する。

<病の共用部評価について>

外来待合と診療室の両方評価する場合と、どちらかを評価する場合がある。両方を評価する項目については、それぞれレベル評価し、床面積加重平均の評価とする。

<学の評価について>

学の評価は、小学校・中学校・高校の評価基準である学(小中高)と、大学等の評価基準である学(大学等)に分かれている場合があるので、その場合には適宜どちらかを選択し評価すること。

1. 音環境

1.1 騒音

1.1.1 室内騒音レベル

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

▲ 適用条件

会に分類される建物用途においては、公会堂、劇場、映画館等、騒音対策が特に必要と考えられる建物 用途を評価対象とし、それ以外は評価対象外とする。

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する。外来待合と診療室で評価基準が異なるため注意のこと。

学(小中高)は教室のみを評価する。

単位:dB(A)

<建物全体∵	<建物全体·共用部分>									
用途	事·工·病(待合)·杰·住	学(大学等)·病(診療)								
レベル1	50< [騒音レベル]	45< [騒音レベル]								
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)								
レベル3	45< [騒音レベル] ≦50	40< [騒音レベル] ≦45								
レベル4	40< [騒音レベル] ≦45	35< [騒音レベル] ≦40								
レベル5	[騒音レベル] ≦40	[騒音レベル] ≦35								

用途	物·飲	会
レベル1	55< [騒音レベル]	40< [騒音レベル]
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	50< [騒音レベル] ≦55	35< [騒音レベル] ≦40
レベル4	45< [騒音レベル] ≦50	30< [騒音レベル] ≦35
レベル5	[騒音レベル] ≦45	[騒音レベル] ≦30
用途	学(小中高)	
レベル1	60< [騒音レベル]	
レベル2	50< [騒音レベル] ≦60	
レベル3	45< [騒音レベル] ≦50	
レベル4	35< [騒音レベル] ≦45	
レベル5	[騒音レベル] ≦35	

単位:dB(A)

<住居·宿泊	<住居·宿泊部分>						
用途	病· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
レベル1	45< [騒音レベル]						
レベル2	(該当するレベルなし)						
レベル3	40< [騒音レベル] ≦45						
レベル4	35< [騒音レベル] ≦40						
レベル5	[騒音レベル] ≦35						

□解 説

室内騒音レベル^{注)}は、一般的には交通騒音などの外部騒音と設備騒音で決定されることから、これらを対象として騒音レベルを評価する。

基本設計段階、実施設計段階では、目標とする騒音レベルを評価し、竣工時は実測値に基づいて評価を 行う。騒音レベルとそのうるささ、及び会話・電話への影響を(■参考)に示す。

竣工時の騒音レベルは執務(営業)時間外に、設備機器が稼働している状態で測定する。騒音が変動しない場合は普通騒音計でよいが、騒音が変動する場合は積分型騒音計により等価騒音レベルを測定する。 集合住宅における騒音レベルの測定では、1住戸あたり1点の測定とし、測定する部屋は開口部の面積が最も大きな部屋とする。測定に際してはテレビの音や会話がない状態で測定するが、24時間換気を行っている場合は換気装置が稼働中に測定する。

学(小中高)の評価基準は、レベル5はWHO「環境騒音ガイドライン」(1995)、レベル3は「学校環境衛生基準」(平成21年文部科学省告示第60号)、レベル1は「安全・安心な学校づくり交付金交付要綱(平成21年6月18日 21文科施策6124号、文部科学省)に基づいている。

注)2008年版まで"暗騒音レベル"と表記していたが、2010年版から"室内騒音レベル"に変更した。

■参考) 室内許容騒音レベル

dB(A)	20	25	30	35.	40	45	50	55	60
NC~NR	10~15	15~20	20~25	25~30	30~35	35~40	40~45	45~50	50~55
うるささ	無音懸一		一非常に辞さ	ò'	特に気にに	ならない一	騒音を感じる	疑音を無	模できない
会話・電話 への影響			m離れててさ き声が聞こえ	_	n離れて会議 話は支障な		受会話 (3m以 ・電話は可能		声会話 (3m 医話やや困難
スタジオ 集会·ホール 編展 ホテル・住宅 一般 事 物 公共 : 教 学校・教会	集音至	アナウンス アナタシオ 合発堂 助力試験室	ラジオスタジオ 劇場(中) 特別病室	テレビスタジオ 舞台劇場 手術室・検室 問題 和校東 大会選挙 公会 全 会教室	映画館・ブラ 診療室 寝室-名室	- 制事教室 ラネクリウム 検査室 安会場 小会議章 図書開覧 研究室・普遍	ホテルロビー 持合至 ロビー 一般 事 公会育館	数 至 屋内スポー [・] 郷下	タイプ・計算室 ン(仮絵 (地)
学校·教会 商業建物				台条教室	調堂·礼拝堂 音楽吹茶店 宝石店 美術	書籍店	動教室 銀行・ レストラン	條下 税 的 店 食業	

■文献 2), 3), 4),11)

1.1.2 設備騒音対策

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。

1.2 遮音

1.2.1 開口部遮音性能

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

Ⅱ 適用条件

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。 対象となる居室に全く開口部がない場合は評価対象外とする。

<建物全体·共用部分>		
用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住	
レベル1	T-1 未満	
レベル2	(該当するレベルなし)	
レベル3	T-1	
レベル4	(該当するレベルなし)	
レベル5	T-2 以上	

<住居·宿泊部分>		
用途	病· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
レベル1	T-1 未満	
レベル2	(該当するレベルなし)	
レベル3	T-1	
レベル4	(該当するレベルなし)	
レベル5	T-2 以上	

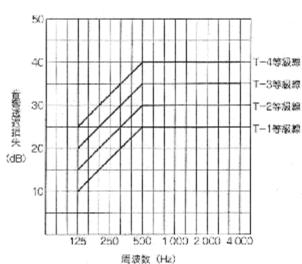
□解 説

開口部遮音性能では窓のサッシュ等の遮音性能を評価する。開口部遮音性能が高いほど、交通騒音などの外部騒音の侵入を防ぐことができる。複数の開口がある場合は、最も低い性能の開口部で評価する。

評価指標は遮音等級Tを用いる。これは サッシュ等の遮音性能を評価するもので、 各周波数帯域での音響透過損失の遮音 等級線とその呼び方が規格化(右図)され ている。サッシュ等における各周波数帯域 の音響透過損失を遮音等級線上にプロットし、その値が全ての周波数帯域である等 級線を上回る場合にその等級によって遮 音等級を表す。

■文献 3)

■参考)サッシュ等の遮音等級曲線(JIS A 4706)



1.2.2 界壁遮音性能

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

▲ 適用条件

病の共用部は診療室のみを評価する。

<建物全体·共用部分>		
用途	事·学·飲·工	病(診療)
レベル1	Dr-30 未満	Dr-35 未満
レベル2	Dr-30	Dr-35
レベル3	Dr-35	Dr-40
レベル4	Dr-40	Dr-45
レベル5	Dr-45 以上	Dr-50 以上

<住居·宿泊部分>		
用途	病·瓧·但	
レベル1	Dr-40 未満	
レベル2	Dr-40	
レベル3	Dr-45	
レベル4	Dr-50	
レベル5	Dr-55 以上	

[※]どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

□解 説

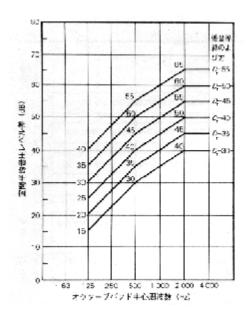
界壁遮音性能では室間の遮音の程度を評価する。物販店では売り場空間に間仕切り壁が無いことが多いため評価しない。集会場に含まれる建物用途の中には一般建物と異なり、界壁に高い遮音性能が要求されるものもあり、評価対象とはしない。

室間の遮音の指標として室間音圧レベル差等級Dr値を 用いて評価する。これは壁の遮音性能を評価するもので、 各周波数帯域での室間音圧レベル差の等級曲線とその 呼び方が規格化(右図)されている。室間音圧レベル差 等級Dr値は測定により求めるか、予測値を用いてもよい。

測定による場合は、JIS A 1417「建築物の空気遮音性能の測定方法」によって行い、その結果をJIS A 1419-1「建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法一第1部:空気音遮断性能」の等級曲線にあてはめてDr値を求める。ただし、各周波数において測定結果が等級曲線の値より最大2dBまで下回ることを許容する。予測による場合は、「建物の遮音設計資料」(日本建築学会編1988)等の予測式を用いて、室間音圧レベル差を計算し、室間音圧レベル差等級Drを求めて評価しても良い。

■文献 3)

■参考)空気音遮断性能の周波数特性と等級 (JIS A 1419-1)



1.2.3 界床遮音性能(軽量衝擊源)

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

<建物全体·共用部分>		
用途	学	
レベル1	Lr-65 より悪い	
レベル2	Lr-65	
レベル3	Lr-60	
レベル4	Lr-55	
レベル5	Lr-50 またはそれより良い	

<住居·宿泊部分>	
用途	病·뮸·住
レベル1	Lr-55 より悪い
レベル2	Lr-55
レベル3	Lr-50
レベル4	Lr-45
レベル5	Lr-40 またはそれより良い

[※]どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

□解 説

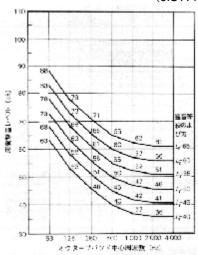
軽量床衝撃音は椅子を引きずったり、スプーンやフォークのような軽くて硬いものを床に落とした時に生じる床衝撃音である。基本的な遮断性能は床躯体構造に依存するが、床仕上げ材の弾性によって性能は大きく変化する。

遮音等級Lrを用いて評価を行う。遮音等級Lrは、各周波数帯域別の床衝撃音レベルによる等級曲線とその呼び方が規格化されている(右図)。遮音等級Lrは測定により求めるか、予測値を用いてもよい。

測定による場合は、JIS A 1418-2「建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法-第1部:標準軽量衝撃源による方法」によって行い、その結果をJIS A 1419-2「建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法-第2部:床衝撃音遮断性能」の等級曲線にあてはめてLr値を求める。予測による場合は「建物の床衝撃音防止設計」(日本建築学会編2009)等の予測式を用いて床躯体構造の基本性能を算出し、それと、JIS A 1440-2に基づいて測定された床仕上げ材の床衝撃音レベル低減量を用いて遮音等級Lrをもとめ評価する。

■文献 3)

■参考) 床衝撃音遮断性能の周波数特性と等級 (JIS A 1419-2)



1.2.4 界床遮音性能(重量衝擊源)

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

<建物全体·共用部分>		
用途	学	
レベル1	Lr-65 より悪い	
レベル2	Lr-65	
レベル3	Lr-60	
レベル4	Lr-55	
レベル5	Lr-50 またはそれより良い	

<住居·宿泊部分>		
用途	病·木·佳	
レベル1	Lr-60 より悪い	
レベル2	Lr-60	
レベル3	Lr-55	
レベル4	Lr-50	
レベル5	Lr-45 またはそれより良い	

※どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

□解 説

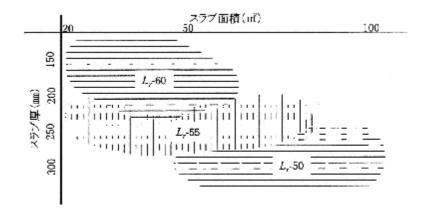
重量床衝撃音は、子供の飛び跳ねのように重くて柔らかい衝撃源によって床が加振された時、下階に発生する床衝撃音をいう。重量床衝撃音遮断性能は、基本的に床躯体構造に依存することから、床仕上げ材によって性能向上を得ることは難しい場合が多い。

基本設計段階では、重量衝撃音遮断性能に対する目標値の定性的評価を行う。

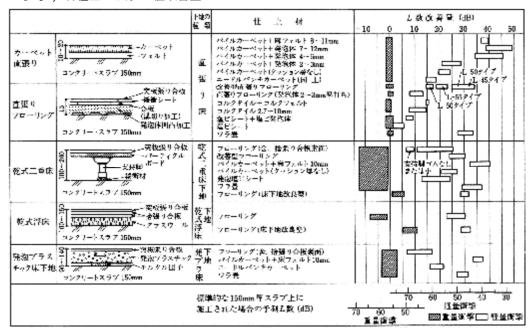
実施設計・竣工段階では遮音等級Lrを用いて評価を行う。遮音等級Lrは、測定により求めるか、予測値を用いてもよい。

測定による場合は、JIS A 1418-2「建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法一第2部:標準重量衝撃源による方法」によって行い、その結果をJIS A 1419-2「建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法一第2部:床衝撃音遮断性能」の等級曲線にあてはめてLr値を求める。予測による場合は、「建物の床衝撃音防止設計」(日本建築学会編 2009)等の予測式を用いて床躯体構造の基本性能を算出し、それと、JIS A 1440-2に基づいて測定された床仕上げ材の床衝撃音レベル低減量を用いて遮音等級Lrを求め評価する。重量床衝撃音遮断性能は、スラブの種類、曲げ剛性、質量、床仕上げ材、スラブの端部拘束条件、受音室の吸音特性などによって異なる。参考までに重量衝撃音に対する遮音等級の目安(■参考1)と、各種仕上げのLr値改善量(■参考2)を示す。

■参考1) スラブ厚、スラブ面積とスラブ素面時重量床衝撃音に対する遮音等級の目安



■参考2) 各種仕上げ材のL値改善量



■文献 3),7)

1.3 吸音

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

適用条件

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。

会に分類される建物用途においては、公会堂、集会場、劇場、映画館等、吸音対策が特に必要と考えられる建物用途を評価対象とし、それ以外は評価対象外とする。

<建物全体·共用部分><住居·宿泊部分>共通		
用途	事·学·物·飲·会·工·病·木	
レベル1	吸音材を使用していない。	
レベル2	(該当するレベルなし)	
レベル3	壁、床、天井のうち一面に吸音材を使用している。	
レベル4	壁、床、天井のうち二面に吸音材を使用している。	
レベル5	壁、床、天井に吸音材を使用している。	

□解 説

吸音では内装材による室内の吸音のしやすさを評価する。

室内の吸音率を高めることにより、残響が抑制されて会話の聞き取りやすさが向上する。加えて、室内に侵入/発生した騒音の減衰が生じ、喧噪感の低減につながる。室内の平均吸音率は仕上げ材などの吸音率から求められるが、ここでは簡易に、床、壁、天井に吸音材を使用しているかどうかで評価を行う。

吸音材使用の有無の判断基準は以下の通りとする。

- ・ 天井・床については、吸音材の使用面積が7割以上有すること。
- ・ 壁については、壁4面の吸音材の使用面積の合計が、壁4面のうち最も大きい壁の7割以上の面積を有すること。

吸音材は、JIS A6301で定められている吸音材、もしくはそれに準じた吸音性能を持つ建築材料とするが、 床材はカーペットや畳等でも吸音材として認められる。以下に吸音材を例示する。

■参考1)吸音材の例

天井	壁	床	
ロックウール系吸音天井材	ロックウール系吸音壁材	カーペット、畳	
グラスウール系吸音天井材	グラスウール系吸音壁材	など	
石膏ボード系吸音天井材	など		
など			

■文献 8)

2. 温熱環境

2.1 室温制御

2.1.1 室温

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

適用条件

(住居・宿泊部分)の住では、空調機器が居住者設置による場合には評価対象外とする。

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する。外来待合と診療室で評価基準が異なるため注意のこと。

<建物全体・	<建物全体·共用部分>				
用途	事	工·病(待合)·州·但			
レベル1	レベル2を満たさない。	冬期 20℃、夏期 28℃と多少我慢を強いる 室温を実現するための最低限の設備容量 が確保されている。			
レベル2	冬期 20℃、夏期 28℃と多少我慢を強いる室温を実現するための最低限の設備容量が確保されている。				
レベル3	一般的な設定値である冬期 22℃、夏期 26℃の室温を実現するための設備容量 が確保されている。	一般的な設定値である冬期 22℃、夏期 26℃の室温を実現するための設備容量が 確保されている。			
レベル4					
レベル5	冬期 24℃、夏期 24℃の室温を実現する ことが可能な設備容量が確保されてい る。	冬期 24℃、夏期 24℃の室温を実現することが可能な設備容量が確保されている。			
用途	病(診療)	学(大学等)			
レベル1	冬期 21℃、夏期 28℃と多少我慢を強いる室温を実現するための最低限の設備容量が確保されている。	冬期 10℃以上、夏期 30℃以下と多少我慢を強いる室温を実現するための最低限の設備容量が確保されている。			
レベル2					
レベル3	一般的な設定値である冬期 23°C、夏期 26°Cの室温を実現するための設備容量 が確保されている。	一般的な冬期20℃、夏期27℃の室温を実 現するための設備容量が確保されている。			
レベル4					
レベル5	冬期 24℃、夏期 24℃の室温を実現する ことが可能な設備容量が確保されてい る。	冬期 24℃、夏期 24℃の室温を実現することが可能な設備容量が確保されている。			

用途	学(小中高)	物·飲·会
レベル1	(該当するレベルなし)	冬期 18℃、夏期 28℃と多少我慢を強いる 室温を実現するための最低限の設備容量 が確保されている。
レベル2	(該当するレベルなし)	
レベル3	冬期 18℃以上、夏期 28℃以下の室温を 実現するための最低限の設備容量が確 保されている。	一般的な設定値である冬期 20℃、夏期 26℃の室温を実現するための設備容量が 確保されている。
レベル4	冬期20℃以上、夏期25℃以下の室温を 実現するための設備容量が確保されてい る。	
レベル5	冬期 22℃以上、夏期 24℃以下の室温を 実現することが可能な設備容量が確保さ れている。	冬期 22℃、夏期 24℃の室温を実現することが可能な設備容量が確保されている。

[※] どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

<住居·宿泊	<住居·宿泊部分>				
用途	病·木	住			
レベル1	冬期 20℃、夏期 28℃と多少我慢を強いる室温を実現するための最低限の設備容量が確保されている。	冬期 18℃、夏期 28℃と多少我慢を強いる 室温を実現するための最低限の設備容量 が確保されている。			
レベル2					
レベル3	一般的な設定値である冬期 22℃、夏期 26℃の室温を実現するための設備容量 が確保されている。	一般的な設定値である冬期 22℃、夏期 26℃の室温を実現するための設備容量が 確保されている。			
レベル4					
レベル5	冬期 24℃、夏期 24℃の室温を実現する ことが可能な設備容量が確保されてい る。	冬期 24℃、夏期 24℃の室温を実現することが可能な設備容量が確保されている。			

[※]どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

□解 説

室内空気温度は、温熱環境を代表する指標であり、設定温度を何度に設定するかで、おおむね温熱環境が決まる。ここでは、ピーク負荷時においても、快適な室温が実現できる空調機器の能力を評価する。 集合住宅の場合、室温設定は住棟全体を代表する住戸を対象として評価する(事務所で基準階にあたる部分)。

レベル設定の考え方は、以下による。

レベル1:法規レベル、文部科学省学校環境衛生基準(学(大学等))

レベル2:国土交通省仕様注1)

レベル3: 国土交通省仕様^{注1)}、一般的社会水準、都立学校衛生基準表または一般的推奨値(学 (大学等))、文部科学省学校環境衛生基準(学(小中高))

レベル5:POEM-O至適域^{注2)}

注1)設計用屋内条件 夏期26℃~28℃、冬期19℃~22℃

注2)夏期24℃~26℃、冬期22℃~24℃(物、飲、会:冬期20℃~22℃)

■文献 9), 10), 11), 12), 13), 14)

2.1.2 負荷変動・追従制御性

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。

2.1.3 外皮性能

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

適用条件

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。

<建物全体·:	<建物全体·共用部分>				
用途	事·学·物·飲·会·工·病·木·住				
レベル1	窓システム、外壁、屋根や床(特にピロティ)において熱の侵入に対して配慮が無く、断熱性能が低い。 (窓システム SC:0.7 程度、U=6.0(W/m²K) 程度、外壁・その他:U=3.0(W/m²K) 程度 ^{注1)})				
レベル2					
レベル3	窓システム、外壁、屋根や床(特にピロティ)において、室内への熱の侵入に対しての配慮がなされており、実用上、日射遮蔽性能および断熱性能に問題がない。 (窓システム SC:0.5 程度、U=4.0(W/m²K) 程度、外壁・その他:U=2.0(W/m²K) 程度 ^{注1)})				
レベル4					
レベル5	窓システム、外壁、屋根や床(特にピロティ)において、室内への熱の侵入に対して、十分な配慮がなされており、最良の日射遮蔽性能および断熱性能を有する。 (窓システム SC:0.2 程度、U=3.0(W/m²K) 程度、外壁その他:U=1.0(W/m²K) 程度 ^{注1)})				

※どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

<住居·宿泊部分>				
用途	病·木			
レベル1	窓システム、外壁、屋根や床(特にピロティ)において熱の侵入に対して配慮が無く、断熱性能が低い。 (窓システム SC: 0.7 程度、 $U=6.0(W/m^2K)$ 程度、外壁その他: $U=3.0(W/m^2K)$ 程度 $^{\pm 1)}$)			
レベル2				
レベル3	窓システム、外壁、屋根や床(特にピロティ)において、室内への熱の侵入に対しての配慮がなされており、実用上、日射遮蔽性能および断熱性能に問題がない。(窓システム SC: 0.5 程度、U=4.0(W/m²K)程度、外壁その他:U=2.0(W/m²K)程度 注1))			
レベル4				
レベル5	窓システム、外壁、屋根や床(特にピロティ)において、室内への熱の侵入に対して、十分な配慮がなされており、最良の日射遮蔽性能および断熱性能を有する。(窓システムSC:0.2 程度、U=3.0(W/m²K)程度、外壁その他:U=1.0(W/m²K)程度 注1))			

用途	住(年間暖冷房負荷による場合)					
		年間	暖冷房負荷 H	(単位 MJ/m²·	年)	
	地域区分 [注2)	地域区分Ⅱ	地域区分Ⅲ	地域区分Ⅳ	地域区分Ⅴ	地域区分Ⅵ
レベル1	840<[H]	980<[H]	980<[H]	980<[H]	980<[H]	980<[H]
レベル2	470<[H] ≦ 840	610<[H] ≦ 940	640<[H] ≦ 980	660<[H] ≦ 980	510<[H] ≦ 980	420<[H] ≦ 980
レベル3	390<[H] ≦ 470	390<[H] ≦ 610	460<[H] ≦ 640	460<[H] ≦ 660	350<[H] ≦ 510	290<[H] ≦ 420
レベル4	_	_	_	_	-	_
レベル5	[H]≦390	[H]≦390	[H]≦460	[H]≦460	[H]≦350	[H]≦290
用途		住(熱損失	係数及び夏期	日射取得係数に	よる場合)	
		熱	損失係数 Q(.	単位 W/ m²·K)		
	地域区分 [注2)	地域区分Ⅱ	地域区分Ⅲ	地域区分Ⅳ	地域区分Ⅴ	地域区分VI
レベル1	2.8<[Q]	4.0<[Q]	4.4<[Q]	4.9<[Q]	7.1<[Q]	7.1<[Q]
レベル2	1.8<[Q]≦2.8	2.7<[Q]≦4.0	3.1<[Q]≦4.4	3.6<[Q]≦4.9	3.9<[Q]≦7.1	6.2<[Q]≦7.1
レベル3	1.6<[Q]≦1.8	1.9<[Q]≦2.7	2.4<[Q]≦3.1	2.7<[Q]≦3.6	2.7<[Q]≦3.9	3.7<[Q]≦6.2
レベル4	_	_	_	_	_	_
レベル5	[Q]≦1.6	[Q]≦1.9	[Q]≦2.4	[Q]≦2.7	[Q]≦2.7	[Q]≦3.7
			夏期日射取	得係数 μ		
	地域区分 [注2)	地域区分Ⅱ	地域区分Ⅲ	地域区分Ⅳ	地域区分Ⅴ	地域区分VI
レベル1	_					
レベル2	_	_	0.10<[μ]	0.10<[μ]	0.10<[μ]	0.08<[μ]
レベル3	0.08<[μ]	0.08<[μ]	0.07<[μ] ≦0.10	0.07<[μ] ≦0.10	0.07<[μ] ≦0.10	0.06<[μ] ≦0.08
レベル4	_	_	_	_	_	_
レベル5	[μ]≦0.08	[μ] ≦ 0.08	[μ]≦0.07	[μ]≦0.07	[μ]≦0.07	[<i>µ</i>]≦0.06

[※]どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

注1) SC:(日射) 遮蔽係数、U: 熱貫流率、H: 年間暖冷房負荷(単位 $MJ/m^{\prime}\cdot$ 年)、Q: 熱損失係数(単位 $W/m^{\prime}\cdot$ K)、夏期日射取得係数 μ

注2)ここでいう地域区分とは、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準」に おける地域の区分に準ずる。)

□解 説

外界からの熱的侵入の抑制機能について評価する。

室内温度を維持するために、極力、外界からの外乱を排除する窓システムや外壁が採用されているかを評価する。外皮性能が劣っていても室温設定、設備容量に余裕があれば室温センサの位置では設定温度を満たすことができるが、極端に表面温度の高い、または、低い窓や壁面が存在すると、室内空間に温度むらができ、上下温度差や外壁・窓からの輻射の影響を受け局所的不快を感じる。また、内付けブラインドの使用やエアーバリア、エアフローウィンドウ、ダブルスキンなどの窓システムは単体性能ではなく、システムとしての日射遮蔽係数と熱貫流率を想定する必要がある。

レベル3以下の評価においては、仕様規定による評価でもよいものとする。それ以上の高いレベルの評価を与え

る場合には、実測や実験に基づく性能保証値の確認が必要である。

住では平成11年基準(次世代省エネルギー基準)での評価に準じている。

「年間暖冷房負荷の基準」または、「熱損失係数及び夏期日射取得係数の基準」のいずれかの基準で行う ものとする。熱損失係数及び夏期日射取得係数の基準で行う場合は、どちらか低い方で評価する。

■参考1) 地域差の考慮について

窓性能について:最大日射量は時刻、季節のずれがあっても地域差はあまりないため、遮蔽係数(SC値)は地域差を考慮せずに評価に用いることができると考える。

外壁性能について:室内への熱的影響の大きさを示す値として、夏期の実効温度差や冬期の室内外温度差があるが、実効温度差は日射量と外壁断熱性能によるもので地域差はない。冬期の室内外温度差は設計外気条件に地域差が出るため、以下のように評価する。

採点基準は、室内環境の評価項目となる不均一放射や上下温度差の許容値を参考にし、室内設定温度と外壁室内側表面温度との温度差に置き換えて判定指標とした。温度差 Δ tをレベル5(Δ t \leq 3 $^{\circ}$)、レベル3(Δ t \leq 6 $^{\circ}$)、レベル1(Δ t $>6<math>^{\circ}$)の3段階とし、外壁の熱貫流率U、室内設定温度Tr、地域の冬期設計外気温度Toから温度差を求め、レベルを決定しようとするものである。

温度差 Δ t[°C]=(U/ α i)×(Tr−To) α i:室内側熱伝達率(9W/m²K 程度)

普通、外皮は外壁と窓ガラスとにより構成されているため、それぞれの貫流率と構成面積率を考慮し、レベルを決定する。

表中は冬期の室内設定温度24℃、外気温度0℃の代表的な場合を想定している。

■参考2) 性能確認方法ついて

外壁: 現状の構成部材が確認可能であれば、計算による性能値で確認・評価可能とする(仕様規定による)。

窓:複層ガラス(Low-eガラス等)などであれば、ガラス性能をそのまま性能値とすることができ、ガラス仕様 +ブラインド仕様の確認の上、メーカーカタログ値やPAL計算用の値を採用し評価を行う。(通常の事務所 での「窓」は仕様規定で評価可能。)

評価が難しいのは、「エアフローウインドウやダブルスキンなど」、システムとして機能させ、外皮性能を高めている窓システムと考えられる。

- ①竣工前に、実験等で確認されていれば、運用時に、設計通りの適正風量が通風されているかの確認実測により評価可能とする。
- ②評価の根拠が無い場合

熱貫流率:通風量の計測と室内外の温度差、熱流計による貫流熱の測定により、熱貫流率の算出は可能(日射の影響をのぞく)。

日射遮蔽係数:実測レベルでは正確な測定は困難(参考 建築設備システムの性能計測方法の標準化:空衛学会)なため、評価データが無く、性能が確認できない場合は、通風等の効果をのぞいた、部材仕様による計算値を性能値(性能下限値)とする、にとどめる。

■参考3) 外皮性能の凡例について

室内環境を快適に保つためには、外界からの熱の侵入を極力抑えなければならない。そこで、外皮性能を表わす指標として、温度差による熱貫流の度合いを示す「熱貫流率U」、室内への日射の侵入の度合いを示す「日射遮蔽係数SC」が参照できる。熱貫流率U、日射遮蔽係数SCは、ともに数値が小さいほど熱の侵入を抑える。

(1)熱貫流率U

表に外壁、屋根、床などの熱貫流率の参考例を示す。 (建築設備設計基準・同要領 (国土交通省)より引用のうえ、一部変更)

外壁の熱貫流率 U の例

養号	外堅構造	村 料	#	原含	U W/m/C RCの厚さm	
					150	180
	1.3.4	1. 増打コン	クリート	20		
1	\$355	2. RC 3. モルタル (福度模様)	。 次付けも同じ)	20	3.5	3.3
		1. 増打コン	クリート	.20		
2	***************************************	2. RC 4. 空気圏 5. せつこう (複層模様)	ボード 例付けも同じ)	12	2.4	2.3
		3, ポリスチ	レンフォーム	25 30	0.93 0.81	0.93 0.81
3	.1 2 345	1. 増打コン 2. 80	タリート	20		
		4. 空気艦 5. せつごう	ボード 数付けも同じ)	12×2	2.09	1.97
	11 811	3. ポリスチ	レンフォーム	.25 .30	0.93 0.81	0,93 0,81

屋根の熱貫流率Uの例

番号	屋根構造	天井材料	天井材料 の厚さrei	W/m/c
	1. 押えコンクリート 80 3. アスファルト 5 3. ポリスチレンフォーム25 4. アスファルト 5	せっこうホード	9	8.0
1	5. RC 13C 6. 空気塵 7. 天井材料	せっこうボード ロックウール吸音機	9	0.7
		せっこうボード ロッシウール吸音性	9 12	0.7
	1. 押えコンクリート 63 2. アスファルト 5 3. ポリスチレンファーム50 4. アスファルト 5	#ಕ್ರವಿಕನ-14	Đ	0.6
2	6. RC 130 6. 空気磨 7. 天井材料	せつごうボード ロックサール吸音機	9	0.5
		せっこうボード ロックラール吸音機	9 12	0.5

床の熱貫流率 U の例

番号	屋根構造	天井材料	天井村料 の原さ前	M/H/C
1	1. アニル体タイル 3 2. モルタル 27 3. RC 120 4. 空気層 5. 天井材料	アルミ板	0.8	2.9
		23. #K	0.4	2.9
	1. ビニル休タイル 3	ロックウール	10	2.0
	2. モルタル 27 3. RC 120	取付け	1.5	1.6
	4. 天井材料		15	1.5
2	1		20	1.3
	1	ポリスチレン フォ・ム	26.	1.0
			30-1	0.9
	15 M.		50	0.8

(2)窓システムの日射遮蔽係数SCと熱貫流率U

窓に使用するガラスの違いによる、日射遮蔽係数と熱貫流率の概略値を示す。

3 mmガラス : 遮蔽係数SC=1.0、熱貫流率は6.0(W/m²K)程度

透明複層ガラス、高性能単板ガラス:遮蔽係数 $SC=0.8\sim0.6$ 、熱貫流率は $4.0\sim5.0$ (W/m^2 K)程度

高性能複層ガラス : 遮蔽係数SC=0.5、熱貫流率は3.0(W/m²K)程度

■文献 9), 10), 11), 12), 13), 14), 15), 16)

2.1.4 ゾーン別制御性

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

適用条件

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。

<建物全体·共用部分>			
用途	事·工·病·ホ		
レベル1	方位別やペリメータとインテリア別などの区別が無く、1系統で空調システムが計画されており ^{注)} 、季節別に冷暖切り替えが必要である。		
レベル2			
レベル3	方位別、ペリメータとインテリア別や内部負荷の分布などを考慮し、大まかな空調のゾーニングがなされており ^{注)} 、冷房・暖房は切り替えとなる空調システムとしている。		
レベル4	レベル3程度の空調のゾーニングがなされており ^{注)} 、さらにゾーン別に冷房・暖房の選択が可能な空調システムとしている。		
レベル5	方位別やペリメータとインテリア別など空調系統が分かれている上注)、さらに細かな空調 ゾーニング(概ね 40m²以下)がされている。さらにゾーン別に冷房・暖房の選択が自由な 空調システムとしている。		
用途	物·飲·会		
レベル1	同一フロアで冷暖房のゾーニングが無く、1系統で空調システムが計画されている。空調 モードの選択では冷暖房の切り替えが必要である。		
レベル2			
レベル3	同一フロアで用途別や熱負荷別に複数にゾーニングがなされており、同一フロアで冷房・ 暖房は切り替えとなる空調システムが計画されている。		
レベル4	レベル3程度の空調ゾーニングがなされ、さらにゾーン別に冷房・暖房の選択が可能な空調システムが計画されている。		
レベル5	同一フロアで、熱負荷別に売り場・テナント用に細かくゾーニングがなされており、各ゾーン 単位で冷房・暖房が可能な空調システムが計画されている。		

- ※どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2)とする。
- 注)エアフローウインドウ等によりペリメータレスとした場合や奥行きのない小規模オフィスの場合は、ペリメータとインテリアの区別に関する前半の表現は無視すること。

<住居・宿泊部分>評価しない。

□解 説

室内空間の温度むらを無くし、快適環境を作るための細かなゾーニング空調を行うシステムが採用されているかを評価する。

また、対応可能なシステムが十分でなくても、人員により運用管理や計画的配慮により、十分、室内環境の維持に反映されていれば、高いレベルの評価を与えることができる。

以下に、各レベルに対応可能と思われる空調システムの例を示す。

レベル1:単一ダクト方式、2管式FCU方式(ゾーニングがない、冷暖切り替え)

レベル3:単一ダクト方式、2管式FCU方式(ゾーニングのグレード評価、冷暖切り替え)

レベル4:二重ダクト方式(AHUで4管式)、4管式FCU方式、タスク・アンビエント空調方式(ゾーニングのグレード、冷暖同時の双方を評価)

レベル5:マルチユニット型ヒートポンプ方式(冷暖同時)、二重ダクト方式(AHUで4管式)、4管式FCU方式 レベル3,4以上の細かなゾーニング(40m²程度)による。

2.1.5 温度 · 湿度制御

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。

2.1.6 個別制御

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。

2.1.7 時間外空調に対する配慮

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。

2.1.8 監視システム

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。

2.2 湿度制御

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

1 適用条件

<住居・宿泊部分>の住では、空調機器が居住者設置による場合には評価対象外とする。

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。

<建物全体·共用部分>			
用途	事·物·飲·会·工·嬴·凩·住		
レベル1	レベル3を満たさない。		
レベル2			
レベル3	加湿機能を有し、かつ一般的な冬期 40%、 保されている。 ^{注1)}	夏期 50%の湿度を実現する設備容量が確	
レベル4			
レベル5	加湿機能・除湿機能を有し、かつ 45~55%の範囲の湿度を実現することが可能な設備容量が確保されている。 注2)		
	学(大学等)	学(小中高)	
レベル1	レベル3を満たさない。	レベル3を満たさない。	
レベル2			
レベル3	加湿機能を有し、かつ一般的な冬期 40~ 70%、夏期 50~65%の湿度を実現する設 備容量が確保されている。	一般的な冬期 30~45%、夏期 55~80%の湿度を実現する設備容量が確保されている。	
レベル4			
レベル5	加温機能・除温機能を有し、かつ 45~ 55%の範囲の湿度を実現することが可能な	加湿機能・除湿機能を有し、かつ 45~ 55%の範囲の湿度を実現することが可能	

※どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

<住居·宿泊部	<住居·宿泊部分>				
用途	病·木	住			
レベル1	レベル3を満たさない。	何も配慮していない。			
レベル2		(該当するレベルなし)			
レベル3	加湿機能を有し、かつ一般的な夏期 50%、冬期 40%の湿度を実現する設 備容量が確保されている。	適切な換気機能を有し、熱橋となる部分の 断熱補強、防湿層、通気層の設置等の結 露防止対策がとられている。			
レベル4		除湿機能を有し、熱橋となる部分の断熱補 強、防湿層、通気層の設置等の結露防止 対策がとられている。			
レベル5	加湿機能・除湿機能を有し、かつ 45~55%の範囲の湿度を実現することが可能な設備容量が確保されている。	加湿・除湿機能を有し、45~55%の快適 範囲を設定し、なおかつ、熱橋となる部分 の断熱補強、防湿層、通気層の設置等の 結露防止対策がとられている。			

※どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

- 注1) 冬期は最高レベルに対し若干緩和される。
- 注2) 通常の空調機により、夏期は冷却コイルによる除湿、冬期は加湿器による加湿を想定している。

□解 説

温度設定の目標値で評価を行う。夏期での快適性をめざした除湿による湿度制御や冬期での健康面を考慮した加湿などが重要視される。

各評価段階でのレベル設定の考え方は、以下による。

レベル1:ビル管法の基準40%以上70%以下、文部科学省学校環境衛生基準(学(大学等)) レベル3:国土交通省仕様、一般的社会水準、都立学校衛生基準表、または一般的推奨値 (学(大学等))、文部科学省学校環境衛生基準(学(小中高))

レベル5:POEM-O至適域:45%~55%

■文献 9), 10), 11), 12), 13), 14), 16), 17)

2.3 空調方式

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

適用条件

____ <住居·宿泊部分>の住では、空調機器が居住者設置による場合には評価対象外とする。

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する。外来待合いと診療室で評価基準が異なるため注意のこと。

<建物全体·共用部分>		
用途	事·学·物·飲·会·工·病(待合)·朴·住	病(診療)
レベル1	居住域の上下温度差や気流速度について 特に配慮していない空調方式が計画されている。	居住域の上下温度差や気流速度について 特に配慮していない空調方式が計画されている。
レベル2		
レベル3	通常の空調方式であるが、居住域の上下 温度差や気流速度に配慮した給排気計画 がなされている。	通常の空調方式であるが、居住域の上下 温度差や気流速度および診療室内の間仕 切りなどに配慮した給排気計画がなされて いる。
レベル4		
レベル5	居住域の上下温度差や気流速度が少なく なるように配慮された空調方式 ^{注1)} が採用 されている。	居住域の上下温度差や気流速度が少なくなり、また診療室内の間仕切りに配慮された空調方式 ^{注1)} が採用されている。

<住居·宿泊	<住居·宿泊部分>		
用途	病·木	住	
レベル1	居住域の上下温度差や気流速度について 特に配慮していない空調方式が計画され ている。	空調居住域の上下温度差、気流速度や 非空調部屋との室間温度差などについて 特に配慮していない空調方式が計画され ている。	
レベル2			
レベル3	通常の空調方式であるが、居住域の上下 温度差や気流速度に配慮した給排気計画 がなされている。	空調居住域の上下温度差、気流速度や 非空調部屋との室間温度差などに配慮し た空調方式が計画されている。	
レベル4			
レベル5	居住域の上下温度差や気流速度が少なく なるように配慮された空調方式 ^{注1)} が採用 されている。。	空調居住域の上下温度差、気流速度や 非空調部屋との室間温度差などが少なく なるように配慮された空調方式が計画され ている。	

※どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。 注1) 例えば、天井・床放射暖冷房方式や床吹出し方式などを指す。

□解 説

居住域の上下温度差や気流速度(残風速)を軽減するための空調方式が採用されているかを評価する。在室者に対して局所的不快感を与えないように空調設備の設計段階でいろいろな空調方式を検討し、最善の方式で施工を行う。

したがって、どの方式が快適環境を作る空調方式かは一義的には決められないが、今までの実績や設計方針から空調方式を評価する。上下温度差や気流速度の評価対象空間は居住域を考えており、評価対象項目は人が滞在する居住空間で生じている上下温度差や気流速度としている。温度差は床上0.1mと1.7mでの温度差を評価し、温度の均一な空間を目指した基準としている。

空調方式の例

下記に掲げる方式は単一ダクト方式等で分類される空調方式ではなく、吹出し方式に着目した場合の例で ある。

レベル1:カセット型の室内機など任意に室内気流性状を設計できない方式、ライン吹出しなどのように拡散性の悪い吹出し口の多用など

レベル3:アネモ型、パン型など拡散性の良い吹出し口が採用された吹出し方式など

レベル5: 快適性を阻害するような上下温度差·気流性状が生じ難い床吹出し方式、天井輻射冷暖房方式 など。あるいは、上下温度差及び気流速度がおおよそ2℃以内、0.15m/s程度となるような、吹出 し口の選定、配置に留意した計画となっているものなど

■文献 9), 10), 11), 12), 14)

3. 光·視環境

3.1 昼光利用

3.1.1 昼光率

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

▲ 適用条件

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。

<建物全体·共用部分>		
用途		事·学·工·病·杰·住
レベル1	[昼光率] <1.0%	
レベル2	1.0%≦ [昼光率] <1.5%	
レベル3	1.5%≦ [昼光率] <2.0%	
レベル4	2.0%≦ [昼光率] <2.5%	
レベル5	2.5%≦ [昼光率]	

<住居·宿泊部分>		
用途	病·木	住
レベル1	[昼光率] <0.5%	[昼光率] <0.5%
レベル2	0.5% ≦ [昼光率] <0.75%	0.5%≦ [昼光率] <1.0%
レベル3	0.75%≦ [昼光率] <1.0%	1.0%≦ [昼光率] <1.5%
レベル4	1.0% ≦ [昼光率] <1.25%	1.5%≦ [昼光率] <2.0%
レベル5	1.25%≦ [昼光率]	2.0%≦ [昼光率]

□解 説

昼光率は、直射日光を除く、屋外の照度(全天空照度)に対する室内の測定点の照度の比、すなわち採光可能性を示す指標である。昼光は常に変動するが、昼光率は、比を用いているため、安定した値が得られる。

対象とする室の床面中央を算出点として、2つの算定図「壁面の窓を対象とした場合」「天窓を対象とした場合」によって導かれる。■参考1)は壁面の窓を対象とした場合、■参考2)は天窓等を対象とした場合である。対象とする室は、事では標準的な執務室、学では教室、住・病・木の共用部分としてロビー等が想定される。

ここで扱っている昼光率の計算は、できるだけ簡便な予測とするため直接昼光率とし、更に立体角投射率を 昼光率と同等として扱う方法を採用しており、窓面の透過率や天井の反射率は考慮されない。その他の方 法(建築学会「昼光照明の計算法」等を参照)で詳細に検討した場合にはその値で評価してもよい。

■参考1) 算定図ー壁面の窓を対象とした場合 (5) 一般的な 位置の場合 は基準依備 にあるほど 形の代表和 として来の る $\mathcal{U}=\mathcal{U}_1 \cap \mathcal{U}_2 \cap \mathcal{U}_3 = \mathcal{U}_4$ $\mathcal{P}_{\mathcal{A}}^{\mathcal{A}}$ 30 0,7 0.5 $p = p_1 + p_2 + p_3 + p_4$ $R = Q_0 \in \mathcal{U}_{\mathfrak{g}}$ 0.30.2 0.1 h/d■参考2) 算定図ー天窓を対象とした場合 10 下区のような一般的な位置の場合は思議値置にある最方形の代数科として求める。 Ç. <u>₹</u>1 $U=U_1-U_2+U_3-U_4$ 6 0.564 0.3 $U = U_1 - U_2 - U_3 + U_4$ $G = H_2 + H_2 + H_3 + H_4$ 0.2°

b/d

 $\langle 0 \rangle$

■文献 19)

■参考3)参考1、2を用いた昼光率の計算方法

実際の昼光率を計算によって精緻に求めることは非常に難しいため、ここでは比較的簡易に求めることができる立体角投射率を用いた方法を採用している。立体角投射率とは、ある立体角を持つ面の底円への投影面積S"が、底円に対して占める割合のことであり、これはほぼ昼光率に等しいものとして考えることができる。立体角投射率U は次式で表すことができる。

$$U = \frac{S''}{p \cdot r^2} \times 100 \quad (\%)$$

ただし、

U:立体角投射率≒昼光率(%)

r:底円の半径(通常 r=1)

π:円周率

S":底円へ投射されたSの面積

参考1、2の図は長方形光源の立体角投射率、すなわち昼光率に近似する値を直接読み取れるグラフであり、それぞれ光源と受照面が互いに垂直な場合と平行な場合を表している。つまり、参考1の図では壁面にある窓を光源とした場合の床面や机上面などの昼光率を、参考2では天窓に対する机上の昼光率等を求めることができる。昼光率はb(窓の幅)、d(窓面からの距離)、h(窓の高さ)から、b/dを横軸、h/dを縦軸にとり、その交点を読めばよい。

ただし窓面と測定面の位置関係により計算方法が異なり、 グラフ横の図は測定位置による計算方法の違いを表した ものである。右図の場合にはU=U1+U4と、2つのエリアの 合計が昼光率となる。

右図の場合のU1エリアの昼光率を求めると、

b1/d1=0.8/2.5=0.32、h1/d1=1.55/2.5=0.62、からグラフを読み取り、U1≒1.4となる。

同様にU4については、b4/d4=0.5/2.5=0.2、h4/d4=0.62であるので、U4≒0.9となる。

よって、求める昼光率は、U=1.4+0.9=2.3となる。

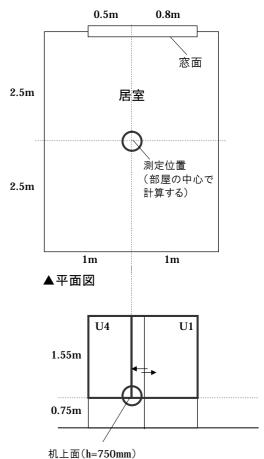
同様に、窓と測定面との位置関係が異なる場合には、グラフ横の図を参照することで合計値の求め方が理解できる。

また参考2の窓面と測定面が平行の関係にある場合についても上記と同様の方法で求めることができる。

なお測定面は机上面の高さとし、測定位置は室中心とする。

集合住宅の住戸内の場合、最も開口部が大きい部屋(居間など)で計算を行う。

■文献 18), 19), 20)



で計算した場合

▲立面図 (室内からの姿図)

3.1.2 方位別開口

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

▲ 適用条件

住の住戸部分以外は対象外である。

<建物全体・共用部分> 評価しない

<住居·宿泊部	<住居·宿泊部分>	
用途	住	
レベル1	南面に窓がない。	
レベル2	(該当するレベルなし)	
レベル3	南面に窓がある。	
レベル4	(該当するレベルなし)	
レベル5	南、東の両面に窓がある。	

□解 説

開口の存在する位置(方角)によって効率的な昼光利用を行っているかを評価する。

標準階において、最も数の多いタイプの間取りの住戸について、一戸をトータルにみて評価を行う。日本住宅性能表示基準における方位別開口比の評価方法では方位別の開口比率を数値として算出するが、ここでは開口部の方角別の有無のみによって簡易に評価する。

■文献 17)

3.1.3 昼光利用設備

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

□ 適用条件

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。

<建物全体·共用部分>		
用途	事·学·工	物·飲·病·ホ·住
レベル1	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	昼光利用設備がない。	昼光利用設備がない。
レベル4	昼光利用設備が1種類ある。	(該当するレベルなし)
レベル5	昼光利用設備が2種類以上ある、または高度な機能を有する。	昼光利用設備がある。

<住居·宿泊部分>	
用途	病·ホ·佳
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	昼光利用設備がない。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	昼光利用設備がある。

□解 説

昼光利用設備(Daylight Devices)の設置状況によって開口部を評価する。

昼光利用設備とは、建物外壁に通常設けられる窓以外に、積極的な昼光利用を意図して設けられた設備である。具体的にはライトシェルフ、ライトダクト、集光装置、光ファイバ等のように、光を採りいれる(集める)装置、もしくは光を室奥へ導く装置を指す。

高度な機能を有する設備としては、例えば集光装置と光ファイバを組み合わせた装置のように、光を集める機能と光を室奥へ導く機能の両方を有するもの等がある。

なお、天窓(トップライト)については、積極的な昼光利用を意図して設けられた場合、昼光利用設備としてよいが、病・木・住の場合<住居・宿泊部分>では、基準階の代表的な専用部分で評価するので、最上階にだけ、トップライトがあったとしても評価できない。<建物全体・共用部分>では、基準階に対する昼光利用、または共用部分への積極的昼光利用を意図したものである場合には、トップライトが評価される。

3.2 グレア対策

3.2.1 照明器具のグレア

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。。

3.2.2 昼光制御

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

国 適用条件

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。

<建物全体∵	<建物全体·共用部分>	
用途	事·對(大学等)·工·病·ন·但	
レベル1	何もない。	
レベル2	スクリーン、オーニング、庇によりグレアを制御。	
レベル3	ブラインドによりグレアを制御、もしくはスクリーン、オーニング、庇のうち 2 種類を組み合わせてグレアを制御。	
レベル4	ブラインドに、スクリーン、オーニング、庇のうち1種類以上を組み合わせてグレアを制御。	
レベル5	自動制御ブラインドによりグレアを制御。	
用途	学(小中高)	
レベル1	何もない。	
レベル2	(該当するレベルなし)	
レベル3	カーテン、スクリーン、オーニング、庇によりグレアを制御。	
レベル4	ブラインドによりグレアを制御、もしくはカーテン、スクリーン、オーニング、庇のうち、2種類以上を組み合わせて制御。	
レベル5	ブラインドに、カーテン、スクリーン、オーニング、庇のうち、1種類以上を組み合わせて制御。	

<住居·宿泊部	<住居·宿泊部分>		
用途	病·木·佳		
レベル1	何もない。		
レベル2	(該当するレベルなし)		
レベル3	カーテン、スクリーン、オーニング、庇によりグレアを制御。		
レベル4	ブラインドによりグレアを制御、もしくはカーテン、スクリーン、オーニング、庇のうち、2種類以上を組み合わせて制御。		
レベル5	ブラインドに、カーテン、スクリーン、オーニング、庇のうち、1種類以上を組み合わせて制御。		

□解 説

開口部まわりの庇、オーニング(日除けテント、日除けシェード)、スクリーン、カーテン、ブラインド、シェード等の有無によって昼間の直射光によるまぶしさ(グレア)の対策を評価する。太陽位置の変化に対する直射光の制御の調節度合い(日照調整性能)が高いほど評価が高い。自動制御ブラインドとは、太陽位置の変化に応じてブラインドの羽の角度を自動的に制御するものである。

住宅の住居部分の評価では、カーテン、スクリーン、オーニング、ブラインド、シェード等について居住者設置による場合がほとんどであるが、カーテンについては、カーテンレール(ボックス)があれば評価に含めて良い。なお、庇(バルコニー含む)については、全ての階に有していることが評価のための条件となる。

3.2.3 映り込み対策

山 適用条件

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。

3.3 照度

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

適用条件

<住居・宿泊部分>の住では、照明機器が居住者設置による場合には評価対象外とする。 病の共有部は、外来待合と診療室の両方を評価する。外来待合と診療室で評価基準が異なるため注意のこと。

<建物全体·共用部分>			
用途	事・病(診療)工	学	病(待合)
レベル1	[照度]<300lx	[照度]<300lx	[照度]<150lx
レベル2	300lx≦[照度]<500lx、または 1000lx≦[照度]	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	500lx≦[照度] <750lx	300lx≦[照度]<500lx、 または 750lx≦[照度]	 150lx≦[照度]
レベル4	全般照明方式の場合で、照度が 750lx 以上 1000lx 未満。タスク・ アンビエント照明方式もしくはこれ に準ずる照明方式の場合で、タス ク照度が 750lx 以上 1000lx 未 満、アンビエント照度がタスク照度 の 1/3 以上 2/3 以下。	500lx≦[照度]<750lx	レベル3を満たし、かつ壁面の鉛直面照度が100lx以上(該当するレベルなし)
レベル5	タスク・アンビエント照明方式もしくはこれに準ずる照明方式の場合で、タスク照度が 750lx 以上 1000lx 未満、アンビエント照度がタスク照度の 1/3 以上 2/3 以下、かつ壁面の鉛直面照度もしくは天井面の水平面照度が 100lx 以上	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
用途	市	住	
レベル1	[照度]<100 lx	 [照度] <100 lx	
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	
レベル3	100lx≦[照度]	100 lx≦ [照度]	
レベル4	(該当するレベルなし)	レベル3を満たし、かつ壁面の鉛直面照度が100lx以上	
レベル5	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	

<住居·宿泊部分>		
用途	病	迅·值
レベル1	[照度] <150 lx	[照度] <100 lx
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	150 lx≦ [照度]	100 lx≦ [照度]
レベル4	レベル3を満たし、かつ壁面の鉛直面照 度が 100lx 以上	(該当するレベルなし)
レベル5	(該当するレベルなし)	レベル3を満たし、かつ複数の機器の使い 分けが可能 ^{注1)}

□解 説

レベル1から3は、室内の机上面(床面から80cm前後)の明るさを水平面照度(ルクス)により評価する。 学などで使用時間が昼間に限定される場合は、最小の昼光を勘案した照度としてよい。

事・病(診療) 工におけるレベル4は、全般照明の場合は、室内の机上面の水平面照度により、また、適度なメリハリのある視環境を形成するタスク・アンビエント照明方式(視作業域は主にタスク照明によって必要な明るさを確保し、非視作業域はアンビエント照明によって、視作業域に比べて照度の低い照明を行う方式)、もしくはタスク・アンビエント照明方式に準ずる照明方式(執務内容や執務者個人の特性に応じたタスク照度の最適化が可能な方式)を適切な照度で採用した場合に評価され、レベル5は、タスク・アンビエント照明方式、もしくは準ずる照明方式の適切な照度での採用に加え、視野内に占める割合が大きい壁面や天井を照らし明るさ感を確保する照明計画としている場合に評価される^{注2}。

ここで、タスク照度は作業域(机上面)の水平面照度のことであり、アンビエント照度は、周辺の非作業域における床面から80cm前後の水平面照度のことを指す。

<建物全体・共用部分>の病(待合)・住、及び<住居・宿泊部分>の病のレベル4は、水平面照度の確保に加え、壁面を照らして明るさ感を確保する照明計画としている場合に評価され、<住居・宿泊部分>の水・ ℓ のレベル5は、水平面照度の確保に加え、複数の機器の点・消灯による使い分けが可能な照明計画としている場合に評価されるk 。ここで<住居、宿泊部分>の ℓ は主要な居室を対象とする。

なお、事の全般照明の場合の1000lx以上、学はの750lx以上は、明るすぎるので評価が下がり、タスク・アンビエント照明方式でレベル4、レベル5の条件に相当しない場合については、照度バランスの観点からレベル3として評価する。

- 注1) タスク照度とアンビエント照度の適度な明暗のバランスの評価は、均斉度の評価に相当する。
- 注2) レベル4,5における壁面の鉛直面照度や天井面の水平面照度は、照度分布図により評価することが望ましい。これらの照度分布図の導出は複数の市販ソフトウェアで可能である。
- 注3) 木・住において、生活行為に応じたきめ細かい光環境形成を可能とするこのような照明方式で、とくに 低消費電力の機器を分散配置する手法のことを、多灯分散照明方式と呼んでいる(住宅照明設計 技術指針)。
- ■文献 21), 22), 23), 24), 25), 26)

3.4 照明制御

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

適用条件

── <住居·宿泊部分>の住では、照明機器が居住者設置による場合には評価対象外とする。

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。

<建物全体·共用部分>		
用途	事·学(大学等)·物·工·病·ホ·住	学(小中高)
レベル1	制御区画が分かれていない、かつ、照明制御盤・器具等で調整できない。	明るさや学習形態に応じた制御区画ではない。
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	4作業単位で照明制御できる、または、照明制御盤・器具等で調整できる。	明るさや学習形態に応じた制御区画であり、在室者自らが点灯·消灯によって制御できる。
レベル4	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル5	1作業単位で照明制御でき、かつ、端末・リモコン等で調整できる、または、自動照明制御ができる。	レベル3を満たしている。かつ、部分的に自動調光ができる。

<住居·宿泊部分>		
用途	病	用· 但
レベル1	照明制御ができない。	照明制御ができない。
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	複数ベッド単位で照明制御できる、または、 照明制御盤・器具等で調整できる。	室内全体に対して照明制御盤、器具等による大まかな調整ができる。
レベル4	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル5	ベッド単位の細かな照明制御ができる。	室内の複数部分に対して端末、リモコン等で細かい照明制御ができる、または、自動照明制御ができる。

口解 説

照明制御は、点灯・消灯、調光によって室内の明るさ、色温度、照明位置を制御できる度合いのことを意味している。対象空間の照明制御の可能な最小範囲および、制御体制(手動・自動)を評価する。細かく制御できる、または自動で制御可能であるほど高い評価としている。

「作業単位」、「室内の複数部分」は、例えば、事等においては、一連のデスクによる作業単位、もしくはデスクによる作業単位がはっきりしない場合は1スパンのことを指し、住等においては、在室者の位置・行動に合わせた部分照明が可能なことを指す。病等のレベル1は、部分的に照明できる必要があるにもかかわらず一括でしか点灯・消灯、調光できない場合を指す。

また、学(大学等)においては、大教室が想定されることから事等と同様の評価とするが、学(小中高)においては、教室が小規模となるため、主として昼光との関係を重視した照明制御を評価する。

4. 空気質環境

室内の空気を健全に保つことの重要性は自明であるが、それを実行するには材料の選定、換気方法、施工 方法等、きめ細かな配慮が必要である。ここでは、それらへの配慮の程度を評価する。

室内の空気を健全に保つための基本的な考え方そのものは簡単で、まずは汚染物質をできるだけ発生させないこと、そして発生してしまった汚染物質は換気により除去することである。これに運用管理に関連した項目を加え、3つの項目(発生源対策、換気、運用管理)に大きく分類して評価を行う。

4.1 発生源対策

室内空気質を健全に保つ上で、汚染物質を元から断つことが確実かつ有効である。すなわち、まず第一に考えるべきことは建築および設備から発生する汚染物質を最小化することであり、その意味で発生源対策は換気や運用管理より重要と言える。

4.1.1 化学污染物質

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

適用条件

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。

<建物全体·共用部分>	
用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	建築基準法を満たしている。
レベル4	建築基準法を満たしており、かつ建築基準法規制対象外となる建築材料(告示対象外の建材および JIS・JAS 規格のF☆☆☆☆)をほぼ全面的(床・壁・天井・天井裏の面積の合計の 70%以上の面積)に採用している。
レベル5	建築基準法を満たしており、かつ建築基準法規制対象外となる建築材料(告示対象外の建材および JIS・JAS 規格のF☆☆☆☆)をほぼ全面的(床・壁・天井・天井裏の面積の合計の 90%以上の面積)に採用している。さらに、ホルムアルデヒド以外の VOC についても放散量が少ない建材を全面的に採用している。

<住居·宿泊部分>	
用途	病·凩·伹
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	建築基準法を満たしている。
レベル4	建築基準法を満たしており、かつ建築基準法規制対象外となる建築材料(告示対象外の建材および JIS・JAS 規格のF☆☆☆☆)をほぼ全面的(床・壁・天井・天井裏の面積の合計の 70%以上の面積)に採用している。
レベル5	建築基準法を満たしており、かつ建築基準法規制対象外となる建築材料(告示対象外の建材および JIS・JAS 規格のF☆☆☆☆)をほぼ全面的(床・壁・天井・天井裏の面積の合計の 90%以上の面積)に採用している。さらに、ホルムアルデヒド以外の VOC についても放散量が少ない建材を全面的に採用している。

□解 説

化学汚染物質による空気質汚染を回避するための対策が充分にとられているか評価する。

1980年代、欧米で大きな問題となった「シックビルディング」は建物を構成する材料の変化に加えて、オフィスでの省エネのための急激な換気量の削減が引き金となったとされている。日本においては、建築物衛生法の存在によりオフィスにおいては、このような極端な現象とはならなかった。その代わりに、まず、主に自然換気に頼っている住宅において「シックハウス」として大きな問題となり、ついで学校でも「シックスクール」として問題が顕在化するにいたった。これを受け、厚生労働省からの化学汚染物質の濃度指針値が示されると共に、さまざまな研究が推進されることとなり、建築基準法が改正されるまでに至った。

ここでは、主に化学汚染物質に対する配慮から導かれた「建築基準法」を満たすレベルを通常の設計レベルとしてレベル3とした。それよりも努力している場合には高い得点を与えるものとする。レベル4は、建材について、現状の規格に照らして、建築基準法規制対象外となる建築材料(告示対象外の建材およびJIS・JAS規格のF \diamond \diamond \diamond \diamond \diamond)をほぼ全面的(床・壁・天井・天井裏の面積の合計の70%以上の面積)に採用している場合とする。レベル5は、より完全なレベルを求めており、建築基準法規制対象外となる建築材料(告示対象外の建材およびJIS・JAS規格のF \diamond \diamond \diamond \diamond \diamond \diamond)を全面的(床・壁・天井・天井裏の面積の合計の90%以上の面積)に採用し、かつホルムアルデビド以外のVOCにも配慮した材料を採用している場合とする。天井裏の面積は、以下で算出する。

天井裏の面積=天井裏に面する壁表面積

+天井材の天井裏に面する面積(天井材は室内側もカウントするため2倍) +屋根または上階床の下側の面積

■文献 27), 28), 29), 30), 31), 32)

4.1.2 アスベスト対策

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。

4.1.3 ダニ・カビ等

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。

4.1.4 レジオネラ対策

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。

4.2 換気

室内空気質を健全に保つ上で、建築および設備から発生する汚染物質を完全に最小化することが最も有効であるが、コストやデザインとのバランスからある程度の発生を許容せざるを得ない場合が多い。そのような場合には、十分な換気計画を行い空気質を向上させることも可能である。安易に運用管理や自動制御に頼らず、基本となる外気の質、外気量、ゾーニング等に十分に配慮することが重要である。また、ある程度居住者に調整する余地を与えることも重要となる。

4.2.1 換気量

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

適用条件

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。

<建物全体·共用部分>		
用途	事·学(大学等)·物·飲·会·工·病·州·伯	学(小中高)
レベル1	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	中央管理方式の空気調和設備が設置されている 居室の場合は 25m³/h人以上。中央管理方式で ない場合は建築基準法(シックハウス対応含む) および建築物衛生法を満たす換気量となってい る。	建築基準法(シックハウス対応含む)および学校環境衛生基準を満たす換気量となっている。
レベル4	中央管理方式の空気調和設備が設置されている 居室の場合は 30m³/h人以上。中央管理方式で ない場合は建築基準法(シックハウス対応含む) および建築物衛生法を満たす換気量の 1.2 倍と なっている。	建築基準法(シックハウス対応含む)および学校環境衛生基準を満たす換気量の 1.2 倍となっている。
レベル5	中央管理方式の空気調和設備が設置されている 居室の場合は 35m³/h人以上。中央管理方式で ない場合は建築基準法(シックハウス対応含む) および建築物衛生法を満たす換気量の 1.4 倍と なっている。	建築基準法(シックハウス対応含む)および学校環境衛生基準を満たす換気量の 1.4 倍となっている。

<住居·宿泊部分>	
用途	病·迅·但
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	中央管理方式の空気調和設備が設置されている居室の場合は 25m³/h人以上。中央管理方式でない場合は建築基準法(シックハウス対応含む)および建築物衛生法を満たす換気量となっている。
レベル4	中央管理方式の空気調和設備が設置されている居室の場合は 30m³/h人以上。中央管理方式でない場合は建築基準法(シックハウス対応含む)および建築物衛生法を満たす換気量の 1.2 倍となっている。
レベル5	中央管理方式の空気調和設備が設置されている居室の場合は 35m³/h人以上。中央管理方式でない場合は建築基準法(シックハウス対応含む)および建築物衛生法を満たす換気量の 1.4 倍となっている。

□解 説

換気量が充分にとられているかを評価する。

「建築基準法」や「建築物衛生法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)」、「学校環境衛生基準」を満たすレベルをレベル3とする。中央管理方式の空気調和設備が設置されている居室において「SHASE-S102-2003換気基準・同解説」を満たすレベル(一般には30m³/h人以上)をレベル4とし、それよりも空気質を高めるために意識的に努力している場合に高い得点を与えるものとする。なお、ここでは換気量を指標としているが、実際には発生源に対する局所排気計画も重要である。例えば、事務所建築において、カフェテリアやグラフィック制作スペース、印刷室のような汚染物質を発生するゾーンは、オフィスと完全に分離できるような換気システムを採用するなどの対応が必要である。

■文献 27),34)

4.2.2 自然換気性能

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

▲ 適用条件

機械換気設備によってのみ換気を行っており、窓が開閉不可能な状態でかつ、自然換気有効開口が無い場合はレベル3と評価する。

<建物全体・	<建物全体·共用部分>	
用途	事·学·工	
レベル1	レベル3を満たさない。	
レベル2	(該当するレベルなし)	
レベル3	窓が開閉不可能な居室において自然換気有効開口がない。 あるいは窓が開閉可能な居室において、自然換気有効開口面積が居室床面積の 1/20 以上	
レベル4	窓が開閉不可能な居室において、自然換気有効開口面積が50 cm²/m²以上。 あるいは、窓が開閉可能な居室において、自然換気有効開口面積が居室床面積の 1/15 以上。あるいは、必要外気量の2倍以上の外気冷房の採用により室内空気質の向 上が期待できる。	
レベル5	窓が開閉不可能な居室において、自然換気有効開口面積が 100 cm²/m²以上。 あるいは、窓が開閉可能な居室において、自然換気有効開口面積が居室床面積の 1/10 以上。あるいは、レベル4を満たし、かつ、必要外気量の2倍以上の外気冷房の採 用により室内空気質の向上が期待できる。	

<住居·宿泊部分>		
用途	嬴·压	住
レベル1	レベル3を満たさない。	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	窓が開閉不可能な居室において自然換気有効開口がない。 あるいは窓が開閉可能な居室において、自然換気有効開口 面積が居室床面積の 1/20 以上	居室面積の 1/10 以上の 開閉可能な窓を確保し ている。
レベル4	窓が開閉不可能な居室において、自然換気有効開口面積が 50 cm²/m²以上。 あるいは、窓が開閉可能な居室において、自然換気有効開口面積が居室床面積の1/15以上。あるいは、必要外気量の2倍以上の外気冷房の採用により室内空気質の向上が期待できる。	居室面積の 1/8 以上の 開閉可能な窓を確保し ている。
レベル5	窓が開閉不可能な居室において、自然換気有効開口面積が 100 cm²/m²以上。 あるいは、窓が開閉可能な居室において、自然換気有効開口面積が居室床面積の 1/10 以上。 あるいは、レベル4を満たし、かつ、必要外気量の2倍以上の外気冷房の採用により室内空気質の向上が期待できる。	居室面積の 1/6 以上の 開閉可能な窓を確保し ている。

□解 説

開閉可能な窓が十分に設けられているかどうかを評価する。

基本的には空調・換気設備により必要外気量が確保されることが前提であるが、居室の使用状況によって一時的に汚染物質の発生が想定を超えた場合や、濃度は問題なくとも体調等により一時的に外気導入による空気質の改善が望ましい場合が考えられる。窓の開放による自然外気の導入は、必要に応じて各自の意思によりコントロールが可能でありその意味でも重要である。なお、排煙窓については自然換気を意図して設計されたもので、開閉が容易、かつ居住者の意思により常時利用可能であればここで言う自然換気開口と見なしてよい。また、外気冷房は省エネを主目的とするものであるが、実質的に室内の空気質の向上が期待できる点から、レベル4の評価とする。

住宅の評価の「開閉可能な窓」は、FIX窓では無い窓の面積という意味である。従って、引き違い等でも1/2とする必要はない。また、評価対象は、住の評価においては代表的な住戸タイプとし、その中でさらに室単位に評価し、最も条件の悪い室の値で評価する。その他の用途では基準階などの代表的な階のフロア全体を評価する。

■文献 35), 36)

4.2.3 取り入れ外気への配慮

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

適用条件

<u></u> 建物に換気設備がない場合は、評価対象外とする。

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。

<建物全体·共用部分>	
用途	事·学·物·飲·会·工·病·木
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	空気取り入れ口は敷地周囲の状況を勘案して、汚染源のない方位に設けられている。かつ、各種排気口と異なる方位か、または 3m 以上離れて設置されている。
レベル4	空気取り入れ口は敷地周囲の状況を勘案して、汚染源のない方位に設けられている。かつ、各種排気口と 6m 以上離れて設置されている。
レベル5	空気取り入れ口は敷地周囲の状況を勘案して、汚染源のない方位に設けられている。かつ、各種排気口と異なる方位で、かつ 6m 以上離れて設置されている。
用途	住
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	空気取り入れ口は敷地周囲の状況を勘案して、汚染源のない方位に設けられている。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	空気取り入れ口は敷地周囲の状況を勘案して、汚染源のない方位に設けられている。かつ、各種排気口と異なる方位か、または 3m 以上離れて設置されている。

<住居·宿泊部分>	
用途	病·뮸
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	空気取り入れ口は敷地周囲の状況を勘案して、汚染源のない方位に設けられている。かつ、各種排気口と異なる方位か、または 3m 以上離れて設置されている。
レベル4	空気取り入れ口は敷地周囲の状況を勘案して、汚染源のない方位に設けられている。かつ、各種排気口と 6m 以上離れて設置されている。
レベル5	空気取り入れ口は敷地周囲の状況を勘案して、汚染源のない方位に設けられている。かつ、各種排気口と異なる方位で、かつ 6m 以上離れて設置されている。
用途	住
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	空気取り入れ口は敷地周囲の状況を勘案して、汚染源のない方位に設けられている。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	空気取り入れ口は敷地周囲の状況を勘案して、汚染源のない方位に設けられている。かつ、各種排気口と異なる方位か、または 3m 以上離れて設置されている。

□解 説

外気取り入れ口は可能な限り最良な外気を取り入れることができる様に配慮されるべきである。汚染源としては、車、工場、隣接するビルや対象とする建物自身からの集中した排気・排熱、冷却塔、ゴミ収集場所、その他敷地特有の状況によりおよそ汚染源として考えられるすべてのものについて考える。さらに、対象建物における各階、各住戸レベルの個々の排気口と外気取り入れ口の位置関係について配慮する。なお、換気設備がない場合(窓換気)は、評価対象外とする。

■文献 37)

4.2.4 給気計画

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。

4.3 運用管理

4.3.1 CO₂の監視

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

□ 適用条件

建築物衛生法の対象となっていない建物は、評価対象外とする。

<建物全体·共用部分>	
用途	事·学·뼰·儉·丘
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	手動による計測を前提としたシステムとなっており、必要最低限の記録がなされている。
レベル4	手動による計測を前提としたシステムとなっており、空気質を適正に維持するための管理マニュアル等が整備されており、有効に機能している。
レベル5	CO ₂ 監視が中央で常時行えるシステムとなっている。かつ、空気質を適正に維持するための管理マニュアル等が整備されており、有効に機能している。

<住居・宿泊部分>評価しない

□解 説

空気質を適正に維持するための体制がとられており、かつそれが有効に機能しているかどうかを評価する。 CO2の監視は通常は建築物衛生法に基づき定期的に手動による計測が行われることになっており、これを 最低限の管理と考える。外気や室内の状況には、時刻変動や季節変動があり、また、設備機器の不具合も 一時的に起こり得る。したがって、可能であれば、CO2の常時監視が行えるシステムとなっていることが望ましい。

■文献 38)

4.3.2 喫煙の制御

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

▲ 適用条件

病の共用部は外来待合のみを評価する。

<建物全体・	<建物全体·共用部分>	
用途	事·学·物·飯·会·工·病(待合)·木	
レベル1	レベル3を満たさない。	
レベル2	(該当するレベルなし)	
レベル3	喫煙ブースなど、非喫煙者が煙に曝されないような対策が最低限取られている。	
レベル4	(該当するレベルなし)	
レベル5	ビル全体の禁煙が確認されている。または、喫煙ブースなど、非喫煙者が煙に曝されないような対策が十分に取られている。	

<住居・宿泊部分>評価しない。

□解 説

ビル全体の禁煙または喫煙ブースなど、非喫煙者が煙に曝されないような対策が十分取られているかどうかを評価する。

タバコ煙はニコチン、一酸化炭素、粉塵等多くの汚染物質を含むため、他人の吐くタバコ煙による受動喫煙が問題となっている。また、タバコ煙は悪臭の問題も同時に引き起こす。したがって、最低限の対策として、喫煙ブースを設け、排気は直接外へ排出し、その他の室内空間に再循環しないことが必要である。レベル5では、ビル全体の禁煙が確認されているか、喫煙ブースを設ける場合には、上記に加えて、他の空間へいっさい拡散しないようブースは、天井裏等を含めて他の空間と完全に区画され、常に負圧に保たれていることが必要である。

■文献 38)

Q2 サービス性能

病、木、住のQ2「1.機能性」の評価にあたっては、各建物の共用部(病の診療部分、木のパブリック部分、住の共用部分等)を評価する。専用部分(病の病室、木の宿泊室、住の専有部分)については、<住居・宿泊部分>評価に基づいて評価を実施する。

1. 機能性

ここでは、建築のサービス性能のうち、空間の「機能性・使いやすさ」や、より積極的な意味での「居心地・快適性」を評価する。また、日常的な「維持管理」への配慮について評価する。

1.1 機能性・使いやすさ

1.1.1 広さ 収納性

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

<建物全体·共用部分>	
用途	事・工
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	1 人当たりの執務スペース ^{注)} が 6 ㎡以上。
レベル4	1 人当たりの執務スペース ^{注)} が 9 ㎡以上。
レベル5	1 人当たりの執務スペース ^{注)} が 12 ㎡以上。

注)執務スペースとは、オフィス有効面積の内、食堂、医務室、会議室、応接室、個室形式の役員室、書庫室、リフレッシュスペース(1.2.2参照)等の共用スペースを除く、一般執務者の日常の執務のために割り当てられた床面積をいう。したがって、この執務スペースには、ミーティングスペース(日常打合せを行うためのスペース)、OA機器スペース、管理職スペース、通路スペース等が含まれる。

<住居·宿泊部分>		
用途	病	
レベル1	レベル3を満たさない。	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	個室 8 ㎡/床で、かつ多床室 6 ㎡/床以上。	シングル 15 ㎡以上、かつ、ツイン 22 ㎡以上。
レベル4	(該当するレベルなし)	シングル 22 ㎡以上、かつ、ツイン 32 ㎡以 上。
レベル5	個室 10 ㎡/床で、かつ多床室 8 ㎡/床以上。	シングル 30 ㎡以上、かつ、ツイン 40 ㎡以上。

□解 説

室内の機能性・使いやすさの第一は広さ・収納性に関わるものである。ここで評価指標とした広さは必ずしも空間の機能や収納性に直結するものではないが、その効果として、什器の配置の自由度、収納スペースの確保をもたらすことは容易に想像できる。レベル3は関連法規に照らしてぎりぎり、または現時点で通常求められるレベルであり、レベル5は過去の事例から判断して非常に広いと思われるレベルである。評価の際の対象面積は、有効寸法(内法)で計算すること。

■文献 1), 36), 39), 40)

1.1.2 高度情報通信設備対応

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

<建物全体·共	<建物全体·共用部分>	
用途	事・工	
レベル1	レベル2を満たさない。	
レベル2	OAフロア等 ^{注)} によりレイアウト変更に対応できるようになっており、かつOA機器用コンセント容量が 30VA/m ² 以上となっている。加えて、通信に関しては、ビル内へ光ファイバーが引き込まれている。	
レベル3	OAフロア等によりレイアウト変更に対応できるようになっており、かつOA機器用コンセント容量が 30VA/m² 以上となっている。加えて、通信に関しては、レベル2をみたすとともに、2.5 坪当たり1台の情報通信機器(電話1台、PC1台)を想定した通信回線が各階に引き込まれている。	
レベル4	OAフロア等によりレイアウト変更に対応できるようになっており、かつOA機器用コンセント 容量が 40VA/m² 以上となっている。加えて、通信に関しては、レベル3を満たすととも に、複数の通信事業者の回線がビル内へ引き込まれており、各階への通信事業者用 配線スペースが別途、確保されている。	
レベル5	OAフロア等によりレイアウト変更に対応できるようになっており、かつOA機器用コンセント容量が 50VA/m²以上となっている。加えて、通信に関しては、レベル4を満たすとともに、各階へは Gigabit 通信回線が引き込まれており、別途、フロア間通信のためのテナント EPS が確保されている。	

<住居·宿泊部分>	
用途	ホ·佳
レベル1	レベル2を満たさない。
レベル2	各住戸または各客室に電話、放送に対応した通信回線が引き込まれている。
レベル3	レベル2を満たすとともに、レベル4に満たないインターネットサービスが提供されている。
レベル4	各住戸または各客室に 100Mbit クラスのブロードバンドが利用可能な環境が整備されていること。
レベル5	各住戸または各客室にGbitクラスのブロードバンドが利用可能な環境が整備されていること。

注)OAフロア等とは、置き床式のシステムフロアを指す。同等の機能を有する仕組みも評価してよい。

□解 説

高度情報化社会において、すべての建築において情報機器の導入は機能的な空間に欠かせないものとなっている。事務所においては単にコンセント容量を増やすなどの対応だけではなく、情報機器の増設やレイアウト変更に伴う情報機器の移動に対して、建築・設備の面からできるかぎりの配慮をしておくことが望ましい。レベル3は現時点で通常求められるレベルであり、レベル5はより積極的に対応していると思われるレベルである。事務所ビルの通信に関して、レベル3以上では、建物内の縦引き配線がなされている必要があり、レベル5ではGigabit通信に対応している必要がある。これらに対応する通信媒体として、光ファイバー、LANケーブルがあるが、光ファイバーについてはNPO光ファイバー普及推進協会による指針が策定されている。なお、2005年6月より光ファイバーケーブルの昇降路内設置が可能となっている。

■文献 1), 39), 41), 42)

1.1.3 パリアフリー計画

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

<建物全体·共用部分>		
用途	物・飲・会・病・木 建物全体の床面積の合計が2000 ㎡以上の場合	事・学・エ・住 および 物・飲・会・病・小 建物全体の床面積の合計が2000 ㎡未満の場合
レベル1	レベル3を満たさない。	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化 基準(最低限のレベル)を満たしている。	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基 準項目の半分以上を満たしている。
レベル4	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化 誘導基準(望ましいレベル)を満たしてい る。	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)を満たしている。
レベル5	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化 誘導基準(望ましいレベル)を超えてさらに 十分な配慮を行っており、ユニバーサルな デザインとなっている。	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)を満たしている。

<住居・宿泊部分>評価しない。

□解 説

機能的な建築空間は利用する可能性のあるすべての人に開かれている必要がある。

バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)は不特定多数が利用する 2000㎡以上の物・飲・会・病・木等に対しては、最低基準として「建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)」が義務付けとなっている。

さらに、努力義務として、特段の不自由なく建築物を利用できるようにすることを目的に「建築物移動等円滑 化誘導基準(望ましいレベル)」がある。

この項目では、建物全体・共用部分がどの程度バリアフリー新法に適合しているかで評価を行う。

なお、「建築物移動等円滑化基準項目の半分以上」の判断は、チェックリストの中で、計画時に適切に考慮することによって採用可能な全項目数の内、半数以上を満たすこととする。

■文献 43), 44), 45)

1.2 心理性 快適性

1.2.1 広さ感・景観

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

<建物全体·共	<建物全体·共用部分>		
用途	事·工	物·飲	
レベル1	レベル3を満たさない。	レベル3を満たさない。	
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	
レベル3	事務室の天井高2.5m以上となっており、かつ、すべての執務者が十分な屋外の情報を得られるように窓が設置されている。	売場の天井高 3.0m 以上。	
レベル4	事務室の天井高2.7m以上となっており、かつ、すべての執務者が十分な屋外の情報を得られるように窓が設置されている。	売場の天井高 3.3m 以上。	
レベル5	事務室の天井高2.9m以上となっており、かつ、すべての執務者が十分な屋外の情報を得られるように窓が設置されている。	売場の天井高 3.6m 以上。	
用途	学(大学等)	学(小中高)	
レベル1	レベル2を満たさない。	レベル3を満たさない。	
レベル2	教室の天井高 2.7m 以上。	(該当するレベルなし)	
レベル3	教室の天井高 3.0m 以上。	教室の天井高がおおむね 2.7m である。	
レベル4	教室の天井高 3.1m 以上。	(該当するレベルなし)	
レベル5	教室の天井高 3.2m 以上。	教室の天井高 2.7m を超えている。	

<住居·宿泊部分>	
用途	病·压·但
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	住居·宿泊部の天井高 2.3m 以上。
レベル4	住居·宿泊部の天井高 2.5m 以上。
レベル5	住居·宿泊部の天井高 2.7m 以上。

□解 説

建築の利用者にとって広く感じる空間、景観が楽しめる空間は心理性・快適性の観点から評価されるべきと思われる。梁形を考慮した平均天井高として評価する。ここで取り上げる天井高さは必ずしも快適性を直接説明するものではないが、その効果として、広さ感、開放感など様々な恩恵をもたらすものと考えられる。レベル3は関連法規に照らしてぎりぎり、または現時点で通常求められるレベルであり、レベル5は過去の事例から判断して非常に高いと思われるレベルである。

小学校において、学年毎に天井高を変更している場合は、高学年の教室の天井高で判定してよいものとする。

■文献 1), 36), 39), 40)

1.2.2 リフレッシュスペース

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

<建物全体·共用部分>		
用途	事·工	物
レベル1	レベル3を満たさない。	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	喫煙コーナーが設けられている。	レストスペースが売り場面積の2%以上
レベル4	レベル3 +執務スペースの1%以上のリフ レッシュスペース	レストスペースが売り場面積の3%以上
レベル5	レベル4 +自動販売機等の設置	レストスペースが売り場面積の 4%以上

□解 説

オフィスワークは、極度の緊張を強いられる場面も多く、情報化に伴いパソコン画面に集中する場面が増え、リフレッシュを行うことが快適なオフィス生活に必要である。オフィスにおけるリフレッシュスペースは新たな活力を生み出す空間でもある。また、物販施設では長時間滞在する利用者も多いため、レストスペースを広く取ることにより快適性は向上すると思われる。

建物全体が禁煙を前提とされている場合は、喫煙コーナーが設けられていなくてもレベル3として良い。また、テナントビルにおいては、喫煙コーナー、リフレッシュスペース、自動販売機等の設置を前提とした設備計画となっていることで各レベルの評価を行うことができるものとする。

(注)本来執務スペースである部分に、パーティションや植栽などで区画して設ける場合は、1.1.1で評価される執務スペースからは、この面積を除外しなければならない。

■文献 1),39),46)

1.2.3 内装計画

事·学·物·飲·会·病·ホ·工·住

適用条件

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する(評価基準は共通)。

<建物全体·:	<建物全体·共用部分>		
用途	事·学·物·斂·会·病·ホ·エ·住		
レベル1	レベル3を満たさない。		
レベル2	(該当するレベルなし)		
レベル3	評価する取組みのうち2つの項目に該当する。		
レベル4	評価する取組みのうち3つの項目に該当する。		
レベル5	評価する取組みのうち4つの項目に該当する。		
<住居·宿泊	<住居·宿泊部分>		
用途	病·压· 但		
レベル1	レベル3を満たさない。		
レベル2	(該当するレベルなし)		
レベル3	評価する取組みのうち2つの項目に該当する。		
レベル4	評価する取組みのうち3つの項目に該当する。		
レベル5	評価する取組みのうち4つの項目に該当する。		

評価する取組み

NO.	評価内容
1	建物全体のコンセプトが明確にあり、内装計画の段階で、コンセプトを反映するための取り 組みが具体的にされている。(たとえばエコロジーをテーマとする場合に天然素材やエコマ テリアルを多用する等)
2	建物に求められている機能が明確化されており、内装計画の段階で、その機能を促進するするための取り組みが具体的に示されている。(たとえば、ホテル等では、生活空間としてのインテリアを意識して、木や石などの天然素材を導入してリビング的な演出を行うなどの積極的な工夫を行う等)
3	照明計画と内装計画が一体として計画されるよう、内装計画の段階で、具体的な取り組みがある。(例えば、用途に適した雰囲気を演出するための間接照明の採用や光源の色温度の計画を内装計画と合わせて実施している等)
4	モックアップ(実物大模型)やインテリアパースによる内装計画の事前検証を実施している。

□解 説

インテリアの計画は一般的な基準があるわけではないので、評価が非常に難しい項目である。しかしながら、魅力的で居心地のよい空間を作るのには欠かせない評価項目と思われる。ここでは、建物全体のコンセプトや機能に配慮する具体的な取り組みの有無を評価する。

■文献 1),46)

1.3 維持管理

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)では特定建築物に該当する場合、環境衛生上良好な状態に維持するために必要な措置として、空調管理や給水管理等についての建築物環境衛生管理基準を定めており、さらに、特定建築物に該当しない建築物でも、多数の人が使用・利用する場合は、特定建築物に準じた管理をする努力義務を定めている。ここで言う維持管理とは建築物環境衛生管理基準の対象にあたる清掃管理業務(建築物内部清掃・建築物外部清掃)と衛生管理業務(空気環境、給水、排水、害虫防除、廃棄物処理)の範囲とする。

1.3.1 維持管理に配慮した設計

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

<建物全体·共用部分>		
用途	事· 学· 物· 飲· 会· 工· 病· ন· 伯	
レベル1	(該当するレベルなし)	
レベル2	維持管理に配慮した設計において、取り組みが十分でない。 (評価する取組みにおいて該当する項目数がO~2)	
レベル3	維持管理に配慮した設計において、取り組みが標準である。 (評価する取組みにおいて該当する項目数が3~5)	
レベル4	維持管理に配慮した設計において、取り組みが標準以上である。 (評価する取組みにおいて該当する項目数が6~8)	
レベル5	維持管理に配慮した設計において、充実した取り組みが行われている。 (評価する取組みにおいて該当する項目数が9以上)	

<住居・宿泊部分>評価しない。

評価する取組み

評価内容

- 1) 内装仕上げ:内壁面は防汚性の高い仕上げ方法や建材、塗装、コーティングを採用している。
- 2) 内装仕上げ:床面は防汚性の高い建材、塗装、コーティングを採用している。
- 3) 内装設計:床面は水を使用して洗浄可能な設計・構造を採用している。
- 4) 内装設計: 内壁や床面おいて設計上ホコリの溜まりにくい設計や物を置かない設計を採用している。
- 5) 内装設計:風除室の1次扉と2次扉が同時に開かないように距離を確保し、または土砂などの進入を防ぐ為の設計をしている。
- 6) 内装設計:維持管理方法が大きく異なる床材を接近させていない。
- 7) 外装仕上げ:外壁面やガラスは防汚性の高い建材や耐候性塗料や親水性塗料などを施した仕上げを採用している。
- 8) 外装設計:効果的に水切りなどを外壁面へ設置し、乾湿の作用を防止する、水の溜まらない、壁面が汚れないような配慮・設計を行っている。
- 9) 外装設計: 害鳥(鳩・烏・椋鳥など)への糞害予防、対策を実施している。
- 10) 外装設計:外部に露出する金属部材にメッキ処理等の特別な防錆対策が取られている。
- 11) 内装·外構設計:外構、管理用区域を含む動線は極力段差の無い(5mm 程度)設計をしている。
- 12) その他:上記以外の部分にて維持管理に配慮した設計の取り組みをしている。

□解 説

本項目では建築物の設計時に構造選択や建材選択において維持管理に配慮すべき内容について評価する。評価する取組みに掲げる内容について、取組みの有無を確認し、該当する取組み項目の合計数で評価する。

1) 設計図書から判断し、1.トイレ、2. エレベータホール、3. エスカレータ、4. 休憩室、喫煙室、5. 廃棄物を扱うスペースの中から一つ以上、その建物全体に共通して配慮が明らかな場合は取り組みとする。

汚れやすい壁面とは一般に孔質で吸水性、水溶性のある素材(例えば、布クロス仕上げ、水性ペイント仕上げ等)である仕上げとする。ただし、孔質で吸水性のある素材を採用していても、構造上汚れない工夫を施している、または防汚コーティングを施した素材である場合は取り組みとする。また土壁、漆喰、珪藻土など、環境負荷の少ない素材であるが、劣化しやすい建材を採用する場合は容易に取り替えられる、補修可能な構造にする。

2) 設計図書から判断し、1.トイレ、2. 休憩室・喫煙室、3. 食品取扱いスペース、4. 廃棄物を扱うスペースの中から一つ以上、その建物全体に共通して配慮が明らかな場合は取り組みとする。

汚れやすい床面とは、孔質で吸水性、吸油性のある素材であり、主にカーペット床、コンクリート床、天然石床である。ただし、これらの素材を採用していても、撥水処理や防汚コーティングを施した素材である場合は取り組みとする。また木床、砂岩のなど環境負荷の少ない素材であるが、劣化しやすい建材を採用する場合は容易に取り替えられる、補修可能な構造にする。

- 3) 設計図書から判断し、建物全体に共通して配慮が明らかな場合は取り組みとする。 水を使用して洗浄可能な設計・構造とは、床面に水分が溜まるような隙間がない、目地埋めされている。 二重床の場合、水分を使用できる素材であり、配線などに防水処置を行っているなど。
- 4) 設計図書から判断し、建物全体に共通して配慮が明らかな場合は取り組みとする。 ホコリの溜まりにくい設計や物を置かない設計においては壁面の凹凸を極力無くしている、床と壁のR立ち上げ、便器や備品などの壁掛け式の構造または、移動可能な構造を評価する。
- 5) 設計図書から判断し、1次扉、2次扉とも自動扉の風除室を対象とし、風除室内で自動扉が感知しない 空間の長さを1m以上確保している事を基準とする。1m以内であるが手動扉の風除室の場合や風除室 が無い場合、防風壁を設置するなどは取り組みとして評価する。
- 6) 設計図書から判断し、建物全体に共通して配慮が明らかな場合は取り組みとする。 大きく維持管理方法が異なる床材で代表的なものは、水分を含むと乾燥まで時間が多く必要なカーペットと水分を含むと反りや割れる可能性のあるフローリングが挙げられる。床材はそれぞれ維持管理方法が異なるので、同じフロアにいくつもの床材を細かく混在させる設計は運営時にトラブルになりやすい。
- 7) 設計図書から判断し、建物の外装設計全体に共通して配慮が明らかな場合は取り組みとする。 酸性雨対策、海岸地や寒冷地など立地環境に応じた対策とする。
- 8) 設計図書から判断し、建物の外装設計全体に共通して配慮が明らかな場合は取り組みとする。
- 9) 設計図書から判断し、建物の外部に接する建築物環境衛生管理基準に関わる設備に該当する外装設計に共通して配慮が明らかな場合は取り組みとする。 例えば、貯水槽の上に害鳥が雨をしのげ、休憩や営巣できるような構造物を設置しないなど。
- 10) 設計図書から判断し、建物の外装設計全体に共通して配慮が明らかな場合は取り組みとする。 外部階段、空調機器架台、タラップなどの金属部材は塗装のみでは、長期に錆を防止することが困難 である。ステンレスの使用、メッキ処理などにより防錆処理を行うことが望ましい。

極力段差の無い設計について、視覚障害者誘導用ブロックの規格JIS T9251では、凹凸の高さが5

mmとしている。

12) 上記の1)~11)に示した評価項目以外に独自に取り組みを行っている場合は1ポイントして評価する。 「その他」を評価する際には、どのような取り組みを実施したか、評価ソフト上などに内容を記述するとともに、第三者が理解できる資料を別途添付すること。

1.3.2 維持管理用機能の確保

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

■ 適用条件

____ 建物全体の床面積の合計が500㎡以下の場合には、一律レベル3とする。

<建物全体・	<建物全体·共用部分>								
用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·但								
レベル1	(該当するレベルなし)								
レベル2	維持管理用機能の確保において、取り組みが十分でない。 (評価する取組みにおいて該当する項目数が0~3)								
レベル3	維持管理用機能の確保において、取り組みが標準的である。 (評価する取組みにおいて該当する項目数が4~6)								
レベル4	維持管理用機能の確保において、取り組みが標準以上である。 (評価する取組みにおいて該当する項目数が7~9)								
レベル5	維持管理用機能の確保において、充実した取り組みが行われている。 (評価する取組みにおいて該当する項目数が10以上)								

<住居・宿泊部分>評価しない。

I 評価する取組み(建築物衛生法における特定建築物の場合)

評価内容

- 1) 建物の延床面積に対し、十分なスペースの清掃員控え室の設置をしている。
- 2) 建物の延床面積に対し、十分なスペースの清掃用具室と管理倉庫の設置をしている。
- 3) 清掃用具室に洗い場を設置し、安全な排水設備への排水経路を確保している。
- 4) 衛生面からモップ、ウェスを洗濯・乾燥させるスペースを計画している。
- 5) 廃棄物・リサイクル・粗大ゴミのスペースを建物の延床面積に対し、十分に確保しており、かつ、搬出が容易な計画となっている。
- 6) トイレ毎ないしはフロア毎に清掃用流しを設置している。
- 7) 床材に応じた清掃器具を想定し、それに合わせた数量、設置間隔で清掃作業用電源レイアウトの設計をしている。
- 8) 外部ガラスや外壁、給排気口、照明など高所の維持管理作業を安全に行える設計をしている。
- 9) 清掃時用の適度な照度の設定が可能である。
- 10) バルブ等の日常的に調整が必要な機器は、操作が容易な位置に設定されている。
- 11) 天井隠蔽機器の点検口は 600mm×600mm 以上としている。
- 12) 専用部以外の諸設備は共用部での維持管理作業が可能となっている。
- 13) 上記以外に維持管理用機能の確保を考慮したポイントを明確にし、実施している。

Ⅱ 評価する取組み(建築物衛生法における特定建築物に該当しない建築物の場合)

評価内容

- 1) 清掃用資材を保管するスペースを計画している。
- 2) 清掃用資材の洗い場を設置し、安全な排水設備への排水経路を確保している。
- 3) 水を使用し清掃する箇所(トイレ、ゴミ庫、厨房)には2/100程度の適度な勾配を計画している。
- 4) 廃棄物のスペースを確保しており、搬出も容易な計画となっている。
- 5) 専用の清掃用流しや水道を設置している。
- 6) 屋外や共用通路などに清掃作業を想定した電源を計画している。
- 7) 外部ガラスや給排気口、照明など高所の維持管理作業を安全に行える設計をしている。
- 8) 洗面台や給湯室流し、台所流しの各排水トラップは取り外し、清掃できるようになっている。
- 9) バルブ等の日常的に調整が必要な機器は、操作が容易な位置に設定されている。
- 10) 天井隠蔽機器の点検口は600mm×600mm 以上としている。
- 11) 専用部以外の諸設備は共用部での維持管理作業が可能となっている。
- 12) 上記以外に維持管理用機能の確保を考慮したポイントを明確にし、実施している。

□解 説

本項目では品質の高い維持管理レベルを実現する為の基本的な機能の有無について評価する。 評価する取組みに掲げる内容について、取組みの有無を確認し、該当する取組み項目の合計数で評価する。

評価する取組み内容は、建築物衛生法の特定建築物の場合とそれ以外の場合で異なるので注意のこと。

- I 評価する取組みの解説(建築物衛生法における特定建築物の場合)
- 1) 設計図書から判断し、建物の延床面積に対し0.2%程度ないしはそれ以上であれば取り組みとする。 清掃員控え室とは休憩、仮眠、着替え、事務処置、貴重品保管をするためのスペースを言う。他の施設 利用者のスペースを共有して使用する設計の場合はそのスペースを算入できる

建築・設備維持保全推進協会発行の『より良いメンテナンスのための設計・施工10の原則』の56棟の建築物を調査した管理諸室面積一覧では従業員控え室の平均面積は延床面積に対して0.15%となっている。

2) 設計図書から判断し、建物の延床面積に対し0.2%程度ないしはそれ以上であれば取り組みとする。 与えられている清掃用具室、管理倉庫の面積が少ない建物を管理する場合、材料の納入頻度を細かく するなどの対応が増加し、物流面での負荷が増加する。

建築・設備維持保全推進協会発行の『より良いメンテナンスのための設計・施工10の原則』の56棟の建築物を調査した管理諸室面積一覧では清掃用具室の平均面積は延床面積に対して0.12%となっている。清掃用具室は清掃管理用ケミカルなどの化学物質保管の為に、陰圧である事が望ましい。

- 3) 設計図書から判断する。
 - 使用後の清掃機器を洗う場所を設定できるようにし、かつ、その場所の排水経路が清掃後の洗浄液や 汚水処理可能な下水道や浄化槽へ確実につながっている必要がある。
- 4) 設計図書から洗濯機設置スペースの確保を判断する。
- 5) 設計図書から判断し、建物の延床面積に対し0.3%程度ないしはそれ以上であれば取り組みとする。 自治体が独自に策定する廃棄物・再利用物保管場所の設置面積指導基準では想定される廃棄物の 量などから廃棄物・リサイクル・粗大ゴミのスペースを算出している。東京都の指導基準に基づく事務所

ビルを例とした保管場所面積の延床面積割合では50000㎡以上で0.29%となる。

6) 設計図書から判断する。

効率的な清掃作業を行うには一定面積毎に清掃用流しを設置し、移動する時間と距離を少なくする必要がある。トイレ毎とは男性用・女性用・多目的用を合わせて1箇所の清掃用流しを設置できているかを判断する。

7) 設計図書から判断する。

コンセント不足による延長コード使用は発熱原因のコード溶解や利用者の転倒事故などの危険性が増す。 さらに別系統での清掃作業専用のコンセントにする事で利用者の建物内での活動に支障をきたさない配 慮が重要である。ここでは交流式電源を使用する電動清掃器具を想定し、一般的な電動清掃器具のコード長さは8m~15m程度であるので、共用部通路において少なくとも30m程度の直径円に独立系統 の清掃用専用コンセントが配置している場合は取り組みとする。

8) 設計図書から判断する。

外部ガラスや外壁は曲面仕上げやパラペットから極端にセットバックされるなど、作業が難しくなるデザインを採用していない事や10階建て程度以上は屋上にゴンドラを設置するなど安全に作業が行える設計をしている。また、高所の照明は管球交換、清掃作業用に昇降装置付きである、天井より作業可能であるなどの設計をしているかを判断する。

9) 照明計算書から判断する。

清掃時の照明は省エネルギー配慮の点から全面点灯する必要はないが、危険が無く作業でき、清掃効果を確認できる程度の最低限の照度を要することから、清掃用の適度な照度の設定を行っているかを判断する。照度の推奨値を規定しているJIS Z9110-1979によると、各業種の建築物に共通で、通常使用する廊下の場合の基準範囲最低値にあたる照度75Lx以上が望ましい。

10) 設計図書から判断する。

効率的な維持管理を行うためには、バルブ等の調整機器は操作しやすい位置に配置する必要がある。

11) 設計図書から判断する。

天井隠蔽機器のフィルタの交換や加湿器の調整などのために十分なスペースが確保される必要がある

12) 設計図書から判断する。

効率的な維持管理を行うためには、居住者の活動を妨げずに維持管理作業できるよう計画する必要がある。

13) 上記の1)~12)に示した評価項目以外に独自に取り組みを行っている場合は1ポイントして評価する。 「その他」を評価する際には、どのような取り組みを実施したか、評価ソフト上などに内容を記述するとともに、第三者が理解できる資料を別途添付すること。

社団法人 建築・設備維持保全推進協会発行の『より良いメンテナンスのための設計・施工10の原則』では、竣工後の効果的な維持管理や省エネルギーへの配慮の為に建物企画や基本設計の段階から建築・設備総合技術者や管理会社などが参画し、維持管理面からのアドバイス行う事を推奨している。

- Ⅱ 評価する取組みの解説(建築物衛生法における特定建築物に該当しない建築物の場合)
- 1) 設計図書から判断し、該当のスペースを確認できれば取り組みとする。 与えられている清掃用具室、管理倉庫の面積が少ない建物の場合、材料の納入頻度を細かくするなど の対応が増加し、物流面での負荷が増加するため、ある程度のスペースの確保は必要である。 部外者による持ち出しや、飲食物への混入を避ける為、専用の個室、専用の施錠可能な保管庫などが 望ましい。
- 2) 設計図書から判断する。

使用後の清掃機器を洗う場所を設定できるようにし、かつ、その場所の排水経路が清掃後の洗浄液や 汚水処理可能な下水道や浄化槽へ確実につながっている必要がある。 3) 設計図書から2%程度の勾配の確保を判断する。

大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省・平成9年3月24日衛食第85号別添・最終改正:平成20年6月18日食安発第0618005号)では施設設備の構造として床面に水を使用する部分にあっては、適当な勾配(100分の2程度)及び排水溝(100分の2から4程度の勾配を有するもの)を設けるなど排水が容易に行える構造であることとある。

- 4) 設計図書から判断し、該当のスペースを確認できれば取り組みとする。 害虫の進入、周辺環境への配慮などから専用の個室、専用の施錠可能な保管庫などが望ましい。
- 5) 設計図書から判断する。 効率的に清掃作業を行うには一定面積毎(ここでは各階)に清掃用流しを設置し、移動する時間と距離を少なくする必要がある。
- 6) 設計図書から判断する。 建物の経年毎の機能変化などで清掃の電源確保が困難になる傾向があるため、事前に系統別に設定する必要がある。
- 7) 設計図書から判断する。 外部ガラスや外壁は後々の清掃作業が難しくならないよう設計し、安全に作業が行える設計をしている。 また、照明の管球交換、清掃作業用も同様の設計をしているかを判断する。
- 8) 設計計算書から判断する。
- 9) 設計図書から判断する。 効率的な維持管理を行うためには、バルブ等の調整機器は操作しやすい位置に配置する必要がある。
- 10) 設計図書から判断する。 天井隠蔽機器のフィルタの交換や加湿器の調整などのために十分なスペースが確保される必要がある。
- 11) 設計図書から判断する。 効率的な維持管理を行うためには、居住者の活動を妨げずに維持管理作業できるよう計画する 必要がある。
- 12) 上記の1)~11)に示した評価項目以外に独自に取り組みを行っている場合は1ポイントして評価する。「その他」を評価する際には、どのような取り組みを実施したか、評価ソフト上などに内容を記述するとともに、第三者が理解できる資料を別途添付すること。 社団法人 建築・設備維持保全推進協会発行の『より良いメンテナンスのための設計・施工10の原則』では、竣工後の効果的な維持管理や省エネルギーへの配慮の為に建物企画や基本設計の段階から建築・設備総合技術者や管理会社などが参画し、維持管理面からのアドバイス行う事を推奨している。

2. 耐用性•信頼性

2.1 耐震・免震

地震時の安全性や強風時の居住性向上等に関する性能を評価する。

2.1.1 耐震性

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·学·物·飲·会·工·櫥·木·住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	建築基準法に定められた耐震性を有する。
レベル4	建築基準法に定められた 25%増の耐震性を有する。
レベル5	建築基準法に定められた 50%増の耐震性を有する。あるいは損傷制御設計が行われている。

□解 説

本項目は、建物の耐震性を評価することで地震時の安全性を評価する。

レベルの考え方は、"建築基準法に定められた耐震性を有する"をレベル3とし、レベル1及び2については、基準法を違反している事は現実的にはありえないため設定しない。レベル4とレベル5については「住宅の品質確保に関する法律」を参考に、建築基準法で定められたレベル3に対し、+25%以上の耐震性能を有する場合はレベル4、+50%以上の耐震性能を有する場合をレベル5として設定した。

また、損傷制御設計を行っている場合については、高レベルの耐震性能を担保できていると評価し、レベル 5とする。

尚、損傷制御設計には制震装置(弾塑性ダンパーや低降伏点鋼など)の使用などがある。

又、耐震性ではなく、主に強風時などの居住性向上を意図した制振装置や免震装置などの使用は含まず、2.1.2免震・制振性能で評価する。(ここでは制御の対象が主として地震であるものを「制震」、それ以外のものを「制振」と称している)

耐震性の割増度を判断する際、以下の事項を参考にする。

①許容応力度設計時

必要保有水平耐力の割増度を確認するべく、<u>重要度係数や地震層せん断力係数Ci</u>等で判断する。

②限界耐力計算時

計算時の外力の割増度等で評価する。

③時刻歴応答計算時

地震動の入力値または層間変形角を見て、その値が1.25倍の時をレベル4、1.5倍の時をレベル5と判断する。

設計者がこの項目について評価する際、"構造計算書"を一部参照することが必要であるため、構造担当者に照会することが望ましい。

2.1.2 免震・制振性能

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·学·魩·斂·呂·江·病·ন·但						
レベル1	(該当するレベルなし)						
レベル2	(該当するレベルなし)						
レベル3	免震・制振装置を導入していない。						
レベル4	制振装置を導入し、強風時の居住性向上に配慮している						
レベル5	免震装置を導入している。						

□解 説

本項目は強風や地震による揺れを防止又は低減出来る性能を評価している。具体的には強風時の居住性 向上や地震時の内部設備及び什器の保護等である。

レベルは、免震装置を導入している場合、内部設備の保護などが期待できるため、レベル5として評価する。また、強風時の居住性向上を狙った制振にはレベル4とする。

尚、専ら架構の耐震性向上に貢献する弾塑性ダンパーのような制震部材については、本項目ではなく、 2.1.1耐震性の項目において損傷制御設計に該当するものとして評価する。

ただし、強風時の揺れ防止を兼ねている制震装置を用いている時は、制振装置を導入しているものと判断し、 レベル4として良い。

設計者がこの項目について評価する際、構造計算書を一部参照することが必要であるため、構造担当者に照会することが望ましい。

2.2 部品・部材の耐用年数

建築物の更新種類に合わせ、躯体材料、外壁仕上げ材、主要内装仕上げ材、空調換気ダクト、空調・給排水配管、主要設備機器などに分けて耐用年数を評価する。

尚、ここで評価する「耐用年数」とは、社会的な建築資材寿命(例えば:期間限定のプロジェクトに使われている建築資材の耐用年数は建築使用期間終了までである)ではなく、あくまでも建築資材・設備の老朽や物理的な要求機能を失うまでの耐用年数(期待耐用年数)である。

又、設計時の目標性能を達成する上で施工精度を確保することが重要であるが、ここでは十分精度は確保されているものとして評価する。しかし竣工時にその性能を発揮できない状況にある場合には評価が下がる。

2.2.1 躯体材料の耐用年数

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·營·慟·歐·邑·口·嫡·৸·但
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	住宅の品質確保の促進に関する法律(日本住宅性能表示基準、3.劣化の軽減に関すること)における木造、鉄骨又はコンクリートの評価方法基準(平成21年国土交通省告示第354号)で等級1相当
レベル4	住宅の品質確保の促進に関する法律(日本住宅性能表示基準、3.劣化の軽減に関すること)における木造、鉄骨又はコンクリートの評価方法基準(平成21年国土交通省告示第354号)で等級2相当
レベル5	住宅の品質確保の促進に関する法律(日本住宅性能表示基準、3.劣化の軽減に関すること)における木造、鉄骨又はコンクリートの評価方法基準(平成21年国土交通省告示第354号)で等級3相当

□解 説

本項目は評価対象の境界条件を「躯体」ではなく、「躯体材料」とし、その耐用年数を評価する。

評価は品確法に従い、その等級によりレベルを判断する。住宅性能表示制度は住宅用途への適用に限られているが、かぶり厚さは建築基準法において等級1に該当する最低基準しか定められていないので、その他の用途でも適応可能であると判断した。

尚、繊維補強は火災時の爆裂による倒壊防止を主な目的としているので、本項目の評価対象とはしない。

(参考)日本住宅性能表示基準「3-1. 劣化対策等級(構造躯体等)」

劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間 を伸長させるため必要な対策の程度
等級 3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
等級 2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
等級 1	建築基準法に定める対策が講じられている

各対策の詳細については、日本住宅性能表示基準における評価方法基準(平成21年国土交通省告示第354号)を参照のこと。

2.2.2 外壁仕上材の補修必要間隔

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	10 年未満
レベル2	10 年以上~20 年未満
レベル3	20 年
レベル4	21 年以上~30 年未満
レベル5	30 年以上

□解 説

本項目は、外壁仕上げ材補修必要間隔を「外壁機能が満たされなくなった場合、機能維持のために施工足場をかけて行う補修・改修工事の間隔」とし、その長さを評価する。

部品・部材の耐用年数の設定は、評価者が建築プロジェクトのライフサイクル計画をもとに各カテゴリー材料の使用寿命を詳細に洗い出し、メーカー等に確認した上で設定する事が望ましいが、巻末の補助資料1の「外壁」「カーテンウォール」の値を基に評価してもよい。尚、補助資料1は2部構成になっており、評価を行う際、BELCAと官庁営繕の値を使用することとするが、もし該当する値がない場合は、補助資料1の【参考表】として示した、建築学会などの値を使用しても良い。又、当資料は、同じ部材でも異なる年数データが存在しているため、評価側が引用の際、参考基準と引用の理由・根拠を明記する。

補助資料1に記載されていない材料や特段の劣化外力がある場合(塩害が起こる可能性が高い沿岸地域の立地など)は個別にメーカー等に確認して評価する。

対象部材が複数ある場合は、最も補修必要間隔が短いもので評価すること。

■文献 47)

2.2.3 主要内装仕上げ材の更新必要間隔

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·木	住
レベル1	5 年未満	10 年未満
レベル2	5 年以上~10 年未満	10 年以上~15 年未満
レベル3	10 年	15 年
レベル4	11 年以上~20 年未満	16 年以上~25 年未満
レベル5	20 年以上	25 年以上

□解 説

本項目は、主要内装仕上げ材の更新必要間隔を「内装表面仕上げ材の張り替えもしくは表面部材の交換などについての必要間隔」とし、その長さを評価する。

部品・部材の耐用年数の設定は、評価者が建築プロジェクトのライフサイクル計画をもとに各カテゴリー材料の使用寿命を詳細に洗い出し、メーカー等に確認した上で設定する事が望ましいが、巻末の補助資料1の「床」「内壁」「天井」の値を基に評価してもよい。尚、補助資料1は2部構成になっており、評価を行う際、BELCAと官庁営繕の値を使用することとするが、もし該当する値がない場合は、補助資料1の【参考表】として示した、建築学会などの値を使用しても良い。又、当資料は、同じ部材でも異なる年数データが存在しているため、評価側が引用の際、参考基準と引用の理由・根拠を明記する。

補助資料1に記載されていない材料や特段の劣化外力がある場合(塩害が起こる可能性が高い沿岸地域の立地など)は個別にメーカー等に確認して評価する。

対象部材が複数ある場合は、最も更新必要間隔が短いもので評価すること。

2.2.4 空調換気ダクトの更新必要間隔

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·營·뼶·儉·岳·江·婤·州·但
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	ほぼ全てに亜鉛鉄板を使用
レベル4	屋外露出ダクト、厨房排気ダクト、高湿系排気ダクトなど亜鉛鉄板では耐用年数が一般空調換気と比較して短くなると考えられる系統にステンレスダクトやガルバリウムダクトなど長寿命化を図っている。または、内部結露水を適切に排水できるようになっている。
レベル5	屋外露出ダクト、厨房排気ダクト、高湿系排気ダクトなど亜鉛鉄板では耐用年数が一般空調換気と比較して短くなると考えられる系統の90%以上の範囲にステンレスダクト やガルバリウムダクトなど長寿命化を図っている。

口解 説

本項目は、空調及び換気ダクトの更新必要間隔を評価する。

評価方法は、一般的な仕様(亜鉛鉄板など)では耐用年数が短くなると考えられる系統について、長寿命化の対策が行われている状況を、その仕様を元に評価する。

2.2.5 空調・給排水配管の更新必要間隔

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·勞·劒·儉·丘·病·凩·但
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	主要な用途上位3種のほぼ全てにD以上を使用
レベル4	主要な用途上位3種の、2種類以上にC以上を使用。
レベル5	主要な用途上位3種の、2種類以上にB以上を使用し、Eは不使用。

□解 説

本項目は、空調及び給排水配管の更新必要間隔を評価する。

評価方法は、主要な用途上位3種について、材質及び接合方法を評価し、長寿命化の程度を評価する。 主要な用途上位3種とは、建物における配管種類の総量(総重量)が多いものから、3番目までを評価するという意味である。尚、給水・排水のみの建物に関しては、3種を2種、2種を1種に読み替えて運用する。 又、B~Dの判断は、(財)建築保全センター「建築設備の耐久性向上技術」1986年を参照する。 まず使用管材と用途からB~Dを判断し、次に接合方法で評価が上がる場合はその評価結果を使用する。 尚、接合方法で評価が下がる場合は評価を下げなくて良い。又、表に記載が無い管材や接合方法を採用している時は、メーカーに確認の上、同等と思われる用途・接合方法を参考に判断する。

■参考) 空調·給排水管の判断基準

配管システムの用途						用	途						接合方法(参考)													
				衛生				空調	ı	蒸	気	その	9他	ねじ	接合		溶接	·溶着		は	んだ	機	械的接	合	その	の他
		給水	給湯	汚水排水	雑排水	通気	冷却水	冷温水	温水	給気	還水	消火	給油	めっき継手	管端三ア使用	ラッピングフランジ	材料溶着	電気溶接	TIG溶接	硬ろう	軟ろう	ゴム止水	引抜阻止	ノーハブ接合	接着剤	鉛コーキング
使用管材	略号															ÿ										
給排水用鋳鉄管	CIP	A		Α	A																	В		В		Α
配管用炭素鋼鋼管(白)	SGP	D		С	C	В	Е	D	D			С		E				C				С	C	C		
配管用炭素鋼鋼管(黒)	SGP							E	E	D	E	D	С					C				С	C			
塩ピライニング鋼管	VLP	В	С				С								E	A						С	С			
ポリ粉体ライニング鋼管	PLP	В	C				С								E	A						С	C			
一般配管用ステンレス鋼管	SUS	С	С	С	С		В	С	С		С							С	В			С	С			
銅 管	CUP	С	D	С	C	В		C	C			A				A				В	C	С	C			
排水用鉛管	LP			Α	A											A					A					
硬質塩化ビニル管	VP	В		В	В	A	В										В		•		•			С	С	
耐熱性塩化ビニル管	HT		В					В	В								В								С	
水道用ポリエチレン管	PEP	В															В						С		С	

^{*1)}期待耐用年数は A:60 年以上 B:40 年以上 C:30 年以上 D:20 年以上 E:15 年以上としている。

出典:財団法人建築保全センター発行「建築設備の耐久性向上技術」1986年

^{*2)}使用条件は一般的な事務所ビル程度を想定している。

^{*3)}外面防食は完全なものとして、内面についての想定である。

^{*4)}実績を重視した評価であり、特別な水処理は考慮していない。

2.2.6 主要設備機器の更新必要間隔

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	7年未満
レベル2	7年以上~15年未満
レベル3	15年
レベル4	16年以上~30年未満
レベル5	30年以上

□解 説

本項目は主要設備機器の更新・交換などの必要間隔を評価する。

主要設備機器とは以下の機器を指す。

- ① 住以外の用途では、建物が機能するための主要設備機器を指し、具体的には受変電設備、発電機、ボイラ、冷凍機、空調機、水槽類、ポンプ類などを含む。
- ② 住では、生活を営む上で必要機能を維持するための機器を指し、例えば給湯器、ルームエアコン、水槽類、ポンプ類などを含む。

レベルは、主要設備機器の更新必要間隔に関する標準データが未成熟であるが、法定耐用年数15年を目安にここにレベル3の水準をおき、レベル4として更新の必要間隔が16~30年を、レベル5として更新の必要間隔が30年以上を設定している。

評価方法は下記の通りである。

- ① 主要設備機器毎に台数・容量から判断して最も多く用いられている機器の更新必要間隔を特定する。
- ② その中で最も短い更新必要間隔でレベルを判断する。
- ③ 更新必要間隔は巻末の補助資料1の「電気設備」「機械設備」を参照して判断してもよい。

※補助資料1は2部構成になっており、評価を行う際、BELCAと官庁営繕の値を使用することとするが、もし該当する値がない場合は、補助資料1の【参考表】として示した、建築学会などの値を使用しても良い。又、当資料は、同じ部材でも異なる年数データが存在しているため、評価側が引用の際、参考基準と引用の理由・根拠を明記する。

補助資料1に記載されていない材料や、特段の劣化外力がある場合(塩害が起こる可能性が高い沿岸地域の立地など)は個別にメーカー等に確認して評価する。尚、補助資料1にない設備機器を評価する場合でかつ特段の劣化外力がない場合、一般的な事務所ビル(稼動時間250h/月程度)を想定した場合の「更新の必要間隔」により評価を行う。

対象機器が複数ある場合は、最も更新必要間隔が短いもので評価すること。

耐用年数が最も短い機器の更新時期に現実的に工事が発生すると考えられる場合は、その年数を代表値として評価表にあてはめる。最も耐用年数が短い機器の更新が、他の工事が発生するまで保留できると判断される場合は、工事が行われる現実的な年数を評価の代表値とする。

■文献 47)

2.3 適切な更新

CASBEE-新築(簡易版)では、評価対象外とする。

2.4 信頼性

信頼性とは地震などの災害や事故の場合に建物の機能がどこまで維持できるのかその程度をあらわしたものである。ここでは、次のような①~⑤の項目を評価対象とし、これらが、地震などの災害時においてそれらの機能を維持できる度合いを評価する。

①空調・換気設備、②給排水、③電気設備、④機械や配管支持方法、⑤通信・情報設備

信頼性のレベル設定は下記のような一般原則をもとに各評価対象の特質を踏まえて設定している。

レベル1:機能維持の取組みなし。

レベル3:災害の場合、取組みの効果により最小限の設備機能が維持できる。 レベル4:災害の場合、取組みの効果により部分的な設備機能が維持できる。

レベル5: 災害の場合、取組みの効果によりほぼ平常時の設備機能が維持できる。

2.4.1 空調・換気設備

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事・会・エ・病・木 建物全体の床面積の合計が 2000 ㎡以上の場合	学・物・飲・住 建物全体の床面積の合計が 2000 ㎡以上の場合
レベル1	評価する取組みがない。	評価する取組みがない。
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組みが1つ。または中央式空 調換気設備を持たない場合。	評価する取組みが1つ。または中央式空 調換気設備を持たない場合。
レベル4	評価する取組みが2つ。	(該当するレベルなし)
レベル5	評価する取組みが3つ以上。	評価する取組みが2つ以上。

用途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住 建物全体の床面積の合計が 2000 ㎡未満の場合
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組みがない。
レベル4	評価する取組みが1つ。
レベル5	評価する取組みが2つ以上。

評価する取組み

NO.	評価内容
1	換気設備の重要度に応じて系統を区分し、災害時においては重要度の高い系統を優 先的に運転するほか、負荷容量を下げた運転も可能となるよう検討している。
2	熱源種(電気、ガスなど)の分散化、二重化、バックアップを行っている。
3	地震時の部分的被害が全体機能の停止を引き起こさないような対策(吊配管など)を 行っている。
4	空調設備の重要度に応じて系統を区分し、災害時においては重要度の高い系統を優 先的に運転するほか、負荷容量を下げた運転も可能となるよう計画している。

□解 説

本項目は空調・換気設備の信頼性を、信頼性向上へ向けた取組みの数で評価する。

この評価項目は、複数の居室に対する空調・換気設備の運転管理システムを持つものを対象とし、そういった集中管理運転システムを持たないものはレベル3とする。

又、延べ面積2,000㎡未満のほとんどの小規模建築は個別分散空調となるが、その中でも小型電算センター棟など空調の二重化や重要系統の継続運転を行っている場合もあるため、取組みポイントを加算できるようにした。

尚、取組み表中に示される項目と同等とみなされるものであれば、その項目をカウントしてよい。

2.4.2 給排水 衛生設備

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·会·工·病·ホ·住	物・飲
レベル1	評価する取組みがない。	評価する取組みがない。
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組みが1つ。	評価する取組みが1つ。
レベル4	評価する取組みが2つ。	(該当するレベルなし)
レベル5	評価する取組みが3つ以上。	評価する取組みが2つ以上。

評価する取組み

NO.	評価内容
1	節水型器具を採用している。 設置されている器具総数の過半以上で採用した場合に限る。節水型器具としては、エコマーク商品やグリーン購入法「特定調達品目」として認定されたもの、あるいは同等の性能を有する機器とする。(例:大便器 6L/回程度、小便器 4L/回程度)
2	可能な限り配管の系統を区分し、災害時の使用不能部分の低減を図っている。
3	災害時、下水道が機能しないことを想定し、汚水(雑排水)の一時的貯留機能が確保できるピットを設けている。
4	受水槽、高架水槽は、二基の水槽をそれぞれに分離して設置している。
5	井水、中水などの利用が可能なように計画している。
6	災害時の飲料水確保に備えて、雨水などの転用に対する簡易ろ過装置を備品として備えている。(物・飲は適用外)

□解 説

本項目は給排水・衛生設備の信頼性を、信頼性向上へ向けた取組みの数で評価する。 No.1の節水型器具の採用については、「LR2 1.1節水」の評価とは異なり、災害時における上水の有効利用という観点から評価している。又、No.2の中仕切りの有る受水槽は、2基とは判断できない。 尚、取組み表中に示される項目と同等とみなされるものでれば、その項目をカウントしてよい。

2.4.3 電気設備

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事・会・エ・病・木 建物全体の床面積の合計が 2000 ㎡以上の場合	学・物・飲・住 建物全体の床面積の合計が 2000 ㎡以上の場合
レベル1	評価する取組みがない。	評価する取組みがない。
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組みが1つ。	評価する取組みが1つ。
レベル4	評価する取組みが2つ。	(該当するレベルなし)
レベル5	評価する取組みが3つ以上。	評価する取組みが2つ以上。
用途	事・会・エ・病・木 建物全体の床面積の合計が 2000 ㎡未満の場合	学· 物· 飲·住 建物全体の床面積の合計が 2000 ㎡未満の場合
レベル1	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組みがない。	評価する取組みがない。
レベル4	評価する取組みが1つ。	評価する取組みが1つ。
レベル5	評価する取組みが2つ以上。	(該当するレベルなし)

評価する取組み

NO.	評価内容	
1	非常用発電設備を備えている。 (規模に関わらず学)・物・飲・住は適用外)	
2	無停電電源設備を備えている。	
3	重要設備系の受電設備の二重化を行っている。 (規模に関わらず学・物・飲・住は適用外)	
4	電源設備・精密機械(住宅の場合は、ブレーカー、分電盤等)の浸水による停電や情報網の損傷を回避するために、ア)あるいはイ)の対策を講じている、あるいはウ)に該当している。 ア) 電源設備・精密機械の地下空間への設置を避けている イ) 地下への浸水の防止措置(防水扉、防水板、マウンドアップ、からぼり)、排水設備(ポンプ等)を設置している。 ウ) 浸水の危険性がない。 (延べ面積 2,000 ㎡未満の学・物・飲・住は適用外)	

□解 説

本項目は電気設備の信頼性を、信頼性向上へ向けた取組みの数で評価する。

小規模建築では2.4.1空調・換気設備と同様に、小型電算センター棟などは専用の非常用発電設備や無停電電源設備を設置している場合もあるため、取組みポイントを加算できるようにした。ただし、学・物・飲・住での小規模建築は、取組みNo.4は通常行なわれるため除外する。

尚、取組み表中に示される項目と同等とみなされるものでれば、その項目をカウントしてよい。

2.4.4 機械·配管支持方法

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·学·魩·斂·岳·工·嬴·ホ·住
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	耐震クラス ^{注)} B(大地震後に人命の安全および二次災害の防止が図られている。)
レベル4	耐震クラス A(B クラスに加えて、大きな補修をすることなく重要な機能が確保できる。)
レベル5	耐震クラス S(A クラスに加え、大きな補修をすることなく全ての機能が確保できる。)

注)「耐震クラス」の概念は「建築設備耐震設計・施工指針1997年版」より引用。

□解 説

災害時に機能を維持するためには、機械や配管の支持方法を信頼性の高いものにする事も重要である。本項目では機械や配管の支持方法に着目し、その信頼性を評価する。

震災時、機械・配管支持の取組みにより人命の安全が保障できる場合は、基本要求基準としてレベル3(耐震クラスB)に設定した。レベル4(耐震クラスA)は人命の安全を確保した上で、建物用途にとって重要な機械・配管が支持部の取組みにより、転倒せずかつ稼動できることである。さらに最高基準のレベル5(耐震クラスS)は、全ての機械・配管が転倒せずかつ稼動できる場合である。

なお、耐震クラスB、A、Sの具体的な評価方法については、「建築設備耐震設計・施工指針」(日本建築センター)を参照のこと。

■文献 48),49)

2.4.5 通信•情報設備

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·凩	住
レベル1	評価する取組みがない。	評価する取組みがない。
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組みが1つ。	評価する取組みが1つ。
レベル4	評価する取組みが2つ。	評価する取組みが2つ。
レベル5	評価する取組みが3つ。	評価する取組みが3つ。

評価する取組み

NO.	評価内容
1	光ケーブル、メタルケーブル、携帯電話網、PHS 網など、通信手段の多様化を図っている。
2	異なる電話局からの引き込みなどの、引き込みの2ルート化を図っている
3	精密機器(データ伝送装置、中継装置、変換装置を指す。MDF や光ファイバーEthernet など)の浸水による情報網の損傷を回避するために、ア)あるいはイ)の対策を講じている、あるいはウ)に該当している。
	ア) 精密機械の地下空間への設置を避けている。
	イ) 地下への浸水の防止措置(防水扉、防水板、マウンドアップ、からぼり)、排水設備 (ポンプ等)を設置している。
	ウ) 浸水の危険性がない。

□解 説

本項目は通信配線の信頼性を、信頼性向上へ向けた取組みの数で評価する。取組み表中に示される項目と同等とみなされるものでれば、その項目をカウントしてよい。

3. 対応性・更新性

3.1 空間のゆとり

将来の用途変更可能性などを考慮し、建物の階高、空間の形状・自由さについてのゆとりを評価する。 病、一、住は、主に基準階主要居室に当る部分が住居・宿泊部分となる為、この項目では<住居・宿泊部分>で評価する。 病では、<住居・宿泊部分>の基準階主要居室(主に病室)と、<共用部分>の基準階主要居室(主に診察室)の両方を評価する。

3.1.1 階高のゆとり

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

<建物全体∵	<建物全体·共用部分>	
用途	事・学・物・飲・工・病 建物全体の床面積の合計が 2000 ㎡以上の場合	
レベル1	3.3m未満	
レベル2	3.3m以上、3.5m未満	
レベル3	3.5m以上、3.7m未満	
レベル4	3.7m以上、3.9m未満	
レベル5	3.9m以上	
用途	事・学・物・飲・工・病 建物全体の床面積の合計が 2000 ㎡未満の場合	
レベル1	3.1m未満	
レベル2	3.1m 以上、3.3m未満	
レベル3	3.3m以上、3.5m未満	
レベル4	3.5m以上、3.7m未満	
レベル5	3.7m以上	

<住居·宿泊部分>		
用途	病·木	住
レベル1	3.3m未満	2.7m未満
レベル2	3.3m以上、3.5m未満	2.7m以上、2.8m未満
レベル3	3.5m以上、3.7m未満	2.8m以上、2.9m未満
レベル4	3.7m以上、3.9m未満	2.9m以上、3.0m未満
レベル5	3.9m以上	3.0m以上

□解 説

本項目は、階高のゆとりを、用途変更や設備システムの変化や増強に支障がないか、快適さが得られているかという観点から評価する。

事、病、木、住は基準階の階高で評価する。その他の用途では、平均値で評価する。

階高の各レベル設定は、以下の考え方による。

レベル1:用途・設備の変更が極めて困難

レベル2:用途・設備の変更が困難

レベル3:用途・設備の変更がある程度可能

レベル4: 用途・設備の変更が比較的容易である

レベル5: 大幅な用途・設備の変更が容易である

3.1.2 空間の形状・自由さ

事·学·物·飲·会·病·ホ·工·住

<建物全体·共用部分>		
用途	事·学·物·飲·会·病·工	
レベル1	0.7≦ [壁長さ比率]	
レベル2	0.5≦ [壁長さ比率] <0.7	
レベル3	0.3≦ [壁長さ比率] <0.5	
レベル4	0.1≦ [壁長さ比率] <0.3	
レベル5	[壁長さ比率] <0.1	

<住居·宿泊部分>			
用途	病· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
レベル1	0.7≦ [壁長さ比率]		
レベル2	0.5≦ [壁長さ比率] <0.7		
レベル3	0.3≦ [壁長さ比率] <0.5		
レベル4	0.1≦ [壁長さ比率] <0.3		
レベル5	[壁長さ比率] <0.1		

壁長さ比率は、次式による。

□解 説

本項目では空間の形状・自由さを「壁長さ比率」を用いて評価する。

「壁長さ比率」とは、専用部分にどの程度動かせない物があるかを示す値であり、その値が小さいほど、"空間の形状・自由さ"が大きいと判断できる。

各レベル設定は、以下の考え方による。

レベル1:設備・空間のプランニングが建築躯体によって極めて制限される。

レベル2:設備・空間のプランニングが建築躯体によって制限される。

レベル3:設備・空間のプランニングの自由度がある。

レベル4:設備・空間のプランニングの自由度が高い。

レベル5:設備・空間のプランニングの自由度が極めて高い。

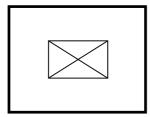
■計算対象に関する留意事項

計算対象は非住居系用途は基準階1フロア、住居系用途は主要な居室とする。

■非住居系用途の算定方法

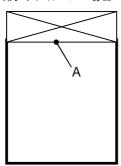
- ①設備スペース(PS、EPS、EVシャ가)は、「将来的に使用目的に応じて間取りを変更できない部分」と考え「専用面積」から除外する
- ②設備スペース(PS、EPS、EVシャフト)の壁は「将来的に使用目的に応じて間取の変更が可能な部分(専用部分)」の変更時における制約条件となり得るので、その壁の専用部分に面している長さを「耐力壁の長さ」の中に算入する。
- ③建物に囲まれた中庭については、中庭の外周部分を外周壁として算入する。

(例1)センターコアの場合



- ・センターコア部分は専用面積から除く。
- ・センターコアを耐力壁で囲んでいれば耐力壁としてカウントする。
- ・その他耐力壁があればカウントする。
- ・外周壁の長さは左図の太線部とする。
- ※コアとは、階段、エレベータ等の部分をいう。

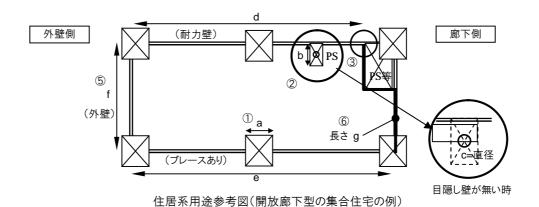
(例2)サイドコアの場合



- ・サイドコア部は専用部分から除く
- ・耐力壁の場合にはA部を耐力壁としてカウントする。
- ・その他耐力壁があればカウントする。
- ・外周壁の長さは左図の太線部とする。

■住居系用途の算定方法

- ① 壁付きの柱(耐力壁であるか否かに関わらず)又は内部に独立してある柱は長辺×3(a×3)で分子に加算する。
- ② 集合住宅においては、専用部分にある給排水管を算入する。計算方法は壁付きのPS、内部に独立したPSとも、配管周りの目隠し壁の長辺×3(b×3)、目隠し壁が無い時は最も太い配管の直径×3(c×3)で分子に加算する。
- ③ 外部に面するPS(又はMB)がある時、耐力壁の止まりはPS(又はMB)との接点として長さを計上(d)
- ④ ブレースが設置されている壁は、耐力壁として芯~芯(e)を分子に加算する。反対に耐力壁ではない 界壁は加算しない。
- ⑤ 外壁の長さは芯~芯(f)で長さを判断する。
- ⑥ 開放廊下型の場合は、廊下側の壁の長さを外壁の長さに加算する。ただし、廊下に面してPS(MB) がある場合は、図に示すようにPS(MB)と専用面積の接している長さとその他の部分の廊下側の壁の長さを加算する。(g) 又、中廊下タイプの場合は廊下側の長さを外壁の長さに算入しない。



3.2 荷重のゆとり

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

将来の用途変更可能性などを考慮し、建物の荷重に関するゆとりを評価する。

| 住| は、主に基準階主要居室に当る部分が住居・宿泊部分となる為、この項目では<住居・宿泊部分>で評価する。| 病| では、<住居・宿泊部分>の基準階主要居室(主に病室)と、<共用部分>の基準階主要居室(主に診察室)の両方を評価する。

<建物全体·共用部分>					
用途	事・物・飲・ 会(固定席)・工・病	会(非固定席)	学		
レベル1	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)		
レベル2	2900N/㎡ 未満	3500N/㎡ 未満	2300N/㎡ 未満		
レベル3	2900N/㎡ 以上~ 3500N/㎡ 未満	3500N/㎡ 以上~ 4200N/㎡ 未満	2300N/㎡ 以上~ 2900N/㎡ 未満		
レベル4	3500N/㎡ 以上~ 4500N/㎡ 未満	4200N/㎡ 以上~ 5200N/㎡ 未満	2900N/㎡ 以上~ 3500N/㎡ 未満		
レベル5	4500N/㎡ 以上	5200N /㎡ 以上	3500N/㎡ 以上		

<住居·宿泊部分>			
用途	病·迅·佳		
レベル1	(該当するレベルなし)		
レベル2	1800N/㎡ 未満		
レベル3	1800N/㎡ 以上~2100N/㎡ 未満		
レベル4	2100N/㎡ 以上~2900N/㎡ 未満		
レベル5	2900N/㎡ 以上		

□解 説

積載荷重については、施行令の値を使用していれば、模様替えのような非日常の偏載状態に対しても、他の荷重に比べて高い安全性が確保されている。したがって、短期的にそのような状態を想定して「ゆとり」と考えるよりも、将来他の用途に転用可能かという観点で評価する。

レベルの考え方は、事務所や物販店、飲食店、集会所、病院(共用部)、工場、学校は、建築基準法施行令85条に示す対象室の許容荷重をレベル3とし、その20%割増値相当をレベル4、50%割増値相当をレベル5と設定した。

住居・宿泊部分を含む用途(病、木、住)の建築物については建築基準法施行令85条に示す居住室の値をレベル3、1つ上の事務所の値をレベル5とし、他用途(事務所)への転用可能性を「ゆとり」と設定した。レベル2以下は実際にはほとんどあてはまるケースはないと思われる。またレベル4はレベル3~5を補間した値である。

尚、本項目では、大ばり、柱又は基礎および地震用の構造計算用にも同様の割増値相当を設定していることを前提とし、施工令85条の床の構造計算用の値のみで評価しているが、大ばり、柱又は基礎用または地震用の値の割増が床用に比べ小さい場合はレベルを1つ下げる。

3.3 設備の更新性

将来の用途変更可能性などを考慮し、建物設備の更新性を部位毎に評価する。 ここで、修繕は同じ寸法仕様に交換する改修工事、更新はアップグレードなどによって交換・仕様変更する 改修工事を指す。

3.3.1 空調配管の更新性

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·뮸·住
レベル1	構造部材を痛めなければ空調配管の更新・修繕ができない。
レベル2	予備スリーブを用いれば構造部材を痛めることなく空調配管の更新・修繕ができる場合も あるが全ての配管の更新・修繕には対応できない。
レベル3	将来用(更新用)スペース、ルートの確保されることなどによって、構造部材を痛めることなくほぼ全ての空調配管の更新・修繕ができる。または中央式空調設備を持たない。
レベル4	外部空調配管、天井スペースが確保されることによって、構造部材だけでなく仕上げ材を痛めることなく空調配管の更新・修繕ができる。
レベル5	ISS 注)、設備階の設置などによって、仕上げ材を痛めることなく空調配管の更新・修繕が容易にできる。

□解 説

本項目は空調配管の更新性を評価する。

評価対象は、建物用途に応じた主たる機能を支える部位(空調配管自体の主要な部分)の仕様で評価する。

空調配管の更新性については、リニューアルに関する対応の計画がないまま、梁・柱・耐力壁など構造体を一部破壊しなければ空調配管更新・修繕ができない場合には、固体廃棄物や新たな補修行為が生じるため、ここでは一番低いレベル1とする。

将来用(更新用)のスペース、ルートの確保などによって、構造部材を痛めることなくほぼ全ての空調配管の 更新・修繕ができる場合をレベル3の水準として評価する。

さらに、仕上げ材を痛めること無く更新・修繕工事が可能な場合は、その容易度に応じてレベル4もしくはレベル5として評価する。なお、中央式空調設備を持たない場合は、レベル3として評価する。

注)ISS: Interstitial Space System の略でインタースティシャル・スペースシステムとは、建築と設備が統合されているシステムを指す。

3.3.2 給排水管の更新性

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ন·住
レベル1	構造部材、仕上げ材を痛めなければ修繕、更新できない。
レベル2	構造部材を痛めることなく修繕できるが、更新できない。
レベル3	構造部材、仕上げ材を痛めることなく修繕できるが、仕上げ材、構造部材を痛めないと更新できない。
レベル4	構造部材を痛めることなく修繕、更新できる。
レベル5	構造部材、仕上げ材を痛めることなく修繕、更新できる。

□解 説

本項目は給排水管の更新性を評価する。

評価対象は、建物用途に応じた主たる機能を支える部位(給排水管自体の主要な部分)の仕様で評価する。

給排水管の更新性については、リニューアルに関する対応の計画がないまま、梁・柱・耐力壁・外壁・床スラブなどの構造部材および仕上げ材を一部破壊しなければ給排水管の修繕・更新ができない場合には、固体廃棄物や新たな補修行為が生じるため、一番低いレベル1とする。

構造部材および仕上げを痛めることなく更新はできないが、修繕できる性能を有する場合をレベル3とする。 将来用のスペース、ルートなどを確保することによって更新が容易にできる場合は、給排水管以外の補修・ 廃棄物の程度によってレベル4もしくはレベル5として評価する。

評価方法は、各レベルに対応する給排水管の設置方法と配管仕様を下表に示すので、この表を参考にレベルを判断する。尚、縦管主管から外壁取り合いに関しては、これらの仕様を全て満たすレベルが該当するレベルとなる。(各部位でレベルが異なる場合は最低レベルで評価する。)又、配管仕様などで特殊な仕組みを取り入れている場合はその取組みだけでレベルを判断できるものとする。

	給排水管の仕様例				【参考】各レベルの考え方				
レベル	①全ての仕様を満たすレベルで判断 ※部位毎にレベルが異なる時は最低レベルで判断。 ※②で判断する時は無視してよい。			②この仕様 のみで判断	修繕時に 構造部材 仕上げ材を 痛める程度		更新時に 構造部材 仕上げ材を 痛める程度		
	縦管主管	縦管主管以 外	横引管	外壁取合	配管仕様など	構造 部材	仕上材	構造 部材	仕上材
1	スラブ貫通 (PS 内は除 く)	壁埋設 (RC 等)	躯体(スラブ)埋込	スリーブ	_	大**	大	大	大
2	PS内	壁埋設 (LGS 等)	シンダー CON 埋込	スリーブ	_	/J\ [*]	大	大	大
3	PS 内	PS内	下階天井内 配管	スリーブ	_	/]\	/]\	大	大
4	予備スペース	予備スペー ス	自階天井内 (ジプトーン・ 岩吸) 又は 2 重床内	予備スリー ブ	_	小	小	小	大
5	予備スペー ス 又は メカニカル・ ボイド	予備スペー ス 又は メカニカル・ ボイド	自階システ ム天井内 又は ISS 又は床 上配管ピット	予備スリー ブ 又は 貫通パ [*] ネル	ユニット配管 又は システム WC	/]\	/J\	/J\	小

※「大」と「小」は、構造部材、仕上げ材を痛める程度を表す。固体廃棄物の発生や新たな補修工事が発生する状況を「大」とし、工程上触れることはあるが固体廃棄物の発生や補修工事が発生することはない状況を「小」とする。

3.3.3 電気配線の更新性

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·営·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	構造部材を痛めなければ電気配線の更新・修繕ができない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	構造部材を痛めることなく電気配線の更新・修繕ができる。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	構造部材だけでなく、仕上げ材を痛めることなく電気配線の更新・修繕ができる。

□解 説

本項目は電気配線の更新性を評価する。

評価対象は、建物用途に応じた主たる機能を支える部位(電気配線の主要な部分)の仕様で評価する。 構造部材を痛めないで電気配線の更新・修繕ができる水準をレベル3として設定する。

3.3.4 通信配線の更新性

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·朴·住
レベル1	構造部材を痛めなければ通信配線の更新・修繕ができない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	構造部材を痛めることなく通信配線の更新・修繕ができる。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	仕上げ材を痛めることなく通信配線の更新・修繕ができる。

□解 説

本項目は通信配線の更新性を評価する。

評価対象は、建物用途に応じた主たる機能を支える部位(通信配線の主要な部分)の仕様で評価する。 レベル設定の考え方は「3.3.3電気配線の更新性」と同様である。

3.3.5 設備機器の更新性

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·魩·斂·呂·エ·病·凩·但
レベル1	主要設備機器の更新に対応したルート又はマシンハッチが確保されておらず、更新・修 繕時に建物機能を維持出来ない状況。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	主要設備機器の更新に対応したルート又はマシンハッチが確保されているが、更新・修繕時に建物機能を維持出来ない状況。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	主要設備機器の更新に対応したルート又はマシンハッチが確保され、かつ更新・修繕時に建物機能を維持出来る状況。

□解 説

設備機器更新の際、ルートやマシンハッチなど移動経路が確保され更新・修繕時に外壁の破壊などによって固体廃棄物や新たな補修行為が生じないこと、およびバックアップ設備によって建物機能を維持したまま更新・修繕が出来る状況を評価する。

ここで、更新・修繕時に建物機能が維持出来る状況とは「ルートやマシンハッチ使用時に他の機能を止めることなく、かつ更新・修繕時にバックアップとして使用出来る機器がある。(機器を台数を分割して設置し、低負荷時に稼動していない機器をバックアップとして使用出来る状況も含む。)」状況を想定している。

なお、更新・修繕に対応したルートまたは、マシンハッチが確保されているが、一部で簡易な間仕切り壁等の破壊が伴う場合はレベル3 として評価する。

ここでいう主要設備機器については、以下のような設備機器を指す。

- ①住以外の用途では、建物が機能するための主要設備機器を指し、具体的には受変電設備、発電機、ボイラ、冷凍機、空調機、水槽類、ポンプ類などを含む。
- ②住では、生活を営む上で必要機能を維持するための機器を指し、例えば給湯器、ルームエアコン、水槽類、ポンプ類などを含む。

3.3.6 バックアップスペースの確保

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·魩·斂·岳·工·病·ホ·伯
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	バックアップ設備のためのスペースが計画的に確保されていない。
レベル4	バックアップ設備のためのスペースが計画的に確保されている。
レベル5	(該当するレベルなし)

□解 説

本項目はバックアップスペースの確保状況を評価する。

評価対象は、建物用途に応じた主たる機能を支える部位(主要な設備システム)の仕様で評価する。 設備更新・修繕における工事を行う場合、バックアップ設備設置のためのスペースが確保されるように計画 しておけば、建物機能を連続的に維持しながら更新・修繕することが可能になる。このような観点からバック アップスペースが計画的に確保されている場合はレベル4として評価する。

Q3 室外環境(敷地内)

Q3の評価では、採点項目の「評価する取組み」に示される個々の取組みをポイント制にし、合計点で5段階評価を行う。またQ3では定性的な評価項目が大部分を占めるため、実際に取組んだ内容や特記しておくべき内容については、別途、評価ソフト中にある「環境配慮設計の概要記入欄」などに具体的な記述を行う。

□採点方法

評価する取組みの各項目に示される内容について、実際に計画した内容に該当すれば、ポイントを加算し、 その合計点でレベルが決まる。

※「その他」欄は、採点表中にない特別な取組みを実施している場合に任意に追加できる項目である。「その他」欄を採点する場合には、それがどのような取組みであるか、ソフト上の「環境配慮設計上の概要記入欄」などに別途記入すること。

1. 生物環境の保全と創出

□適 用

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	生物環境の保全と創出に関して配慮に欠け、取組みが不十分である。 (評価ポイント 0~3)
レベル2	生物環境の保全と創出に関して配慮されているが、取組みが十分とはいえない。 (評価ポイント 4~6)
レベル3	生物環境の保全と創出に関して配慮されており、標準的な取組みが行われている。 (評価ポイント 7~9)
レベル4	生物環境の保全と創出に関して配慮されており、比較的多くの取組みが行われている。(評価ポイント 10~12)
レベル5	生物環境の保全と創出に関して十分配慮されており、充実した取組みが行われている。(評価ポイント 13 以上)

評価する取組み

評価項目	評価ポイント	
I 立地特性の把握 と計画方針の設定	1) 敷地とその周辺にある生物環境に関する立地特性を把握し、その特性に基づいて敷地内の生物環境の保全と創出に関わる計画方針を示している。	2
II 生物資源の保存 と復元	1) 敷地内にある生物資源を構成する動植物、表土、水辺等を保存または復元している。	2

Ⅲ緑の量の確保	1) 夕	N構緑化指数が、		
		10%以上 20%未満を示す規模の外構緑化を行い、なおかつ中高木を植栽している。 (1 ポイント)		1~3
	2	20%以上 50%未満を示す規模の外構緑化を行っている。		
			(2 ポイント)	
	5	0%以上を示す規模の外構緑化を行っている。	(3 ポイント)	
	2)	建物緑化指数が、		
	5	。 %以上 20%未満を示す規模の建築物の緑化:	を行っている。	
			(1 ポイント)	1~2
	2	20%以上を示す規模の建築物の緑化を行っている。		
			(2 ポイント)	
Ⅳ 緑の質の確保	1) 自	自生種の保全に配慮した緑地づくりを行っている。		1
	2)	2) 敷地や建物の植栽条件に応じた適切な緑地づくりを行っている。		1
	3) 里	3) 野生小動物の生息域の確保に配慮した緑地づくりを行っている。		1
V 生物資源の管理 と利用	· ·	書物運用時における緑地等の維持管理に必要 、かつ管理方針を示している。	な設備を設置	1
	· ·	書物利用者や地域住民が生物とふれあい自然に や施設等を確保している。	親しめる環境	1
VI その他	· ·)上記の評価項目以外に生物環境の保全と創出に資する独自の 取り組みを行っている。		1

□解 説

本項(Q3 1.生物環境の保全と創出)では、国土の自然環境を保全・回復し、生物の多様性を確保する観点から、建築(建築及び外構を含む敷地全体)が生物環境の保全と創出に関して配慮しているかについて、6つの評価項目(I~VI)ごとに取組み内容の評価を行う。なお、ここでいう「生物環境」とは野生小動物の生息と植物の生育を支える空間(ビオトープ)のことを指す。

I. 立地特性の把握と計画方針の設定

地域の生物環境を保全するためには、まず敷地の立地特性に適した保全目標を設定した上で、その目標を実現するための保全方針及び関連する取組みを検討することが求められる。そのような観点から、本項目では計画敷地が位置する地域の生物環境に関する立地特性を把握した上で、その特性に適した敷地内の生物環境の保全と創出に関する計画方針を示しているか否かを評価する。

立地特性に基づいて適切な計画方針が明示されている場合に 2ポイントとして評価する。計画方針が示されていても、その根拠となる立地特性が把握されていない場合は、0ポイントとする。

なお、立地環境の空間的な範囲と調査対象の範囲は一律的に規定できないため、計画敷地に応じて適宜 範囲を設定する。

なお評価に際しては、第三者が立地特性と計画方針の関係を確認できるように、少なくとも以下の書類を添付し、その添付書類ごとに考察結果を記載すること。

【添付書類】

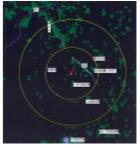
- ・ 敷地周辺を含む航空写真
- ・上記航空写真の範囲が収まる地形図または土地利用図
- ・ 現況の生物環境に関わる基礎情報とその出典(独自調査を行った場合は調査方法等)
- ・把握した立地特性を反映した計画方針

【取組み例】

○エコビレッジ松戸

広域からの環境解析を踏まえたエコロジカル・プランニング(水・緑・風)を基本に、地域生態系や風環境の特性をサイトデザインに反映している。周辺5km四方の緑地分布を解析すると、大規模な緑地や水面が「面的ビオトープ」として存在し、また富士川の湿地の「線的なビオトープ」と共に、社寺林や斜面緑地、小規模な公園などが「飛び





周辺緑地解析:5km 四方に活性の高いまとまった緑地が飛び石状に存在する様子が判る。 (図版・写真提供:大成建設)

石状のビオトープ」を形成している。これらの中で本計画における保存樹林やトンボ池などが、「点的ビオトープ」のひとつとして将来的に生態系の広域ネットワークの強化につながることを意図した計画を行った。

竣工後もフォロー調査を継続しており、鳥類や昆虫類など出現数の増加が確認されている。

Ⅱ. 生物資源の保存と復元

敷地内にある樹木や水辺、腐食質を多く含み植物の成長に必要な養分を含む表土等は、長い時間を経て 形成されてきた地域の生物環境を構成する資源であり、生物環境の保全を図るにあたっては、これらの取 扱いを優先的に検討することが求められる。そのような観点から本項では、敷地内にある樹木、水辺、表土 等からなる生物環境を保全するための取組みについて、生物資源の「保存」と「復元」の二つの観点から評 価する。

- ·「保存」とは敷地内にある生物資源を敷地内に残す取組みを指し、現状を残置するだけではなく敷地内での移植(移設)も評価対象とする。
- ・「復元」とは当該事業者が喪失させた生物資源を敷地内に再生する取組みをさす。なお、当該事業以前に敷地内に存在していたと確認・推定される生物資源を再生させる取組みも含むものとする。
- ・敷地外にある地域の生物資源を敷地内に移設、再生させる取組みも、「保存」、「復元」として評価する。

なお評価に際しては、第三者が「保存」、「復元」の状況を確認できるよう、少なくとも以下の書類を添付し、その添付書類ごとに考察結果を記載すること。

【添付書類】

- ・敷地とその周辺を含む過去から現在にかけての土地利用を示す航空写真、地形図
- ・「保存」「復元」する生物資源の内容とその目的、計画内容
- ・「保存」する生物資源の現状および位置、現況写真、計画位置、
- ・「復元」する生物資源の位置、写真、計画位置

【取組み例】生物資源の保存の事例

○青山学院大学相模原キャンパス

ケヤキ高木などの既存樹木を保存・移植して緑による環境保全効果を引き出している。



【取組み例】 生物資源の復元(再生)の事例 ○国立国会図書館関西館 原風景である丘陵地と雑木林を、屋根緑化及び、アラカシやコナラを中心とした植栽によって復元(再生)している。



Ⅲ.緑の量の確保

地域の緑量を確保する観点から本項では、敷地の緑化に関する取組みを外構緑化面積と建物緑化面積の程度によって評価する。ここでいう緑の量には、取組みII.の対象となる「保存」「復元」する緑だけでなく、新たに整備・創出する緑も含む。外構緑化面積や建物緑化面積などの算定方法については、巻末の補助資料2.「樹冠面積、緑地面積の算定方法」を参照のこと。

1)外構緑化については、下記式により算出された外構緑化指数に基づいて評価する。外構緑化指数が10%以上20%未満であり、かつ中・高木を植栽している場合は1ポイント、外構緑化指数が20%以上~50%未満の場合は2ポイント、外構緑化指数が50%以上の場合は3ポイントとして評価する。

外構緑化面積(中高木の樹冠の水平投影面積+低木・地被等の植栽面積)**1外構緑化指数=×100(%)外構面積**2)

- ※1) 中高木の樹冠の水平投影面積と低木・地被等の植栽面積が重なる部分は、それぞれの面積を計上して良い
- ※2) 外構面積=敷地面積から建物面積(建築面積及び附属物面積)を除いた面積
- 2)建物緑化については屋上緑化と壁面緑化を評価対象とし、下記式により算出された建物緑化指数^{※3)}に基づいて評価する。建物緑化指数が5%以上20%未満の場合は1ポイント、20%以上の場合は2ポイントとして評価する。

- ※3) 建物緑化指数=屋上緑化面積と壁面緑化面積を合計した値の建築面積に対する比率
- ※4) 建築面積=建築によって占有された部分の水平投影面積(法定建築面積)

IV.緑の質の確保

生物環境の保全と創出、およびその持続可能性を高めることに寄与する緑地の質を確保する観点から、本項では、植栽の健全な生育を促し、あわせて地域の豊かな生物層を支える緑地を形成するための取組みを評価する。具体的には地域の自生種の導入、植栽条件に応じた樹種の選定、野鳥等の野生小動物の誘致等により緑地を生態的に安定させる取組みを評価する。生態的に安定した緑地は、持続可能な生物資源を形成し、また農薬の使用低減など管理負担の軽減にもつながる。

1)地域の自生種の保全に配慮している場合、2)植栽条件に応じた適切な緑地づくりを行っている場合、3)野生小動物の生息域を確保している場合にそれぞれ1ポイントとして評価する。それらの取組みが複数行われている場合は合計ポイントとして評価する。

【取組み例】

1) 自生種の保全

その地域の気候風土のもとに成立する植生を構成する樹種による緑地づくりに取り組んでいる場合に評価する。なお、使用する緑化材料はその地域に自生する種であるとともに、その地域内で生産され、生産経過が明らかな種苗(地域性種苗)であることが望ましい。

- ※参考として、地域の自生種を特定する手順の概要を以下に示す。
- ① 国土区分図を見て、当該地域が該当する場所を確認する。
- ② 該当する場所が含まれる都道府県を確認する。
- ③ 当該都道府県の植生資料を収集して、当該地域にどのような植生が成立し、どのような自生種によって構成されているのかを抽出する。ただし、植林地などは除く。
- ④ 当該都道府県の植物誌資料を収集して、前項で抽出した自生種の特性を確認する。
- ⑤ 当該地の立地特性把握結果と作成した計画方針に基づいて、適正種を抽出する。
- ⑥ 適正種の特性を考慮しながら緑地づくりを行う。
- ※自生種を特定する際の資料について、東京都、千葉県、埼玉県、静岡県などを例に以下に示す。
- ① 該当する「地域」がわかる地図
 - ·国土区分図
- ② 気候風土に成立する植生と構成樹種がわかる資料
 - ・東京都の植生、千葉県の植生、埼玉県の植生、静岡県の植生等
- ③ その地域に自生する種がわかる資料
 - ·東京都植物誌、千葉県植物誌、埼玉県植物誌、静岡県植物誌 等
- ④ 植物が自生する地域等がわかる資料
 - ・「造園ハンドブック」(日本造園学会編 1978年 技報堂)
 - ·「庭木と緑化樹」(飯島亮·安蒜俊比呂著 1974年 誠文堂新光社)
 - ・「環境緑化の事典」(日本緑化工学会編集 2005年 朝倉書店)
- ⑤ 地域性種苗に関する情報提供
 - ・日本緑化センター
 - ·大学、国·県等の試験研究機関等

※地域性種苗の活用の事例

〇日本道路公団(高速道路法面等緑化)

旧日本道路公団(現NEXCO東日本・NEXCO中日本・NEXCO西日本)では、高速道路建設の造成によりつくった法面等を、地域性種苗により緑化する取組みを進めている。具体的には、高速道路周辺を生息域とし、元々あった地域の樹木の中から種を採取し、公団内の苗圃でポット式のユニット苗木等として2~3年育成する。こうして育てた、高速道路周辺に何世代にもわたり生息しその土地特有の遺伝子を有する二世苗木を活用し、法面等を緑化する取組みである。

○イオンモール草津

琵琶湖湖畔に建設されたイオンモール草津では、地域に植生する樹木約68,000本の植栽を始め、従前計画地内に自生していたチガヤやミズタカモジを圃場で育て、計画地内に整備したビオトープに戻す取組みを行っている。

- 2) 植栽条件に応じた適切な緑地づくり
 - ・ 日照条件への対応(陽樹や陰樹の適切な配置など)
 - ・ 成長空間への対応(将来樹形を受容する空間への植栽など)
 - ・ 生育基盤への対応(植物の生育に十分な土壌や植栽枡の確保など)
 - ・環境圧への対応(耐風耐潮に配慮した植物の導入など)
- 3) 野生小動物の生息域の確保
 - ・ 周辺の生物資源と連続する緑地の配置
 - ・営巣場や隠れ場の確保
 - ・採餌植物の導入に配慮した緑地デザイン
 - ・生息行動を促す緑地や水域の確保

※野生小動物の生息域の確保の事例

○大阪ガス実験集合住宅NEXT21

北方約1.5kmにある大阪城公園から飛来する野鳥を呼び込むために、屋上だけではなく、テラスやベランダ、共用廊下を積極的に緑化して1000m²の立体的な緑地を確保している。多くの野鳥が飛来して昆虫も多数生息し、自生の植物も観察されている。



V.生物資源の管理と利用

健全な生物資源を育成し、維持していくためには、建物運用時における緑地等の適正な管理が必要不可欠であり、計画設計段階でも先行的に生物資源の管理に関して十分な配慮と対策を講じておくことが重要である。そのような観点から本項では、保全または創出した生物資源を維持管理するための取り組みについて評価する。

灌水施設等の緑地の維持管理に必要な設備を設置してなおかつ管理方針を計画している場合及び、自然と親しめる環境や施設を確保している場合は、それぞれ1ポイントとして評価する。

【取組み例】

- ①緑地等の維持管理に必要な設備ならびに管理方針の設定
 - 灌水設備の適正な配置
 - 適正な土壌容量等の植栽基盤の確保
 - ・ 巡回監視、樹木剪定、草刈り等の年間工程計画
 - 病虫害対策等の実施方針
 - 生物モニタリング等の計画と管理への反映
- ②自然に親しめる環境や施設等の確保
 - 動植物の観察路や展示施設の設置
 - 建物利用者が使用可能な花壇や植栽地の設置
 - 自然解説施設の設置や定期イベント開催等による生物情報の提供
 - ・ 植物銘版やベンチ等の設置

【取組み例】生物資源の管理と利用の事例

○グローブコート大宮南中野

自然共生・地域共生の観点から菜園や果樹園の設置、住戸をつなぐ木製プランターやパーゴラなどを設置している。また、住み手の主体的参加による住環境づくりの提案を行い、ビオトープや中央池の環境維持向上のプロジェクトチームが結成され、現在も住民主体の環境改善の取組みが行われている。





VI.その他

上記のI~Vに示した評価項目以外に独自の取組みを行っている場合は1ポイントとして評価する。「その他」を評価する際には、どのような取組みを実施したか、評価ソフト上などに内容を記述するとともに、第三者が理解できる資料を別途添付すること。

2. まちなみ・景観への配慮

口適 用

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·木·住
レベル1	(評価ポイント0)
レベル2	周辺のまちなみや景観に対して、取組みが十分とはいえない。 (評価ポイント 1~2)
レベル3	周辺のまちなみや景観に対して、標準的な配慮が行われている。 (評価ポイント3)
レベル4	周辺のまちなみや景観に対して、標準以上の配慮が行われている。 (評価ポイント4)
レベル5	周辺のまちなみや景観に対して、充実した取組みが行われている。 (評価ポイント 5 以上、又は地域のまちなみ・景観に関する賞を受賞している)

評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
1)建物の配置・ 形態等のまちな みへの調和	建物高さ、壁面位置、外装・屋根・庇・開口部・塀等の形状や色彩において、周辺のまちなみや風景にバランスよく調和させている。	2
2)植栽による良好な景観形成	植栽により、良好な景観を形成している。	1
3)景観の歴史 の継承	歴史的建造物の外装、既存の自然環境等を保存、復元、再生することにより、景観的に地域の歴史性を継承している。	1
4)地域性のある素材による良好な景観形成	地域性のある素材を外装材に使用して、良好な景観を形成している。	1
5)周辺の主要な 視点場からの良 好な景観形成	周辺にある公園や広場等の人が集まる場所や遠くから対象建物を含む一帯を眺める地点(視点場)からの良好な景観を形成している。	1
6)その他	その他(記述)	1

□解 説

まちなみ・景観はその地域の自然や建造物や人々の生活の営みが作り出す風景を人々が感性で受けとめるものであり、居住者や来街者に共感を与え得るものである。そしてグローバルな時代になればなるほど地域やその場所の個性を表現する文化的な媒体(社会資本)として重要性が増している。このような背景を踏まえて本項では、建物(外構を含む敷地全体)が、周辺のまちなみや景観に対して与える悪影響を低減し、良好なまちなみ・景観を創出するためにどのような貢献を行っているかについて評価する。

景観を評価する際には、一般的には誰(居住者・利用者、周辺の歩行者、その他の不特定多数)が何処 (近景、中景、遠景)から見た景観を対象とするのかという問題があるが、本項では、以下の視点から評価を 行うこととする。

まず、建物と周辺の景観との関係の基本となる建物の配置や形態が、周辺との調和を実現しているかについて評価する。そのうえで、地域における緑、歴史性の継承、地域素材の活用などの面から、良好な景観形成に寄与しているかについて評価する。また、特に対象建物を含む一帯の景観を望む主要な視点場からの景観について配慮している場合やその他の取り組みを行っている場合についても評価の対象とすることとした。なお、CASBEEでは審美性は評価しないこととしており、本項においても、建築環境の美しさの優劣は

評価しない。

<評価の考え方>

- ①公共空間からほとんど見えないなど、まちなみ・景観に配慮しようがない場合はレベル3とする。
- ②地域の景観賞、受賞理由に景観が明記されている賞を受賞しているなど一定の評価を得ていると認められる場合、レベル5とする。
- ③評価する取組みについては、具体的な内容を記述すると共に、第三者が理解できる資料を別途添付すること。

良好な景観形成のために一般的に配慮すべき事項や具体的な対策を以下に例示する。

1)建物の配置・形態等のまちなみへの調和

建物とまちなみや景観との調和を図る上で、建物の配置や形態は最も基本的な要素である。これらが十分に配慮されていない場合には、建物細部の意匠などを工夫しても良好な景観形成は困難となる。そのため、本項目では、建物の配置や形態について、以下の視点からまちなみ・景観に調和しているかを評価する。

- ①隣接する建築物の壁面の位置等に配慮し、まちなみの中での壁面線に配慮する。
- ②道路からの建物の見え方に配慮し、沿道部の建物の階数を低くするなど圧迫感を感じさせないよう工夫する。
- ③建築物の低層部は親しみやすいヒューマンスケールを意識した構成とする。
- ④道路などの公共空間に配慮し、まちなみに開かれた印象を与える工夫をする。
- ⑤周辺の建築物群のスカイラインに配慮する。
- ⑥建築物の屋根、開口部、壁面などの意匠は、まちなみとの調和に配慮する。
- ⑦建築物の色彩は、周辺景観に配慮する。
- ⑧屋外広告物等がまちの景観を損ねないように配慮をする。
- ⑨屋外に設備等を設置する場合、周囲からの見え方に配慮する。

【取組み例】 建物の配置・形態等がまちなみに調和している事例

○グローブコート大宮南中野

主要道路からの景観に奥行きのある住棟配置とし、建物による道路側への圧迫感を抑えている。

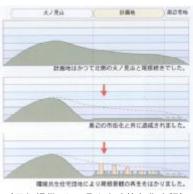


アプローチ広場から住棟を見る(撮影:斎部功)

○下関・一の宮県営住宅

高層住棟は北側へ配置し、既存住宅地に隣接する東側と南西側は階数を下げて3階建てとすることで、 隣接住宅地への圧迫感を軽減すると共に、かつての尾根景観の復元を図っている。





(図版提供:山口県土木建築部住宅課)

2)植栽による良好な景観形成

計画地の緑化について、周辺建物における植栽などと一体にまちなみに心地よい緑の景観を形成する取り組み、地域の自然景観の形成に寄与する取り組みについて評価する。

- ①植栽によって沿道に緑の連続性を確保するとともに、修景に寄与している。
- ②隣接敷地や道路の既存樹木との調和やシンボル性に配慮した樹種の選定をしている。
- ③公道に面した大規模な平面駐車場等について、樹木や植栽や水施設などにより修景している。

【取組み例】植栽による良好な景観形成の事例

○業務市街地の沿道植栽(新宿)

業務市街地の中にあるサクラ、コナラ、イヌシデ等による雑木林。 石畳や下草を含めて初春のすがすがしい風景を演出している。 (京王プラザホテル)



○商業市街地の沿道植栽(白金)

小さいながらもマロニエの花と緑で街並に彩り、潤いを与えており、春のおとずれを感じさせてくれる。



○集合住宅の沿道植栽(代々木)

角地にあるシンボルツリー、イタヤカエデの紅葉で季節感を提供 している。



○都市の森(名古屋)

一定の樹木密度を維持しながら多様な森の景観をつくるため、常緑樹と落葉樹の比率による景観シミュレーションを行った。駐車場など冬でも緑を確保したい場所では常緑樹7:落葉樹3とし、雑木が主体の明るい森をつくる場所では常緑樹3:落葉樹7とした。(ノリタケの森)









(図版提供:大成建設)

3)景観の歴史性の継承

地域や都市の成り立ち、歴史や文化をとらえ、まちなみにその要素を継承する取り組みについて評価する。

- ①地域の景観形成に貢献してきた歴史的建造物の外壁を保存している。
- ②街角の既存樹木を保存して地域景観を継承している。
- ③既存の植物、地形、湧水等を保存、復元、再生し地域景観を継承している。

4)地域性のある素材による良好な景観形成

地域性のある材料とは地場産材、地方・地域の伝統的材料、その敷地ゆかりの材料等をいう。

外壁面の素材に地域で昔から手に入る素材を用いて、より既存のまちなみとの調和を図るといった取組みが例としてあげられる。こうした素材は、色彩も落ち着きがあり、馴染みやすい。色彩は、周辺と調和するものを選択することが望ましい。近年では、原色を避け、落ち着きのある土地の土の色を「アースカラー」として選定する場合が多い。

①地場産の石や瓦、木材などを外観に効果的に使用して良好な景観を形成している。

5)周辺の主要な視点場※からの良好な景観形成

地域の景観基本計画に基づき視点場が定められており、そこからの景観エリアに評価対象建物が含まれている等の場合、それら視点場からの良好な景観形成に寄与する取組みについて評価する。景観基本計画等が定められていない場合でも、自ら視点場を設定し積極的に行う取組みについても評価の対象とする。その際、視点場の設定理由、その対象となる景観の状況、建物の条件を踏まえ、景観配慮の方針と取り組みを具体的に示すこと。

※ 視点場とは、ある景観を眺める立ち位置のことで、一般的には駅や大通りなど多くの人から見られる場所、また丘の上や橋梁上など、良好な景観の得られる場所が視点場としてとらえられる。視点場からの良好な景観形成とは、地域のなかで良好な景観を味わう場所を創出・保持していこうとするもので、景観の公共性を高めるものである。視点場の設定は、対象地との位置関係(視線の角度や距離)に地形、背景となる景観、その地点への来訪者数などから総合的に行う。そこからの見えを意識・検証しながら対象建物等を計画することが重要となる。

参考:「空間形成及びデザインテーマにおける具体的な手法事例の紹介」 (独立行政法人都市再生機構ホームページ内「UR都市機構 都市デザインポータルサイト」)

6)その他

上記の評価項目以外に独自の取組みを行っている場合は1ポイントとして評価する。 「その他」を評価する際には、どのような取組みを実施したか、評価ソフト上などに内容を記述するとともに、 第三者が理解できる資料を別途添付すること。

3. 地域性・アメニティへの配慮

3.1 地域性への配慮、快適性の向上

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·魩·斂·呂·工·病·ホ·住
レベル1	地域性・アメニティへの配慮に関して取組みを行っていない。(評価ポイント 0)
レベル2	地域性・アメニティへの配慮に関して取組みが十分とはいえない。(評価ポイント 1)
レベル3	地域性・アメニティへの配慮に関して標準的な取組みが行われている。 (評価ポイント 2~3)
レベル4	地域性・アメニティへの配慮に関して比較的多くの取組みが行われている。 (評価ポイント4)
レベル5	地域性・アメニティへの配慮に関して充実した取組みが行われている。 (評価ポイント 5 以上)

評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
Ⅰ地域固有の風	1)歴史的な建築空間等の保全 歴史的な建築内外部空間や遺構を保存、復元、再生し、地域文化に貢献している。(まちなみ・景観で評価している部分はここで重複して評価しない)	1
土、歴史、文化の継承	2)地域性のある材料の使用 建物の構造材や内装材又は外構に地域性のある材料を一部使用 している。(まちなみ・景観で評価している部分はここで重複して評価 しない)	1
II 空間·施設機能 の提供による地 域貢献	1)空間提供による地域貢献 アルコーブ・ピロティ・庇などの空間を設けるなどの建築的な工夫を取入れて、雨宿り、待合わせに供する等、都市空間の活動上のアメニティ向上に貢献している。 または、 広場や歩道状空地、路地などのスペースを確保し、憩いの場に供するなど地域の活動上のアメニティ向上に貢献している。	1
	2)施設提供による地域貢献 建物の一部に集会所、地域に開放された展示室やホール、コミュニティセンター、学校のコミュニティ利用などの公共的施設・機能を設けることで、地域の活動やにぎわいに貢献している。	1
III 建物内外を 連関させる豊か な中間領域の 形成	1)建物内外を連関させる豊かな中間領域の形成中庭やテラス、バルコニー、サンルーム、アルコーブ、屋根付広場、風光ボイド、アトリウム、等のように風や光が通り抜ける開放的な空間をうまく内部空間と連続させている。または、玄関廻り、バルコニー廻り等のプライバシーと公共性の接点の部分に、風光ボイド、花台、パーゴラ、奥行きのあるバルコニー等のしつらえによって、生活感が滲み出るような豊かな中間領域を形成している。	1

	1)防犯性の配慮	
	建物外部の広場などのスペースにおいて、視線を遮らない様な樹木の配置、夜間照明の設置、防犯カメラの設置、防犯に役立つ窓の配置などを行い、防犯性に配慮している。	
IV 防犯性の配慮	または、 広場や歩道状空地がない場合、建物周囲において、視線の行き届 かない袋小路や通路などの死角空間を作らないようにし、また防犯 に役立つ窓の配置をするなどして、防犯性に配慮している。	1
	または、 敷地周囲に境界壁等を設ける場合、視線を遮るような連続した塀 等を作らず、見通しの良いフェンスや背の低い生垣等を設けて防犯 性・防災性に配慮している。	
	1)建物利用者等の参加性	
V 建物利用者等 の参加性	施設利用者満足度評価(POE)の実施、コーポラティブ住宅等、設計プロセスに建物利用者が参加している。	1
	または、 居住者や入居者が植栽管理・清掃活動、運用計画の立案を直接 行うなど、建物の維持管理に対して居住者が参加している。	·
VI その他	1)その他(記述)	1

□解 説

本項目に於いては、地域の歴史の継承、都市や地域のアメニティや地域活動、にぎわいへの貢献、敷地内の豊かな中間領域、地域の防犯性、建物利用者の参加性等についての取組みを評価し、地域アメニティの高い生活環境を目標とする。

I 地域固有の風土、歴史、文化の継承

地域には独特の生活文化を反映した歴史的、文化的な資源が少なくない。建築計画ではそのような資源を発見し、新たな環境を構築することも重要な側面である。その土地において歴史という長い時間の経過とともに積み重ねられた場所の記憶は、世代により語り継がれるべき重要な環境資産である。このような意味で、地域のコンテクストを十分に読み取り、計画に反映することを評価する。

例えば、既存建物の歴史的な内外部空間や遺構を保存・復元・再生することや、地域性のある材料(地場産材、地方・地域の伝統的材料、その敷地ゆかりの材料等)を活用する等がある。木材等の地場産材は、どこまでを地場の範囲に含めるかは判断が難しいところであるが、各自治体などで地場産材の利用促進に対する取組みを行っている場合には、その定義に従うものとする。その他、風土、歴史、文化などの地域のコンテクストを反映した建物や外構の意匠等、あるいは施工時・運用時における地域の人材・技能の活用等地域産業の振興に役立つ取組みなども想定される。このような取組みがあれば具体的事項をその他欄に記述する。

【取組み例】地域性のある材料の使用の事例

○世田谷区深沢環境共生住宅

建て替えた住宅団地で、従前の瓦を外構に再利用したり、既存の井戸や樹木を保存・再利用している。



Ⅱ 空間·施設機能の提供による地域貢献

本項目では、建築の活動上の多様なアメニティ性を評価し、豊かな地域環境を目標とする。

【取組み例】 空間提供による地域貢献の事例 ○住友不動産新宿オークタワーの公開空地 夏には日陰を提供するこの小広場にはベンチが置かれ、待合 わせや昼休みの憩いの場所になっている。



III 建物内外を連関させる豊かな中間領域の形成

建物の内外や敷地の内外を隔絶するのではなく、敷地の方位や周辺環境に応じて、魅力的にそれらを結ぶ中間領域や半戸外空間を形成することができる。このようなバッファゾーン(緩衝空間)を設けることで、建物利用者の心理的ストレスを緩和するとともに、奥行きのある豊かな空間を得ることができる。

【取組み例】 建物内外を連関させる豊かな中間 領域の形成の事例

○世田谷区深沢環境共生住宅

集合住宅において、バルコニーは屋外と住戸内を 結ぶ豊かな中間領域として活用できる。本事例で は居住者が育てた鉢植えなどの緑が、夏季日中 にバルコニーの床に日陰をつくり、水やりなどとあ わせ、熱的にも緩衝空間の役割を果たしている。 また、躯体を雁行させボイド空間を設け、共用廊 下とそれに面する部屋との緩衝空間として、また 日中も日陰となるため夏季には冷気だまりとなる 熱的な緩衝空間としての役割を果たしている。



奥行きの深いバルコニーは 十分な緑化スペースになる



北側居室に風と光を導く 風光ボイド

IV 防犯性の配慮

防犯性の配慮では、建築が公共空間に影響する防犯性、防災性を評価し、危険を感じない安全で安心感のある地域環境を目標とする。

V 建物利用者等の参加性

施設利用者満足度評価とは、施設利用者ニーズ・現状の問題点等を的確に把握し、設計に入る前に利用者ニーズを整理しプログラミングに生かすための評価のこと。POE(Pre/Post Occupancy Evaluationの略語)とは、入居前・入居後の施設評価のことで、施設利用者満足度調査とも言われる。ヒアリング、アンケート等により施設の使い勝手の良し悪しを科学的に調査・評価する手法。

VI その他

上記のI~IVに示した評価項目以外に独自の取組みを行っている場合は1ポイントとして評価する。 「その他」を評価する際には、どのような取組みを実施したか、評価ソフト上などに内容を記述するとともに、 第三者が理解できる資料を別途添付すること。

3.2 敷地内温熱環境の向上

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·魩·斂·虽·工·病·ホ·但
レベル1	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 0
レベル2	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 1~5
レベル3	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 6~11
レベル4	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 12~17
レベル5	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 18以上

評価する取組み

評価項目	評価内容	評価 ポイント	
Ⅰ 敷地内の歩行者空間 等へ風を導き、暑熱環境 を緩和する。	1)敷地周辺の風の状況を把握し、敷地内の歩行者空間等へ風を導く建築物の配置・形状計画とする		2
	2)芝生・草地・低木等の緑地や通路等より、風の通り道を確保する。 空地率が、 40%以上 60%未満の場合 60%以上 80%未満の場合 80%以上	(1 ポイント)	1~3
Ⅱ夏期における日陰を形成し、敷地内歩行者空間 等の暑熱環境を緩和する。	1)中・高木の植栽やピロティ、庇、パーより、日陰の形成に努める。 中・高木、ピロティ等の水平投影面利 10%以上 20%未満の場合 20%以上 30%未満の場合 30%以上の場合	責率が、 (1 ポイント)	1~3
III敷地内に緑地や水面等を確保し、敷地内歩行者空間等の暑熱環境を緩和する	1)緑地や水面を確保することにより、地 近傍の気温等の上昇を抑制する。 緑被率、水被率、中・高木の水平投 10%以上 20%未満の場合 20%以上 30%未満の場合 30%以上の場合	※影面積率の合計が、 (1 ポイント)	1~3
	2)敷地内の舗装面積を小さくするよう 舗装面積率が、 20%以上30%未満の場合 10%以上20%未満の場合 10%未満の場合	(1 ポイント)	1~3

IV建築外装材料に配慮 し、敷地内歩行空間等の 暑熱環境を緩和する	1)屋上(人工地盤を含む)のうち、人が出入りできる部分の 緑化に努める。 人が出入りできる屋上があり、一部緑化している場合 (2 ポイント) 人が出入りできる屋上を広範囲で緑化している場合 (3 ポイント)	2~3
	2)外壁面の材料に配慮する。 外壁面対策面積率が、 10%未満の場合 (1ポイント) 10%以上 20%未満の場合 (2ポイント) 20%以上の場合 (3ポイント)	1~3
V建築設備に伴う排熱の 位置等に配慮し、敷地内 歩行者空間等の暑熱環 境を緩和する。	1)主たる建築設備(空調設備)に伴う排熱は、建築物の高い 位置からの放出に努める。 排熱を伴う冷却塔や室外機等について、設備容量の 50%程度以上を GL+10m 以上の位置に設置 (1 ポイント) 冷却塔や室外機等を設置しない、またはほとんどを GL+ 10m 以上の位置に設置 (2 ポイント)	1~2
	2)主たる建築設備(燃焼設備)に伴う高温排熱は、建築物の高い位置からの放出に努める。 高温排熱の放出部について、設備容量の 50%程度以上を GL+10m 以上の位置に設置 (1 ポイント) 高温排熱の放出部を設置しない、またはほとんどを GL+10m 以上の位置に設置 (2 ポイント)	1~2

□解 説

夏期、敷地内の歩行者空間等の暑熱環境を緩和する取り組みについて、 I)風を導く、Ⅱ)日陰を形成する、Ⅲ)緑地や水面等を確保する、Ⅳ)建築外装材料に配慮する、Ⅴ)建物からの排熱に配慮する、という観点から評価する。取組みの有無や程度を確認し、評価ポイントの合計で評価する。なお、敷地外の周辺環境に与える温熱環境の改善に関する取組みは、LR3「2.2温熱環境悪化の改善」で取り扱う。

I 敷地内の歩行者空間等へ風を導き、暑熱環境を緩和する。 1)については、建築物の配置・形状計画における、敷地周辺の風の状況を把握し、敷地内の歩行者空間 等へ風を導くための取組みを評価する。定性評価とし、取組みを行っている場合にはポイント2とする。

【取組み例】

- ・敷地周辺の空地と一体に風の通り道を確保する配置計画
- ・日中の卓越風だけでなく、夜間の卓越風にも配慮した配置計画

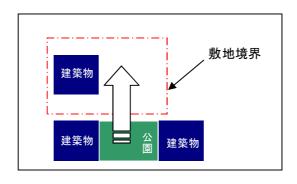


図1 隣接敷地の土地利用とあわせ風を導く 配置の例

2)については、建築物の配置計画に関して、芝生・草地・低木等の緑地や通路等の空地を設けることにより、敷地内の風の通り道を確保している場合を評価する。

- ・敷地面積に対する空地面積の比率(空地率)により評価する。
- ・空地率は、〈空地率〉=100(%)ー〈建蔽率〉(%)とする。

ただし、ピロティや1m以上の庇部分は通常建蔽率に含まれるが、評価の主旨より空地として扱ってよい。 その場合の空地率は、

(<敷地面積>-<1階床面積>)/<敷地面積>×100(%)と考えてよい。

・空地率が、40%以上60%未満の場合は1ポイント、60%以上80%未満の場合は2ポイント、80%以上の場合は3ポイントとする。

以上の対策内容を第3者が確認できるよう、敷地周辺および敷地内の風況分析図や、建築物の配置・形状、緑地・空地・通路などの工夫内容が分かる図面等を添付する。

- Ⅱ 夏期における日陰を形成し、敷地内歩行者空間等の暑熱環境を緩和する。
 - 本項目では、中・高木の植栽やピロティ、庇、パーゴラ等を設けることにより、特に建築物の南側や西側等の日射の影響が強い場所に日陰を形成することで、敷地内歩行者空間等の暑熱環境を緩和する取組みを評価する。
 - ・中・高木、ピロティ、庇、パーゴラ等の水平投影面積率により、評価する。
 - ・水平投影面積率は、以下により算出する。

<水平投影面積率>

= < 中·高木の水平投影面積>+<ピロティ、庇、パーゴラ等の水平投影面積> ×100(%) < 敷地面積>

- ・中・高木の水平投影面積は、中・高木の樹冠を水平投影した面積とする。なお、樹冠面積の算定方法は、巻末の補助資料2.「樹冠面積、緑地面積の算定方法」を参照のこと。による。
- ・ピロティ、庇、パーゴラ等の水平投影面積は図3により算定する。
- ・ここで、<中・高木、ピロティ等水平投影面積率>が 10%以上20%未満の場合は1ポイント、20%以上30%未満の場合は2ポイント、30%以上の場合は3ポイントとする。

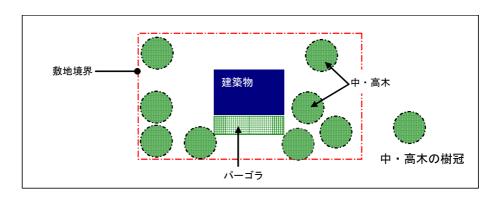


図2 中・高木およびパーゴラの水平投影面積

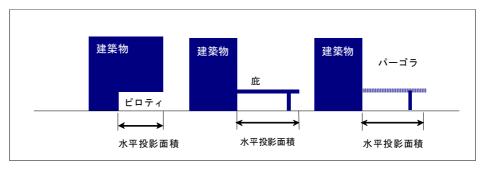


図3 中・高木およびピロティ、庇、パーゴラ等の水平投影面積の算定方法

- III 敷地内に緑地や水面等を確保し、敷地内歩行者空間等の暑熱環境を緩和する
 - 1)については、芝生・草地・低木等の緑地や水面、中・高木を配置することで、地表面温度や地表面近傍の気温等の上昇を抑制し、努めることにより敷地内歩行者空間等の暑熱環境を緩和するという観点で評価する。
 - ・芝生・草地、低木等の緑被率と水被率および中・高木の水平投影面積率の合計値で評価する。
 - ・緑被率、水被率、中・高木の水平投影面積率はそれぞれ以下の式で定義する※。
 - <緑被率>=<緑地面積>/<敷地面積>×100(%)
 - <水被率>=2.0×<水面面積>/<敷地面積>×100(%)
 - <中·高木の水平投影面積率>=1.5 \times <中·高木の水平投影面積>/<敷地面積> \times 100(%)
 - ※水被率と中・高木の水平投影面積率の係数について

芝生等にくらべ、水面は水分蒸散量が多くなるため気温上昇抑制効果が大きいものとして、係数2.0を設定した。、同様に中・高木は立体的に葉が広がり同じ水平投影面積の場合でも水分蒸散量が多くなるため、係数1.5を設定した。

- ・緑地面積、中・高木の水平投影面積の算定方法は、巻末の補助資料2.「樹冠面積、緑地面積の算定方法」を参照のこと。による。
- ・ウォーター・ミスト等によって直接水分を蒸散させ、気温等の上昇を抑制する場合には、ミスト噴霧時の水分蒸散量を同等の緑地面積に置き換えて評価する。同等の緑地(芝生)面積(㎡)は、以下の式により、算出する。なお、緑地(芝生)の単位蒸散量は、夏期の晴天日の日中において0.01L/(min・㎡)として計算する。

<ウォーター・ミスト等の換算緑地面積>

- =(ノズル1個あたり噴霧量(L/min・個)×ノズル個数)/(緑地(芝生)の単位蒸散量(L/min・㎡))
- ・ここで、芝生・草地、低木等の緑被率と水被率、中・高木の水平投影面積率の合計が10%以上20%未満の場合は1ポイント、20%以上30%未満の場合は2ポイント、30%以上の場合は3ポイントとする。

【取組み例】ウォーター・ミストを用いた暑熱環境緩和の例

○2005年愛知万博会場



ウォーター·ミスト設置例 (2005 年愛知万博会場)

2)については、敷地内の舗装面積を小さくするよう努めること、特に、建築物の南側や西側等の日射の影響が強い場所においては、広い舗装面(駐車場等)を避けるよう努めることにより敷地内歩行者空間等の暑熱環境を緩和するという観点で評価する。

- ・舗装面積率は、以下の式により算出する。 <舗装面積率>=<舗装面積>/<全敷地面積>×100(%)で定義する。
- ・暑熱環境緩和のため、保水性の高い舗装材等を用いた部分については除外してよい。
- ・明らかに直達日射の当たらない部分やピロティ部分等の舗装面積は除外してよい。
- ・ここで舗装面積率が、20%以上30%未満の場合は1ポイント、10%以上20%未満の場合は2ポイント、10%未満の場合は3ポイントとする。

IV建築外装材料に配慮し、敷地内歩行空間等の暑熱環境を緩和する

1)については、人が出入りできる屋上部分に緑化を施すことにより、歩行者空間等の暑熱環境を緩和するという観点で、定性的に評価する。なお、「広範囲で緑化」とは当該屋上面積の概ね80%以上を緑化している場合とする。

2)については、特に建築物の南側や西側の外壁面に緑化や保水性を有する建材を施すよう努めることにより、敷地内歩行者空間等の暑熱環境を緩和するという観点で評価する。

·外壁面対策率は、以下の式にて算出する。外壁の緑被面積の算定は、巻末の補助資料2.「樹冠面積、 緑地面積の算定方法」を参照のこと。

< 外壁対策面積率 > = < 外壁緑被面積 > + < 保水性対策を施した面積 > < 100(%) < 全外壁面積 >

V 建築設備に伴う排熱の位置等に配慮し、敷地内歩行者空間等の暑熱環境を緩和する。

1)については、主たる建築設備(空調設備)に伴う排熱を建築物の高い位置から放出することにより、敷地内歩行者空間等の暑熱環境を緩和するという観点で評価する。

- ·冷却塔、室外機等を対象とする。
- ·「高い位置」とは、地上10m以上とする(地上10m以上とは概ね3階以上の高さに相当する)。
- ・地域冷暖房方式の場合には、ポイント2とする。
- ・住宅用途の場合は、ポイント2とする。
- ・複合用途の場合は、、非住宅用途部分のポイントと住宅用途部分のポイント(ポイント2)から、延床面積 比率を考慮して適切なポイントを設定する。

2)については、主たる建築設備(燃焼設備)に伴う高温排熱を建築物の高い位置から放出することにより、敷地内歩行者空間等の暑熱環境を緩和するという観点で評価する。

- ・煙突経由排熱(コージェネレーション発電機、吸収式冷凍機、ボイラー等)を対象とする。
- ・高温排熱とは概ね100℃以上のものとする。
- ·「高い位置」とは、地上10m以上とする(地上10m以上とは概ね3階以上の高さに相当する)。
- ・地域冷暖房方式の場合には、ポイント2とする。
- ・住宅用途の場合は、ポイント2とする。
- ・複合用途の場合は、非住宅用途部分のポイントと住宅用途部分のポイント(ポイント2)から、延床面積比率を考慮して適切なレベルを設定する。

2. LR 建築物の環境負荷低減性

LR1 エネルギー

エネルギーの評価は、省エネルギー法や「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法)における日本住宅性能表示基準の「5-1省エネルギー対策等級」等、現行の法規に準拠した評価方法を基本とする。

1. 建物の熱負荷抑制

口適 用

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

Ⅱ 適用条件

住以外は、省エネ法で扱う性能基準(PAL値)及び仕様基準(ポイント値及び簡易なポイント値)に準拠、住は、品確法における省エネルギー等級区分に従い評価を行う。

なお、住以外は、基本設計段階では、延床面積5,000㎡を超える新築建物に関して、仕様基準(ポイント値)で評価してもよい。(ただし、簡易なポイント法は使用不可)

	事·学·物·儉·烏·病·压				
用途	性能基準[PAL 値]での評価	仕様基準 [ポイント値]での評価 (建物全体の床面積の合計 が 5,000 ㎡以下の場合)	仕様基準 [簡易なポイント値]での評価 (建物全体の床面積の合計が 2,000 ㎡未満の場合)		
レベル1	レベル1: [PAL 低減率] ≦ -5%	[ポイント値] < 100点	[ポイント値] < 100点		
レベル2	レベル2: [PAL 低減率] = 0% レベル3: [PAL 低減率] = 5% レベル4: [PAL 低減率] = 15%	100 点 ≦ [ポイント値] < 115 点	100 点 ≦ [ポイント値] < 115 点		
レベル3	レベル5: [PAL 低減率] ≧ 35%	115 点 ≦ [ポイント値] < 140 点	115 点 ≦ [ポイント値]		
レベル4	なお、各レベル間は PAL 低減率により、小数点一桁までの直線補間で	140 点 ≦ [ポイント値]	(該当するレベルなし)		
レベル5	評価する。	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)		
用途		住			
レベル1	日本住宅性能表示基準「5-1省二	エネルギー対策等級」における	る等級1に相当		
レベル2	日本住宅性能表示基準「5-1 省エネルギー対策等級」における等級 2 に相当				
レベル3	日本住宅性能表示基準「5-1 省エネルギー対策等級」における等級 3 に相当				
レベル4	(該当するレベルなし)				
レベル5	日本住宅性能表示基準「5-1省二	エネルギー対策等級」における	る等級4に相当		

□解 説

日射や室内外の温度差による熱損失・熱取得の低減につとめ、冷暖房の使用エネルギー量を削減することを目的として採用された熱負荷抑制に対する取組みを評価する。評価内容は、①~④に示す内容が主となる.

- ①建物形状、コア配置等における熱負荷を低減する建物配置計画上の工夫
- ②外壁、屋根等において断熱性の高い工法・資材等の採用レベル
- ③窓部における、夏期と冬期の季節による太陽高さの変動などを考慮した、日射遮蔽のためのルーバー、 庇等の採用レベル
- ④窓部における省エネルギー性の高い複層ガラス、エアフローウインドー、ダブルスキン等の採用

事・学・物・飲・会・病・木では、建築主の判断基準に基づいて性能基準[PAL値]または、仕様基準[ポイン

ト値及び簡易なポイント値]により評価する。

特に性能基準[PAL値]を用いて評価を行った場合、判断基準値に対する削減率(PAL低減率)により、図4に示すよう、折れ線によるレベル評価を行う。

PAL低減率=(PAL基準值-PAL計算值)/PAL基準值×100[%](式1)

ここに、

PAL基準値:建物用途別の建築主の判断基準値[MJ/㎡年]

PAL計算値:評価建物のPAL値[MJ/㎡年]

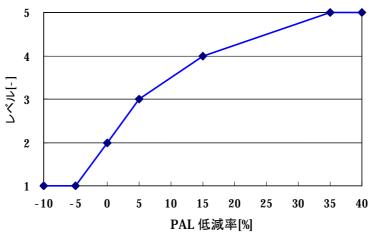


図 4 性能基準[PAL 値]を用いた場合のレベル評価

住では、現行の省エネルギー基準及びこれらの基準を用いた日本住宅性能表示基準(品確法)に従い、従来の断熱性能・日射遮蔽性能に加えて、外気負荷・ダイレクトゲインなどのパッシブシステムの評価も含むかたちで、「建物の熱負荷抑制」の項目において評価を行う。

また、住宅における省エネルギー基準では、住棟全体でなく、住戸毎の評価となるため、住戸毎に省エネルギー基準が異なる場合は、住戸数按分により評価を行うものとする。また、平成 18 年 4 月の省エネ法改正による、住宅の「建築主等の判断基準」は、等級 4 が該当するが、CASBEEでは、当面レベル3(標準)を等級 3 としている。

■参考1; 建築主の判断基準

用途	ホテル等	病院等	物販店舗 等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等	工場等
性能基準 MJ/㎡年	420 以 下、ただし 寒冷地域 にあって は 470 以 下	340 以 下、ただし 寒冷地域 にあって は 370 以 下	380 以下	300 以下	320 以下	550 以下	550 以下	1
仕様基準	100 以上							

■参考2; 品確法における省エネルギー対策等級

地域区分	年間暖冷房負荷 MJ/㎡年					
品確法	I	I II II V VI				
等級 1		―(等級 2 に達していないもの)				
等級 2	840 以下	980 以下	980 以下	980 以下	980 以下	980 以下
等級 3	470 以下	610 以下	640 以下	660 以下	510 以下	420 以下
等級 4	390 以下	390 以下	460 以下	460 以下	350 以下	290 以下

[※] 判断基準は、上記項目の他、相当隙間面積、夏期日射取得係数、パッシブソーラー住宅のための補正値の基準がある。(詳細は、参考文献参照)

■参考3; 評価項目の詳細

中項目	細項目	評価内容	
	断熱性能		熱損失係数
7.表版の熱色共物制	日射遮蔽性能	年間冷暖房負荷	夏期日射取得係数
建物の熱負荷抑制 	外気負荷		全熱交換器など
	ダイレクトゲイン		日射取得による負荷低減

■文献 50)

2. 自然エネルギー利用

原則、直接利用と変換利用に分けて、導入手法及び導入規模による定性評価を行う。自然エネルギー利用は、大きく、直接利用と変換利用に区分される。各々の定義を以下に示す。

利用形態	定義
自然エネルギーの直 接利用	昼光利用、通風・自然換気など、自然エネルギーを機械力を用いることなく、直接、エネルギーとして利用するもの。
自然エネルギーの変 換利用	太陽光発電**や太陽熱利用など、自然エネルギーを一部、機械力を用いて、電力や温水、冷水等に変換した後に、エネルギーとして利用するもの

- ※ 太陽光発電に関しては、3. 設備システムの高効率化、エネルギー利用効率化設備 でも評価しているが、重複評価を可とする。
- ※ また、LCCO₂の評価を行う際は、3. 設備システムの高効率化での評価との重複を避けるため、 ERRでの評価に含まれる部分を、重複するエネルギー量としての入力が必要となる。

2.1 自然エネルギーの直接利用

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学(大学等)·物·飲·会·工·病·ホ	学(小中高)·住
レベル1	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)	レベル3に対する、採光・通風が行えない。
レベル3	評価する取組みのうち、何れの手法も採 用していない。	教室・集合住宅の専有部のほぼ全体(80%以上)が、外皮等に2方向面しており、有効な採光・通風が確保されている。
レベル4	評価する取組みのうち、何れかの手法が 採用されている。(但し、モニュメントの計 画を除く。)	上記の他、換気ボイドなど、効果を促進させる 建築的工夫がなされ、その影響範囲が、建物 の過半(50%以上)に及ぶもの
レベル5	レベル4に加え、利用量が 15MJ/㎡・年 以上となる場合。	上記の工夫が、建物の大半(80%以上)に及ぶもの

評価する取組み

NO.	取組み
1	採光利用:照明設備に代わり、太陽光を利用した、自然採光システムが計画されている事。(例)ライトシェルフ、トップライト、ハイサイドライト ^{注)} など
2	通風利用:空調設備に代わり、冷房負荷低減に有効な自然通風・自然換気システムが計画されている事。(例)自動ダンパ、ナイトパージ、アトリウムと連携した換気システム、換気塔ソーラーチムニーなど
3	地熱利用:熱源や空調設備に代わり、冷暖房負荷低減に有効な地熱利用システムが計画されている事。(例)クール&ヒートチューブ・ピットなど
4	その他:その他、自然を活用した有効なシステムが計画されていること。

注)自然光利用のために計画的に設置した窓で、天井近く高い位置の壁面に設けられたもの。

□解 説

採光や通風など自然エネルギーをそのまま利用する取組みを評価対象とする。太陽光発電やソーラーパネル等の電気や熱に変換して利用するものについては2.2自然エネルギーの変換利用で評価する。

建築物の用途、規模及び周辺地域の状況に応じた、自然エネルギーの直接利用に関する取組みを評価する。設計時の取組みとして、自然エネルギーの有効利用に関する手法や対象建物への導入規模及び採用 手法について評価を行う。

モニュメントといった局所的な採用については、実質的な省エネルギー効果にはつながらない事からレベル3と位置付け、実質的な省エネルギー効果が期待できる取組みをレベル4、5と位置付けている。

住及び学(小中高)おける自然エネルギーの直接利用に関する評価は、主に住宅の専有部や教室等における取組みをその評価対象とする。もともとこれらの建物では自然採光や自然通風といった基本的な省エネルギー手法を行っている例が多いため、これら住宅の専有部や教室等の大半で、二面採光、二面通風に関する取組みを行っている場合をレベル3として設定した。

更に、建物配置や建物形態を生かした通風・採光への取組みが期待できることから、これらに関する取組 みをレベル4、5として位置付けている。

2.2 自然エネルギーの変換利用

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組みのうち、何れの手法も採用していない。
レベル4	評価する取組みのうち、何れかの手法が採用されている。(但し、モニュメントの計画を除く。)
レベル5	レベル4に加え、利用量が 15MJ/㎡・年以上となる場合。

評価する取組み

NO.	取組み
1	太陽光利用:電力設備に代わり、太陽光発電を利用したシステムが計画されていること。(例)太陽光パネルなど
2	太陽熱利用:熱源設備において、温熱負荷低減に有効な太陽熱利用システムが計画 されていること。(例)ソーラーパネル、真空式温水器
3	未利用熱利用:熱源設備において、熱源効率の向上に有効な未利用熱システムが計画されている事。(例)井水利用ヒートポンプ、河川水利用ヒートポンプなど
4	その他:その他、自然を活用した有効なシステムが計画されている事。

□解 説

太陽光発電やソーラーパネル等、自然エネルギーを電気や熱に変換して利用するものについて、変換利用として、評価を行う。

建築物の用途、規模及び周辺地域の状況に応じた、自然エネルギーの変換利用に関する取組みを評価する。設計時の取組みとして、自然エネルギーの有効利用に関する手法や対象建物への導入規模及び採用 手法について評価を行う。

モニュメントといった局所的な採用については、実質的な省エネルギー効果にはつながらない事からレベル3と位置付け、実質的な省エネルギー効果が期待できる取組みをレベル4、5と位置付けている。

特に、集合住宅等に関しては、自然エネルギーの直接利用が専有部を対象としたものに対し、変換利用は、建物全体での取組みが主な評価対象(太陽光パネルや太陽熱パネルは、建築形態から、屋上共用部分に集約設置されることが現実的で、専有部での個別システムの計画は、少ないと考えられる。)となることから、全用途と同様の評価基準としている。

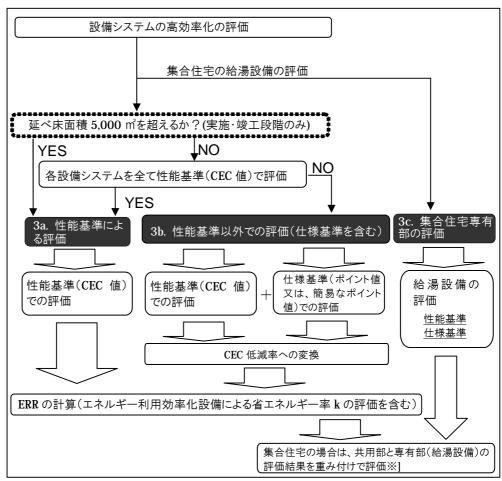
3. 設備システムの高効率化

集合住宅以外の建築物における設備システムの高効率化の評価に関しては、省エネルギー法に規定される各設備システムの性能基準(CEC値)または、仕様基準(ポイント値及び簡易なポイント値)を用いて、設備システム全体の1次エネルギー消費低減率ERRを計算し、評価を行う。

また、集合住宅に関しては、平成18年度の省エネルギー法から必要となった共用部分の設備システム及び CASBEE独自で基準を定めている専有部分の給湯設備の2つの項目の評価を行う。

以下、3a、3b、3cのいずれかで評価する。

なお、基本設計段階では、延床面積5,000㎡を超える新築建物に関しては、仕様基準(ポイント値)で評価してもよい。(ただし、簡易なポイント法は使用不可)



- ※ 集合住宅の評価は、共用部の評価(3aまたは3b)と専有部の評価(3c)の2つの評価が必要となる。 各々の結果であるレベルを共用部と専有部の床面積で按分する
- 3a. 性能基準による評価 :全て性能基準で評価する場合に適用(集合住宅の共用部を含む)
- 3b. 性能基準以外での評価 : 仕様基準を用いて評価する場合に適用(集合住宅の共用部を含む)
- 3c. 集合住宅の専有部の評価:主に、集合住宅の給湯設備の評価に適用

3a. 性能基準による ERR の評価

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

▲ 適用条件

すべての設備システムを性能基準(CEC値)で評価する場合に適用する。(いずれかの設備を仕様基準で評価する場合は、3bによる。)

住については、共用部分のみを評価対象とする(住の専有部の給湯設備は3cにより評価する)。

用途	事· 對· 物· 飲· 会· 工· 病· 뮸· 住(共用部)
レベル1	レベル1: [ERR 値] ≦ -5%
レベル2	レベル2: [ERR 値] = 0%
レベル3	レベル3: [ERR 値] = 5%
D/\/\/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	レベル4: [ERR 値] = 15%
レベル4	
レベル5	なお、各レベル間は ERR により、小数点一桁までの直線補間で評価する。

ERRは、省エネルギー法における性能基準での計算結果を準用した統合的な指標であり、設備システムにおける1次エネルギー消費量の低減率を表すもので、次式による。

$$= \frac{(E^{0}_{TL} - E^{C}_{TL} + \Delta E^{C}_{EE})}{E^{0}_{TL}} = 1 - (1 - k) \times \frac{E^{C}_{TL}}{E^{0}_{TL}}$$
 (\Rightarrow 2)

ただし、

 $E^{C}_{TL} = E^{C}_{AC} + E^{C}_{V} + E^{C}_{L} + E^{C}_{HW} + E^{C}_{EV} + E^{C}_{OT}$ $E^{O}_{TL} = E^{O}_{AC} + E^{O}_{V} + E^{O}_{L} + E^{O}_{HW} + E^{O}_{FV} + E^{O}_{OT}$

ここに、

E^CTL=建物全体の消費エネルギー量

E^C_{AC}=空調用のエネルギー消費量

 E^{C}_{V} =換気用のエネルギー消費量

E^CL=照明用のエネルギー消費量

E^C_{HW}=給湯用のエネルギー消費量

E^CEV=昇降機用のエネルギー消費量

 E^{C}_{OT} =その他(空調・換気・照明・給湯・昇降機以外のすべて)のエネルギー消費量= $0.4 \times (E^{C}_{AC} + E^{C}_{L})$

注] 但し、直流配電等の省エネルギー手法が計画され、その根拠が示されている場合は、その削減効果を反映させてよい。

 $\triangle E^{C}$ _{EE}=エネルギー利用効率化設備導入による実省エネルギー量

k=上記の省エネルギー率= △E^CEE / E^CTL

 E^0_{TL} =建物全体の基準となるエネルギー消費量

E⁰_{AC}=空調用の基準となるエネルギー消費量=L^C_{AC}×CEC⁰_{AC}

 E^0 _V=換気用の基準となるエネルギー消費量= L^C _VimesCEC 0 _V

 E^0 L=照明用の基準となるエネルギー消費量= L^C L×CEC 0 L

E⁰_{HW}=給湯用の基準となるエネルギー消費量=L^C_{HW}×CEC⁰_{HW}

E⁰_{EV}=昇降機用の基準となるエネルギー消費量=L^C_{EV}×CEC⁰_{EV}

 E^0_{OT} =その他(空調・換気・照明・給湯・昇降機以外のすべて)の基準となるエネルギー消費量= $0.4 \times (E^c_{AC} + E^c_{L})$

注) E^0_{OT} については、基準がまだ定められていないので、 $E^0_{OT} = E^C_{OT}$ とする。

CEC⁰=建築物の省エネルギー基準(告示)で定められているCECの判断基準値

L^C_{AC}=仮想空調負荷

 L^{C}_{V} =基準となる換気設備のエネルギー消費量

 L^{C} L=基準となる照明設備のエネルギー消費量

L^CHW=仮想給湯負荷

 L^{C}_{EV} =基準となる昇降機設備のエネルギー消費量

注)記号の説明

E=一次エネルギー消費量(MJ/m²·年)

L=年間負荷、もしくは基準となる各設備の一次エネルギー消費量(MJ/m²·年)

【superscripts】 0=基準となる量(reference)を意味する。 C=評価建物での計算値を意味する。 【subscripts】 エネルギー用途を表す;

AC=空調設備用途、V=換気設備用途、L=照明設備用途、HW=給湯設備用途、EV=昇降機設備用途、EE=エネルギー利用効率化設備、OT=その他用途(コンセント、給排水などの用途。すなわち、空調・換気・照明・給湯・昇降機以外のすべての用途。)、TL=全用途(=AC+V+L+HW+EV+OT)

□解 説

すべての設備システムを性能基準(CEC値)で評価を行う場合は、CECで得られる結果を統合化したERR (1次エネルギー消費量の低減率)の値により、図5に示すよう、折れ線によるレベル評価を行う。

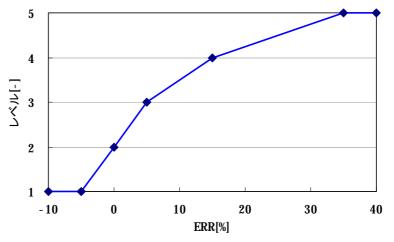


図5 すべて性能基準[CEC]を用いた場合のレベル評価

1)その他のエネルギー消費の評価について

現行の省エネルギー法(建築物の省エネルギー基準)では、空調・換気・照明・給湯・昇降機の5用途だけが評価対象になっているが、CASBEEでは原則としてすべての消費用途を対象とする。ただし、空調・換気・照明・給湯・昇降機以外の用途については、評価基準がまだ存在しないので、原則、評価はなされず、ERRの算定式における、 E_{OT} :その他のエネルギー消費量(コンセント等)に関しては、分母=分子

 $(E^o_{OT}=E^C_{OT})$ と差をつけない計算方法となっているが、直流給電等の省エネルギー手法を導入し、これらのエネルギー消費量の確実な削減が見込める場合、これらの効果を分子側の E^c_{OT} に反映させてよい。(但し、削減効果に関しては、その計算根拠を示すこと。)

2)エネルギー利用効率化設備の評価について

下記に示す省エネルギー率k値を求め、ERRの計算に反映させる。

エネルギー利用効率化設備は、太陽光発電システム、コージェネレーションシステムが該当し、これらの設備を設置することで、建物全体としてエネルギーの有効利用が図られて省エネルギーが期待される内容である。

省エネルギー効果の評価に関しては、これらエネルギー利用効率化設備により削減できる一次エネルギー 消費量を計算し、これを建物全体の年間一次エネルギー消費量で除した「省エネルギー率k」を求め、最終 的には各設備項目での得点に反映させるものである。

また、これらの設備以外にも、建物全体として、エネルギー消費に影響を及ぼす手法の導入を図っている場

合、同様に1次エネルギー基準の評価により、省エネルギー率kを算定し、評価に反映させてよいこととする。 この場合は、省エネルギー率kの算定根拠を示すこと。

ERRの計算式に、「省エネルギー率k」が組み込まれており、その部分で省エネルギー効果を反映させる。

なお、太陽光発電など、LR1「2.2自然エネルギーの変換利用」と評価内容が重複するが、評価の主旨が 異なることから、重複を可とする。

また、省エネルギー量は、原則、省エネルギー法で定められた「エネルギー利用効率化設備」の計算方法に従って求めるものとする。

3)集合住宅の共用部の評価について

集合住宅の共用部に関しては、省エネルギー法で評価が必要な、換気設備、照明設備、昇降機設備を、集合住宅以外の建物と同様に評価、更に給湯設備(3c.参照)についても評価を行う。共用部を対象とした換気、照明、昇降機設備のERRによる評価結果の重み付け評価と専有部給湯設備での評価結果を共用部と専有部の延べ床面積による按分評価として、集合住宅部分の最終的な評価結果とする。

以下に、省エネ法の建築設備における建築主の判断基準等を示す。

■省エネ法·告示におけるCEC⁰(各設備の消費エネルギー係数)の判断基準値

		ホテル等	病院等	物販店等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等	工場等
	CEC/AC	2.5	2.5	1.7	1.5	1.5	2.2	2.2	_
性	CEC/V	1.0	1.0	0.9	1.0	8.0	1.5	1.0	_
能基	CEC/L		1.0						
準	CEC/HW		配管長さ/給湯量に応じて、1.5~1.9						
	CEC/EV	1.0	_	_	1.0	_	_	_	_
仕	仕様基準 100以上 ※各設備項目とも、共通								

■文献 50)

■ 省エネ法·告示における集合住宅のCEC⁰(各設備の消費エネルギー係数)等の判断基準値

	空調	換気	照明	給湯 ^{※]}	昇降機	備考
性能基準	基準値無	CEC/V≦ 1.0	CEC/L≦ 1.0	基準値無	CEC/EV≦ 1.0	
仕様基準		100 以上	なし		100 以上	

[※] 住戸専有部分に関しての給湯設備の評価は、CASBEE独自の基準で評価する。(3c参照)

■文献 51)

3b. 性能基準以外による ERR 評価

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

適用条件

いずれかの設備システムの評価で仕様基準(ポイント値及び簡易なポイント値)で評価する場合に適用する。 建物全体の延べ床面積が5,000㎡を超えており、かつ実施設計又は竣工段階で評価する場合には3aにより評価すること。

住については、共用部分のみを評価対象とする(住の専有部の給湯設備は3cにより評価する)。

用途	事·營·物·飲·会·囯·病·瓧·但(共用部)
レベル1	[ERR 值] < 0%
レベル2	0% ≦ [ERR 値] < 5%
レベル3	5% ≦ [ERR 値] < 15%
レベル4	15% ≦ [ERR 値]
レベル5	(該当するレベルなし)

□解 説

いずれかの設備システムの評価で仕様基準(ポイント値及び簡易なポイント値)を用いる場合は、各評価結果をいったんCEC低減率に変換して、標準的な各設備システムのエネルギー消費原単位を用いて、ERRの計算を行う。

具体的には以下の手順による。

- ① 建物用途別・設備用途別エネルギー消費比率(表1)を用い、これら原単位の数値が、CEC判断基準値相当と仮定して、CEC低減率を用いて、1次エネルギー消費量を計算する。
- ② ①の計算において、その他のエネルギーも考慮する。 評価については、折れ線近似にはよらず、上記に示す基準により、レベルを決定する。(性能基準以外によるERRの場合、レベル4までの評価となる)

1)性能基準以外によるERRの計算手法

①ポイント値から CEC 低減率への変換

図 6 に従い、各ポイント値(ポイント値及び簡易なポイント値)を CEC 低減率(\triangle CEC)に変換する。 なお、性能基準 CEC による評価の場合、 \triangle CEC は式 4 による。

CEC 低減率[%]=(CEC 基準値-CEC 計算値)/CEC 基準値 (式 4) ここに、

CEC基準値:建物用途別の建築主の判断基準値[-]

CEC計算値: 評価建物のCEC値[-]

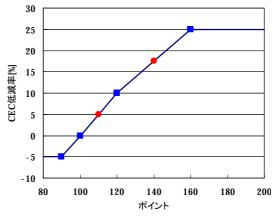


図 6 仕様基準の評価結果から CEC 低減率への変換方法

②ERR の計算

ポイント値から変換した CEC 低減率及び標準的な建物用途別、設備用途別のエネルギー消費構成比率に基づき、ERR の計算を行う。

表 1 建物用途別:設備用途別エネルギー消費構成比率 R

	事務所 等	学校等	物販店 舗等	飲食店等	病院等	ホテル 等	集合住宅	集会所 等	工場 等
空調設備 R _{AC}	0.45	0.65	0.40	0.40	0.55	0.40	_	0.40	_
換気設備 R _√	0.15	0.10	0.10	0.10	0.10	0.15	0.40	0.10	_
照明設備 RL	0.30	0.20	0.35	0.35	0.20	0.20	0.50	0.35	0.85
給湯設備 R _{HW}	0.05	0.05	0.15	0.15	0.15	0.20	_	0.15	0.15
昇降機設備 R _{EV}	0.05	_	_	_	_	0.05	0.10	_	_

以下に、仕様基準を用いた場合の ERR の算定方法を示す。

ERR=
$$\frac{}{}$$
 評価建物の省エネルギー量の合計 $=1-(1-k) imes \frac{}{}$ $=1-(1-k) imes \frac{}{}$ $=1-(1-k) imes \frac{}{}$ (式5)

ここに、

 $E_{TL}^{C} = E_{AC}^{C} + E_{V}^{C} + E_{L}^{C} + E_{HW}^{C} + E_{EV}^{C} + E_{OT}^{C}$

ここに、分母である評価建物の基準となる一次エネルギー消費量 E^0 _{TL}は、表 1のエネルギー消費構成比 Rを用いて、式 Rで示され、設備毎のエネルギー消費量に分解できる。

$${E^0}_{LL} = {E^0}_{AC} + {E^0}_V + {E^0}_L + {E^0}_{HW} + {E^0}_{EV} + {E^0}_{OT} = {E^0}_{LX} (R_{AC} + R_V + R_L + R_{HW} + R_{EV} + R_{OT}) \quad (\vec{\pm} \ 6)$$

次に、評価建物のエネルギー消費量 E^{C}_{TL} は、式 6 及び式 4 の CEC 低減率 (Δ CEC)を用いて式 7 で示される。

$$E^{C}_{TL} = E^{C}_{AC} + E^{C}_{V} + E^{C}_{L} + E^{C}_{HW} + E^{C}_{EV} + E^{C}_{OT}$$

 $= E^{O}_{TL} \times (R_{AC} \times (1 - \Delta CEC_{AC}) + R_{V} \times (1 - \Delta CEC_{V}) + R_{L} \times (1 - \Delta CEC_{L})$
 $+ R_{HW} \times (1 - \Delta CEC_{HW}) + R_{EV} \times (1 - \Delta CEC_{EV}) + R_{OT})$ (式7)

また、 R_{OT} は空調と照明の 40%として、評価建物でのエネルギー消費構成比率を用いて、式 8 で示される。 $R_{OT}=0.4\times(R_{AC}\times(1-\Delta\,CEC_{AC})+R_L\times(1-\Delta\,CEC_L))$ (式 8)

以上、よりポイント法を用いた ERR は式 9 で示される。

 $ERR=1-(1-k)\times$

 $1.4 \times R_{AC} \times (1-\ \Delta\ CEC\ _{AC}) + R_{V} \times (1-\ \Delta\ CEC\ _{V}) + 1.4 \times R_{L} \times (1-\ \Delta\ CEC\ _{L}) + R_{HW} \times (1-\ \Delta\ CEC\ _{HW}) + R_{EV} \times (1-\ \Delta\ CEC\ _{EV})$

$$R_{AC} + R_V + R_L + R_{HW} + R_{EV} + 0.4 \times (R_{AC} \times (1 - \triangle \, CEC_{AC}) + R_L \times (1 - \triangle \, CEC_L))$$

(式9)

- 2)その他のエネルギー消費の評価について 3aによる。
- 3)エネルギー利用効率化設備の評価について

3a によるほか、建物全体の年間一次エネルギー消費量の推定が困難な場合は、■参考 1 に示す用途別の標準的なエネルギー原単位から推定した消費量から、「省エネルギー率 k」を求めてもよい。

■参考1; 標準的な建物の一次エネルギー消費量原単位(延床面積あたり)

	ホテル 等	病院等	物販店 舗等	事務所等	学校等	小中高 校 ^{※1}	飲食店	集会所	工場 等 ^{※2}	集合住宅 (共用部) ^{※3}
原単位 (MJ/m2 年)	2,918	2,399	3,225	1,936	1,209	367	2,923	2,212	330	100

(出典; 平成16年度建築物エネルギー消費量調査報告書、日本ビルエネルギー総合管理技術協会、2005.03)

- ※1 一次エネルギー消費量の出典;「DECCデータの既存建築物用途別エネルギー消費量の格付けへの活用」2009年日本建築 学会学術講演梗概集(D1環境工学)。電力及びガスの構成比率は地域性による差異が大きいため一律50%とした。
- ※2 照明用途のみを対象とし、事務所等の実績値を準用。
- ※3 「住宅コージェネシステム計画ガイド」((財)建築環境・省エネルギー機構, 1997)における高層・中層住宅の検討結果による。 (820 kWh/年・戸(1 戸80 ㎡と想定)を基準値として、電力の1次エネルギー源単位にて換算)

4)集合住宅の共用部の評価について

p.126の3)と同様に、共用部分について仕様基準での評価を行い、専有部給湯設備の評価結果(3c.参照)と延床面積で按分し、集合住宅の最終評価結果とする。

■文献 52), 53), 54)

3c. 集合住宅の専有部の評価

事·学·物·飲·会·工·病·示·住

▲ 適用条件

住についての、専有部の設備システムの評価を行う。2010年版では、給湯設備のみを評価対象とする。

3c-1. 給湯設備

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

	住(専有部)	
	個別熱源の場合	
レベル1	下記以外	
レベル2	電気温水器(通電制御型)	
レベル3	燃料系瞬間式給湯器	
レベル4	(該当するレベルなし)	
レベル5	燃料系潜熱回収瞬間式給湯器、電気ヒートポンプ式給湯器	

	住(專有部)						
		中央熱源の場合					
	性能基準(CEC-HW)での評価	仕様基準[ポイント値]での 評価 (建物全体の床面積の合計が 5,000 ㎡以下の場合)	仕様基準[簡易なポイント値] での評価 (建物全体の床面積の合計が 2,000 ㎡未満の場合)				
レベル1	[CEC 低減率] < 0%	[ポイント値] < 100点	[ポイント値] < 100 点				
レベル2	0% ≦ [CEC 低減率] < 5%	100点 ≦ [ポイント値] < 115点	100 点 ≦ [ポイント値] < 115 点				
レベル3	5% ≦ [CEC 低減率] <15%	115 点 ≦ [ポイント値] < 140 点	115点 ≦ [ポイント値]				
レベル4	15% ≦ [CEC 低減率] <35%	140 点 ≦ [ポイント値]	(該当するレベルなし)				
レベル5	35% ≦ [CEC 低減率]	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)				

CEC 低減率[%]=(CEC 基準值- CEC 計算值)/CEC 基準值 (式 10)

ここに、

CEC基準値:建物用途別の建築主の判断基準値 [-]

CEC計算値:評価建物のCEC値[-]

表2 機器の一次エネルギー消費と個別熱源の関係

採点	基準	対応システム ^{注)}
レベル2	一次エネルギー消費量 2.0kJ 以上 3.0kJ 未満	電気温水器(通電制御型)
レベル3	一次エネルギー消費量 1.2kJ 以上 2.0kJ 未満	燃料系瞬間式給湯器
レベル4	(該当するレベルなし)	_
レベル5	ー次エネルギー消費量 1.2kJ 未満	燃料系潜熱回収瞬間式給湯器、電 気ヒートポンプ式給湯器

注)表中の対応システムにない機器を用いる場合は、採用機器の定格能力から一次エネルギー消費量を 算定し、評価しても良い。

□解 説

- 給湯システムでの高効率化のための取組み例は、主に以下に示す①~②による。
- ①配管:貯湯槽の断熱性の向上
- ②適切な給湯設備の制御方法や高効率機器導入など

(車有部)における採点基準は、個別熱源の場合は、各々採用された給湯システムによりレベル4を除くレベル1から5の採点基準が定められている。効率の優れた機器の採用など省エネルギー効果が期待できる内容の評価が高くなっている。また、集合住宅においてもホテル等と同様に中央熱源が採用されている場合は、集合住宅以外の建築物における性能基準(CEC-HW)及び仕様基準(ポイント値及び簡易なポイント値)の評価基準を用いることを原則とする。

4. 効率的運用

4.1 モニタリング

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

山 適用条件

住は評価対象外とする。

用途	事·對·慟·歐·会·工·病·৸
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	建物で消費される各種エネルギー消費量を年間に渡って把握し、消費原単位等を用いてのベンチマーク比較が行なえること
レベル4	レベル3に加え、主要な用途別エネルギー消費の内訳 ^{※1)} を把握して、消費特性の傾向把握・分析を行い、妥当性が確認できること。
レベル5	レベル4に加え、主要な設備システムに関しては、システム効率 ^{※2)} の評価を行うことにより、システムの性能の評価が行えること。

- ※1) 概ね、エネルギー消費全体の半分以上の用途構成の把握が可能なモニタリングが計画されていること。
- ※2) 概ね、表3に示す中から3種類以上の効率評価を行えること。また、空調や照明、換気など系統数が多い場合は、 代表系統での評価から全体の推定を行なうことも可)

□解 説

「モニタリング」では、竣工以降の建物の実運用段階において消費されるエネルギー消費量を継続的に把握して、より効率的な運用に繋げるための計測・計量システム構築に対する取り組みを評価するものである。これら「モニタリング」の評価レベルに関しては、主に以下の①~③を目的に、より詳細な評価・分析が行なえるシステムを高評価としている。

- ① 建物で消費される各種エネルギー消費量を年間に渡って把握し、消費原単位等**3 を用いてのベンチマーク比較が行なえること。
- ② 更に、主要な用途別エネルギー消費の内訳 *4 を把握して、消費特性の傾向把握・分析を行い、妥当性が確認できること。
- ③ 主要な設備システムに関しては、BEMS等を導入し、システム効率^{※5)}の評価を行うことにより、システムの性能の評価が行えること。表3に示す事例等、3つ以上の評価が可能なこと。
- ※3) 統計データ等による建物用途別の床面積当りの年間1次エネルギー消費量
- ※4) 年間1次エネルギー消費量の内訳。熱源、空調動力、照明・コンセント、給湯など、特に、消費比率の大きな項目を含むもの
- ※5) 熱源システムにおけるCOPやシステムCOP(補機含)、ポンプ搬送におけるWTF、空気搬送におけるATF、各種省エネ手法導入効果の比較ができること(表3参照)。
 - 但し、地域冷暖房を導入している場合は、熱源システムCOPが明確になっていると評価できるため、効率評価を行っているものとしてよい。
 - 又、機器等に付随した制御用センサーのデータを用いた効率評価も可とする。

表3 効率評価の事例

	設備項目	評価項目	評価概要	備考	
1	熱源設備	熱源機 COP 評価	製造熱量/熱源機消費エネルギー(1次エネルギー基準)		
		熱源乳供 熱源システノ	熱源システム COP 評価	製造熱量/熱源機+補機消費エネルギー(1次エネルギー	地域冷暖房導
		然源ノベチム COF 計画	基準)	入を含む	
		熱媒搬送 WTF	搬送熱量/ポンプ消費エネルギー(2次エネルギー基準)		
		空調機搬送 ATF	搬送熱量/ファン消費エネルギー(2次エネルギー基準)		
2	空調設備	全熱交換器効果	削減熱量、エネルギー量		
~	工则以用	外気冷房効果	削減熱量、エネルギー量		
		ビル用マルチ COP 評価	個別分散空調システムの効率評価		
3	換気設備	変風量制御の評価			
4	照明設備	各種制御の評価	昼光利用、人感センサーなどによる削減エネルギー量		
	給湯設備	熱源機 COP 評価	製造熱量/熱源機消費エネルギー(1次エネルギー基準)		
5		 熱源システム COP 評価	製造熱量/熱源機+補機消費エネルギー(1次エネルギー		
Э		飛鳥システム COI 計画	基準)		
		熱媒搬送 WTF	搬送熱量/ポンプ消費エネルギー(2次エネルギー基準)		
6	その他	CGS 評価	発電効率、総合効率、省エネルギー率		
		各種連携制御	セキュリティ連動による消照効果、換気停止の効果等	·	
		その他			

4.2 運用管理体制

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

適用条件

住は評価対象外とする。

用途	事·對·慟·斂·盘·工·病·压
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	運用管理体制について、特に働きかけ(提案)を行っていない。
レベル4	運用、維持、保全の基本方針が計画されている。
レベル5	上記に加え、年間エネルギー消費量の目標値が計画されている。

□解 説

「運用管理体制」とは、設計内容そのものではなく、建築主側が対応する体制であるので、設計者がどれだけ建築主側に、環境負荷の削減に関わる「運用管理体制」を作るための働きかけをしたかについて評価する。

計画的・組織的な運用・維持・保全の管理体制・目標設定及び年間エネルギー消費量の目標値設定、これらの目標管理計画の実施を評価対象とする。レベル5を「エネルギー消費量の目標管理がされること」とし、最終目標に想定し、配点を設定している。各種のモニタリングシステムで得られる、データを活用し、よりエネルギー消費が少なくなる様、運用時の設備性能検証、設備診断、最適運転支援などの運用管理の側面からの省エネルギーへの取り組みを評価する。

LR2 資源・マテリアル

1. 水資源保護

1.1 節水

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	節水の仕組みなし
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	主要水栓に節水コマなどが取り付けられている。
レベル4	節水コマなどに加えて、省水型機器(例えば擬音、節水型便器など)などを用いている。
レベル5	(該当するレベルなし)

□解 説

建築物の給水設備について、節水可能な仕組を装置されているかどうかについて評価する。 ここで、「主要水栓」とは日常的に使用する水栓をさす。例えば、住宅の場合には厨房、浴室、便所などが 該当する。節水効果にもよるが、概ね過半の水栓に取り付けられていることが必要である。

■参考; 省水型機器の例

水栓類	①流出水量を調節することにより、節 水を図る	節水コマ
		定流量弁
		泡沫水栓等
	②機器の操作を簡単にして無駄な流	自動水栓
	出を少なくし、節水効果を図る	定量水栓(自閉水栓)
節水型便器	①大便器 (目安として 6L/回程度とする。)	節水型器具 (給水経路、ボール形状、トラップ形状等の改善に よる、排泄物排出機能の保持と節水)
		節水型フラッシュ弁 (連続操作防止機構、吐出量調整可能型)
	②小便器	人感センサー方式による使用に応じた洗浄
	(目安として 4L/回程度とする。)	定時制御方式 (照明、ファンスイッチ連動や 24 時間タイマーとの 組み合わせ使用)等
その他		擬音装置 等

1.2 雨水利用・雑排水等の利用

1.2.1 雨水利用システム導入の有無

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	雨水利用の仕組みなし。
レベル4	雨水利用をしている。
レベル5	雨水利用によって雨水利用率の20%以上を満たす。

□解 説

雨水利用の度合いをその仕組みの有無と利用率で評価する。

レベル5に用いる雨水利用率の計算は次式による。

ここで

維排水等利用量 \mathbf{m}^3 =維排水利用量 \mathbf{m}^3 +污水利用量 \mathbf{m}^3 +工業用水等利用量 \mathbf{m}^3

式の分母は"水の総需要量"という見方で数式を設定している。又、計算は年間の値で行う。 地域によって、「再生水」又は「中水」が公共インフラとして整備され、これを利用する場合は工業用水等利 用量に含める。

同様に、井水を利用している時は、雨水利用量に含めて考える。ただし、以下の場合は評価対象外とする。 ①井水を熱源水のみに使用している場合

水熱源HPなどの熱原水としてのみ利用され、生活用水として使用されない場合は、生活用水の節減にはならないので、評価対象外とする。尚、熱利用後、生活用水として利用するならば評価対象として良い。 ②災害対策井水

災害対策に限定されるため、日常の生活用水として使用されないため評価対象とはしない。

- ③井戸は所有しているが、井水を使用していない場合。
- ④地盤沈下の可能性のある地域や揚水量規制以上を汲み上げる可能性がある場合。

1.2.2 雑排水等利用システム導入の有無

□適 用	用途
	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

■ 延べ面積2,000㎡未満の小規模建築は評価対象外とする。

用途	事·對·慟·儉·会·口·病·币
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	雑排水等を利用していない。
レベル4	雑排水等を利用している。
レベル5	2種類以上の雑排水等を利用している。

□解 説

用水等を利用しているものとする。

CASBEE-新築(簡易版)では雑排水、汚水、工業用水等(以下雑排水等)の利用の度合いを、その導入の有無と数により評価する。2種類以上の雑排水等を利用している場合はレベル5と評価する。また、地域によって、「再生水」又は「中水」が公共インフラとして整備され、これを利用している場合は工業

2. 非再生性資源の使用量削減

2.1 材料使用量の削減

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

1 適用条件

主要構造部が木造躯体の時は評価対象外とする。

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	主要構造部が非木造躯体(RC 造/SRC 造/S 造)である場合で、 評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 0 ポイント
レベル3	主要構造部が非木造躯体(RC 造/SRC 造/S 造)である場合で、 評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 1 ポイント以上
レベル4	主要構造部が非木造躯体(RC 造/SRC 造/S 造)である場合で、 評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 3 ポイント以上
レベル5	主要構造部が非木造躯体(RC 造/SRC 造/S 造)である場合で、 評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 5 ポイント以上

評価する取組み

ポイント	評価する対策	
<主要構造躯体のコンクリート基準強度 Fc 及び主筋鉄筋の基準強度 F>単位: N/mm ²		
1 ポイント	Fc=36 以上 60 未満 かつ F=390 以上	
3 ポイント	Fc=60 以上 100 未満 かつ F=490 以上	
4 ポイント	Fc=100 以上 かつ F=590 以上	
<主要構造躯体の鉄骨の基準強度 F>単位:N/mm ²		
1 ポイント	F=325 以上 355 未満	
3 ポイント	F=355 以上 440 未満	
4 ポイント	F=440 以上	
<主要構造躯体におけるその他の対策>		
1 ポイント	プレストレスコンクリートの使用 (部材断面を小さくする事で、使用材料の削減に寄与)	
各 1 ポイント	その他これに準ずるもの	

□解 説

強度が高い材料を使用することで、その材料使用量を削減出来ると判断し、RC造、S造、その他部材毎に対策を評価する。構造の分類が難しい状況も考えられるので、評価基準は一つにまとめた。尚、SRC造のように、複数の構造がある場合は、それぞれの構造毎に評価を行い、ポイントを合計し、評価する。

2種類以上の材料を使用している場合は重量比で過半を占めるもので評価する。

「CFT構造の採用」は鋼材使用量の削減性が明確ではないので評価対象外とする。

- <その他これに準ずるものの例>
- ·冷間成形角型鋼管におけるBCP使用
- ・鉄筋定着部の工夫により鉄筋使用量を削減 など
- 尚、複数の取組みがあった場合は、取組みの数だけポイントを加算する。
- 又、主に災害時の爆裂や崩壊防止を目的とし、建物のライフサイクル全体での材料使用量削減に寄与する ものは評価対象から除く。

2.2 既存建築躯体等の継続使用

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

適用条件

<u>一</u>設として建築躯体を再利用している時は評価対象外とする。

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	既存の建築躯体を再利用していない、または、敷地内に既存建築躯体がない。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	既存の建築躯体を再利用している。

□解 説

非木造建物の建築躯体(スケルトン)は、建物全体の重量比で9割程度、製造エネルギー比でも7割程度を一般に占める。従って、既存建物がある敷地で建築行為を行う場合、既存の建築躯体を再利用するか、その全てを除却して改めて新築をするかで、建築における資源生産性は著しく異なってくる。ここでは、資源生産性の観点にたって、既存杭の再利用、建築外周壁の保存など建築躯体の再利用の度合いを評価するものである。

なお、既存の建築躯体の保有耐震性能や劣化状況を勘案するならば無条件に再利用できないことは当然であるが、そのような理由で既存の建築躯体を再利用しない場合は、Q(環境品質)項目で高いレベルを実現できると考えられることから、本項目では専ら既存の建築躯体の再利用の有無のみに着目し評価をする。尚、仮設として建築躯体を再利用している時は評価対象外とする。

2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ন·但
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	主要構造部にリサイクル資材をひとつも用いていない。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	主要構造部にリサイクル資材を用いている

□解 説

本項目は躯体材料におけるリサイクル資材の使用状況を評価する。

評価対象は(財)日本環境協会が認定している「エコマーク商品」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(平成12年5月制定)」で認定されている「特定調達品目」の内、躯体材料とする。

極端に少量の場合を除き、一部でも使用されていたら、使用されているものとする。

木造建築物の基礎にリサイクル資材を使用している場合も、主要構造部にリサイクル資材を使用しているものとする。

リサイクル資材の例)

①グリーン調達品目(公共工事)

高炉スラグ骨材

フェロニッケルスラグ骨材

銅スラグ骨材

電気炉酸化スラグ骨材

高炉セメント(コンクリート)

FAセメント(コンクリート) エコセメント(コンクリート)

製材等

再生木質ボード

- ②エコマークを取得した「木材などを使用したボード」(エコマーク商品類型111)
- ③エコマークを取得した「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品」(エコマーク商品類型115)
- ④エコマークを取得した「建築製品(内装工事関係用資材)」(エコマーク商品類型123)

尚、認定されたリサイクル資材は随時更新されているので、下記のHPを確認し評価を行うこと。

・グリーン購入法特定調達物品情報提供システム

(http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/material.html)

・エコマーク商品総合情報サイト(財団法人日本環境協会)

(http://www.greenstation.net/)

2.4 非構造材料におけるリサイクル材の使用

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	リサイクル資材を用いていない
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	リサイクル資材を 1 品目用いている
レベル4	リサイクル資材を2品目用いている
レベル5	リサイクル資材を3品目以上用いている

□解 説

本項目は非構造材料におけるリサイクル資材の使用状況を評価する。

評価対象は(財)日本環境協会が認定している「エコマーク商品」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(平成12年5月制定)」で定められている「特定調達品目」の内、非構造材料でリサイクル資材のものとする。

評価方法

- ・下のリサイクル資材の例における品目の数で評価する。同じ品目に含まれる複数の材料を用いている場合には、材料の数によらず1品目としてカウントする。
- ・「エコマーク商品」と「特定調達品目」の両方に認定されている場合は、1品目とする。
- ・極端に少量の場合を除き、一部でも使用されていたら、使用されているものと判断する。
- ・対象となる品目は、下記のHPで確認すること。
- グリーン購入法特定調達物品情報提供システム

(http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/material.html)

エコマーク商品総合情報サイト(財団法人日本環境協会)

(http://www.greenstation.net/)

参考に、評価対象となるリサイクル資材の例と計算例を以下に示す。

リサイクル資材の例)

評価対象	品目名
グリーン調達品目	建設汚泥再生処理土
	土工用高炉水砕スラグ
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
	地盤改良用製鋼スラグ
	再生加熱アスファルト混合物(自家リサイクル)
	再生加熱アスファルト混合物(その他)
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物(自家リサイクル)
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物(その他)
	再生骨材の路盤材利用
	再生骨材の盛土利用
	鉄鋼スラグ混入路盤材
	間伐材
	高炉セメント(ソイルセメント)
	FAセメント(ソイルセメント)
	エコセメント(ソイルセメント)
	FAを用いた吹付けコンクリート
	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)
	再生材料を用いた舗装用ブロック(プレキャスト無筋コンクリート)
	再生材料を用いた防砂シート
	陶磁器タイル

評価対象	品目名
計順刈家	製材
	袋 ^材 集成材
	未以や パーティクルボード
	ハーティグルホート 木質系セメント板
エコマークを取得したタイル・ブロック(商	タイル
品類型109)	ブロック
	れんが
エコマークを取得した木材などを使用し	繊維板
たボード(エコマーク商品類型111)	パーティクルボード
エコマークを取得した間伐材、再・未利用	屋外用品(土木建築用品:小丸太)
材などを使用した製品(エコマーク商品類	屋外用品(土木建築用品:集成材)
型115)	屋外用品(土木建築用品:合板)
	屋外用品(エクステリア)
	屋内用品(床材)
	屋内用品(壁材)
	屋内用品(ふすま枠)
	屋内用品(ドア)
	屋内用品(柱)
	屋内用品(梁)
	屋内用品(土台)
	活性炭(調湿材)
	活性炭(水質浄化材)
	土壌改良材
エコマークを取得した建築製品(内装工	木質フローリング
事関係用資材)(エコマーク商品類型	□ 障子·襖
123)	□ 障子紙·襖紙
	ボード
	畳
	壁紙
	断熱材
	- 吸音材料・防音防振マット
	ビニル床材
	階段滑り止め
	点字鋲
	アコーディオンドア
エコマークを取得した建築製品(外装、外	ルーフィング
構関係用資材)(エコマーク商品類型	屋根材
137)	外装材
	プラスチックデッキ材
	木材・プラスチック再生複合
	雨水貯留槽
エコマークを取得した建築製品(材料系	建築用石材
の資材)(エコマーク商品類型138)	注案が1949 排水・通気用硬室ポリ塩化ビニル管
1.000	宇小・温気が 校主バラ温にニール
	住宅用浴室ユニット
(エコマーク商品類型139)	住も用谷至ユーツト 防水パン
(十二、 / 四冊級王100/	

計算例) れんが(エコマーク商品類型109)に認定された商品Aと商品B、陶磁器タイル(グリーン調達品目)に認定された商品Cを使用。 ⇒れんが1品目、陶磁器タイル1品目を使用しているとして、合計2品目なのでレベル4

2.5 持続可能な森林から産出された木材

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

□ 適用条件

木材を使用していない時は評価対象外とする。

用途	事·曾·豳·歐·呂·江·婤·州·但
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	持続可能な森林から産出された木材を使用していない。
レベル3	持続可能な森林から産出された木材を使用しているが、使用比率 10%未満。
レベル4	持続可能な森林から産出された木材の使用比率が 10%以上 50%未満。
レベル5	持続可能な森林から産出された木材の使用比率が 50%以上。

木材の使用比率は次式による。

持続可能な森林から産出された木材の使用総量(体積)m³

木材の使用比率=

建築物の木材使用総量(体積)m3

□解 説

木材は本来、再生可能な材料であり、その活用度合いをあらわした項目である。ただし、熱帯雨林材や、乱伐されている森林から産出した木材は再生可能であるとは言い難い。

そこで、持続可能な森林からの木材の使用度合いを評価に用いる。

持続可能な森林から産出された木材の対象範囲は以下を指す。(型枠は評価に含めない)

- 1. 間伐材
- 2. 持続可能な林業が行われている森林を原産地とする証明のある木材
- 3. 日本国内から産出された針葉樹材

なお、日本では、諸外国のような持続可能な林業が行われている森林を原産地と証明する制度は普及段階にあり、スタンプの刻印などにより明示された木材の流通はわずかである。そこで、現実的には、間伐材や、通常は持続可能な森林で生産されていると推測されるスギ材などの針葉樹材を持続可能な森林から産出された木材として扱う。平成12年建告第1452号(木材の基準強度を定める件)にリストアップされている針葉樹の内、以下のように日本国内で産出されたものは持続可能な森林から伐採されていると考えて概ねよい。

<日本国内から産出された針葉樹の例> あかまつ、からまつ、ひば、ひのき、えぞまつ、とどまつ、すぎ

持続可能な森林から産出された木材の使用比率は以下のような手順で行う。

- 1 建物条件の把握
- 2 使用される木質材料を部位別・樹種別にリストアップ
- 3 使用される木質材料の使用数量を部位別・樹種別に拾い上げる
- 4 木材使用総量を算定
- 5 下式で表される持続可能な森林から産出された木材の使用比率を算出;

持続可能な森林から産出された木材の使用総量(体積)m³ 建築物の木材使用総量(体積)m³



各図面の収集・読み取り 見積書の収集・読み取り



2.使用される木質材料を部位 別・樹種別にリストアップ

* 仮設工事は対象外

4.樹種別に持続可能な森林から 産出された木材か否かを判定



3.使用される木質材料の 使用数量を部位別・樹種別に 拾い上げる

4.木材使用総量を算定 木材使用総量(体積)

持続可能な森林から産出された木材の使用総量(体積)



5.持続可能な森林から産出された木材の使用比率を算出

持続可能な森林から産出された木材の使用総量(体積)

建築物の木材使用総量(体積)

2.6 部材の再利用可能性向上への取組み

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·木·伯
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	解体時におけるリサイクルを促進する対策として、評価する取組みをひとつも行っていない。
レベル4	解体時におけるリサイクルを促進する対策として、評価する取組みを 1 ポイント以上実施している。
レベル5	解体時におけるリサイクルを促進する対策として、評価する取組みを2ポイント以上実施している。

ポイント	評価する取り組み
1 ポイント	躯体と仕上げ材が容易に分別可能となっている
1 ポイント	内装材と設備が錯綜せず、解体・改修・更新の際に、容易にそれぞれを取り外すことができる。
1 ポイント	再利用できるユニット部材を用いている。

□解 説

「2.3躯体材料におけるリサイクル材の使用」と「2.4非構造材料におけるリサイクル材の使用」は、建物のライフサイクルの開始点である新築もしくは改修時点で建物にどれだけリサイクル資材が用いられているかの度合いを表している。

一方、本項目では、建物のライフサイクルの終局点である解体廃棄時におけるリサイクルを促進する対策として、分別容易性などの取り組みについて評価する。

「躯体と仕上げが容易に分別可能」とは、躯体と、下地も含めた内部仕上げ材との分別の容易性を評価している。このため、S造とセメント板や、RC造とカーテンウォールなどは評価対象とはならない。以下に具体例を示す。

- <分別が容易である例>
 - ①躯体+ペンキ仕上
 - ②躯体+軽鉄+仕上材
 - *断熱はFP版を使用。
- <分別が比較的容易な例>
 - ③GL工法
 - *断熱は吹付(ウレタンなど)を使用。
- <分別が容易でない例>
 - ④塗り壁
 - ⑤モルタル+タイル

「内装材と設備が錯綜せず・・・」とは、SI(スケルトン・インフィル)など内装変更を前提とした場合のほか、GL工法など、配管・配線が躯体及び仕上材自体に打込まれていない場合を指す。反対に、躯体にモルタル+タイル・塗り壁の場合などの場合には、評価されない。

「再利用できるユニット部材」には、OAフロア、可動間仕切りがなどある。

3. 汚染物質含有材料の使用回避

3.1 有害物質を含まない材料の使用

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	化学物質排出把握管理促進法の対象物質を含有しない建材種別がない。または確認 していない。
レベル4	化学物質排出把握管理促進法の対象物質を含有しない建材種別が 1 つ以上~3 つ以下ある。
レベル5	化学物質排出把握管理促進法の対象物質を含有しない建材種別が4つ以上ある。

分類	評価対象とする建材種別	分類	評価対象とする建材種別
	ビニル床タイル・シート用接着剤		建具塗装(木製·金属製)
接着剤	タイル用接着剤	塗料	木部塗装(巾木・廻り縁など)
汝相削	壁紙用接着剤		構造体の塗装
	フローリングボード用接着剤		壁塗装
	サッシ用シーリング	錆止め	躯体
シーリング材	ガラス用シーリング		躯体以外
	タイル目地シーリング	塗り床	塗り床材
	打ち継ぎ目地	床仕上げ	床仕上げワックス
防水工事材	防水工事のプライマー	防腐剤	木部の防腐剤
料	塗膜防水の塗料		

□解 説

本項目では、室内空気質だけでなく広く環境影響を及ぼす可能性のある化学物質の使用削減を評価する。

建築を構成する材料は多種多様であり、それぞれには様々な種類の化学物質が含まれている。これらの化学物質は、シックハウス症候群、環境ホルモンによる内分泌撹乱などの健康影響を及ぼす可能性もある。この項目では、VOCに起因するシックハウス症候群を除いた様々な健康被害の懸念が極めて低い材料を「有害物質を含まない材料」として扱う。

対象物質は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法)で定められた第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質であり、管理対象とすべき「第一種指定化学物質」の要件を以下のように定めている。

- ①当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの、
- ②当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が①に該当するもの、
- ③当該物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの、
- のいずれかに該当し、かつ、
- ④その有する物理的化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の 環境において当該化学物質が継続して存すると認められるもの

■参考; 第一種指定化学物質・第二種指定化学物質の代表例

2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
揮発性炭化水素	ベンゼン、トルエン、キシレン等
有機塩素系化合物	ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
農薬	臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
金属化合物	鉛及びその化合物、有機スズ化合物
オゾン層破壊物質	CFC、HCFC 等

有害物質を含まない材料を使用している度合いを評価するにあたっては、化学物質排出把握管理促進法 や、評価対象の建築の構成材にどのくらい含まれるのか、物質種類ごとにその総量を示す方法をとるのが論 理的ではある。しかしながら、以下のような点を考えると実務上は現実的ではない。

- ①上記の「第一種化学物質」だけでも、2003年6月時点で354種類が政令で指定されている。
- ②建築構成材に関して含まれる要管理化学物質を記したMSDS(Material Safety Data Sheet)が整備されていない。
- ③使用されている建築構成材の量を拾い上げるのには大きな手間がかかる。 むしろ、これらの化学物質が含まれている蓋然性が一定以上あると思われる材料用途について、化学物質排出把握管理促進法における管理対象とされている化学物質を含まない建材種別がいくつあるかを数え上げる方法をとることが実務的であると考えられる。

そこで、接着剤、シーリング材、防水工事材料、塗料、錆止め、塗り床、床仕上げ、防腐剤といった建材種別には、健康影響の懸念のある材料が使用されている蓋然性が一定以上あると考え、これらの建材種別に化学物質排出把握管理促進法で指定される化学物質を含まない建材種別の数をカウントすることによって、有害物質を含まない材料を使用している度合いを評価する。

評価の際には、MSDSを用いることを原則とするが、実際には評価対象とすべきか判断が難しい場合も考えられる。その際は、メーカーに確認の上、判断すること。

3.2 フロン・ハロンの回避

フロン・ハロンガスの大気中への放出により地球規模でのオゾン層の破壊が拡大していくことが懸念されている。建築分野では、かつては消火剤、発泡剤(断熱材等)、冷媒でフロン・ハロンガスが多用されてきた。日本では現在では法令などの規制により、オゾン層を著しく破壊する度合いが極めて低いフロン・ハロンガスのみが用いられているが、それらは地球温暖化への寄与度の高いガスだけに依然として留意が必要である。そこで、本項目では、従来フロン・ハロンが多用されてきた消火剤、発泡剤(断熱材等)、冷媒を対象に、ODP及びGWPの低い材料を使用している状況を評価する。

尚、ODP(Ozone Depleting Potential) とは、オゾン破壊係数を意味し、CFC-11の1kgあたりの総オゾン破壊量を1とした場合、各化学物質の1kgあたりの総オゾン破壊量が何倍になるのか、その相対比を表したものである。当然のことながら、オゾン破壊の懸念がない全くない場合は、ODPは0となる。

又、GWP(Global Warming Potential)とは、地球温暖化係数を意味し、二酸化炭素ガスの単位量あたりの温暖化効果を1とした場合、各化学物質単位量あたりの温暖化効果の相対比をあらわしたものである。

3.2.1 消火剤

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

□ 適用条件

消火設備が全く無い場合やスプリンクラーのみの場合は対象外、また消火設備が消火器のみの場合は対象外。

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	ODP 及び GWP が高いハロン消火剤を使用している(クリティカルユース含む)。
レベル2	ハロゲン化物消火剤を使用している。
レベル3	(該当するレベルなし)
レベル4	不活性ガス消火剤を使用している。
レベル5	(該当するレベルなし)

□解 説

消火剤をODP及びGWPの観点から評価する。尚、本項目はガス消火設備(ガスで消火するもの)を評価対象としているので、消火設備が全く無い場合やスプリンクラーのみの場合は評価対象外とする。

レベルの考え方は下記の通り。

レベル1:ODP及びGWPが高いもの。

レベル2:ODPが非常に低いがGWPが高いもの。

レベル4:ODP=0でありGWPが非常に低いもの。

1994年よりハロン消火剤は原則として全廃された。しかしながら、現実的には公共安全のため用途上の制約からやむを得ず使用しなければならない場合(クリティカルユースと呼ばれる)があり、消防庁通知(消防予第87号、消防危第84号(平成17年4月28日))では、クリティカルユース用途(特定防火対象物、非特定防火対象物とも共通)として、ハロン消火剤の使用が認められているが、本項目では地球環境への影響を評価する観点から、クリティカルユースも含めてレベル1とした。

■参考; ハロン消火剤の使用が認められるクリティカルユース用途の例

	用途の種類	用途例
通信機関係等	通信機械室等	通信機械室、無線機室、電話交換室、磁気ディスク室、電算機室、テレックス室、電話局切換室、通信機調整室、データプリント室
	放送室等	TV中継室、リモートセンター、スタジオ、照明制御室、音響機器室、調整室、モニター室、放送機材室
	制御室等	電力制御室、操作室、制御室、管制室、防災センター、動力計器室
	フィルム等保管庫	フィルム保管庫、調光室、中継台、VTR室、テープ室、映写室、テープ保管庫
	危険物施設の計器室 等	危険物施設の計器室
歴史的遺産等	美術品展示室等	重要文化財、美術品保管庫、展覧室、展示室
その他	加工·作業室等	輪転機が存する印刷室
駐車場	駐車場等	自走式駐車場、機械式駐車場(防護区画内に人が乗り入れるものに限る。)

消防予第87号 消防危第84号 (平成17年4月28日)より抜粋

3.2.2 発泡剤(断熱材等)

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·学·物·飯·岳·工·病·ホ·住
レベル1	ODP=0.2 以上の発泡剤を用いた断熱材等を使用している。
レベル2	ODP=0.2 未満の発泡剤を用いた断熱材等を使用している。
レベル3	ODP=0.01 未満の発泡剤を用いた断熱材等を使用している。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	ODP=0 かつ GWP が低い発泡剤(GWP(100 年値)が 50 未満)を用いた断熱材等を使用している。あるいは発泡剤を用いた断熱材等を使用していない。

□解 説

発泡剤(断熱材等)をODP及びGWPの観点から評価する。

断熱材は、グラスウール、ロックウール、アスベストなどの鉱物繊維系、ポリウレタン、ポリスチレン、ポリエチレンなどの発泡プラスチック系、炭化コルク、セルロースファイバー、ウールなどの自然素材系に分類できる。これらのうち、フロン(CFC・HCFC)ガスが用いられてきたのは、参考1に示すような発泡プラスチック系断熱材である。

■ 2 2 1 1 ·	プラスチック系発泡断熱材に使用された発泡剤種類
■	ノノ人ナツノ糸第7個刺熱がは、伊用された第7週間埋領

発泡断熱材種別	使用年代	発泡剤物質名	ODP	GWP (100 年値)
1. 5	1995 年以前	CFC-11	1	4,750
ウレタンフォーム	2000 年代初頭	HCFC-141b	0.11	725
	次世代	HFC-134a	0	1430
ウレタン変性イソシアヌ レートフォーム		HFC-245fa	0	560
7 773 -1		シクロペンタン C₅H ₁₀	0	3
	1995 年以前	CFC-12	1	10,900
スチレンオレフィンフォ ーム	2000 年代初頭	HCFC-142b	0.065	2,310
	次世代	HFC-134a	0	1,430
フェノールフォーム	1995 年以前	CFC-113	0.8	6,130
	2000 年以降	メチクロ(ジクロロメタン) CH ₂ Cl ₂	0	

既に国内では、ODPが極めて低い発泡剤を用いた断熱材しか流通していないことから、ODP=0~0.01未満の発泡剤を用いた断熱材を使用しているのはごく普通であり、これをレベル3の水準として設定した。ただ現時点で使用されている発泡ガスは必ずしもGWP(地球温暖化係数)は小さくないことから、ODP=0でかつGWPが極めて小さな値の断熱材を用いている場合をレベル5として設定した。参考2はさまざまな発泡ガスのODPとGWPを示したものである。

■参考2; 各種発泡ガスのODPとGWP

物質	大気寿命	ODP(CFC 基準)	GWP(CO ₂ 基準)100年
CFC-11	50	1.0	4,750
CFC-12	120	1.0	10,900
CFC-113	85	0.8	6,130
CFC-114	300	1.0	10,000
CFC-115	1700	0.6	7,370
HCFC-22	13.3	0.055	1,810
HCFC-123	1.4	0.02~0.06	77
HCFC-124	5.9	0.022	609
HCFC-141b	9.4	0.11	725
HCFC-142b	19.5	0.065	2,310
HCFC-225ca	2.5	0.25	122
HCFC-225cb	2.6	0.033	595
HFC-23	264		14,800
HFC-32	5.6		675
HFC-125	32.6		3,500
HFC-134a	14.6		1,430
HFC-143a	48.3	0	4,470
HFC-152a	1.5		124
HFC-227ea	36.5		3,220
HFC-236fa	209		9,810
HFC-245ca	6.6		560
FC-14	50000		6500
FC-116	10000	0	9200
FC-218	2600	0	7000
FC-C318	3200		8700

上記の他、以下の資料等を参考にODP、GWPを確認する。

[·]環境省「平成20年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」第4部巻末資料、ページ139~141、 平成21年8月 (http://www.env.go.jp/earth/report/h21-02/full.pdf)

3.2.3 冷媒

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

通用条件

冷媒ガスを使用していない場合は、評価対象外とする。

用途	事·学·物·斂·呂·江·病·ন·但
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	HCFC の冷媒を使用している。
レベル3	ODP=0 の冷媒を使用している。
レベル4	自然冷媒・新冷凍システム(ODP=0)を使用しかつ GWP50 未満の冷媒を使用している。
レベル5	(該当するレベルなし)

□解 説

特定フロン冷媒はすべて除外し、代替フロンの採用を評価する。

レベルはいわゆる代替フロンの普及が進んでいることから、ODP=0の冷媒を使用していることをレベル3の水準として設定した。

レベル4の自然冷媒・新冷凍システムとは具体的には以下のようなものを指す。

- ①自然冷媒とはアンモニア、プロパンやブタンなどの炭化水素及び二酸化炭素などを指す。
- ②新冷凍システムとしては、水素吸蔵合金(MH合金)を利用した冷凍システム(MH冷凍システム)がある。 MH合金は、それ自体体積の1000倍体積の水素を吸蔵できる。その水素を吹蔵するとき発熱し、放出する時に吸熱するという性質で冷凍に利用する。

LR3 敷地外環境

LR3の評価では、採点項目の「評価する取組み」に示される個々の取組みをポイント制にし、合計点で5段階評価を行う。またLR3では定性的な評価項目が大部分を占めるため、実際に取組んだ内容や特記しておくべき内容については、別途、評価ソフト中にある「環境配慮設計の概要記入欄」などに具体的な記述を行う。

□採点方法

評価する取組みの各項目に示される内容について、実際に計画した内容に該当すれば、ポイントを加算し、その合計点でレベルが決まる。

- ※ 建物用途や敷地条件等により、項目によっては評価対象外を選択する場合がある。選択可能な項目については各解説を参照のこと。なお評価ソフト上では「対象外」を選択すると、自動的にその項目は採点対象から削除される。
- ※「その他」欄は、採点表中にない特別な取組みを実施している場合に任意に追加できる項目である。「その他」欄を採点する場合には、それがどのような取組みであるか、ソフト上の「環境配慮設計上の概要記入欄」などに別途記入すること。

|1. 地球温暖化への配慮

口適 用

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·営·慟·囡·会·工·病·ホ·住
	本項目のレベルは、ライフサイクル CO₂の排出率を1~5に換算した値(小数点以下第 1位まで)であらわされる。
レベル1	
~	なおレベル1、3、5は以下の排出率で定義される。
レベル5	レベル1:ライフサイクル CO2排出率が参照値に対して125%以上
	レベル3:ライフサイクル CO 2 排出率が参照値に対して100%
	レベル5:ライフサイクル CO2 排出率が参照値に対して50%以下

□解 説

ここでは、地球温暖化対策への取組み度合いをライフサイクル CO_2 という指標を用いて評価する。現在、地球環境問題として最も重要視されているのが地球温暖化であり、その影響を計るためには、地球温暖化ガスとして代表的な二酸化炭素 (CO_2) がどれくらい排出されるかという総量に換算して比べることが一般的である。このような CO_2 排出の量を建築物の一生で足し合わせたものを、建築物の「ライフサイクル CO_2 ($LCCO_2$)」と呼んでいる。

建築物におけるLCCO $_2$ の算定は、通常膨大な作業を伴うが、CASBEEにおいてはこれを簡易に求め、概算することとした(「標準計算」と呼ぶ。算出手順や算定条件などの詳細はPART $_{\square}$ 「2.3 評価方法」を参照)。具体的には、各建物用途において基準となるLCCO $_2$ 排出量(省エネ法の建築主の判断基準に相当する省エネ性能などを想定した標準的な建物のLCCO $_2$)を設定した上で、建設段階、運用段階、修繕・更新・解体段階において、CO $_2$ 排出に関連する評価項目の結果(採点レベル)からほぼ自動的に算定できるようにしている。

1) 建設段階

「LR2.資源・マテリアル」では、「既存建築躯体の継続使用」や「リサイクル建材の活用」が評価されている。これらの対策を考慮した建設資材製造に関連した CO_2 (embodied CO_2)を、既存躯体の利用率、高炉セメントの利用率から概算する。

2) 運用段階

「LR1.エネルギー」において評価している「ERR(一次エネルギー消費量の低減率)」を用いて、運用段階の CO2排出を簡易に推計する。 Tool-1B (2010 年版)

3) 修繕·更新·解体

長寿命化の取組みによる耐用年数の向上が「Q2.サービス性能」で評価されている。ただし、具体的な耐用年数の延命をLCCO2の計算条件として採用できる程の精度で推定することは難しい。従って、住宅を除き耐用年数は一律として、LCCO2を推計する。

- ・事務所、病院、ホテル、学校、集会場…60年固定
- ·物販店、飲食店、工場…30年固定
- ・集合住宅…日本住宅性能表示制度の劣化対策等級に従って、30、60、90年とする。

これら以外にもCO₂排出量に影響をもつ様々な取組みがあるが、ここでは、比較的影響が大きく、一般的な評価条件を設定し易い取組みに絞り、評価対象としている。従って、評価対象を一部の取組みに絞っているため、これ以外の取組みは評価されない。また、他の採点項目の評価結果を元に簡易的に計算しているため、その精度は必ずしも高いとはいえない。しかし地球温暖化対策を推進するためには、CO₂排出量のおよその値やその削減効果を広く示すことが重要と考え、まずはおおまかな値でも示すこととした。

なお、評価者自身による詳細な計算(「個別計算」と呼ぶ。)を実施した場合は、本項目のスコアには反映されないこととしている。

2. 地域環境への配慮

2.1 大気汚染防止

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

□ 適用条件

敷地内から大気汚染物質を全く発生しない場合には、レベル5として評価する

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ন·住
レベル1	NOx、SOx、ばいじんについて、発生源におけるガス又はばいじんの濃度が、大気汚染防止法、小規模燃焼機器の NOx 排出ガイドライン(環境省)ならびに地域の条例等で定められる現行の排出基準を上回っている。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	NOx、SOx、ばいじんについて、発生源におけるガス又はばいじんの濃度が、大気汚染防止法、小規模燃焼機器の NOx 排出ガイドライン(環境省)ならびに地域の条例等で定められる現行の排出基準以下※ ¹⁾ に抑えられている。
レベル4	NOx、SOx、ばいじんについて、発生源におけるガス又はばいじんの濃度が、大気汚染防止法、小規模燃焼機器の NOx 排出ガイドライン(環境省)ならびに地域の条例等で定められる現行の排出基準より大幅** ²⁾ に抑えられている。
レベル5	燃焼機器を使用しておらず、対象建築物の仮想閉空間から外部空間に対して大気 汚染物質を全く発生しない。

注)濃度レベルの基準は、大気汚染防止法、小規模燃焼機器のNOx排出ガイドライン(環境省)ならびに地域の条例等で定められるレベルの厳しい方を基準として採用する。

- ※1)レベル3の濃度レベルは、基準値以下~基準値の90%を超える場合とする。
- ※2)レベル4については、排出濃度が基準値の90%に抑えられている場合とする。

□解 説

NOx、SOx、ばいじんの3種について、大気汚染防止法、小規模燃焼機器のNOx排出ガイドライン(環境省)または地域の条例等で定める排出基準に対する、排出源におけるガスの低減度合いを機器の性能値に基づき評価する。(大気汚染防止法規制対象施設の場合は参考2、それ以外の小型ボイラー等の場合は参考3を参照すること)仕様・性能値が確定していない場合には、予定される機器もしくは努力目標としての機器の性能値で評価する。

敷地内において大気汚染物質を全く発生しない場合には、レベル5として評価する(仮想閉空間から外部空間に対して負荷を排出しないものと評価する)。従ってオール電化住宅やビルマルチシステム、地域冷暖房に加入している建物などで、敷地内において燃焼機器を使用していない場合にはレベル5としてよい。また燃焼機器を使用している場合には、その低減率に応じてレベル3、4として評価する。上記の採点基準ではレベル4を基準値の90%以下の場合としたが、この数値に関しては、今後の技術開発動向やコスト動向などを考慮して、適宜見直していくものとする。なお、非常用発電設備など、常時運転されていない機器は本項目の評価対象としない。

■参考1) 対象機器が複数ある場合の評価方法

対象となる設備機器が複数あり、それぞれの大気汚染物質濃度が異なる場合には、導入される機器毎の燃焼能力で加重平均する。(下表)

複数機器の場合の計算方法(数値はサンプル)

Section 19			
①スペック	②機器の燃焼能力(kW)	③係数	@=①×③
濃度レベル 80%	300	300/450=0.67	0.536
濃度レベル 85%	100	100/450=0.22	0.187
濃度レベル100%	50	50/450=0.11	0.11
	450	合計	0.833(83%)

■参考2) 大気汚染防止法の規制対象施設の場合の評価

1. 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設 大気汚染防止法で規制対象となる施設を下記に示す。

<u> </u>	気汚染防止法で規制対象となる施設を下記に示す。	
	施設名	規模用件
1	ボイラー	·伝熱面積 10m ² 以上
		・燃焼能力 50リットル/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	・原料処理能力 20トン/日
		・燃焼能力 50リットル/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	・原料処理能力 1トン/時 以上
4	(金属の精錬用)溶鉱炉、転炉、平炉	
5	(金属の精錬または鋳造用)溶解炉	·火格子面積 $1m^2$ 以上
6	(金属の鍛練、圧延、熱処理用)加熱炉	·羽口面断面積 $0.5 m^2$ 以上
7	(石油製品、石油化学製品、コールタール製品の製造用)加熱炉	・燃焼能力 50リットル/時 以上
		·変圧器定格能力 200kvA 以上
8	(石油精製用)流動接触分解装置の触媒再生塔	・触媒に付着する炭素の燃焼能力 200 kg/
		時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用)焼成炉、溶解炉	·火格子面積 1m²以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用)反応炉(カーボンブラック製造用燃	·変圧器定格能力 200kvA 以上
	料燃焼装置含)、直火炉	・燃焼能力 50 リットル/時 以上
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用)電気炉	·変圧器の定格容量 1000kvA 以上
13	廃棄物焼却炉	·火格子面積 2m² 以上
		·焼却能力 200 kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用)ばい焼炉、焼結炉(ベレット焼成炉含、溶鉱炉、転炉、	・原料処理能力 0.5トン/時 以上
	溶解炉、乾燥炉	·火格子面積 0.5m² 以上
		·羽口面断面積 $0.2 extbf{m}^2$ 以上
		・燃焼能力 20リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用)乾燥施設	·容量 0.1m³以上
16	(塩素化エチレン製造用)塩素急速冷凍装置	·塩素処理能力 50 kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用)溶解槽	
18	(活性炭製造用[塩化亜鉛を使用するもの]用)反応炉	・燃焼能力 3リットル/時 以上
19	(化学製品製造用)塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	·塩素処理能力 50 kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用)電解炉	·電流容量 30kA 以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用〔原料に燐石を使用するもの〕)反応	·燐鉱石処理能力 80 kg/時 以上
	施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	・燃焼能力 50リットル/時 以上
		·変圧器定格容量 200kvA 以上
22	(弗酸製造用)濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	· 伝熱面積 10m² 以上
		・ポンプ動力 1Kw 以上

23	(トリポリ酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕)反応施設、乾燥	·原料処理能力 80 kg/時 以上
	炉、焼成炉	·火格子面積 1m² 以上
		・燃焼能力 50リットル/時 以上
24	(鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含·鉛の管、板、線の製造用)溶解炉	・燃焼能力 10リットル/時 以上
		·変圧器定格容量 40kvA 以上
25	(鉛蓄電池製造用)溶解炉	・燃焼能力 4リットル/時 以上
		·変圧器定格容量 20kvA 以上
26	(鉛系顔料の製造用)溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	·容量 0.1 m³以上
		・燃焼能力 4リットル/時 以上
		変圧器定格容量 20kvA 以上
27	(硝酸の製造用)吸収施設、漂白施設、濃縮施設	・硝酸の合成、漂白、濃縮能力
		100 kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20トン/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	・燃焼能力 35リットル/時 以上
32	ガソリン機関	

2. 工場及び事業場から排出される大気汚染防止法に対する規制方式とその概要(抜粋) 大気汚染防止法ではボイラー等の「ばい煙発生施設」について、施設の種類や規模ごとにNOx、SOx、ばいじんなどの物質について排出基準を設けている。(本評価に係わる部分のみ抜粋)

[区分	物質名	主な発生の形態等	規制の方式と概要
Į	ごい煙	硫黄酸化物 (SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等に おける燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm³/h)=K×10 ⁻³ ×He² 一般排出基準:K=3.0~17.5 特別排出基準:K=1.17~2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定。 硫黄含有率:0.5~1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定
		ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準:0.04~0.7g/Nm³ 特別排出基準:0.03~0.2g/Nm³
	有害物質	窒素酸化物 (NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等に おける燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 新設:60~400ppm 既設:130~600ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定

■参考3) 大気汚染防止法規制対象外のNOx、SOx、ばいじんが発生する小型ボイラー等燃焼設備の 場合の評価

大気汚染防止法の規制対象施設ではないが、NOx、SOx、ばいじんが発生する小型ボイラー等の燃焼設備や集合住宅の個別型の給湯機等についても評価対象とする。この場合、環境省による「低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン」に示された濃度のガイドライン値をレベル3、その90%以下の濃度をレベル4の判断基準とする。評価に当たっては、個々の機器性能について判断し、概ね全ての機器で判断基準を満たしている場合、該当するレベルとなる。

(参考資料) 低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン(環境省 H21改訂)

対象燃焼機器	ガイドライン値(ppm、O ₂ =0%換算)		
機器種類	規模 ^{注1}	燃料種類 ^{注2}	推奨ガイドライン値 (ppm) ^{注3}
	燃料の燃焼能力が重 油換算で 50L/h 未満	ガス	50
ボイラー	かつ伝熱面積が 10	灯油	80
	m ² 未満	A 重油	100
	燃料の燃焼能力が重	ガス	60
吸収冷温水機	油換算で 50L/h 未満	灯油	80
· 坎· 4.久/7 /血 / 1.1或	かつ伝熱面積が 10 ㎡未満	A 重油	100
家庭用ガス給湯機のうち以下のもの ・ガス瞬間形湯沸器(先止式) ・ガス温水給湯暖房機(給湯機部分) ・ガス給湯付きふろがま(給湯機部分)		ガス	60
ガス機関(GHP に用いられるもの以 外)	燃料の燃焼能力が重 油換算で35L/h 未満	ガス	300 注4
ガスヒートポンプ(GHP)	燃料の燃焼能力が重 油換算で10L/h 未満	ガス	100 ^{注5}

- 注1:重油とガスの換算は、各地域行政が定めた換算係数を使用する。
- 注2:ガスは都市ガス(12A/13A)及びLPGを意味しており、12A/13A以外の都市ガスやバイオガスはガイドラインの対象としない。
- 注3:窒素酸化物濃度は酸素濃度0%換算時の値とする。
- 注4:ガス機関(GHPに用いられるもの以外)のガイドライン値は出荷時のNOx濃度を対象とする。
- 注5:ガスヒートポンプのガイドライン値はJIS B 8627-1附属書に規定する試験方法で試験した結果から算出した12モード値とする。

2.2 温熱環境悪化の改善

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·木·住
レベル1	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 0 ポイント
レベル2	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 1~5 ポイント
レベル3	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 6~12 ポイント
レベル4	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 13~19 ポイント
レベル5	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 20 ポイント以上

評価する取組み

1	评価項目	評価内容	
I 温熱環 境の事前 調査	1)地域の温熱環 境状況に関する 事前調査の実施	① 近くの気象台データや地域気象観測データ(アメダスデータ)等の既存データを用いて、風向、風速、卓越風などの風環境を把握している場合 (1 ポイント)	
		② ①に加えさらに、現地測定を行った場合や、広域気象データや地形データに基づいた広域大気環境予測システムで補完してより詳細に調査した場合 (2ポイント)	1~2
■ 敷地 外への熱 的な影響 を低減す る対策	2)風下となる地域への風通しに配慮し、敷地外への熱的な影響を低減する	①建築物の配置・形状計画に当たっては、風下となる地域への風の通り道を遮らないよう工夫する。 風下地域への風の通り道と特に関係しない場合 (1ポイント) 風下地域への風の通り道を遮らないよう配慮している場合 (2ポイント)	1~2
		②夏期の卓越風向に対する建築物の見付け面積を小さくするよう努める。 卓越風向に対する建築物の見付面積比が、 60%以上80%未満の場合 (1ポイント) 40%以上60%未満の場合 (2ポイント) 40%未満の場合 (3ポイント)	1~3
		③風を回復させるよう、建築物の高さ、形状、建築物間の隣棟間隔等を工夫する。 隣棟間隔指標Rwが、 0.3以上 0.4未満の場合 (1ポイント) 0.4以上 0.5未満の場合 (2ポイント) 0.5以上の場合 (3ポイント)	1~3
	3) 地表面被覆材に配慮し、敷地外への熱的な影響を低減する	①地表面の被覆材に配慮する。 地表面対策面積率が、 15%以上 30%未満の場合 (1 ポイント) 30%以上 45%未満の場合 (2 ポイント) 45%以上の場合 (3 ポイント)	1~3

	1			
	4) 建築外装材	①屋根面の緑化等と高反射材料を選定するよう	に努める。	
	料等に配慮し、	屋根面対策面積率が、		
	敷地外への熱的 な影響を低減す	20%未満の場合	(1 ポイント)	1~3
	るが音をは減り	20%以上 40%未満の場合	(2 ポイント)	
		40%以上の場合	(3 ポイント)	
		②外壁面の材料に配慮する		
		外壁面対策面積率が、		
			(1 ポイント)	1~3
		10%以上 20%未満の場合	(2 ポイント)	
		20%以上の場合	(3 ポイント)	
	5) 建築設備から 大気への排熱量 を低減する	①建築物の外壁·窓等を通しての熱損失の防止和設備等に係るエネルギーの効率的利用のためじる。		
		「LR1 エネルギー」のスコア(評価結果)が、		1~3
		3.0 以上 4.0 未満	(1 ポイント)	
		4.0 以上 4.5 未満	(2 ポイント)	
		4.5 以上	(3 ポイント)	
		②建築設備に伴う排熱は、低温排熱にすること 温上昇の抑制に努める	等により、気	
		気温上昇の抑制に努めるため、		
		標準的な工夫をしている場合	(1 ポイント)	1~3
		中間的な工夫をしている場合	(2 ポイント)	
		全面的な工夫をしている場合	(3 ポイント)	
Ⅲ 効果 の確認	6)シミュレーション等による温熱 環境悪化改善の	① 風向きに対する配置や形状の工夫を机上で測)している場合	検討(机上予 (1 ポイント)	
	効果の確認	② 敷地周辺の地形、建物、緑地等の現況と計て、流体数値シミュレーション等を行って影響を場合		1~2

□解 説

ヒートアイランド化の抑制対策など、敷地外の熱的負荷の低減に資する取組みについて評価する。取組みの有無や程度を確認し、評価ポイントの合計で評価する。なお、敷地内温熱環境の向上(Q側)に関する取組みは、「Q3 3.2敷地内温熱環境の向上」で取り扱う。

Ⅰ 温熱環境の事前調査

1)地域の温熱環境状況に関する事前調査の実施

敷地外への熱的な影響を低減するための対策を講じていくためにも、まず、地域の温熱環境状況に関する事前調査を適切に実施する必要がある。事前調査のレベルに応じて評価する。

①については、近くの気象台データや地域気象観測データ(アメダスデータ)等の既存データを用いて、 風向、風速、卓越風などの風環境を把握している場合は1ポイントとして評価する。

②については、上記の事前調査に加えてさらに、風向、風速、卓越風などの現地測定を行った場合や、 広域気象データや地形データに基づいた広域大気環境予測システムで補完してより詳細に調査した場 合は2ポイントとして評価する。

以上の事前調査内容の概要を第3者が確認できる資料や図面等を添付する。

Ⅱ 敷地外への熱的な影響を低減する対策

2) 風下となる地域への風通しに配慮し、敷地外への熱的な影響を低減する

風下地域への配慮としては、近隣地域への風通しへの配慮と、より広域的な観点からの建築物による風に対する抵抗を考える必要がある。①では、近隣地域への風の通り道を遮らないという観点で評価する。 続いて②、③では、広域的な観点からの建築物による風に対する抵抗を評価する。

①については、近隣の住宅街、公園、学校、グリーンベルト等、風の道となっている地域への風通しを評価する。定性評価とし、図7のように風下地域への風の通り道を遮らないように配慮している場合には2ポイント、風下地域へ風の通り道を遮ると思われる場合には0ポイント、風の通り道と特に関係しない場合には1ポイントとする。

なお、敷地周辺の風環境は、街区レベルの風環境データベース(図7、図8)等、利用可能なデータをできる限り収集し把握すること。なお、風環境データベースの詳細についてはCASBEE-HI(ヒートアイランド)のマニュアルを参照のこと。

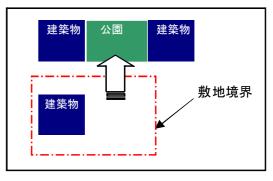


図7 風下地域への風の通り道を遮らない配慮の例

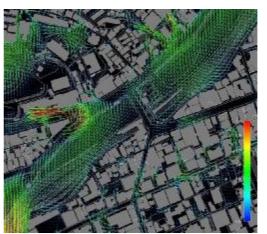


図8-1 風環境データベース(東京)の例 歩行者レベルの風速分布図

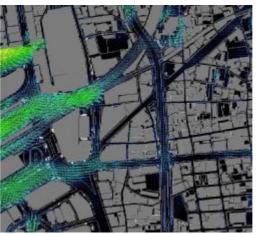


図8-2 風環境データベース(大阪)の例 歩行者レベルの風速分布図

②および③では広域的な観点から風下地域全体への配慮として、次のような観点から評価する。

- ・風下地域の風速の低下を招く要因は建築物による風に対する抵抗である。したがって、まずは、卓越風向に対する見付面積をできるだけ小さくすることで風速の低下を防ぐことが重要である。そこで、②では卓越風向に対する見付面積率を評価する。
- ・一方で、同じ見付面積であっても卓越風向に沿う向きの建築物の配置密度が粗であるならば、すなわち、 隣棟間隔が大きければ、建築物により低下した風速は敷地内である程度回復することになる。そこで③ では卓越風向に沿う向きの隣棟間隔から風速の回復への配慮を評価する。

②については、夏期の卓越風向に対する見付面積比により評価する。本来、隣接建築物の影響を考慮する必要があるが、ここでは、隣接地は空地と考えて評価する。

・卓越風向に対する建築物の見付面積比は、次式により求める。(図9参照)

<見付面積比>=Sb/(Ws×Hb)×100(%)

- ·基準高さHbは{(基準容積率/基準建蔽率)×階高}とする。
- ・階高は{建物高さ/階数}とする。
- ・卓越風向が敷地辺に直交しない場合には、できるだけ卓越風向に近い直交風向を卓越風向に置き換えて評価してもよい。
- ・複数棟の場合はすべての建物を考慮して見付面積を算出する。
- ・不整形敷地の場合は図10により最大敷地幅を定義する。

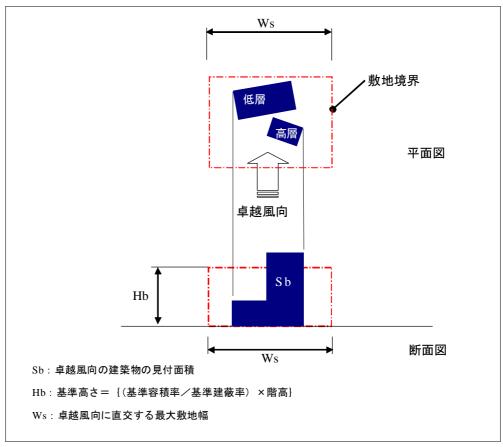


図9 卓越風向に対する建築物の見付面積比の算定方法

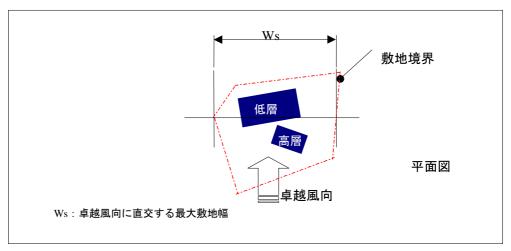


図10 不整形敷地の場合のWsの求め方

③については、建物後流域での風の回復を促進するため、夏期の卓越風に沿う方向について、建築物の高さ(H)に応じた敷地境界からの後退距離の比率である隣棟間隔指標Rwを評価する。

- ・基準高さHbの1/2以上の高さの建物について、卓越風向に沿う向きの隣棟間隔から風速の回復への配慮を評価する。
- ・基準高さHbは②と同様に{(基準容積率/基準建蔽率)×階高}とする。
- · <卓越風向に沿う方向の後退距離(W₁,W₂) > を評価する。
- ・卓越風向に沿う方向に対して最大敷地幅(Wa)となる敷地境界を決め、後退距離を評価する。
- ・隣棟間隔指標Rwは、以下の式により求める。

Rw=
$$(W_1+W_2)/H = \underbrace{W_1/H}_{\text{風上側の値}} + \underbrace{W_2/H}_{\text{風下側の値}}$$

- ・夏期の卓越風向が敷地辺に直交しない場合には、できるだけ卓越風向に近い直交風向を卓越風向に 置き換えて評価してよい。
- ·不整形敷地の場合は図12により最大敷地幅(Wa)等を定義する。
- ・セットバックがある場合の後退距離は図13, 図14により算出する。
- ・同一敷地内に複数棟がある場合の算定方法は、図15による。その際、高さに大きな差がある2棟が近接している場合の考え方は、図16による。
- ・複数棟かつ不整形敷地の場合は図17により最大敷地幅(Wa)等を定義する。

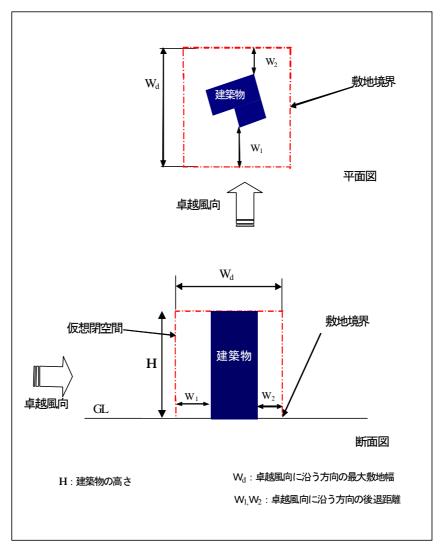


図11 敷地境界からの後退距離W₁,W₂および建物高さH

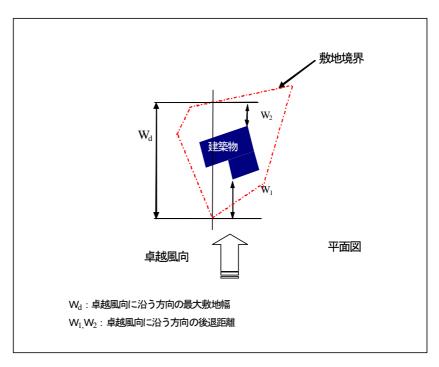
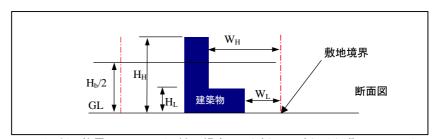
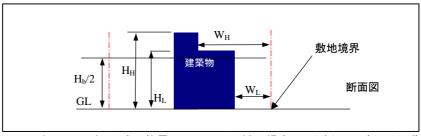


図12 不整形敷地の場合の最大敷地幅Wdおよび後退距離W1,W2の定義



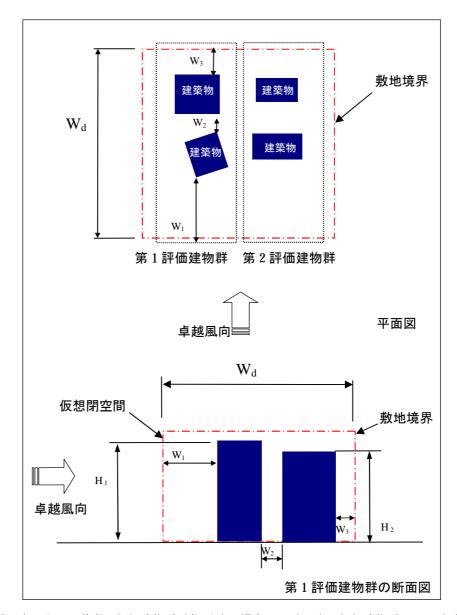
 $H_b/2$ より低い位置にセットバックがある場合、風上側・風下側によらず、セットバックしている側の値は W_H/H_H で評価する。

図13 セットバックしている建築物の場合のW/Hの評価方法1



 $H_b/2$ 、あるいはそれより高い位置にセットバックがある場合、風上側・風下側によらず、セットバックしている側の値は(W_H+W_L)/2 H_H で算出する。

図14 セットバックしている建築物の場合のW/Hの評価方法2

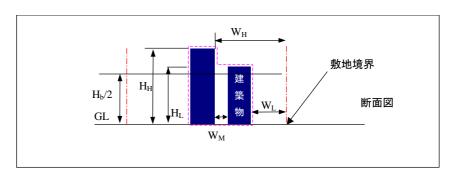


- ・卓越風向に沿って、複数の評価建物群が考えられる場合は、それぞれの評価建物群について評価する。
- ・敷地境界からの後退距離・隣棟間隔(W)は、最も狭い部分で評価するものとする。
- ·高さの異なる2棟の隣棟間隔に対する高さ(H)は、風上側の建物の高さとする。
- ・このとき、高さに大きな差がある2棟が近接している場合については、図16によることができる。
- ・セットバックがある場合は、図13、図14に準じて評価する。
- ・ひとつの評価建物群について隣棟間隔指標は以下で定義する。 (図15の第1評価建物群の例)

RW= $(W_1/H_1+W_2/H_1+W_3/H_2+\cdots+W_{N+1}/H_N)/N$ (ただし、NIは建物棟数)

・複数の評価建物群がある場合は、それぞれについてRwを求め、平均をとるものとする。

図15 同一敷地内に複数棟がある場合の評価方法



- ・H₆/2、あるいはそれより高い位置において、高さに大きな差がある2棟が近接している場合、2棟を一体としてセットバックした建物(図14参照)とみなすことができるものとする。
- ·ただし、 (H_H-H_L) > W_M を満たすことを条件とする。
- ・このとき、セットバックしている側の値は(W_H+W_L)/2 H_H で評価する。

図16 高さに大きな差がある2棟が近接している場合のW/Hの評価方法

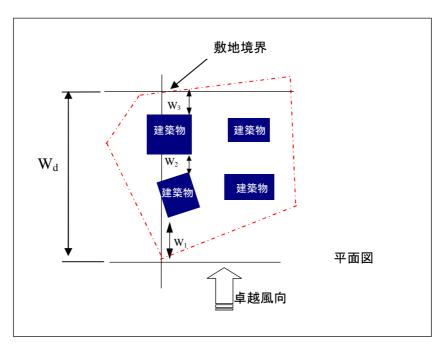


図17 複数棟かつ不整形敷地の場合の最大敷地幅Wdおよび後退距離の定義

3) 地表面被覆材に配慮し、敷地外への熱的な影響を低減する

地表面に、蒸発冷却効果が高い材料、または日射反射率が高い被覆材を選定し、熱的な影響を低減する取組みを評価する。ここでは、地表面の被覆において、蒸散効果が見込める被覆を行った場合と、日射反射率の高い材料にて被覆を行った場合について評価を行う。

・評価は地表面対策面積率にて評価を行う。指標とする地表面対策面積率は以下の式により求める。

<地表面対策面積率>

=<蒸散効果のある材料による被覆面積率>+<高反射対策を施した面積率>

・なお、「蒸散効果のある材料による被覆面積」、「高反射対策を施した面積」の求め方を以下に示す。

A. 蒸散効果のある材料による被覆面積率

地表面からの蒸発冷却効果を高めることにより、敷地外への熱的な影響を低減するという観点から、「蒸発冷却効果の高い被覆面積」で評価する。「蒸発冷却効果の高い被覆面積」には、芝生・草地、低木等、水面、中・高木、保水対策面を含み、これらの蒸発冷却効果を芝生面積に置き換えた合計値で評価する。

<蒸散効果のある材料による被覆面積率>

= <緑被率>+ <水被率>+ <中・高木の水平投影面積率>+ <保水性対策面積率>

- ・緑被率、水被率、中・高木の水平投影面積率、保水性対策面積率はそれぞれ以下の式で定義する。
 - <緑被率>=<緑地面積>/<全敷地面積>×100(%)
 - <水被率>=2.0×<水面面積>/<全敷地面積>×100(%) <中・高木の水平投影面積率>=3.0×<中・高木の水平投影面積>/<全敷地面積>×100(%)
 - <保水性対策面積率>=<保水性対策を施した面積>/<全敷地面積>×100(%)
- ・緑地面積、中・高木の水平投影面積の算定方法は、補助資料2.「樹冠面積、緑地面積の算定方法」による。
- ・保水性の高い被覆材料は、補助資料3.「保水性の高い材料」に示す材料または同等の材料とする。
- ・透水性建材による舗装面は、蒸発冷却効果はないものとし、「保水性対策を施した面積」に含まない。

B. 高反射対策を施した面積率

地表面に、日射反射率の高い被覆材を選定することで、域内に入射した日射を域外へと放出する効果を <高反射対策を施した面積率>として評価する。

<高反射対策を施した面積率>=<高反射対策を施した面積>/<全敷地面積>×100(%)

- ・地表面被覆材の日射反射率を高めることにより、敷地外への熱的な影響を低減するという観点で評価する。
- ・日射反射率の高い被覆材料は、補助資料4.「日射反射率の高い材料」に示すJPMS27に適する高反射率塗料、KRKS-001に適合する高反射率防水シートまたは同等の材料とする。
- ・歩道・車道・駐車場・広場などの人や車の立ち入ることが出来る空間(人の立ち入ることが出来る屋上も含む)に用いられる日射反射率の高い被覆材料は、人体等に対する反射日射の影響(熱、光)を考慮し、人の立ち入らない屋上・屋根などに用いられる被覆材料と比較して小さな反射率(おおむね25~35%程度)の被覆材料が用いられる。

本項目の評価は、<蒸散効果のある材料による被覆面積>と<高反射対策を施した面積>の両方の合計量にて評価を行う。

4) 建築外装材料等に配慮し、敷地外への熱的な影響を低減する

建築物の屋上および外壁に採用する材料等に配慮し、熱的な影響を低減する取組みを、屋上部、外壁部それぞれについて評価する。

- ①では、屋根面における緑化等蒸発冷却効果のある材料、高い反射率の材料を施した面積について評価する
- ・指標とする全屋根面積に対する屋根面対策面積率は、以下の式より求める。

<屋根面対策面積率>

- =<屋根面における蒸散効果のある材料による被覆面積率>+<屋根面高反射対策面積率>
- ・なお、「蒸散効果のある材料による被覆面積」、「高反射対策を施した面積」の求め方を以下に示す。

A. 屋根面における蒸散効果のある材料による被覆面積率

- ・屋根面の緑化により、敷地外への熱的な影響を低減するという観点で評価する。
- ・屋根面における蒸散効果のある材料による被覆面積率は、以下の式にて求める。
- ・屋根面の緑化面積、中・高木の水平投影面積の算定は、補助資料2.「樹冠面積、緑地面積の算定方法」による。

<屋根面における蒸散効果のある材料による被覆面積率> =<緑被率>+<水被率>+<中・高木の水平投影面積率>+<保水性対策面積率>

・屋根面における緑被率、水被率、中・高木の水平投影面積率、保水性対策面積率の定義は、3)と同じとする。(ただし、分母は全屋根面積とする)

B. 屋根高反射対策面積率

・屋根面に日射反射率の高い屋根材を使用することにより、敷地外への熱的な影響を低減するという 観点で評価する。

<屋根高反射対策面積率>=<高反射対策を施した面積>/<全屋根面積>×100(%)

- ・日射反射率の高い被覆材料は、補助資料4.「日射反射率の高い材料」に示すJPMS27に適する高反射率塗料、KRKS-001に適合する高反射率防水シートまたは同等の材料とする。
- ・高い長波放射率は、夜間の放射冷却を促し、夜間の冷房負荷削減にも効果がある。

②では外壁面に緑化や保水性建材等を施すことで、敷地外への熱的な影響を低減するという観点で評価する。

- ・全外壁(窓面積を含む)面積に対する比率とする。
- ・外壁面対策面積率は、Q3.3.2「敷地内温熱環境の向上」の評価する取組み「IV 2)外壁面の材料に配慮する」と同様に以下の式にて求める。外壁の緑被面積の算定は、補助資料2.「樹冠面積、緑地面積の算定方法」による。

<外壁面対策面積率>

=(<外壁緑被面積>+<保水性対策を施した面積>)/<全外壁面積>×100(%)

- 5) 建築設備から大気への排熱量を低減する
 - ①では、エネルギーの効率的利用により、建築設備から大気への排熱量を低減するという観点で評価する。効果のある主な対策や措置として、以下があげられる。
 - ·建築物の熱負荷抑制

日射遮蔽(中・高木、庇、ルーバー等)、断熱強化により冷房に伴う排熱を抑制

- ・設備システムの高効率化
 - 省エネルギー空調、照明、換気、昇降機設備の導入
- ・自然エネルギーの活用(敷地周辺が保有する自然エネルギーポテンシャルの活用) 自然通風による排熱の抑制、昼光利用による排熱の抑制
- ・未利用エネルギーの活用(敷地周辺が保有する都市排熱の活用) ごみ焼却場排熱の利用による排熱の抑制 海水、河川水、地下水等の利用
- ・高効率インフラの導入

地域冷暖房

本項目の評価では、上記の取組みを総合的に評価する「LR1 エネルギー」のスコア(評価結果)を参照するものとする。ここで、「LR1 エネルギー」のスコアが3.0以上4.0未満の場合は1ポイント、4.0以上4.5未満の場合は2ポイント、4.5以上の場合は3ポイントとする。

②では、空調用の屋外機などからの排熱を評価対象とし、温度上昇に直接影響する顕熱の大気への放出を削減するという観点から評価する。

- ・「標準的な工夫」とは、排気温度をできる限り低く抑える等の工夫を言う。(例:空調用屋外機の排気が 吸込側にショートサーキットしないような配置をしている)
- ・「全面的な工夫」とは、水噴霧、水冷化※1)などの手段を用いた排熱の潜熱化、河川水や下水などのヒートシンクの利用、排熱回収等によって、おおむね80%以上※2)の顕熱排熱の抑制や低下の取り組みをした場合を言う。
- ・住宅用途の場合は、3ポイントとする。
- ・複合用途の場合は、非住宅用途部分のポイントと住宅用途部分のポイント(3ポイント)から、延床面積比率を考慮して適切なポイントを設定する。
- ※1 例:吸収冷凍機、遠心冷凍機など
- ※2 空調排熱だけではなく、発電にともなう排熱等も考慮して比率を算定する。

Ⅲ効果の確認

- 6)シミュレーション等による温熱環境悪化改善の効果の確認
 - 各種対策の効果をシミュレーション等により確認している場合は評価する。確認手法のレベルに応じて評価する。
 - ①風向きに対する配置や形状の工夫を机上で検討(机上予測)し、敷地外への熱的な影響を十分低減できることを確認している場合は1ポイントとする。
 - ②敷地周辺の地形、建物、緑地等の現況と計画建物に対して、流体数値シミュレーション等を行って影響を予測し、敷地外への熱的な影響を十分低減できることを確認している場合は2ポイントとする。

以上の効果を第三者が確認できる資料や図面等を添付する。

2.3 地域インフラへの負荷抑制

2.3.1 雨水排水負荷低減

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

■ 適用条件

雨水流出抑制に関する行政指導がない地域の場合、対象外とする。

用途	事·学·物·戭·虽·囯·病·৸·但	
	行政指導がある場合	行政指導がない場合
レベル1	(該当するレベルなし)	
レベル2	(該当するレベルなし)	
レベル3	指導された規模の流出抑制対策を実施している。	評価対象外
レベル4	指導された規模を満たしており、かつそれ以上の雨水処理 対策を実施している。	
レベル5	(該当するレベルなし)	

□解 説

本項目では雨水流出を抑制する性能を評価することを目的に、地下浸透対策と一時貯留対策を評価対象とする。流出抑制対策については地域の市街化の状況、河川や公共下水道等の状況に応じ、地方公共団体より対策量及び対策方法に関する行政指導が定められており、評価はその指導規模に従うものとする。なお行政指導がない地域については評価対象外とする。

雨水流出抑制対策の行政指導がある地域の場合、指導される対策量を満たす程度をレベル3とし、指導対策量を満たし、さらにそれ以上の対策を実施している場合にはレベル4と評価する。(雨水浸透などを任意に実施している場合)

2.3.2 汚水処理負荷抑制



用途	事·営·魩·儉·エ·病·ホ·住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	水質汚濁防止法あるいは下水道法、または地方公共団体等で定める排出基準のうち 厳しい基準を満たしている。
レベル4	排出基準を満たした上でそれ以上の特別な工夫を実施し、汚水処理負荷を高く抑制 している。
レベル5	(該当するレベルなし)

注)排出基準は、水質汚濁防止法適用施設については、水質汚濁防止法または各都道府県の定める排出基準のうち厳しい数値を基準として採用する。下水道法適用施設については、下水道法または各都道府県の定める排出基準のうち厳しい数値を基準として採用する。

□解 説

水質汚濁防止法あるいは下水道法、または地方公共団体等で定める排出基準を満たしている場合はレベル3とする。排水基準を満たした上で、特別な工夫や目標を掲げて、より高度に取り組んでいる場合はレベル4とする。

■参考1) 下水道法で定める公共下水道への排出基準

1.除外施設の設置等に関する条例の基準

下記範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一「記載四月の水質の十分にことでためるのとする。		
項目	条例で定める基準値の範囲	
温度	45℃以上であるもの	
рН	5以下または9以上であるもの	
n-ヘキサン抽出物質		
鉱油類	5mg/リットルを超えるもの	
動植物油脂類	30mg/リットルを超えるもの	
よう素消費量	220mg/リットル以上であるもの	

2.特定事業場からの下水の排除の制限に係わる水質基準

項目		基準値
カドミウム	0.1	mg/リットル以下
シアン	1	mg/リットル以下
有機リン	1	mg/リットル以下
鉛	0.1	mg/リットル以下
六価クロム	0.5	mg/リットル以下
ヒ素	0.1	mg/リットル以下
総水銀	0.005	mg/リットル以下
アルキル水銀	検出されな	いこと
PCB	0.003	mg/リットル以下
トリクロロエチレン	0.3	mg/リットル以下
テトラクロロエチレン	0.1	mg/リットル以下
ジクロロメタン	0.2	mg/リットル以下
四塩化炭素	0.02	mg/リットル以下
1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/リットル以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2	mg/リットル以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/リットル以下
1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/リットル以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/リットル以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/リットル以下
チウラム	0.06	mg/リットル以下
シマジン	0.03	mg/リットル以下
チオベンカルブ	0.2	mg/リットル以下
ベンゼン	0.1	mg/リットル以下
セレン	0.1	mg/リットル以下
フェノール類	5	mg/リットル以下
銅	3	mg/リットル以下
亜鉛	5	mg/リットル以下
溶解性鉄	10	mg/リットル以下
溶解性マンガン	10	mg/リットル以下
クロム	2	mg/リットル以下
ふっ素(海域以外)	8	mg/リットル以下
(海域)	15	mg/リットル以下
ほう素(海域以外)	10	mg/リットル以下
(海域)	230	mg/リットル以下
ダイオキシン類	10	pg-TEQ/リットル以下

3.特定事業場からの下水の排除の制限に係わる水質基準を定める条例の基準 下記項目については条例により基準を設定する。その基準は下記の値より緩いものとする。

項目	条例で定める基準値の範囲	条例で定める基準値の範囲
PH BOD SS n-ヘキサン抽出物質 鉱油類 動植物油脂類	5 を越え 9 未満 600mg/リットル未満 600mg/リットル未満 5mg/リットル以下 30mg/リットル以下	
アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	380mg/リットル未満	条例で当該下水道からの放流水について排水基準が定められている場合はその排水基準値の3.8倍とする。
窒素リン	240mg/リットル未満 32mg/リットル未満	条例で当該下水道からの放流水に ついて排水基準が定められている場 合はその排水基準値の2倍とする。

下水道法施行令(昭和34年4月22日政令第147号、最終改正:平成14年2月8日政令第27号)

2.3.3 交通負荷抑制

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·營·慟·儉·岳·工·病·ホ·伯
レベル1	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 0 ポイント
レベル2	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 1 ポイント
レベル3	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 2 ポイント
レベル4	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 3 ポイント
レベル5	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 4 ポイント以上

評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
I 自転車の利用(代替交通手段の利用)に関する取組み	1)建物利用者のための適切な量の自転車置場(バイク置場を含む)の確保、駐輪場利用者の利便性への配慮(出し入れし易さ、利用し易い位置にあるなど)	1
	2)その他(記述)	1
Ⅱ 駐車場の確保に 関する取組み	1)適切な量の駐車スペースの確保(周辺道路に渋滞や路上駐車などを発生させないための措置として)	1
	2)管理用車両や荷捌き用車両の駐車施設の確保	1
	3)駐車場の導入路(出入り口など)の位置や形状・数への配慮(周辺道路の渋滞緩和に資するもの)	1
	4)その他(記述)	1

□解 説

建物の運用時に発生する自動車利用による交通負荷(渋滞の発生など)を抑制するための取組み内容について評価する。

- I 自転車の利用(代替交通手段の利用)に関する取組み
- 1)では、建物利用者による自動車利用を抑制するための手段として、自転車利用を推進する対策について評価する。
- 2)では、自転車の他、循環バスルートの新設などの取組みを評価する。

【取組み例】

○オフィス街における自転車ステーションの例 駐輪スペース、シャワー、ロッカーを提供し、自転車 通勤者を支援するサービスを提供する施設。



(協力 ファンライドステーション+ランステ)

- Ⅱ 駐車場の確保に関する取組み
- 1)では、建物利用者が利用する自動車を敷地外に路上駐車させないよう、適切な駐車スペースを確保することを評価する。
- 2)では、建物運用に関わる管理用車両やサービス車両(維持管理・メンテナンスサービス車両、搬入・搬出車、宅配車、ごみ収集車等)を、サービス時に敷地外に駐停車させないよう、適切な駐停車スペースを確保することを評価する。
- 3)では、建物駐車場の出入りを円滑にし、出入り口付近で自動車が渋滞にならないようにする取組みを評価する。

2.3.4 廃棄物処理負荷抑制

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·学·物·飲·会·工·病·뮸·住
レベル1	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 1 ポイント以下
レベル2	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 2 ポイント
レベル3	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 3 ポイント
レベル4	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 4 ポイント
レベル5	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 5 ポイント以上

評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
I ゴミの種類や量の推計	1)ゴミ処理負荷低減対策の計画のために、敷地内(室内・室外)から日常的に発生するゴミの種類や量を推計している場合。	1
Ⅱ 分別回収を推進するため の空間整備や設備の設置	2)室内および室外にゴミの多種分別回収が可能なストックスペースを計画している場合	1
	3)室内や室外にゴミの分別回収容器・ボックスの設置を計画している場合	1
	4)有価物の計画的な回収を計画している場合(集団回収など)	1
III ゴミの減容化・減量化、あるいは堆肥化するための設備の設置	5)生ゴミの減容化・減量化、堆肥化対策を計画している場合(ディスポーザー、生ゴミの自家処理・コンポスト化、バイオマス利用など)	1
	6)ビン・缶類などの減容化・減量化対策を計画している場合	1

□解 説

建物運用時における廃棄物の発生抑制、分別措置、減容・減量化の取組みについて評価する。

Iゴミの種類や量の計測

1)建物内から排出されるごみの発生量を抑制するためには、実際の排出状況を把握・管理することが重要である。日常的に発生するゴミの種類や量について調査・把握している場合に評価する。

Ⅱ分別回収を推進するための空間整備や設備の設置

2)建物内では様々な種類と量のゴミが発生する。2)ではそれらを適切に分別・ストックするために十分な広さのスペースが確保されている場合、3)では分別・ストックするための容器やボックス、ラックなどの設備が整っている場合、4)では分別以上、有価物について定期的な回収を計画している場合に評価する。

Ⅲゴミの減容化・減量化、あるいは堆肥化するための設備の設置

- 5)建物の運用時に発生する生ゴミについて、ディスポーザーや生ゴミ処理機などにより減容化・減量化、あるいは堆肥化、バイオマス利用などの設備を計画している場合に評価する。
- 6)生ゴミ以外のカンやビン、その他を減容化・減量化する設備を計画している場合に評価する。

3. 周辺環境への配慮

3.1 騒音・振動・悪臭の防止

3.1.1 騒音

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

□ 適用条件

騒音規制法の規制対象となる特定施設を含む建物、及び大規模小売店舗立地法の規制対象となる建物を対象とする。これらに当てはまらない場合はレベル3とする。

用途	事·学·魩·斂·岳·工·婤·州·佳
レベル1	騒音規制法または大規模小売店舗立地法に定める現行の規制基準 ^{注1)} を上回っている
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	騒音規制法または大規模小売店舗立地法に定める現行の規制基準 ^{注1)} 以下に抑えられている
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	騒音規制法または大規模小売店舗立地法に定める現行の規制基準 ^{注1)} より大幅 ^{注2)} に 抑えられている

注1)規制基準は現行の値とし、現行基準以前に設置された施設についても現行の基準で評価する(昼間、朝·夕、夜間とも)。

注2)レベル5は、[現行の基準値-10dB]以下に抑えられている場合とする(昼間、朝・夕、夜間とも)。

□解 説

本項目の評価対象は、騒音規制法の規制対象となる特定施設を含む建物(■参考2)参照)及び大規模小売店舗立地法の規制対象となる建物とし、それ以外の建物については、一律レベル3を適用する。ただし上記以外の建物において、より積極的な取組みを実施している場合についてはそのレベルに応じ評価することができる。CASBEE-新築(簡易版)においては、設計時の仕様で評価する。ただし、騒音規制法や大規模小売店舗立地法で定める計測期間(昼間(am8時~pm7時)、朝・夕(am6時~am8時、pm7時~pm10時)、夜間(pm10時~翌朝6時))のいずれの時間においても、基準を満たしていることが評価条件となる。

レベル5と評価する場合は、現行の規制基準よりも騒音が大幅に抑えられていることを、第三者が確認できるような資料を添付する。

■参考1) 騒音規制法における基準値

地域区分・基準値については、都道府県知事が定めるものに従うものとする。以下に東京都環境確保条例における工場・指定作業場に係る騒音の規制基準をレベル3とした場合を例示する。

①第1種区域(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、AA地域等) 良好な住宅の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

	昼間	朝·夕	夜間
レベル1	レベル3を 満たさない	レベル3を 満たさない	レベル3を 満たさない
レベル2			
レベル3	45dB 以下	40dB 以下	40dB 以下
レベル4			
レベル5	35dB 以下	30dB 以下	30dB 以下

②第2種区域(第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域等)

住宅の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

	昼間	朝·夕	夜間
レベル1	レベル3を 満たさない	レベル3を 満たさない	レベル3を 満たさない
レベル2			
レベル3	50dB 以下	45dB 以下	45dB 以下
レベル4			
レベル5	40dB 以下	35dB 以下	35dB 以下

③第3種区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域 等)

住宅の用に合わせて商業、工業等の用に供される区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

		"	
	昼間	朝·夕	夜間
レベル1	レベル3を	レベル3を	レベル3を
D: 1701	満たさない	満たさない	満たさない
レベル2			
レベル3	60dB 以下	55dB 以下	50dB 以下
レベル4			
レベル5	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下

④第4種区域(工業地域 等)

その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

	昼間	朝·夕	夜間
レベル1	レベル3を 満たさない	レベル3を 満たさない	レベル3を 満たさない
レベル2			
レベル3	70dB 以下	60dB 以下	55dB 以下
レベル4			
レベル5	60dB 以下	50dB 以下	45dB 以下

■参考2) 騒音規制法の規制対象施設

本項目における定量評価の実施対象となる騒音規制法の特定施設を以下に示す。

- 1 金属加工機械
- イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw 以上のものに限る。)
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限る。)
- ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294kN 以上のものに限る。)
- へ せん断機(原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限る。)
- ト 鍛造機
- チ ワイヤーフォーミングマシン
- リ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
- ヌ タンブラー
- ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
- 2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
- 3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
- 4 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 5 建設用資材製造機械
- イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)
- ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg 以上のものに限る。)
- 6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
- 7 木材加工機械
- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。)
- ハ 砕木機
- ニ 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kw 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25 kw 以上のものに限る。)
- ホ 丸の二盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kw 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25 kw 以上のものに限る。)
- へ かんな盤(原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。)
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳造造型機(ジョルト式のものに限る。)

■参考3) 騒音防止対策の例

	■参考3) 楓目切止対束の例 内容 防音効果						防音効果								
	音	音の発生原因を取り除くこと	変化の防止直接的圧力	渦の発生、流れの発生、爆発等を防止する		経験、実験等により推定									
	対策	歯を	44	加振力の低減		打撃、衝突、摩擦、不平衡力を除く。釣り合わせる	//								
	音源対策技術	取り除	取り除	取り除	取り除	物体の振動低減	振動	 协絶縁	振動伝達率が1以下になるように物体と振動体の間に防振 装置を設置する	"					
	ا ا		動低減	制振処理		損失係数が5%以上になるように制振材料を塗布または貼り付ける。 制振鋼板を使用する	通常10dB程度 経験により推定								
		発		吸音処理		音の当たる所に必要吸音率を持つ吸音材料を貼る	設計により決める								
		生した音	音の伝搬低減		密閉型	必要透過損失を持つ材料で音源を囲む(カバー、フード、建 屋)	"								
物理的手段		搬低減		進音	部分的	減音量より10dB以上大きい透過損失を持つ障壁を立てる (塀、建物)	# 25dBが限度								
手段		を低減	を		開口型	必要透過損失を持つ消音機を音の通路に付ける	設計により決める								
+X			距離減衰		問題点から音源をできるだけ離す	0~6dB倍距離									
		راحر اھ		指向性による 減衰		音が強く放射される方向を問題点に向けない	通常10dB程度								
										音の伝搬に影響		気の吸収に 減衰	長距離、高周波音の場合に有効	0.6dB/100m (1kHz) 5dB/100m (8kHz)程度	
			響する理		響する現	響する現	響する現	響する現	音の伝搬に影響する現象の利用	書 す る 現	音 する 現	気温 減氢	温・風による	風下に音源を設置する	風速、気温分布 により異なる
								地表面の吸収による減衰		吸音性の地面にする	30cmの草で 0.7dB/10m(1kH z)程度				
				樹 z 衰	大による減	並木程度では効果がない	葉の密度の大き い木で 10dB/50m程度								
感覚的手段名	感 覚 的 手 段 名		音を出して気になる音を隠す 騒音レベルの低い音に有効												
心理的手段	放車 あいさつ、補償等 被害者、加害者の状況、心		言者、加害者	の状況、心理を考えて対処する											

■文献 55)

3.1.2 振動

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

▲ 適用条件

振動規制法に定める特定施設(参考2)を含む建物を対象とする。これらに当てはまらない場合は対象外とする。

用途	事·学·쏈·劔·云·病·ন·但
レベル1	振動規制法に定める現行の規制基準 ^{注1)} を上回っている
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	振動規制法に定める現行の規制基準 ^{注1)} 以下に抑えられている
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	振動規制法に定める現行の規制基準 ^{注1)} より大幅 ^{注2)} に抑えられている

注1)規制基準は現行の値とし、現行基準以前に設置された施設についても現行の基準で評価する(昼間、 夜間とも)。

注2)レベル5は、(現行の基準値-5dB)以下に抑えられている場合とする(昼間、夜間とも)。

□解 説

ここでは建物及び敷地内から発生する振動が隣地や周辺地域に与える影響について評価する。 本項目での評価対象は、振動規制法に定める特定施設(参考2)参照)を持つ建物とし、<u>それ以外の建物</u>については評価対象外とする。

CASBEE-新築(簡易版)においては、設計時の仕様で評価して良い。ただし、振動規制法や大規模小売店舗立地法で定める計測期間(昼間(am8時~pm7時)、朝・夕(am6時~am8時、pm7時~pm10時)、夜間(pm10時~翌朝6時))のいずれの時間においても、基準を満たしていることが評価条件となる。

レベル5で評価する場合は、現行の規制基準よりも振動が大幅に抑えられていることを、第三者が確認できるような資料を添付する。

■参考1) 振動規制法における基準値

以下に振動規制法における地域ごとの基準値を示す。各々の地域区分については、都道府県知事が定めるものに従う。以下に東京都環境確保条例における工場・指定作業場に係る振動の規制基準をレベル3とした場合を例示する。

①第1種区域(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、無指定地域)

- ・良好な住宅の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ・住宅の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

	昼間	夜間	
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない	
レベル2			
レベル3	60dB 以下	55dB 以下	
レベル4			
レベル5	55dB 以下	50dB 以下	

②第2種区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等)

- ・住宅、商業、工業等の用に供される区域
- ・主として工業等の用に供される地域で、住民の生活環境保全区域

	昼間	夜間	
レベル1	レベル3を満たさない レベル3を満た		
レベル2			
レベル3	65dB 以下	60dB 以下	
レベル4			
レベル5	60dB 以下	55dB 以下	

■参考2) 振動規制法に定める特定施設

- 1 金属加工機械
- イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- ロ 機械プレス
- ハ せん断機(原動機の定格出力が1kw 以上のものに限る。)
- 二 鍛造機
- ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kw 以上のものに限る。)
- 2 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
- 3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
- 4 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kw 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
- 6 木材加工機械
- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kw 以上のものに限る。)
- 7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kw 以上のものに限る。)
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw 以上のものに限る。)
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳造造型機(ジョルト式のものに限る。)

3.1.3 悪臭

事·学·物·飲·会·工·病·木·住

適用条件

悪臭防止法に定める規制地域内で特定悪臭物質の取り扱いをする建物を対象とする。これらの取り扱いがない場合には対象外とする。

用途	事·学·囫·囡·会·工·嬴·뮸·侄
レベル1	悪臭防止法に定める現行の特定悪臭物質の濃度の許容限度及び臭気指数の許容 限度を下回るレベルである
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	悪臭防止法に定める特定悪臭物質の濃度の許容限度及び臭気指数の許容限度を 満たしている
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	(該当するレベルなし)

□解 説

本項目では悪臭防止法に定める許容限度の値を満たしているかについて評価する。

CASBEE-新築(簡易版)では、設計仕様について十分に悪臭防止法の基準値をクリアできる性能を有しているかについて評価する。採点基準は、悪臭の規制値以下の場合の閾値を設定することが困難なため、当面はレベル1とレベル3の2段階評価とする。

本項目での評価対象は、悪臭防止法の規制地域にある建物で、特定悪臭物質の取り扱いのある建物であり、それ以外の建物については、評価対象外とする。

■参考1) 悪臭防止法の規制基準

規制基準は、「悪臭防止法施行規則」第2条別表第1ほかで定めているが、都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに規制基準を定めることとしている。評価に際しては各地域の基準値に従うこと。

	b.,		煙突等気体排出口			排	
敷地境界線		排	排出口実高さ 15m 未満		排出口実高さ 15m 以上		
	境	排出口口径	排出口口径	排出口口径	排出口実高さが	排出口実高さが	排 出 水
	線	0.6m 未満	0.6m 以上	0.9m 以上	周辺最大建物の	周辺最大建物の	小
			0.9m 未満		2.5 倍未満	2.5 倍以上	
第一種区域	臭 気 指 数 10	臭気指数31	臭気指数25	臭気指数22	qt=275×H02	qt=357/Fmax	臭 気 指 数 26
第二種区域	臭気指数 12	臭気指数33	臭気指数27	臭気指数24	qt=436xH02	qt=566/Fmax	臭気指数 28
第三種区域	臭 気 指 数 13	臭気指数35	臭気指数30	臭気指数27	qt=549×H02	qt=712/Fmax	臭気指数 29

平成14年7月1日施行

注)

1) 臭気指数とは、臭気濃度(臭気のある空気を臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいい、三点比較式臭袋法により求める)の常用対数に10を乗じた数値である。(臭気指数=10×log臭

気濃度)

- 2)qtは、排出ガスの臭気排出強度(単位 m^3N/min)を表す。
 - qt=(臭気濃度)x(乾き排出ガス量)
- 3) H₀は、排出口の実高さ(単位 m)を表す。
- 4)Fmaxは、単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値(単位sec/m³N)で、悪臭防止法施行規則第6条の2第1号に規定する方法により算出された値を示す。
- 5)周辺最大建物は、対象となる事業所の敷地内で排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内に存在するもののうち、高さが最大のものをいう。

3.2 風害・砂塵・日照阻害の抑制

3.2.1 風害の抑制

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

適用条件

法規や行政指導による義務付けや近隣の要請等がない場合で、特に何も対策を行っていないものは、レベル3とする。

用途	事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住
レベル1	強風域の発生などについての事前調査や ^{※1} や風害抑制対策 ^{※2} を行っていない。
レベル2	事前調査や低減・回避対策等は行っているが、評価を行っていない。又は机上予測 ^{※3} に基づいて風力階級による評価を行っているが、一部悪化している、又は立地に対応する風環境のランクを下回る測定点がある。
レベル3	事前調査や予防計画や低減・回避対策等 ^{*4} は行っている。そして机上予測 ^{*3} に基づいて風力階級による評価を行い、結果として悪化していない。又は風環境評価指標によるランク評価 ^{*5} を行い、結果として立地に対応する風環境のランクを確保している。
レベル4	事前調査や予防計画や低減・回避対策を行っており、風環境評価指標によるランク評価 *5を行っている。その結果、一部に立地に対応する風環境のランクより上のランクがある。
レベル5	事前調査や予防計画や低減・回避対策を行っており、風環境評価指標によるランク評価※5を行っている。その結果、立地に対応する風環境のランクより上のランクにある。

- ※1 事前調査:参考1を参照。
- ※2 風害抑制対策:参考1を参照。
- ※3 机上予測:参考2参照。
- ※4 予防計画や低減・回避対策:参考1を参照。
- ※5 風環境評価指標によるランク評価:参考3を参照。

口解 説

本項目では、風害を抑制する対策について評価を行う。評価に際しては、対策の内容を第三者が確認できるよう、下記の書類を添付すること。

[添付書類]

- ・事前調査による風向、風速、卓越風などの風環境データ
- ・机上予測に基づいた風力階級による評価の資料
- ・風環境評価指標によるランク評価の資料

風害抑制のプロセスは、参考1に示すように、一般的に事前調査、風害抑制対策、風害の評価の順に行われるが、ここでは、事前調査の有無、建築の配置・形状による予防計画の有無、植栽、防風フェンス等による低減・回避対策の有無、評価の有無と精度、強風による影響の程度の結果(風力階級、又は風環境評価指標によるランク)を評価する。

■参考1)風害抑制のプロセス

項目	内容
I 事前調査	風害の発生を予測するため、風向、風速、卓越風などの風環境を把握する。通常、
	近くの気象データや地域気象観測データ(アメダスデータ)等の既存データを用い
	る。更に精度を上げるためには、現地測定を行ったり、広域気象データや地形データ
	に基づいた広域大気環境予測システムを用いる。
Ⅱ 風害抑制対策	
	建物の配置・形状による予防計画とは、設計の初期段階に、事前に計画的に
	風害の発生を防止するために、敷地の風向・風速等に対して建物の配置の仕方
	や形状のあり方を様々な代替案でプロセスを追って検討して、大まかな評価を行
	う計画である。未然に風害を予防でき、風害抑制の発生源対策になるので、大
	変重要である。
	2)植栽・防風フェンス等による低減・回避対策
	建物により発生した風害を植栽・防風フェンス・庇・アーケード等により低減した
	り回避したりする対策である。
	1)2)の検討のための予測・評価には、机上予測や流体数値シミュレーション、風洞
	実験等の予測手法、そして風力階級による評価、風環境評価指標による評価等の
	評価手法を用いる。
Ⅲ 風害の評価	1)風力階級による評価
	風力階級による評価では、通常その土地の主要風向について強風の影響の程
	度を評価するもので、風環境評価指標による評価に比べて精度は劣る。風力階
	級表は、気象庁ビューフォート風力階級表を使う。
	2)風環境評価指標によるランクの評価
	風環境評価指標による評価では、16風向について強風による影響の程度を予
	測し、強風の出現率を解析するための風力階級による評価に比べて精度が優れ
	ర ం
	風環境評価指標には以下のものがある。
	・村上らによる風環境評価指標に基づく評価尺度
	・風工学研究所による評価尺度
	風環境評価指標による評価を行う為には、敷地周辺の地形、建物、緑地等の
	現況と計画建物に対して、流動数値シミュレーションや風洞実験等を行って評価
	を予測することが必要となる。

■参考2)机上予測の方法

- 1.気象の状況の把握
 - ①風向別・風力階級別出現頻度の算出

風向ごとの年間の出現頻度を求め、当該地における卓越風などの特性を把握する。

②風向別・年平均風速の算出

当該地における風向ごとに平均風速を求め、どの程度の風が吹いているかを把握する。

- 2.予測風向の選定
 - ①予測風向の決定

風向出現頻度上位の風向の抽出(ビル風の影響頻度が高くなる風向を選定)

- 3.予測
 - ①基本模型実験データの中から計画する建物形状にあったデータを選択
 - ②予測風向別に増風領域図を作成

4.評価

(机上予測を用いた評価は、ある場所で風速の変化がどの程度なのかを判断するものであり、絶対的な評価を行うものではないことに注意。)

①予測結果を下表に整理する

	建設前		建設後		
予測風向	風速地上10m 高さに換算(a)	ビューフォート風 力階級	増加率(b)	風速 (a)×(b)	ビューフォート 風力階級
北(例)	1.2の風速		1.3(例)		
北北西(例)					
南(例)					

②建設前後の風力階級を比較し評価する

なお、ここで建設前後の風速増加率1.1~1.2は概ね同じビューフォート風力階級内での変化と考えられることから、増加率1.3以上を対象に評価を行う。また、ペンワーデンによれば風力階級5を「陸上における許容限度」としていることから、年最大風速でこの風力階級を超えないことが必須となる。

■参考3)風環境評価指標によるランク評価

風環境評価指標にランク評価は、事前調査により風向、風速、出現頻度等を調べ、以下に示す「村上らによる風環境環境評価指標に基づく評価尺度」か「風工学研究所による評価尺度」のいずれかを用いて、計画による風の影響の有無を判断するもの。いずれも立地に応じた、風速と出現頻度の関係が定められており、「村上らによる風環境環境評価指標に基づく評価尺度」ではランク1~ランク外、「風工学研究所による評価尺度」では領域A~領域Dと分類されている。

評価対象の立地に応じた分類(ランク・領域)を確認した上で、風速や出現頻度が、どの分類(ランク・領域)に該当するか確認し、その結果で評価する。立地に応じた分類(ランク・領域)を下回る、つまり風速の大きい悪化した環境にある場合は、下回るとしてレベル2、分類(ランク・領域)が同じだった場合はレベル3、分類(ランク・領域)が上回る、つまり風速が小さくなる良好な環境にある場合は、レベル4、レベル5として評価する。

1.村上らによる風環境評価指標に基づく評価尺度

空間の使用目的に応じて、風の影響を受けやすい順番にランク1~3の分類を行い、評価する強風のレベルとしては10 m/sec、15 m/sec 及び 20 m/secの日最大瞬間風速を用い、各々の組み合わせに対して許容される風速の超過確率を与えている。(下表参照)

例えば、ランク2の用途に相当する住宅街では、日最大瞬間風速が 10 m/sec を超える頻度が22%(年間約80日)以下であれば許容されることになる。しかし、日最大瞬間風速10 m/sec の頻度が22%以下であっても、、15 m/sec 以上の風速が3.6%(年間約13日)以上であれば許容されないことを意味する。つまり、それぞれのランクについて3つの許容頻度があり、その1つでも満足しなければそのランクとしては相応しくないことになる。

風速の発生頻度(超過確率)はワイブル分布の式を用いて求めることができるが、この場合ワイブル係数は平均風速ではなく、日最大瞬間風速に基づくものである。日最大瞬間風速が得られていない場合には、ガストファクター(突風率)を用いて日最大瞬間風速に換算して評価尺度にすることができるが、その場合は日最大瞬間風速に基づいたワイブル係数を用いて、超過確率を求めることになる。またガストファクターは建設地点の周辺の状況、つまり市街地か高層建物の近くかなどにより、1.5から3.0の値を採用する。通常の市街地では2.0から2.5の値を用いることが多い。

詳細については、「新ビル風の知識」風工学研究所編 鹿島出版会を参照のこと。

			評価する強風のレベルと許容される超過頻度		
		対応する空間用途 の例	日最大瞬間風速(m/秒)		
強風に	こよる影響の程度		10	15	20
			日最大平均風速(m/秒)		
			10/G.F.	15/G.F.	20/G.F.
=>./54	最も影響を受け	住宅地の商店街	10%	0.9%	0.08%
ランク1	やすい用途の場所	野外レストラン	(37日)	(3日)	(0.3日)
ランク2	影響を受けやすい	住宅地	22%	3.6%	0.6%
72.72	用途の場所	公園	(80日)	(13日)	(2日)
ランク3	比較的影響を受け	古 交 正 仕	35%	7%	1.5%
	にくい用途の場所	事務所街	(128日)	(26日)	(5日)
ランク外	ンク外 ランク3を超える風環境			_	

(出典:「新ビル風の知識」風工学研究所編 鹿島出版会)

■文献 56)

(注1)日最大瞬間風速:評価時間2~3秒。日最大平均風速:10分平均風速。

ここで示す風速値は地上1.5mで定義。

(注2)日最大瞬間風速

10m/s:ゴミが舞い上がる。干し物が飛ぶ。

15m/s: 立看板、自転車等が倒れる。歩行困難。

20m/s: 風に吹き飛ばされそうになる等の現象が確実に発生する。 (注3)G.F.:ガストファクター(突風率)(地上1.5m、評価時間2~3秒)

密集した市街地 2.5~3.0(乱れは強いが、平均風速はそれほど高くない)

通常の市街地 2.0~2.5

特に風速の大きい場所 1.5~2.0(高層ビル近傍の増風域など)

(注4)本表の読み方

例:ランク1の用途では、日最大瞬間風速が10m/sを超過する頻度が10%(年間約37日)以下であれば許容される。

2. 風工学研究所による評価尺度

すべての風速に対して累積頻度を計算せずに、累積頻度55%及び95%での風速を求め、その風速により風環境を評価する方法。

それぞれの領域に対し、指標となる風速を下表の通りに定める。ここで累積頻度55%の風速はそれぞれの風環境での平均的な風速に、累積頻度95%の風速は日最大風速の年間のほぼ平均値(週一度程度吹く比較的早い風速)に相当するとみなせる。この評価方法の場合は、いずれか一方の評価指標風速を満足しない場合、次の領域に分類される。つまり、もし累積頻度55%の風速が1.7m/secで、累積頻度95%の風速が4.5m/secであるとすると、その場所の風環境は領域Cの風環境であると評価される。

累積頻度とは、ある風速の発生頻度をその風速未満の発生頻度に加え合わせて、その風速での頻度として表したもの。

評価高さ: 地上5m

		累積頻度55%の風速	累積頻度95%の風速
領域A	住宅地相当	≦1.2m/s	≦2.9m/s
領域B	低中層市街地相当	≦1.8m/s	≦4.3m/s
領域C	中高層市街地相当	≦2.3m/s	≦5.6m/s
領域D	強風地域相当	>2.3m/s	>5.6m/s

(注) 領域A: 住宅地で見られる風環境

領域B: 領域Aと領域Cの中間的な街区で見られる風環境

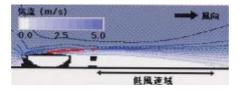
領域C: オフィス街で見られる風環境

領域D: 好ましくない風環境

■文献 56)

■参考4) 地域の風向・風速等の状況に関する事前調査の実施 <さいたまスーパーアリーナ>

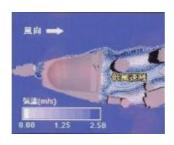
広域大気シミュレーションの結果に基づき、冬期卓越する北よりの風への対策として、施設の大屋根形状および平面形状を決定し、風下に位置するケヤキ広場を強風から守っている。また、夏期には南よりの海風をアリーナ正面の開口から積極的に導入し、施設北側の開口より排気することにより、効率的な建物内自然通風を確保するとともに、地域全体として風通しの良い街並みを担保している。

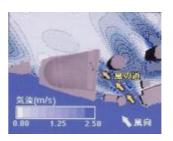




冬期卓越風の風況解析結果(断面)

夏期卓越風の風況解析結果(断面)





冬期卓越風の風況解析結果(平面)

夏期卓越風の風況解析結果(平面)

さいたまスーパーアリーナ

設計:MAS·2000共同設計室(代表:日建設計)

協力: Ellerbe Becket, Flack+Kurtz Consulting Engineers 技術協力: 大成建設 (資料提供)大成建設

■文献 56)、57)

3.2.2 砂塵の抑制

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

▲ 適用条件

一校庭を有する小学校・中学校・高等学校を対象とする。ただし、これら学校のうち、敷地の周辺に住宅や建物が存在せず、砂塵の影響を与える生活環境がない場合は、レベル3とする。

用途	学(小中高)
レベル1	(評価ポイント 0)
レベル2	校庭からの砂塵に対する取組みが十分ではない。(評価ポイント 1)
レベル3	校庭からの砂塵に対して、標準的な取組みが行われている。(評価ポイント2)
レベル4	校庭からの砂塵に対して、標準以上の取組みが行われている。(評価ポイント3)
レベル5	校庭からの砂塵に対して、充実した取組みが行われている。(評価ポイント4以上)

評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
I 校庭からの砂塵 の飛散を抑制す	1)校庭の周囲に防砂林や防砂ネットを整備し、砂塵の飛散を抑制している。	1
る取組み	2)校庭の周囲を建物で囲い、砂塵の発生や飛散を抑制している。	2
II 校庭を砂塵が 発生しない仕上 げとする。	1)校庭にスプリンクラーを設置し、砂塵の発生を抑制している。	1
	2)校庭を砂塵が発生しにくい舗装としている。	2
	3)校庭を砂塵が発生しない舗装または芝生としている。	4

□解 説

本項目は、校庭を有する小学校・中学校・高等学校における新築時点(あるいは竣工後砂塵対策を計画・ 実施した時点)での砂塵の発生および飛散を抑制する取組みについて評価する。

3.2.3 日照阻害の抑制

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

適用条件

日影規制がない区域の場合にはレベル3とする。

用途	事·曾·豳·敏·岳·工·婤·州·住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	日影規制を満たしている、または当該敷地に日影規制が無い場合
レベル4	日影規制に対して1ランク上 ^{注)} の基準を満たしている
レベル5	(該当するレベルなし)

□解 説

本項目では、日照阻害を抑制する対策について評価を行う。

注)日照阻害の抑制において、1ランク上とは、例えば近隣商業地域で日影規制が5時間/3時間(5m、10m)の場合、それより1つ厳しい基準が準住居地域で、4時間/2.5時間とすると、準住居地域の日影規制を満たしている場合である。

なお、既に最も厳しい規制を受けている場合、規制基準より-1時間/-0.5時間(5m,10m)を1ランク上の基準とみなす。

3.3 光害の抑制

3.3.1 屋外照明及び屋内照明のうち外に漏れる光への対策

事·学·物·飲·会·工·病·ホ·住

用途	事·營·뼰·儉·丘·病·州·但
レベル1	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 0 ポイント
レベル2	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 1 ポイント
レベル3	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 2 ポイント
レベル4	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 3 ポイント
レベル5	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 4 ポイント

評価する取組み

評価内容	評価ポイント
1) 屋外照明および屋内照明のうち外に漏れる光 「光害対策ガイドライン」のチェックリストを満たしている項目が一部である。(1 ポイント) 「光害対策ガイドライン」のチェックリストの項目の過半を満たしている。(2 ポイント)	1~2
2) 広告物照明における光害対策 広告物照明について「広告物照明の扱い」の配慮事項の一部を満たしている。(1 ポイント) 「広告物照明の扱い」の配慮事項の過半を満たしている場合、または広告物照明を行っていない(2 ポイント)	1~2

□解 説

本項目では、建築物における光害(ひかりがい)対策として、屋外照明器具、屋内照明の漏れ光、広告物等の照明に関する取組みについて評価する。光害については平成10年3月に環境省より「光害対策ガイドライン」が公表されており、各自治体はこれに従った「地域照明計画」を策定することとしている。本項目では、基本的に光害対策ガイドラインまたは地域照明計画に対する適合度を判断基準とする。

- ※環境省による光害対策ガイドラインは平成18年12月に改訂されており、本マニュアルでは改訂内容を反映している。自治体により地域照明計画が定められている場合は、それへの適合度を判断基準としても構わない。
- 1)屋外照明および屋内照明のうち外に漏れる光

「光害対策ガイドライン」または「地域照明計画」(当該地域で定められている場合)における「良い照明環境を得るためのチェックリスト」(チェックシート)に対する達成割合によって評価する。

0ポイント:チェックリストを達成している項目がほとんどない。

1ポイント:チェックリストを満たしている項目が一部である。

2ポイント:チェックリストの項目の過半を満たしている。

■参考1)光害対策ガイドライン「良い照明環境を得るためのチェックリスト」

チェック項目	考え方と対策例
0. 検討体制が適切かどうか。	
□検討体制に、照明の専門家が参加しているか。	→光や照明に関する専門知識がある人を検
	討体制に加える。
	→体制そのものに加えることが困難な場合
	は、アドバイザーとして助言をもらう。
1. エネルギーの有効利用が図られているか。	
□目的に応じた適切な照度レベルが設定されている	→JIS 照度基準等の照明基準を参考に、照
か。JIS 照度基準等の照明に関する諸基準に対し	明目的に合った照度を設定する。高すぎる
て、照度が過剰ではないか、また低すぎはしないか。	場合は、光源のワットをより低いものにかえ
	る。
□照明範囲は適切か。必要以上に広くないか。	→照明範囲を再検討する。
□光源は、総合効率の高いものを採用したか。	→参考 2)「屋外照明設備のガイド」の総合効
	率以上とする。
□照明器具は、照明率の高いもの、あるいは照明率が	→照明器具の配光、設置位置を再検討す
高くなる設置を検討したか。	ప .
2. 人間諸活動への影響に関する低減対策を講じてい	
るか。	
口上方や周辺への漏れ光の少ない照明器具を採用し	→参考 2)「屋外照明設備のガイド」の上方光
たか。また、漏れ光の低減策を検討したか。それは	束比を満足する照明器具を選択する。又
参考 2)「屋外照明設備のガイド」の上方光束比を満	は、以下になる設置を検討する。
足しているか。	
□グレアや極端な明暗が抑制されているか。照明器具	→照明器具の選定、照射方向を再検討す
の問題となる方向への光度や輝度の制限すべき目	る。必要に応じて、ルーバ、フード等で遮光
標値を検討したか。	する。
□著しく過剰な照明(明るさ・輝き・色彩及びその時間	→設定照度(輝度)や運用方法を再検討す
的変化等)が、不快感を与えたり、生活を妨げたりす	る。必要に応じて、設定照度(輝度)を下げ
ることはないか。被照面の輝度、漏れ光による窓面	る。又は、ルーバ、フード等で照明器具を
の照度等の制限すべき目標値を検討したか。	遮光する。
3. 動植物(自然生態系)への影響に関する低減対策	
を講じているか。	
□周囲との調和を検討したか。周辺環境より著しく過剰	→設定照度を再検討する。高すぎる場合は、
な照明を計画していないか。	光源のワットをより低いものにかえる。
□照明設備の周辺環境における保護すべき動植物に	→周辺環境への影響を再調査し、照明設備
ついて調査したか。また、保護すべき動植物に影響	設置の是非、設定照度や使用照明機器、
を及ぼさないよう対策を検討したか。	運用方法等の妥当性を再検討する。

4. 運用・管理方法を検討したか。 □周辺環境に応じた時刻別運用計画を立てたか。 □定期的な清掃・ランプ交換を検討したか。	→深夜等の調光、減灯、消灯を検討する。 →定期的な点検・清掃・ランプ交換の実施を 検討する。
5. 街作りへの適用に留意したか。 □全体的なコーディネートを行ったか。	→街作りコーディネーターによる冷房負荷や
	景観への影響チェック等
□公共空間、半公共空間、プライベート空間を含めた 光設計の検討を行ったか。	→道路両側の敷地や通りに面した空間の照明明を光設計の対象とする等
口対策のターゲットは適切に選定したか。	→影響の大きいと考えられる駐車場、中古車 販売場、屋外ゴルフ場における配慮等
口安全・安心への配慮を行ったか。	

■参考2)光害対策ガイドライン・屋外照明設備のガイド

規制項目	評価	内容		
総合効率	総合効率にて評価 ランプ光束/(ランプ電力 +点灯回路の電力損)	ランプ入力電力が 200W以上の場合には 60[lm/W]以上、ランプ入力 電力が 200W 未満の場合には 50[lm/W]以 上であることを推奨する。		
照明率	照明率=有効利用光束 /総ランプ光束=(照明 面積×平均照度)/総ラ ンプ光束	照明率は、ランプから発生した光束のうち、照明の必要な場所あるいは物に到達する光束の割合である。		
上方光束比	ULOR=上方光東/ランプ 光束にて評価	照明環境 I *:0% 照明環境 II *:0~5% 照明環境 II *:0~15% 照明環境 IV *:0~20%		
グレア及び人間諸活動へ の影響	照明学会「歩行者のための屋外公共照明基準」における「グレアの制限」の項目に従う。 基本的に既存 JIS、技術指導に従う			
動植物への影響		方の改良、あるいは環境側に設置する遮光体 限射する人工光をできるだけ抑制すること		

^{*}照明環境 $I \sim \mathbb{N}$ の分類については、参考3)に示す。

■参考3)光害対策ガイドライン・照明環境の4類型

① 照明環境 [自然公園や里地等で、屋外照明設備等の設置密度が相対的に低く、本質的に暗い地域。					
② 照明環境Ⅱ	村落部や郊外の住宅地等で、道路灯や防犯灯等が主として配置されている程 度であり、周辺の明るさが低い地域。					
③ 照明環境Ⅲ	都市部住宅地等で、道路灯・街路灯や屋外広告物等がある程度設置されて おり、周囲の明るさが中程度の地域。					
④ 照明環境Ⅳ	大都市中心部、繁華街等で、屋外照明や屋外広告物の設置密度が高く、周囲の明るさが高い地域。					

2)広告物照明における光害対策

屋外広告物全般(広告面を照らす投光器、ネオン等)、屋外広告行為(移動式看板、自動販売機、サーチライト等)に対する照明について評価する。

光害対策ガイドラインに示される参考4)「広告物照明の扱い」に対する配慮事項の達成割合によって評価する。

0ポイント: 「広告物照明の扱い」の配慮事項をほとんど満たしていない。

1ポイント: 「広告物照明の扱い」の配慮事項を一部満たしている。

2ポイント: 「広告物照明の扱い」の配慮事項の過半を満たしている。

■参考4)光害対策ガイドライン・広告物照明における配慮事項

主な配慮事項	内容
(1)漏れ光に対する配慮	
□照度、輝度を与える範囲の適正な設定を行う。	→特に、サーチライト、レーザー等広範囲に
	光が漏れ、影響が大きいものは使用しない
口発光方式の適切な選択を行う。	→内照式看板や蛍光部分の露出によるもの
	は、その設置について十分に配慮する。
□人工光使用総量の削減のための細かい工夫に努	→コントラストの設計を工夫して、人工光使用
める。	総量の削減を行う。
(2)光の性質に関する配慮	
□点滅をさせないこと。	→発光部分を点滅させない。
□動かさないこと。	→発光部分及び照射範囲を動かなさにこと。
□投光照明を着色しないこと。	→投光器について、フィルターを通した着色
	などは行わない。(環境配慮としてフィルタ
	一をかけることは除く)
(3)省エネルキ゛- に関する配慮	
□効率の良い光源の使用を推奨する。	
□点灯時間を適切に管理する。	

■文献 58)

用途	事·学·뼰·殹·エ·病·凩·但
レベル1	建物外壁(ガラス面を含む)の反射光(グレア)が発生し、周辺に対する影響があると認められる。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	建物外壁(ガラス面を含む)の反射光(グレア)について特に影響がないと認められる。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	建物外壁(ガラス面を含む)による反射光(グレア)が発生しないと認められる。

□解 説

本項目では、建築物における光害(ひかりがい)対策として、昼間の太陽光反射によって生じる周辺地域に対するグレアの発生を抑制する対策について評価する。昼光の建物反射によって起こるグレアについては、ガラスを多用する事務所建築などにおいては、思わぬ影響を与えることがあり、重要な配慮事項であると考えられる。

■参考1) 建物の反射光による光害対策

建物のファサードがガラス面である場合には、周囲への反射光への配慮が特に求められる。壁面が曲面の場合や斜めになっている場合等には、思わぬ範囲に光害の影響が及ぶこともあるので、事前に十分検討することが求められる。最近では下図のようにコンピュータを用いたシュミレーションが可能となってきており、反射光による影響を把握することが容易になってきている。



(図版提供)日本設計

また、反射光に対する主な対策方法として以下のものが挙げられる。

対策側	方法	内容
	反射率低減	反射面の室内側に、反射を抑えるフィルムを貼ることや、塗料 をガラスにコーティング等し反射率を低減する。
反射側での対策	乱反射	ガラスの表面処理、型板ガラスの使用等により光を乱反射させ 拡散性を高める。
	反射角度調整	ガラスの取り付け角度を調整し影響を少なくする。

(注意点)

日射吸収率が高くなり、ガラスの熱割れが生じやすくなることがある。 表面加工したガラスは耐風圧強度の面から制限がある。

■文献 58)

参考文献

Q1室内環境

- 1)「オフィスの室内環境評価法 POEM-O普及版」、室内環境フォーラム編、2000
- 2)「オフィスの室内環境評価法」、室内環境フォーラム、1994
- 3)「建築物の遮音性能基準と設計指針(第2版)」、日本建築学会編、1997
- 4)「建築設計資料集成 環境」、日本建築学会編、2007
- 5)「空気調和·衛生工学便覧 3空気調和設備編」、空気調和·衛生工学会、2010
- 6)「建物の遮音設計資料」、日本建築学会、1988
- 7)「建物の床衝撃音防止設計」、日本建築学会編、2009
- 8)「空調設備の消音設計」、板本守正 空調設備騒音研究会、理工学社、1976
- 9)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律 建築物環境衛生管理基準」
- 10)「病院空調設備の設計·管理指針(HEAS-02-1998)」、日本医療福祉設備協会
- 11)「学校環境衛生の基準」、文部科学省
- 12)「都立学校衛生基準表」
- 13)「建築設備設計基準·同要綱」、国土交通省
- 14)ANSI/ASHRAE-55-1992 ASHRAE STANDARD
- 15)「空気調和·衛生工学便覧」
- 16)日本住宅性能基準(住宅品質確保の促進等に関する法律)
- 17)「住宅品質確保の促進等に関する法律 日本住宅性能基準」
- 18)「昼光照明の計算法」、日本建築学会
- 19)「建築環境工学」、山田由紀子、培風館、1997
- 20)「実用教材建築環境工学」、山形一彰、彰国社
- 21)「オフィス照明設計技術指針」、照明学会、2002
- 22)「屋内照明基準」、照明学会、1999
- 23)「タスク・アンビエント照明システム研究調査報告書」、照明学会、1995
- 24)「住宅照明設計技術指針」、照明学会、2007
- 25)日本工業規格:JIS Z9125「屋内作業場の照明基準」、2007
- 26)日本工業規格:JIS Z9110「照明基準総則」、2010
- 27)「シックハウス対策に係わる技術的基準(政令・告示)」、国土交通省
- 28)「室内化学汚染:シックハウスの常識と対策」、田辺新一、1998
- 29)「建築物の環境衛生管理」、ビル管理教育センター
- 30)「室内空気汚染のメカニズム」、池田耕一、鹿島出版会
- 31)「室内汚染とアレルギー」、吉川翠他、井上書院
- 32)「特集シックハウス完全対策バイブル」、建築知識、2001年3月
- 33)「ダニ・カビ・結露(すまいQ&A)」、吉川翠他、井上書院
- 34)「空気調和·衛生工学会規格 SHASE-S102-2003 換気規準·同解説」
- 35)Raymond J Cole, Nils Larsson, GBC'98: Building Assessment Manual, 1998
- 36)「設計に伴う建築法規のチェックポイント」、野村敏行, 野村建吉著、彰国社
- 37)Cole,R.J.,Rousseau,D.,and Theaker,I,T.,Building Environment Performance Assessment Criteria:Version 1,-Office Buildings,The BEPAC Foundation,Vancouver,December 1993
- 38)US Green Building Council,LEED(Buildings:Leadership in Energy and Environmental Design),Rating System Version 2.0,Jun 2001

Q2 サービス性能

- 39)「ニューオフィスミニマム」、ニューオフィス推進協議会、1994
- 40)「建築計画 設計計画の基礎と応用」、佐野暢紀, 井上国博, 山田信亮著、彰国社
- 41)「高速情報通信設備の導入について」、NPO光ファイバー普及推進協会、2005年5月
- 42)「ブロードバンド時代のマンション・オフィスビルの配管・配線設備ガイドブック」、NPO光ファイバー普及推進協議会、2006年7月
- 43)「先端のバリアフリー環境」、小川信子、野村みどり、阿部祥子、川内美彦、中央法規出版
- 44)国土交通省ホームページ「建築物におけるバリアフリーについて」

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/hbl.htm

- 45)「ユニバーサルデザインの考え方一建築・都市・プロダクトデザイン―」、梶本久夫監修、丸善
- 46)「快適なオフィスの環境がほしい 居住環境評価の方法」、日本建築学会編、彰国社
- 47)「建築躯体・部材・設備などの耐用年数調査 報告書」、建築・設備維持保全推進協会、1998

- 48)「建築設備耐震設計・施工指針」、日本建築センター
- 49)「建築設備耐震設計 施工法」、空気調和・衛生工学会

LR1 エネルギー

- 50)「建築物の省エネルギー基準と計算の手引き」、建築環境・省エネルギー機構
- 51)「住宅の省エネルギー基準の解説」、建築環境・省エネルギー機構
- 52)「平成16年度建築物エネルギー消費量調査報告書」、日本ビルエネルギー総合管理技術協会
- 53)「DECCデータの既存建築物用途別エネルギー消費量の格付けへの活用」、2009年日本建築学会学 術講演梗概(D1環境工学)
- 54)「住宅コージェネシステム計画ガイド」、建築環境・省エネルギー機構、1997

LR3 敷地外環境

- 55)「公害防止の技術と法規 騒音編」、産業環境管理協会
- 56)「新・ビル風の知識」、風工学研究所編、鹿島出版会
- 57)「居住者の日誌による風環境調査と評価尺度に関する研究」、村上周三, 岩佐義輝他、日本建築学会編、1983
- 58)「光害対策ガイドライン」、環境省

Tool-1B (2010 年版)

補助資料

1. 建築物の構成要素の耐用年数一覧表(評価の際、本表の値を使用する。)

	区分	4	工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考
建全	<u>ゆっ</u> &躯体	J	<u>土煙別</u> 鉄筋コンクリート	65	1⊥1 球 寸 スランプ 18	官庁営繕	計画更新年数
建	屋 ;	根	アスファルト	30	ガラング 18 押えコンクリート 厚 80	官庁営繕	四三人们于数
築		IIX	防水	30	# えコンクリート 押えコンクリート	BELCA	
外			シート防水	15	露出、シルデコート	BELCA	ロンルーフ並 T=20
部			タイル		世上、 270、 コー	官庁営繕	防水層・モルタル下地・タイル共の耐用年数タイルは
н			3.170	30			10 年-10%補修
				30		BELCA	防水層・モルタル下地・タイル共の耐用年数タイルは 10 年-10%補修
			アルミ笠木	40		官庁営繕	
				40		BELCA	
	外 !	壁	石 貼	65	花崗岩	官庁営繕	稲田程度 本磨
				60	花崗岩	BELCA	稲田程度 本磨
			タイル貼	40	磁器タイル打込	官庁営繕	
				60	磁器タイル打込	BELCA	圧着工法の場合は 40 年
			合成樹脂吹付	15	モルタル下地	官庁営繕	エマルション系
				30	モルタル下地	BELCA	アクリルリシン
			エポキシ系吹付タイル	15	コンクリート下地	BELCA	
	カー	テン	アルミ製	40		BELCA	パネル付け
			PC 板製	65	モザイクタイル打込	官庁営繕	
					小口タイル打込	BELCA	
	hv thr		アルミ製	30		官庁営繕	
	外部		モールディング	40		BELCA	
	天井		ステンレス製	40		官庁営繕	
		- \	モールティング	40		BELCA	
	(軒天	:)	ボード貼		フレキシブルホート	官庁営繕	EP 仕上げ
				25	フレキシブルボード	BELCA	EP 仕上げ
	外部	外部	スチール建具	30		官庁営繕	OP 塗り
	建具			35		BELCA	合成樹脂調合ペイン・仕上げ
	ÆX	アルミ製建具	40		官庁営繕	The state of the s	
				40		BELCA	
			ステンレス製出入口		4,400 x 2,500	官庁営繕	ステンレス製自動両開扉
				60	4,334 x 2,800	BELCA	ステンレス製玄関ユニット
			鉄部合成樹脂	5		官庁営繕	
			ペイント塗	3		BELCA	
	外部	雑	屋上手摺	30		官庁営繕	塗装 5 年毎
			(スチ-ル製)	25		BELCA	塗装3年毎
			屋上手摺		H = 1,100	官庁営繕	
			(ステンレス製)		H = 1,100	BELCA	
			屋上手摺		H = 1,100	官庁営繕	
			(アルミ製)		H = 1,100	BELCA	
建	床		花崗岩	65	稲田程度	官庁営繕	
築				60	稲田程度	BELCA	
内			大理石	65		官庁営繕	
部				60		BELCA	
			テラゾーブ	65		官庁営繕	
			ロック	50		BELCA	
			タイル貼	65	磁器質タイル	官庁営繕	
				50	磁器質タイル	BELCA	
			モルタル仕上	30	モルタル金鏝	官庁営繕	
				30	モルタル金鏝	BELCA	
			<u></u> 塩ビタイル	20	モルタル下地	官庁営繕	半硬質
				30	モルタル下地	BELCA	半硬質
			ビニル床シート		モルタル金鏝	官庁営繕	ロンリウム程度
				30	モルタル金鏝	BELCA	ロンリウム程度
			カーペット	20	モルタル下地	官庁営繕	タイルカーペット
				30	モルタル下地	BELCA	コントラクトカーペット
			1		こい ノル 1.7円	DLLOX	コンエフノドルー ハンド

	区分		工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考
			花崗岩		1	官庁営繕	µπ *5
	', -	_			稲田程度	BELCA	
			大理石	65		官庁営繕	
				60		BELCA	
			テラゾーブ	65		官庁営繕	
			ロック	50		BELCA	
			タイル貼	65	陶器質タイル	官庁営繕	
				50	陶器質タイル	BELCA	
			モルタル仕上		EP 塗り	官庁営繕	10 年毎塗り替え
					EP 塗り	BELCA	5年毎塗り替え
			複層仕上塗材		モルタル下地	官庁営繕	下地共の耐用年数(10 年毎(60%)塗替)
					モルタル下地	BELCA	下地共の耐用年数(10年毎(90%)塗替)
			ビニルクロス貼		合板下地	官庁営繕	下地共の耐用年数(10 年毎貼り替え)
				30	合板下地	BELCA	下地共の耐用年数(10年毎貼り替え)
			ビニルクロス貼			官庁営繕	下地共の耐用年数(10年毎貼り替え)
				1	GL 工法、PB T=12	BELCA	下地共の耐用年数(10 年毎貼り替え)
			ウォールナット	20	T=9、胴縁共	官庁営繕	
			練付 スラミン化数据	20	T=9、胴縁共	BELCA	
			メラミン化粧板	30	T=9、胴縁共	官庁営繕	
	天	+	アルミ製	30	T=9、胴縁共 軽鉄下地	BELCA 京庁党缮	
	大 ;	+	アルミ製 モールディング		軽鉄下地 軽鉄下地	官庁営繕 BELCA	
			<u>モールティンケーー</u> ボード類		<u> </u>		
			ホート類				
			ビニルクロス貼		PB下地 T=9	官庁営繕	下地共の耐用年数(10年毎貼り替え)
					PB 下地 T=10	BELCA	下地共の耐用年数(10年毎貼り替え)
			 合成樹脂吹付		コンクリート下地	官庁営繕	1 地方の間川十数(10 中毒組)目だ
					コンクリート下地	BELCA	
	内部		アルミ建具	40		官庁営繕	
	建具			50		BELCA	
			鋼製建具		OP 塗り	官庁営繕	
				40	OP 塗り	BELCA	
			木製建具	30		官庁営繕	フラッシュ戸
				30		BELCA	フラッシュ戸
	その		便所スクリーン	65	テラゾーブロックパネル	官庁営繕	
	他雑			30	テラゾーブロックパネル	BELCA	但し、関連仕上げによる影響大
			便所スクリーン	30	化粧鋼板パネル	官庁営繕	
				40	化粧鋼板パネル	BELCA	
			吊戸棚	20	化粧鋼板パネル	BELCA	
			流し台	(30)		官庁営繕	庁舎の修繕費算定資料より
				20		BELCA	
			FRP 制浴槽	15		官庁営繕	
一	ᇂ굔		ステンレス制浴槽	25	日中ナー ジタリ	官庁営繕	
電气	高圧 機器		高圧受電盤	25	屋内キュービクル	官庁営繕	
気設	放奋		古口巫霊教	30 25	<u>屋</u> 内キュービクル 屋外キュービクル	BELCA 官庁営繕	
備			高圧受電盤	25	屋外キュービグル 屋外キュービクル	BELCA	
νĦ			配電盤	25	圧がイユーログル	官庁営繕	
			中电流	30		BELCA	
				30		官庁営繕	
			久工冊	30		BELCA	屋内
			コンデンサー	25		BELCA	/±rյ
ŀ	自家		自家発電装置	30		官庁営繕	エンジンは 25 年
	発電 機器		(ディーセ・ルエンシン)		非常用	BELCA	
	直流		蓄電池	7	シ-ル型・鉛(HS)	官庁営繕	
	電源		(鉛)	7	シ-ル型・鉛(HS)	BELCA	
	装置		蓄電池	25	シ-ル形、AHH	官庁営繕	_
			(アルカリ)	15	ポケットアルカリ	BELCA	
	盤类	頊	動力制御盤	25		官庁営繕	

	√	て呑り	計甲左粉	/L+¥ / /	шш	<u>#</u> ≠
	区分	工種別	耐用年数	仕様等	出典 BELCA	<u></u>
		 電灯分電盤	30 25		官庁営繕	
		电灯灯电监	30		BELCA	
		编	30		官庁営繕	
	D77 FID	■ 蛍光灯器具	60		BELCA	
	照明	虫尤为 奋具	20		官庁営繕	
	器具		30		BELCA	
		白熱灯器具	20		官庁営繕	
		三子 : 首 小丁	30		BELCA	
		誘導灯	20		官庁営繕 BELCA	
	22 (11	東 紅大梅地	30	テフギカン・ 売 託壮男	官庁営繕	
	弱電 機器	電話交換機	15	電子ボタン電話装置		
	(成 石)	#	30	= <i>h</i> -!	BELCA	
		増幅器	20	ラック式	官庁営繕	************************************
		スピーカー	25	ラック式	BELCA	放送用アンプ
		スピーカー	20	天井埋込	官庁営繕	
		/ \. h = - \ \ .	25	天井埋込	BELCA	
		インターフォン	20	親子式	官庁営繕	
		泰有吐巴		親子式	BELCA	
		電気時計		親子式	官庁営繕	
		T) / 3 > = !	25	親子式	BELCA	
		TV アンテナ	10		官庁営繕	マストは20年
		- , IX-1= DD	15	マスト共	BELCA	
		TV 増幅器	20		官庁営繕	
		NO. A. 146. (2) 1.1.55	15		BELCA	
		混合機、分岐器	20		官庁営繕	
	L +=		20	24 T 1 15	BELCA	
	自火報	感知器	20	差動式	官庁営繕	
	機器	1-144	20	差動式	BELCA	
		受信機		50L	官庁営繕	
	/- -			P-1 級 50L	BELCA	
	配線	スイッチ	(30)	タンブラ-スイッチ	官庁営繕	庁舎の修繕費算定資料より
	器具		_	P 付き	BELCA	
	類	コンセント	(30)	- / 1 1:	官庁営繕	庁舎の修繕費算定資料より
		(+ \u00bb)	_	P 付き	BELCA	
	配線	電線類	30	- / 1 1:	官庁営繕	
	配管		_	P 付き	BELCA	
		配管類	65	薄鋼電線管	官庁営繕	
		/ ,, /-	60	薄鋼電線管 一	BELCA	
		ケーブルラック		鋼製	官庁営繕	
Thr	\A ±± \\\\\	VIII TE #11 18 1 -	60	鋼製	BELCA	
機	冷熱源					
		鋼板製ボイラー	15		官庁営繕	
械	機器		15	# <i>F</i>	BELCA	
械 設		動板製ポイラー 鋳鉄製ボイラー	15 30	蒸気	BELCA 官庁営繕	
械		鋳鉄製ボイラー	15 30 25	蒸気蒸気	BELCA 官庁営繕 BELCA	
械 設		鋳鉄製ボイラー 煙管ボイラー	15 30 25 20		BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕	
械 設		鋳鉄製ボイラー	15 30 25 20 20		BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 官庁営繕	
械 設		鋳鉄製ボイラー 煙管ボイラー ターボ冷凍機	15 30 25 20 20 20		BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 官庁営繕 BELCA	
械 設		鋳鉄製ボイラー 煙管ボイラー	15 30 25 20 20 20 15		BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 官庁営繕 BELCA 官庁営繕	
械 設		鋳鉄製ポイラー 煙管ボイラー ターボ冷凍機 往復動冷凍機	15 30 25 20 20 20 15		BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA	
械 設		鋳鉄製ボイラー 煙管ボイラー ターボ冷凍機	15 30 25 20 20 20 20 15 15		BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕	
械 設		鋳鉄製ボイラー 煙管ボイラー ターボ冷凍機 往復動冷凍機 吸収式冷凍機	15 30 25 20 20 20 15 15 20 20		BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA	
械 設		鋳鉄製ボイラー煙管ボイラーターボ冷凍機往復動冷凍機吸収式冷凍機空気熱源	15 30 25 20 20 20 15 15 20 20		BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕	
械 設		鋳鉄製ボイラー煙管ボイラーターボ冷凍機往復動冷凍機吸収式冷凍機空気熱源とトホンプチラー	15 30 25 20 20 20 15 15 20 20 15	蒸気	BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA	
械 設		鋳鉄製ボイラー煙管ボイラーターボ冷凍機往復動冷凍機吸収式冷凍機空気熱源	15 30 25 20 20 20 15 15 20 20 15 15 15	蒸気 FRP 対抗流	BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕	
械 設	機器	鋳鉄製ボイラー 煙管ボイラー ターボ冷凍機 往復動冷凍機 吸収式冷凍機 空気熱源 ヒ-トボンプチラー 冷却塔	15 30 25 20 20 20 15 15 20 20 15 15 15	蒸気	BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕	
械 設	機器空調	鋳鉄製ボイラー煙管ボイラーターボ冷凍機往復動冷凍機吸収式冷凍機空気熱源とトホンプチラー	15 30 25 20 20 20 15 15 20 20 15 15 15 20 20	蒸気 FRP 対抗流	BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕	
械 設	機器		15 30 25 20 20 20 15 15 20 20 15 15 15 20 20 15	蒸気 FRP 対抗流	BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕	
械 設	機器空調	鋳鉄製ボイラー 煙管ボイラー ターボ冷凍機 往復動冷凍機 吸収式冷凍機 空気熱源 ヒ-トボンプチラー 冷却塔	15 30 25 20 20 20 15 15 20 20 15 15 15 20 20	蒸気 FRP 対抗流	BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕 BELCA 官庁営繕	

区分	工種別	耐用年数	仕様等	出 典	備考
	パッケージ型空調機	15		官庁営繕	
	空気熱源ヒートポンプ)	15		BELCA	
冷・暖房	ファンコイルユニット	20		官庁営繕	
ユニット		15	露出、床置	BELCA	
	ファンコンヘ゛クタ-	20		官庁営繕	
		15	露出、床置	BELCA	
全熱	全熱交換機	20	回転型	官庁営繕	
交換機	土州人民成	15	回転型	BELCA	
人民成	 交換換気ユニット	20	天井埋込	官庁営繕	
	文 探 突 ス ユー フ ト	15	天井埋込	BELCA	
/ // 11F	¥ □ ₩	+			
送排	送風機	20	遠心式	官庁営繕	
風機		20	多翼ファン	BELCA	
	排煙機	25		官庁営繕	
		25	多翼ファン	BELCA	
ポンプ	揚水ポンプ	20		官庁営繕	
類		15	多段	BELCA	
	冷温水ポンプ	20		官庁営繕	
		15		BELCA	
		20		官庁営繕	モーターは 20 年
	THE POST VIEW (IV)	15	ラインポンプ	BELCA	
	 冷却水ポンプ	20	フェンルンフ	官庁営繕	+
	冷却水小フノ		\G 24		
	+# 1JL 1. 10 0	15	渦巻	BELCA	
	雑排水ポンプ	15		官庁営繕	
		10	水中	BELCA	
	消火ポンプ	20	ユニット型	官庁営繕	
		27	ユニット型	BELCA	
水槽	受水槽、高架水槽 (鋼板製)	20	パネル型	官庁営繕	
	受水槽、高架水槽	25	パネル型	官庁営繕	
	(FRP製)	20	パネル型	BELCA	
	受水槽、高架水槽	30	パネル型	官庁営繕	+
	ステンレス製)	20	パネル型	BELCA	
製缶類		30	ハイル宝		
表面短	オイルタンク			官庁営繕	
	(地下)	25		BELCA	
	貯湯槽	20		官庁営繕	
	(鋼板製)	15		BELCA	
	貯湯槽	25		官庁営繕	
	(ステンレス製)	15		BELCA	
配管	炭素鋼鋼管(白) (給湯)	12		BELCA	
	炭素鋼鋼管(白)	30		官庁営繕	
	(排水・通気)	20		BELCA	
	炭素鋼鋼管(白)	30		官庁営繕	
	(消火)	25		BELCA	
	炭素鋼鋼管(白)	20		官庁営繕	
	灰系婀娜官(日) (冷温水)				
		20		BELCA	
	炭素鋼鋼管(黒)	20		官庁営繕	
	(蒸気)	20		BELCA	
	塩ビライニンク鋼管	25		官庁営繕	
	(給水)	30		BELCA	
	銅 管	30	M	官庁営繕	
	(給湯)	15	М	BELCA	
	銅 管	30	L	官庁営繕	
	(冷媒管)	30	L	BELCA	
	ステンレス管	30	_	官庁営繕	
	(給水、給湯)				+
	(30	LUV/D	BELCA	
		20	HIVP	官庁営繕	
			/5	5=: 5:	
	(給水)	30	HIVP	BELCA	
			HIVP VP VP	BELCA 官庁営繕 BELCA	

	区分	工種別	耐用年数	仕様等	出典	備	考
		鋳鉄管	40		官庁営繕		
		(排水)	30		BELCA		
		ヒューム管	28		建築学会		
		(排水)	40		官庁営繕		
			30		BELCA		
	ダクト、	空調用ダクト	30		官庁営繕		
	制気口		30		BELCA		
		パン型吹出口	30		官庁営繕		
			20		BELCA		
		ユニハ・・サル型吹出口	30		官庁営繕		
			20	VHS	BELCA		
	湯沸器	ガス湯沸器	10		官庁営繕		
			10		BELCA		
		電気湯沸器	10		官庁営繕		
			10		BELCA		
	消火	屋内消火栓	30		官庁営繕		
	機器		20		BELCA		
		送水口	30		官庁営繕		
			20		BELCA		
		ハロン消火噴霧へッド	20		官庁営繕		
			25		BELCA		
		ハロン消火起動装置	20		官庁営繕		
			25		BELCA		
	衛生	大便器	30	和風	官庁営繕		
	器具		25	和風	BELCA		
		小便器	30		官庁営繕		
			30		BELCA		
		洗面器	30		官庁営繕		
			25		BELCA		
		洗面化粧台	15		官庁営繕		
		水栓類	15		官庁営繕		
			20		BELCA		
	自動	検出器	15	電子式、温度	官庁営繕		
	制御		10	電子式、温度	BELCA		
	機器	調節器	15	電子式、温度	官庁営繕		
			10	電子式、温度	BELCA		
		操作器	12	電子式	官庁営繕		
			10	電子式	BELCA		
		制御盤	10		官庁営繕		
		中央監視盤	10		官庁営繕		
昇	エレ	エレベータ	30	一般型	官庁営繕		
降	ベータ		25	規格型	BELCA		
機							

本表は、(社)建築・設備維持保全推進協会「建築物のLC評価用データ集 改訂第4版」(平成20年3月1日、第1刷発行)の耐用年数一覧表の内、官庁営繕とBELCAの値を引用した。

【参考表】(前表に該当する値がない場合のみ、本表の値を使用する。)

	区分	衣に 該 ヨ 9 る 値 2 工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考
建多		鉄筋コンクリート	75 年以上		依田	横浜三井物産ビル(明治 44 年竣工)の調査(1969)
						より
			117 年		飯塚	電話局舎の減耗度調査より推定(建物の維持管理)
			50 年以上		篠崎	約 50 年を経過した鉄筋コンクリート造の調査(大会梗概集 '74)
			60 年以上		樫野	中性化の進み方を指標としたとき、通常のコンケリートの設計で耐久性は確保できる(ロングライフ建築に関する基礎的考察)
建	屋根	アスファルト	20	押えコンクリート	建築学会	
築		防水	25	押えシンダ-	NTT	
外			25	保護層有り	小林	
部		シート防水	20		小林	高分子シート防水
			20	露出	NTT	合成高分子系ルーフィングシート防水
		塗膜防水	15		小林	高分子塗膜防水
			20		NTT	ウレタン系 X1
		モルタル仕上げ	15	2 回塗	建築学会	モルタルの耐用年数
			15	2 回塗	NTT	モルタルの耐用年数
			15		小林	モルタルの耐用年数
		タイル	10		建築学会	タイルの耐用年数
			10		NTT	タイルの耐用年数
			10		小林	タイルの耐用年数
	外 壁	石 貼		花崗岩	建築学会	> 1 V> IIII3713 >>
	/ -	н хи	25	花崗岩	NTT	
			25	花崗岩	小林	
		タイル貼		乾式長方形素焼	建築学会	一部テラコッタ仕様を含む
) 1 /V HL		<u> 4.7 cm角</u>	NTT	ID / ノコ / メ IT 1来 を 日 も
				磁器	小林	
		 合成樹脂吹付	25	松本は	建築学会	リシン仕上げ
		口风倒加火门	25	モルタル下地	NTT	リシン仕上げ
			25	モルダルト地	小林	リシン仕上げ
	カーテン	マルミ制	23		小林	グランは土り
	ウォール		40	°=-, , , , , ,		
	外部 天井 (軒天)	ボード貼	25	プ [°] ラスターホ ゙ ート ゙	建築学会	
	外部	スチール建具	35		建築学会	
	建具		50		NTT	
			30		小林	
		アルミ製建具	40		小林	
		鉄部合成樹脂	5		NTT	
		ペイント塗	6		小林	
	外部雑	屋上手摺	25	金網	建築学会	鉄骨柱共
		(スチ-ル製)	25	金網	小林	
		鉄製避難階段	30	アルミ製	小林	
建	床	テラゾーブ	30		建築学会	
築		ロック	30		NTT	
内			30		小林	
部		タイル貼	30	硬質	建築学会	
			30		NTT	
			30		小林	
		モルタル仕上	20	モルタル金鏝	建築学会	
			25	モルタル金鏝	NTT	_
				モルタル金鏝	小林	
		塩ビタイル	20	モルタル下地	NTT	半硬質
			20	モルタル下地	小林	
		ビニル床シート		モルタル金鏝	建築学会	
			20	モルタル金鏝	NTT	
		カーペット		モルタル下地	小林	ニードルパンチ
			•		•	

	区分	工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考
	内 壁	テラゾーブ		正冰勺	建築学会	C: mv
	.,	ロック	40			
		タイル貼	30	白色細掛	建築学会	
			10		NTT	
			50		小林	
		モルタル仕上	20		建築学会	
			36		NTT	
		複層仕上塗材	10		NTT	塗料のみの耐用年数
		ビニルクロス貼	10		NTT	クロスのみの耐用年数
	天 井	ボード類	25	プラスターボード	建築学会	
			25		NTT	
			25		小林	
	内部	アルミ建具	50		小林	
	建具	鋼製建具	45		建築学会	
		木製建具	28		建築学会	フラッシュ戸
			30		NTT	
	7 0	(本記 カカリー)	28	-=\rangle -=\rang	小林	-
	その	便所スクリーン	40	テラゾーブロックパネル	建築学会 小林	フンションの枚従来(50件に笠田 0004 ロンドリ
=	他雑	バスユニット	20			マンションの修繕費(設備と管理 8804 号)より
電気	高圧 機器	高圧受電盤	25 25) 建築字芸 小林	
設	1成 台	 配電盤	25		建築学会	
備		印电监	25) 建築字芸 小林	+
VIII)			25		建築学会	
		久 江前	25		小林	
			30		久保井	
		コンデンサー	20		建築学会	
			20		小林	
			25		久保井	
			20		久保井	
		~_7144	25		BCS	
	自家	自家発電装置		非常用	建築学会	エンジンは 25 年
	発電	(ディーゼルエンジン)	30	非常用	小林	
	機器		20	非常用	久保井	
	直流	蓄電池	10		建築学会	
	電源	(鉛)	10		小林	
	装置		7		久保井	
			13	シール型・鉛(HS)	BCS	
		蓄電池	15		久保井	
		(アルカリ)	15	ポケットアルカリ	BCS	
	盤類	動力制御盤	25		建築学会	
			25		小林	
	D77	W W IT 55 5	20		久保井	
	照明	蛍光灯器具	10		建築学会	
	器具	力热状四 甲	10		小林	
		白熱灯器具	15		建築学会	
	32 番	按 h □ BB	15		小林	<u> </u>
	弱電 機器	増幅器	17		建築学会 建築学会	
	放砧	スピーカー インターフォン	18 20	<u></u> 親機	建築学会 建築学会	
		1 ノダーノオノ	20	親機 親機) 建築字芸 小林	
			20	积(数	・	+
		电双时引	20	积饭 親子式) 建築字芸 小林	+
			15	親子式	久保井	
	自火報		20	积于式 分布式	建築学会	
	機器	が入ります	20	が作式 差動式) 建架子云 小林	
	ルス・日日		20	左凱式 分布式	建築学会	
		X ID'IM	20	\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\)	大学 / 大林	
	配線器	具 スイッチ	5		建築学会	+
	類		6		小林	
	///	I.		I	La ciule	<u> </u>

	区 分	工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考
T		二 (至2)	17	12 15/ 17	BCS	נווע
		コンセント	6		建築学会	
			6		小林	
L			16		BCS	
	配線	電線類	20		建築学会	
	配管		20		小林	
		配管類	20		建築学会	
100		A T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	20		小林	
	冷熱源	鋼板製ボイラー	25		建築学会	
	機器	A+ A(I +(I 1)	15	1.65 1.11.12.7	BCS	
設備		鋳鉄製ボイラー		セクショナルホ・イラ-	小林	
VĦ			20	セクショナルホ゛イラ-	久保井 BCS	
			21.1 15	ピクンヨノルホイノ-	久保井	
		注目 ホイ ノー	18.9		BCS	
		ターボ冷凍機	25		小林	
		人 小小口木板	20		久保井	
			21.1		BCS	
		 往復動冷凍機	15		久保井	
		E 12,331 1- 11-11/2	15		BCS	
		吸収式冷凍機	15		久保井	
			17.5		BCS	
		冷却塔	20		小林	
			13	FRP	久保井	
			14.4		BCS	
	空調	エア・ハント゛リンク゛ユニット	15		小林	
	機類		18		久保井	
			17.5		BCS	
		パッケージ・型空調機	15	半密閉	久保井	
	vv um/ =	(水冷式)	13.4		BCS 小林	
		ファンコイルユニット	20 18		人保井 人保井	
	ユニット		15.8		BCS	
		ファンコンヘ゛クタ-	13.6		BCS	
		鋳鉄製ラジエター	30		建築学会	
		30/35/32/77 —7	20.8		BCS	
	送排	送風機	20		建築学会	
	風機		20		小林	
			18		久保井	
				シロッコファン	BCS	
		揚水ポンプ		タ-ヒ゛ンホ゜ンプ゜	建築学会	モーターは 20 年
	類			ターヒ゛ンポンプ	小林	モーターは 20 年
			15		久保井	
		A NEL 10: 0	17	シロッコファン	BCS	
		冷温水ポンプ	17		BCS	T
		給湯循環ポンプ	15		建築学会	モーターは 20 年
		が++1t-¬レ +2 ヽ . →²	15		小林	モーターは 20 年
		雑排水ポンプ	15		建築学会	モーターは 20 年
			15 15	水中 水中	<u>小林</u> 久保井	モーターは 20 年
				水中 水中	A保井 BCS	
		消火ポンプ	27	小中 タービン		モーター: 20 年、エンジン: 25 年
			27	, -,	小林	モーター: 20 年、エンジン: 25 年
	水槽	受水槽、高架水槽 (鋼板製)	20		建築学会	
		受水槽、高架水槽 (FRP製)	20		小林	
	制生粘		4.5		建築学会	
'	製缶類	貯湯槽	15		建架子云	
	製缶類	貯湯槽 (鋼板製)	15		」 建架子云 小林	

Tool-1B (2010 年版)

	区分	工種別	耐用年数	仕様等	出典	備考
		貯湯槽 (ステンレス製)	18.7		BCS	
	配管	炭素鋼鋼管(白)	20		建築学会	
		(給水)	20		小林	
			18.1		BCS	
		炭素鋼鋼管(白)	18		建築学会	
		(給湯)	18		小林	
			14.9		BCS	
		炭素鋼鋼管(白)	18		建築学会	
		(排水・通気)	18		小林	
			18.4		BCS	
		炭素鋼鋼管(白)	20		建築学会	
		(消火)	25		小林	
		炭素鋼鋼管(白) (冷温水)	18		BCS	
		炭素鋼鋼管(黒)	15		建築学会	
		(蒸気)	17.8		BCS	
		銅 管 (給湯)	18.3		BCS	
		鋳鉄管	28		建築学会	
		(排水)	28		小林	
		ヒューム管(排水)	28		建築学会	
	ダクト、	空調用ダクト	20		建築学会	
	制気口		20		小林	
	湯沸器	ガス湯沸器	8.2		BCS	
	衛生	大便器	25	和風	建築学会	
	器具		25	和風	小林	
		小便器	30		建築学会	
			30		小林	
		洗面器	25		建築学会	
			25		小林	
昇	エレ	エレベータ	20		建築学会	
降	ベータ		20		小林	
機			25		久保井	

本表は、(社)建築・設備維持保全推進協会「建築物のLC評価用データ集 改訂第4版」(平成20年3月1日、第1刷発行)の耐用年数一覧表の内、建築学会、NTT、小林、久保井、BCSの値を引用した。

2. 樹冠面積、緑地面積の算定方法

中・高木による樹冠面積、芝などの植物による緑地面積の算定方法は、原則として都市緑地法に基づく方法とする。ただし都市緑地法に基づく樹木の樹冠や地被植物の地上部の水平投影面積の算定方法には、以下の2つの考え方がある。

- 1)緑化施設整備計画認定制度(都市緑地法第60条)における算定方法(同法施行規則23条、以下"施行規則23条")
- ・成長時を計画・予定した植物の水平投影面積
- 2)緑化地域制度(都市緑地法第34条)における算定方法(同法施行規則9条、以下"施行規則9条")
- ・植栽時の実際の水平投影面積

CASBEEでは、植物が将来にわたって健全に成長し、計画者や施設管理者が計画・予定する樹冠面積や緑地面積を評価することを主眼に置き、上記1)の計算方法に則りつつ、評価者による算定のしやすさ等を考慮し、2)又は他の算定方法を一部といいれたものとした。

なお、本評価マニュアルにおける樹木の定義は以下の通りである。

・中・高木 : 植栽時点において樹高1.0m以上の樹木を差す。下記(1)にて評価する。 ・低木 : 植栽時点において樹高1.0m以下の樹木を差す。下記(2)にて評価する。

(1) 中・高木の水平投影面積(樹冠面積)

・中・高木は、樹冠(成長時)の水平投影面積とする。すなわち、植栽時の樹冠の広がりではなく、樹木が成長したときに想定される樹冠の広がりを算定することを原則とする。(施行規則23条)

特に既存樹木が多い場合にはこの方法を推奨する。

・また植栽時の樹高にあわせ、次表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなし、この「みなし樹冠」を水平投影した面積としてもよい。(施行規則9条)

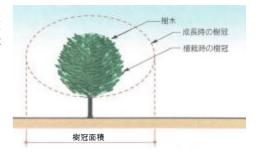


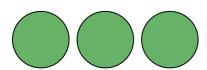
表 II.1 樹木のみなし樹冠の半径

植栽時の樹高	みなし樹冠の半径	みなし樹冠の面積
4.0m 以上	2.1m	13.8 m²
2.5m 以上 4.0m 未満	1.6m	8.0 m²
1.0m 以上 2.5m 未満	1.1m	3.8 m²

[※]この算出方法は、樹木の樹高が1m以上のものに限る。

・中・高木同士の樹冠が重なる場合は重複分を省いて合計する。(施行規則23条)

ただし、複数の樹木が林立し樹冠が重なり合っている場合などは、以下の方法により樹冠面積を求めてもよい。(平塚市「緑化の手引き」をもとに、一部CASBEEにて改変)



樹冠が重なっていない場合: (各樹木の樹冠面積の合計)

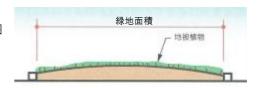


樹冠が重なっている場合: (樹冠の外周を直線で囲んだ面積)

(2)地被植物、低木等の緑地面積

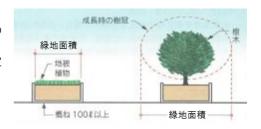
① シバ、その他の地被植物や低木の緑地面積

・シバやその他の地被植物、低木は、その植物が成長時に覆うものと計画した範囲の水平投影面積とする。(施行規則23条 をもとに、一部CASBEEにて改変)



② プランタ・コンテナ等の緑地面積

- ・プランタやコンテナ等の容器を利用した植栽は、その容量が概ね100リットル以上の場合に、(1)や(2)①の方法に準じて算定する。
- ・プランタやコンテナを壁面緑化に使用した場合は、⑤壁面緑化における面積算定方法を適用する。(施行規則23条)



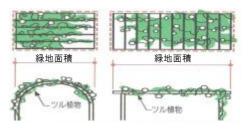
③ 花壇、その他の緑地面積

・草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面がおおわれている部分(緑化施設)の水平投影面積とする。(施行規則9条)



④ 棚ものの緑地面積

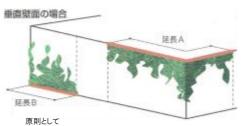
・地上や屋上に、棚ものを設置する場合は、植物が成長時に棚を覆うものと計画した 範囲の水平投影面積とする。(施行規則23条)



⑤ 壁面の緑地面積

ア. 垂直壁面の場合

- ・地上から登はんさせる緑化、屋上等壁面の上部から下垂させる緑化の場合は、緑化しようとする部分の水平延長に1mを乗じた面積とする。(施行規則23条)
- ・ただし、蔓性植物の伸長を支える金網等がある場合で、明らかに1m以上伸張することが確認できる根拠があれば、その範囲とすることができる。(CASBEE独自)
- ・壁面に植栽基盤等の資材を設置する緑化の場合は、それら資材に覆われた部分の面積とする。(CASBEE独自)

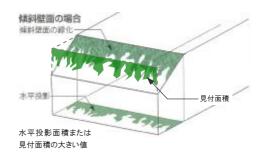


原則として 緑地面積=(A+B)×1.0m ただし 1m以上伸張することが確 認できる場合はその範囲

イ. 傾斜壁面の場合

・緑化しようとする部分の水平投影面積または見付面積のいずれか大きい値とする。

(施行規則23条をもとに、一部CASBEEにて改変)



参考文献:「あなたのまちの緑化を進める制度 都市緑地法に基づく制度の手引き」 国土交通省公園緑地課 編集発行 2006.07

3. 保水性の高い材料

保水性材料は、一般に販売される製品が増えてはいるが、材料中の水の量などにより蒸発冷却効果が変化する。ヒートアイランド対策の観点からその性能を評価する方法が確立されているとはいえず、関連の研究機関等で検討が進められている。従って、基準値の設定に関しても多くの部分が今後の検討課題である。

現在市場に出ている保水性材料を分類すると表 II.2のようになる。表には代表的なものが示されているが、アスファルト以外の材料に保水材を組み合わせたものなど、他にも様々な製品がある。保水性材料への給水方法が降水によるものと人為的に給水するものとで蒸発冷却効果に差が生じるとともに、製品の日射反射率の違いによっても表面温度に差が生じる。屋上・ベランダ・バルコニーなどに用いられる保水性建材と歩道・車道・駐車場・広場などに用いられる保水性舗装材では、強度などの必要性能が異なる点にも配慮する必要がある。

インターロッキングブロック舗装技術協会が出している保水性舗装の基準値の例を表 II.3に示す。現段階ではこの基準値を参考とすることが妥当であると考えられる。また、保水性舗装技術研究会により保水性舗装の室内照射試験方法が示されている。ある照射条件のもとで保水性舗装の表面温度が一般舗装と比較して何℃低温になるかを評価するものである。

衣Ⅱ.2 保水性材料の事例						
	主な材料	主な用途	保水量	湿潤時の体積 含水率	密度	
タイル系	セラミック	屋上・ベランダ・ バルコニー	5~15L/m²(厚さ 35mm の場合)	15~40%	0.6~ 1.8g/cm ³	
ブロック系	セラミック	広場·駐車場· 歩道·車道	9~18L/m²(厚さ 60mm の場合)	15~30%	1.6~1.9 g/cm ³	
プログクボ	セメント	広場·駐車場· 歩道·車道	9~18L/m²(厚さ 60mm の場合)	15~30%	1	
保水材充填系	アスファルト+ 保水材	駐車場·歩道· 車道	3~6.5L/m²(厚さ 100mm の場合)	6~13%	_	
土系	土	広場·歩道	_	_	_	

表 〒 2 保水性材料の事例

注: 一の部分は一般的な数値を示すことができなかった項目

評価者	保水性	吸水性	すべり抵抗性*	曲げ強度*	寸法の許容差*
インターロッキング ブロック舗装技術協会	0.15g/c m³以上	70%以上	步道:BPN40 以上 車道:BPN60 以上	歩道: 3.0N/mm² 以上 車道: 5.0N/mm² 以上	歩道: 幅±2.5mm、厚 さ+4mm、-1.0mm 車道: 幅±2.5mm、厚 さ±2.5mm

表 II.3 保水性舗装の基準値の例1)

〈引用文献〉

- 1) 社団法人インターロッキングブロック舗装技術協会:保水性舗装用インターロッキングブロック品質規格、2005
- 2) 谷本潤 萩島理 他; 高保水性パッシブクーリングレンガの開発, 日本建築学会技術報告集, No.11, 2000
- 3) 足永晴信 他;保水性建材を用いた市街地熱環境計画手法の開発, 空気調和・衛生工学会学術講演会講演論文集, 1996

^{*}屋上・ベランダ・バルコニーなどに適用される保水性建材には特に必要とはされない性能基準。

4. 日射反射率の高い材料

ヒートアイランド対策への関心の高まりから、高反射率塗料、高反射率防水シートは一般に市販されている。また、東京都などの自治体がヒートアイランド対策技術として普及の支援を行うとともに、各製品の試験を実施している。このような背景のもと、塗膜の日射反射率の求め方がJIS K 5602として2008年に制定された。今後は統一した試験方法による試験結果に基づき、より良い技術が普及していくと思われる。

日射反射率や長波放射率の基準値に関して、ヒートアイランド対策の観点から設定されているのは、東京都の事例やそれに倣ったものはあるが、今後他の技術(緑化や保水性材料)との比較も念頭に入れて検討されると思われる。幾つかの業界団体では独自に基準を定めているところがある。社団法人日本塗料工業会の規格JPMS27、合成高分子ルーフィング工業会のKRK S-001高反射率防水シート規格を下表に示す。防水シート、塗料の他に、瓦、スレート、金属系材料、膜材料、ガラスなど様々な分野で同様の性能を持つと想定される材料の開発と建築分野での利用が進められているが、各性能が客観的に評価される段階には至っていない。これらの材料に関しても、基準値としては塗料や防水シートの値に準じると想定される。

なお、外壁や舗道を高反射率化する場合には、通行人などへ反射日射の影響が現れないよう注意する必要がある。特に高層ビルの 外壁を高反射率化した場合、都市の地表面近傍に入射する日射熱は増える傾向となるため望ましくない。また、日射反射率は時間と ともに低下することが指摘されており、性能変化に対する配慮も必要である。2年の屋外暴露試験後の日射反射率が初期の日射反射 率の80%以上であることが望ましい。

評価者	日射反射率	長波放射率	推進事業、規格等
社団法人日本塗 料工業会	明度L 値が 40.0 以下の場合は、近赤外域における日射反射率が 40.0%以上であること、明度L 値が 40.0 を超す場合は、近赤外域における日射反射率(%)が明度L 値の値以上であること。	ı	JPMS27 耐候性屋根用塗料(2009 年)
合成高分子ルー フィング工業会	近赤外域(波長:780nm~2500nm)において 50.0%以上		KRK S-001 高反射率防水シート規格(2008年)
東京都	50%以上(灰色)第三者機関にて測定	_	クールルーフ推進事業 (2006年)

表 II.4 日射反射率、長波放射率の基準値の例

〈引用文献〉

- 1) 石川幸雄, 感温性ハイドロゲルを用いたクールルーフの水分蒸発冷却効果に関する研究ークールルーフの熱性能実測ー日本 太陽エネルギー学会・日本風力エネルギー協会合同研究発表会予稿集, 2004
- 2) 光本和宏; 高反射率塗料・保水性建材のヒートアイランド現象緩和効果調査, 東京都ヒートアイランド対策シンポジウム資料, 2004.7
- 3) ASHRAE guide book, 1969
- 4) Pacific Gas and Electric Company, High Albedo Roofs(Codes and Standards Enhancement Study) ,2000

主)長波放射率は、塗料、防水シートに関しては、何れの製品も0.9程度であり基準値が設定されていないが、金属屋根などの場合には小さな値になる場合が多いため注意する必要がある。

1. CASBEE の全体像

1.1 サステナビリティ推進のための方策

大量の資源・エネルギーを消費・廃棄している建築分野において、サステナビリティを推進するための具体的な技術手段、政策手段の開発と普及は急務である。サステナブル建築を推進する手段として環境建築教育、情報発信、法律等による規制などが考えられるが、最も実効性のある手法は、評価システムに基づく市場メカニズムの導入であると言われている。現に、1980年代後半からサステナブル建築推進の動きが急速に広がるなかで、BREEAM(Building Research Establishment Environmental Method*1)、LEEDTM (Leadership in Energy and Environment Design*2)、SB Tool(Sustainable Building Tool*3)等、多くの建築物の環境性能評価手法が広く世界的関心を集めるに至っている。そして、評価の実施および結果の公表は、今や建物の発注者やオーナー、設計者、ユーザー等に対する優れたサステナブル建築を開発し普及するためのインセンティブとして最も有望な方策の一つと見られている。

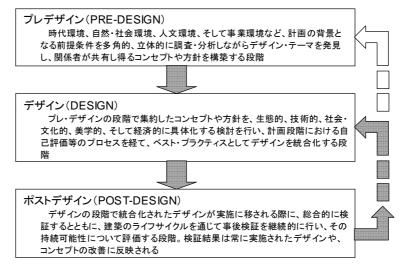
CASBEEは、以下を基本方針として開発された。

- ① より優れた環境デザインを高く評価し、設計者等に対するインセンティブを向上させるような構成とする。
- ② 可能な限りシンプルな評価システムとする。
- ③ 幅広い用途の建物に適用可能なシステムとする。
- ④ 日本・アジア地域に特有の問題を考慮したシステムとする。

1.2 CASBEE の枠組み: CASBEE ファミリー

1.2.1 建築物のライフサイクルと4つの基本ツール

CASBEEは図Ⅲ.1.1に示される、プレデザインに始まり、デザイン、ポストデザインとつながる建築デザインプロセスの流れ*⁴に沿って開発された。



図Ⅲ.1.1 建築物の循環的デザインプロセス

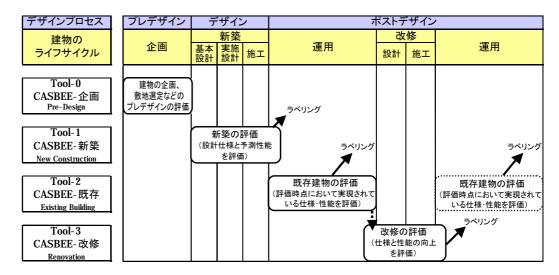
*2 US グリーンビルディング協会(1997)

^{*1} イギリス建築研究所(1990)

^{*3} GB Tool (Green Building Tool) より2007 年名称変更、グリーンビルディングチャレンジ、カナダ天然資源省(1998)

^{*4} 日本建築学会地球環境委員会サステナブル・ビルディング小委員会「サステナブル・ビルディングに関する国内外の動向調査と提言」(2001)

CASBEEは建築物のライフサイクルに対応して、CASBEE-企画、CASBEE-新築、CASBEE-既存、CASBEE-改修の4つの評価ツールから構成され、デザインプロセスにおける各段階で活用される。(図Ⅲ.1.2)。これら4つの基本ツールおよび次節に示す個別目的への拡張のためのツールを総称して、「CASBEEファミリー」と呼んでいる。各ツールにはそれぞれ目的とターゲットユーザーが設定されており、評価対象とする様々な建物の用途(事務所、学校、集合住宅等)に対応できるように設計されている。



図Ⅲ.1.2 建築物のライフサイクルと CASBEE の4つの基本ツール

CASBEE-企画(現在開発中)

プロジェクトの企画(プレデザイン)の際に、オーナーやプランナーを支援することを目的とする。大きくは、以下の二つの役割を想定している。

- 1)プロジェクトの基本的な環境影響等を把握し適切な敷地選定を支援する。
- 2)企画段階でのプロジェクトの環境性能を評価する。

CASBEE-新築

設計者やエンジニアが、設計期間中に評価対象建築物のBEE値等を向上させるための自己評価チェックツールであり、設計仕様と予測性能に基づき評価を行う。専門家による第三者評価を行えば、ラベリングツールとしても活用される。

CASBEE-既存

既存建築ストックを対象とする評価ツールで、竣工後約1年以上の運用実績に基づき評価する。資産評価にも活用できるものを意図して開発された。

CASBEE-改修

「CASBEE-既存」と同様、既存ストックを対象とし、今後重要性が増すESCO事業やストック改修への利用も視野に入れており、建物の運用モニタリング、コミッショニングや、改修設計に対する提案等に活用できるツールである。

1.2.2 個別目的への CASBEE の活用

CASBEEの基本ツール群を発展させ、多様な個別目的にも対応可能なものとしている。

(1) 短期使用建築物への適用

仮設建築物のように短期間の使用を意図して建設される建物について評価を行うツールとして「CASBEE 短期使用」が開発された。これは「CASBEE-新築」の拡張版として位置づけられている。

(2) 簡易評価

「CASBEE-新築」の評価実施には、採点に必要な根拠資料作成時間を含めて、3~7日間程度を要する。これに対して、以下のような目的にかなうツールの必要性が高まり開発されたものが、「CASBEE-新築(簡易版)」である。2時間程度(省エネルギー計画書の作成時間を除く)で予備的な簡易評価が可能となっている。

- ① 環境性能水準の簡易設定(建築主・設計者・施工者等の合意形成ツールなど)
- ② 環境設計目標の設定と達成度評価(ISO14001における案件管理ツールなど)
- ③ 官庁等届出書類の作成(建築行政での環境対策)

新築のほか、「CASBEE-既存(簡易版)」「CASBEE-改修(簡易版)」「CASBEE-まちづくり(簡易版)」も開発されている。

(3) 地域特性への配慮

「CASBEE-新築(簡易版)」は、前述のように地方自治体での建築行政にも利用できる。活用する自治体では、気象条件や重点施策等、各地域の事情に合わせ、重み係数などの変更を行い使用することができる。各自治体では、省エネルギー計画書と同様に建築確認申請時に行政への届出を義務付けることで、その地域に建設される建築物の環境性能向上に役立てることができる。

一例として、名古屋市建築物環境配慮制度による「CASBEE名古屋」が2004年4月より実施された。なお、地域特性に対するフレキシビリティはCASBEEファミリーに共通のものと考えてよい。

(4) ヒートアイランド影響への詳細評価

東京や大阪等の大都市圏ではヒートアイランド現象に関する問題が深刻化している。CASBEE-HIは、建築物におけるヒートアイランド現象緩和への取組みを評価するツールとして開発された。これは基本ツールに含まれるヒートアイランドに関する評価項目に対して、より詳細かつ定量的な評価を行う役割を持つ。

(5) 地区スケールへの拡張

CASBEEの基本ツールは、単体建築物を評価対象としているが、建築物群となった際の環境性能を評価することも重要である。最近の都心再開発に多く見られるように、周辺の街区を一体として計画を行う場合、例えば地区全体で面的なエネルギー利用を推進することで、周辺環境に対するプラス効果、すなわち環境品質(Q)の向上が期待される。たとえ棟ごとに建築主が異なっても街区内の建物に対して共通の制約を課すことにより、地区全体での環境性能向上に取組むことができる。このような「都市再生」を通じた取組みや、複数建物を含む地区一帯での取組み評価も視野に入れた上で、「CASBEE-まちづくり」を開発した。

(6) 戸建住宅

CASBEEの基本ツールの評価対象に集合住宅は含まれているが、戸建住宅は含まれない。戸建住宅を評価するための評価ツールとして「CASBEE戸建-新築」を開発した。

表Ⅲ.1.1 CASBEE の拡張ツール

(2010.07 現在)

用途	名 称	概要	
短期使用建築物	CASBEE- 短期使用* ¹⁾	現在は全用途に対応	
簡易予備チェック	CASBEE- 新築(簡易版)* ²⁾ など	CASBEE-新築及びその他の簡易版	
個別地域適用	_	CASBEE-新築(簡易版)を地域性に合わ せて変更	
ヒートアイランド現象 緩和対策評価	CASBEE-HI*3)	CASBEE におけるヒートアイランド評価の 詳細版	
建築群(地区スケール)の評価	CASBEE-まちづくり* ⁴⁾	地区スケールにおける主として外部空間 の CASBEE 評価	
戸建住宅評価	CASBEE 戸建-新築* ⁵⁾	戸建住宅における CASBEE 評価	

^{*1)} CASBEE for Temporaly Construction

1.3 CASBEE の活用

CASBEEは現在、以下に示すさまざまな目的での活用が行われている。

1.3.1 建築行政への活用

名古屋市は環境保全条例に基づいて、延床面積2000㎡を超える建築物の新築・増築・改築をする建築主に対し、CASBEE名古屋による評価結果の届出を義務づける、建築物環境配慮制度を2004年4月より運用開始した。

また、横浜市は名古屋市と同様に、CASBEE横浜による届出制度を2005年7月より開始した。2010年9月現在、21の地方公共団体でCASBEEの活用が既に実施されており、その他の自治体でも導入の検討が進められている。詳細についてはCASBEEのホームページを参照のこと。

1.3.2 民間での活用

(1) 設計者のための環境配慮設計への活用

建築物の設計を行う際に環境性能面からのチェックを行い、建築主等へ環境に配慮した設計の内容を客観的に明示できるような評価ツールとする。また、建築主、設計者等が自らISO14000等による環境マネジメント行動を評価するための間接的目標設定の指標としても活用できるものとする。

(2) 建築物の資産評価に利用可能な環境ラベリングへの活用

建築物の資産評価を行う際に、環境性能評価ツールとして、第3者機関によるラベリング等の際にも活用が可能なものとする。CASBEE-既存の評価においては、不動産評価に活用可能なツールを目標とする。

(3) ESCO 事業やストック改修での利用を視野に入れた環境性能診断/改修設計への活用 ESCO(Energy Service Company)事業やストック改修への利用も視野に入れた、建物の運用モニタリング・コミッショニングや改修設計に対する提案等に活用できるツールとする。 CASBEE-改修の評価においては、省エネ改修等に活用可能なツールとする。

^{*2)} CASBEE for New Construction (Brief version)

^{*3)} CASBEE for Heat Island Relaxation

^{*4)} CASBEE for Urban Development

^{*5)} CASBEE for Home (Detached Houses)

(4) 設計コンペ・プロポーザル、PFI 事業者選定への活用

CASBEEは、設計コンペ・プロポーザルの採点や、PFI事業者選定の評価、設計段階における環境性能条件の確認などへの活用が進みつつある。建築物の総合環境性能表示は、建築主と設計者、あるいは建物所有者と入居者などの間で環境に関する性能目標を取り決める場合にも活用できる。地方自治体のみならず民間建築主が設計者に対して総合環境性能目標を条件提示したり、あるいは、限られた予算内で最大限の環境性能を発揮する設計提案をした設計者の得点を上げるなどの活用方法も考えられる。

(5) 国際的ツールとしての活用

国際標準化機構ISOにおいてもTC59/SC17において建築物の環境性能評価手法に関する国際規格化作業が進められており、2010年6月には、ISO21931-1「構築物の環境性能評価手法のための枠組み:第一部 建築物」が発行された。CASBEEをはじめとする環境性能評価手法について世界共通の枠組みが規定されている。国際規格に適合した評価システムであれば、環境ラベルの多国間相互認証などの形で国際的にも通用するものになると考えられる。例えば、日本に進出する外資系企業が建物を賃貸あるいは購入する場合や、日本企業が海外に工場を建てる場合など、ISO規格に適合した評価システムであれば海外にも通用するものと期待される。中国では、2008年に開催される北京オリンピック競技施設の設計・建設・運営に適用される環境性能評価システム(GOBAS: Green Olympic Building Assessment System)が、清華大学の江教授を中心とするグループで開発され、2003年8月に公表された。日本が参加する機会が増えている中国・アジアなどの国際コンペなどにも総合環境性能評価システムが活用される日は近いといえよう。

1.3.3 教育への活用

大学等、建築専門教育においてもCASBEEの活用が進んでいる。現在では、建築学科を擁する大学の多くで、環境計画演習等に用いられている。また、すでに実務に就いている建築専門家についても、建築に関係する職能団体や学術団体による継続職能教育(CPD)への活用を期待している。

1.4 CASBEE 評価認証制度と評価員登録制度

次に説明するCASBEE評価認証制度及び評価員登録制度は、(財)建築環境・省エネルギー機構が実施している。また、CASBEE評価認証制度については、(財)建築環境・省エネルギー機構が認定する認証機関でも実施している。

1.4.1 評価認証制度

CASBEEの活用は前項に示したとおりであるが、CASBEEの評価結果を第三者に提供する場合には、その信頼性や透明性の確保が重要となってくる。評価認証制度は、情報提供を行う場合の信頼性の確保の観点から設けられた制度で、CASBEEによる評価結果の的確性を確認することにより、その適正な運用と普及を図ることを目的としている。設計者、建築主、施工者等が当該建築物の資産価値評価やラベリング等の信頼性を確保するために活用する制度となっている。認証対象建物は新築のみならず、既存、改修、まちづくり、戸建を幅広く対象とする。

1.4.2 評価員登録制度

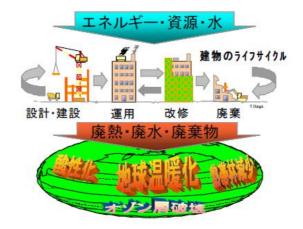
CASBEEの評価は可能な限り定量的な評価とすることを基本としているが、定性的な評価項目が含まれていることから、建築物の総合的な環境性能評価に関する知識及び技術を有する専門技術者が求められる。このため、「CASBEE評価員登録」制度が設けられた。評価員になるためには、「評価員養成講習」の受講と「評価員試験」に合格し、「登録」を受ける必要がある。現在、CASBEE・新築、既存、改修(各簡易版を含む)を扱う専門技術者として「CASBEE建築評価員」と、CASBEE戸建を扱う「CASBEE戸建評価員」が設けられている。なお、CASBEE建築評価員の受験資格は、一級建築士とされている。

2. ライフサイクル CO₂

2.1 LCCO₂とは

地球環境に対する影響を評価するためには、建設してから解体するまでの建築物の一生(これをライフサイクルと呼ぶ)で評価することが重要である。さらに地球環境に対する影響の中でも、現在最も重要視されているのが地球温暖化問題であり、その影響を計るためには、地球温暖化ガスの代表的な CO_2 がどれくらい排出されるかという総量に換算して比べることが一般的である。このような CO_2 排出の量を建築物の一生で足し合わせたものを、建築物の「ライフサイクル CO_2 」と呼んでいる。

建築物のライフサイクルは、建設、運用、更新、解体・処分などに分けられ、その様々な段階で地球温暖化に影響を与えるので、これらをトータルで評価しなければならない。例えば、建設時では、建設現場で使われる建材の製造、現場までの輸送、現場で使う重機などで資材・エネルギーを使う。また、運用時には冷暖房、給湯、照明、OA機器などでエネルギーを消費し、10数年に一度行う改修工事においても、新たに追加される建材の製造や除去した建材の処分などにエネルギーを使う。そして、最後の解体時にも解体工事と解体材の処分にエネルギーを使う。こうして使った資材・エネルギーを、地球温暖化の影響を計るために CO_2 排出の量に換算し、これら全てを足し合わせたものがライフサイクル CO_2 である。



図Ⅲ.2.1 建築物が地球環境に与える影響(伊香賀)

2.2 CASBEE-新築(簡易版)におけるライフサイクル CO2評価の基本的考え方

一般的に建築物のライフサイクル CO_2 を評価する作業は、膨大な時間と手間を必要とする。建設段階を例にとると、まずは建物を構成する全ての部材について、材料となる資源の採取、輸送、加工の各段階で使われるエネルギー資源の種類と量を調査し、それぞれに対して資材ごとの CO_2 原単位(単位資材重量あたりの CO_2 排出量)を乗じた結果を積み上げる作業が必要となる。次に工事にかかる消費エネルギー量に応じた CO_2 排出量を計算し、エネルギー種別ごとの CO_2 排出係数 $^{\pm 1}$ (単位消費エネルギーあたりの CO_2 排出量)を乗じて、前述の結果に加えることになる。このような作業を建設段階以外についても行い、初めてライフサイクル CO_2 を求めることができる。

注)本マニュアルにおいては、単位資材重量あたりの CO2 排出量を CO2 原単位、エネルギー種別ごとの単位消費エネルギーあたりの CO2 排出量を CO2 排出係数と区別して呼ぶこととした。

こうした様々な情報の収集や評価条件の設定には、専門的な知識が必要になることもある。また、建築物は用途、構成部材、立地、使い方などがそれぞれ異なるため、一棟ごとに評価を行う必要ある。このような作業を設計・施工段階で行うことは、CASBEE-新築(簡易版)の多くのユーザーにとっては非常に困難であり、CASBEEの開発理念である簡便性が損なわれてしまう。

このため、ここでは次の方法により評価することとする。

① 評価作業にかかる負担をできるだけ軽減するために、ライフサイクル CO_2 算定のためだけの情報収集や 条件設定を必要とせず、 CO_2 排出に特に関係するCASBEE従来の評価項目の結果から自動的に計算 される方法で評価する。これを「標準計算」と呼ぶ。。

- ②「標準計算」では評価対象が評価可能でかつ重要な項目に絞られるため、ライフサイクルCO2に関係する取組みの全てが評価されることにはならないが、CO2排出量のおよその値やその削減の効果などをユーザーに知ってもらうことを第1の目的としてライフサイクルCO2を表示することとする。
- ③ 評価者自身が詳細なデータ収集と計算を行って精度の高いLCCO $_2$ を算出した場合、CASBEE-新築(簡易版)においては、「個別計算」として評価結果表示シートの「2-2 ライフサイクルCO $_2$ (温暖化影響チャート)」に計算値が表示される。なお、個別計算の結果は、LR3「1.地球温暖化への配慮」およびBEEには反映されない。
- ④ 運用段階の CO_2 排出量算定においては、簡便性を優先するため一次エネルギー消費量を CO_2 排出量に換算することとしている。

2.3 評価方法

CASBEE-新築(簡易版)では、建築物のライフサイクルの中でも以下を評価対象とする。これら3分類の合計がライフサイクル CO_2 であり、LR3「1.地球温暖化への配慮」の評価に使われ、更に評価ソフトの「温暖化影響チャート」に棒グラフとして内訳と共に示されることになる。

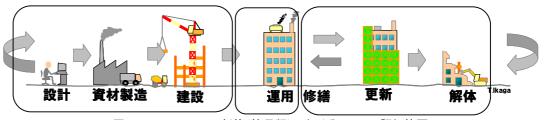
「建設」 : 新築段階で使う部材の製造・輸送、施工

「修繕·更新·解体」:修繕·更新段階で使う部材の製造·輸送、および解体段階で発生する解体材の処

理施設までの輸送

「運用」 : 運用時のエネルギー消費

以降に、CASBEE-新築(簡易版)における「標準計算」の評価方法を解説する。



図II. 2.2 CASBEE-新築(簡易版)における LCCO2評価範囲

2.3.1 LCCO₂評価の基本構成

CASBEE-新築(簡易版)によるLCCO₂の評価結果の表示例を図Ⅲ.2.3に示す。LCCO₂の表示において、2010年版より、下記の①~④を表示することとした。

- ① 参照値(省エネ法の建築主の判断基準に相当する省エネ性能などを想定した標準的な建物のLCCO₂)を、「建設」、「修繕・更新・解体」、「運用」の3つの段階に分けて表示する。
- ② 評価対象建物のLCCO₂を建築物での取組み(エコマテリアルや建物の長寿命化、省エネルギーなどの取組み)を基に評価した結果を、「建設」、「修繕・更新・解体」、「運用」の3つの段階に分けて表示する。
- ③ 上記+②以外のオンサイト手法(敷地内の太陽光発電など)を利用した結果を表示する。
- ④ 上記+オフサイト手法(グリーン電力証書、カーボンクレジットの購入など)を利用した結果を表示する。

なお、④のオフサイト手法の適用によるCO2削減については、これまで、CASBEEでは評価されておらず、また、今後、様々な手法の適用が考えられるため、LCCO2の「個別計算」のみで取り扱いを可能とした。従って、「標準計算」においては③と④は同じ結果が表示される。

また、③と④の棒グラフでは、「建設」「修繕・更新・解体」「運用」の内訳は表示されない。



(a)標準計算での結果表示

(b)個別計算での結果表示

図Ⅲ. 2.3 CASBEE-新築(簡易版)(2010 年版)におけるライフサイクル CO2(温暖化影響チャート)の表示

2.3.2 「建設」「修繕・更新・解体」の CO₂ 排出量の算定方法

前述のとおり、個別の建物1棟ごとの排出量を求めることは困難である。ここでは統計値を用い、世の中の一 般的な建築物について用途別・構造別にCO2排出量の計算を行った結果を「基準値」として予め準備し、 データベース化した。基準値は、基準となる建物=全ての評価項目でレベル3相当でのCO₂排出量とする。 また、関連するCASBEEの評価項目の採点レベルに応じて、この「基準値」からの効果量についても予め算 定し、データベース化している。このようなデータベースの整備により、CASBEE・新築(簡易版)のユーザー は自身でデータ収集等の作業をせず、建物用途や規模の入力と、CASBEEにおける従来の評価項目の採 点を行うのみで、LCCO2の概算値を得ることが可能となっている(一部、数値入力を要す)。

(1) 使用した LCA 算定ツール

建物のLCA指針「AIJ-LCA&LCW_ver.4.04」(日本建築学会)を用いて算定を行った。図Ⅲ.2.4に当該算 定ツールによるCO₂排出量の積上げ方法を示す。各段階において、建築物の建設、修繕・更新・解体に必 要となる資材の重量等と資材それぞれのCO₂原単位を乗じ、合計して求める。CO₂排出量の算定(標準計 算)にあたっては以下の条件によった。

- CO₂原単位については、日本建築学会による1995年産業連関表分析による分析結果(「AIJ-LCA& $LCW_ver.4.04$ 」に準拠)とし、バウンダリーは国内消費支出までの CO_2 原単位を利用した。
- 建物寿命の設定; 事務所、病院、ホテル、学校、集会場...60年、物販店、飲食店、工場...30年

フロン・ハロンについては、建物ごとの漏洩量の把握が困難なことから、評価対象外とした。

- 更新周期(年)、修繕率等は、「AIJ-LCA&LCW_ver.4.04」に準拠し資材ごとに設定した。
- 解体廃棄物量として、2000kg/m²を仮定して、30kmの道路運送分を評価した。



図皿, 2.4 建物の LCA 指針における CO2 排出量の積上げ(「建設」「修繕・更新・解体」時)

表Ⅲ. 2.1 代表的な資材の CO₂ 原単位

普通コンクリート	282.00	Kg-CO ₂ /m ³
高炉セメントコンクリート	206.00	Kg-CO ₂ /m ³
鉄 骨 [※]	0.90	Kg-CO ₂ /kg
鉄 筋	0.70	Kg-CO ₂ /kg
型枠	7.20	Kg-CO ₂ /m ²

^{※)}電炉鋼と高炉鋼の区別はしない。

(2) 算定に用いた統計値

規模別工事分析統計データからデータベース化を行った。なお、躯体工事については、統計データ(「建築工事原価分析情報」建設工業経営研究会編、平成9年4月)を基に用途別・構造別に資材重量を設定している。

表Ⅲ. 2.2 躯体工事における代表的な資材量

田冷	## \#	コンクリート	型枠 [*]	鉄筋	鉄骨
用途	構造	(m^3/m^2)	(m^2/m^2)	(t/m ²)	(t/m ²)
	SRC	0.75	1.0425	0.136	0.052
①集合住宅	RC	0.734	1.1075	0.1	0.012
	S	0.323	0.165	0.019	0.048
	SRC	0.696	0.6675	0.078	0.1
②事務所	RC	0.772	1.05	0.103	0.038
	S	0.567	0.4325	0.07	0.136
	SRC	0.958	0.9725	0.11	0.078
③小·中·高校	RC	0.865	1.225	0.112	0.005
	S	0.352	0.17	0.045	0.105
	SRC	0.812	0.8075	0.089	0.066
④医療·福祉施設	RC	0.766	1.12	0.096	0.012
	S	0.317	0.17	0.034	0.074
	SRC	0.307	0.4025	0.053	0.071
⑥飲食·店舗·量販店	RC	0.912	1.435	0.133	-
	S	0.342	0.155	0.024	0.072
	SRC	0.816	1.04	0.093	0.084
⑦ホテル・旅館	RC	0.999	1.195	0.111	0.004
	S	0.436	0.3925	0.034	0.103
⑧体育館·講堂·	SRC	0.862	1.0225	0.1	0.059
	RC	0.888	1.235	0.118	0.017
集会施設	S	0.345	0.3625	0.04	0.139
	SRC	0.669	0.5575	0.08	0.077
⑨倉庫·流通施設	RC	0.77	0.7625	0.108	0.01
	S	0.354	0.175	0.031	0.088

^{※)}型枠は、密度 12kg/m²、転用4回として、4 分の 1 の数値とした。

(3) 取組みによる効果の算定

CASBEEの評価項目におけるCO2排出削減に関る取組みについて、以下のように扱うこととした。

① 長寿命化の取組み

耐用年数の向上が「Q2.サービス性能」で評価されている。ただし、具体的な耐用年数の延命をLCCO2の計算条件として採用できる程の精度で推定することは難しい。従って(住宅を除き)耐用年数は一律として、LCCO2を推計した。

- ・事務所、病院、ホテル、学校、集会場…60年固定
- ·物販店、飲食店、工場…30年固定
- ・住宅…日本住宅性能表示の劣化対策等級に従って、30、60、90年とする。

表皿. 2.3「Q2/2.2.1 躯体材料の耐用年数」の採点レベルと CO2 評価条件の対応

レベル	基準	CO ₂ 評価の条件	
レベル1	(該当するレベルなし)	_	
レベル2	(該当するレベルなし)	_	
レベル3	住宅の品質確保の促進に関する法律(住宅性能表示制度、3.劣化の軽減に関すること)における木造、 鉄骨又はコンクリートの評価方法基準(平成 21 年国 土交通省告示第 354 号)で等級 1 相当	躯体・基礎の寿命 30 年	Ļ
レベル4	住宅の品質確保の促進に関する法律(住宅性能表示制度、3.劣化の軽減に関すること)における木造、 鉄骨又はコンクリートの評価方法基準(平成 21 年国 土交通省告示第 354 号)で等級 2 相当	躯体・基礎の寿命 60 年	Ţ
レベル5	住宅の品質確保の促進に関する法律(住宅性能表示制度、3.劣化の軽減に関すること)における木造、 鉄骨又はコンクリートの評価方法基準(平成 21 年国 土交通省告示第 354 号)で等級 3 相当	躯体·基礎の寿命 90 年	î

② 省資源の取組み

「LR2.資源・マテリアル」では、「既存建築躯体の継続使用」や「リサイクル建材の活用」が評価されており、こうした対策を考慮した建設資材製造に関連する CO_2 排出(embodied CO_2)を評価する。新築躯体全体を100%とした時の既存躯体の利用率、高炉セメントの利用率それぞれについて、あらかじめ以下のとおり利用率100%時の CO_2 排出量を算出し、データベース化を行った。効果量は、このデータベースを基に、評価建物における利用率の評価者による%入力値に基づき概算する。

- ・躯体再利用100%時のCO₂排出量を躯体工事における代表的な資材量(コンクリート、型枠、鉄骨、鉄筋)が全て0として計算した。
- ・高炉セメント利用100%時のCO2排出量を躯体工事におけるコンクリート量を全て高炉セメントとして計算した。

(4)「建設」「修繕・更新・解体」の CO₂ 排出量

上記(1)~(3)基づいて算出されたCO₂排出量を表Ⅲ.2.4~5に示す。 なお、木造建物については、S造相当として評価することとした。

表Ⅲ. 2.4 建設段階の CO₂排出量 (kg-CO₂/年㎡)

	衣皿. 2.4 建設技階のし	フ2 排山里	(kg-CO ₂ /+111)	
用途			S·木造	RC	SRC
事務所			13.61	13.85	13.92
	LR2/2.2 既存建築躯体	100%	6.54	6.67	6.57
	LR2/2.3 リサイクル材(高炉セメント)	100%	12.71	12.60	12.81
学校			10.24	12.66	14.51
	LR2/2.2 既存建築躯体	100%	5.45	5.48	5.48
	LR2/2.3 リサイクル材(高炉セメント)	100%	9.68	11.28	12.98
物販店			16.13	24.24	16.74
	LR2/2.2 既存建築躯体	100%	8.57	8.75	8.61
	LR2/2.3 リサイクル材(高炉セメント)	100%	15.04	21.36	15.76
飲食店			16.13	24.24	16.74
	LR2/2.2 既存建築躯体	100%	8.57	8.75	8.61
	LR2/2.3 リサイクル材(高炉セメント)	100%	15.04	21.36	15.76
集会所			10.96	13.47	13.59
	LR2/2.2 既存建築躯体	100%	5.61	5.72	5.64
	LR2/2.3 リサイクル材(高炉セメント)	100%	10.41	12.03	12.22
工場			18.18	22.71	23.15
	LR2/2.2 既存建築躯体	100%	9.73	9.74	9.76
	LR2/2.3 リサイクル材(高炉セメント)	100%	17.06	20.28	21.04
病院			10.39	13.24	14.18
	LR2/2.2 既存建築躯体	100%	6.56	6.69	6.59
	LR2/2.3 リサイクル材(高炉セメント)	100%	9.88	12.00	12.88
ホテル			10.92	13.97	13.89
	LR2/2.2 既存建築躯体	100%	5.81	5.92	5.83
	LR2/2.3 リサイクル材(高炉セメント)	100%	10.23	12.35	12.58
集合住宅					
			S·木造	RC	SRC
レベル3	·		15.93	21.94	24.55

	1.55
I R2/2 2 既左建築躯休 100% 9.55 9.37	
2.00 0.00 0.00	9.30
LR2/2.3 リサイクル材(高炉セメント) 100% 14.88 19.61 22	2.19
レベル4 8.06 11.07 12	2.37
LR2/2.2 既存建築躯体 100% 4.88 4.78	1.75
LR2/2.3 リサイクル材(高炉セメント) 100% 7.54 9.91 1 ⁻	1.19
レベル5 5.47 7.47 8	3.35
LR2/2.2 既存建築躯体 100% 3.35 3.28	3.26
LR2/2.3 リサイクル材(高炉セメント) 100% 5.12 6.70	7.56

表Ⅲ. 2.5 修繕·更新·解体段階の CO₂ 排出量 (kg-CO₂/年㎡)

用途	S·木造 RC		SRC
事務所	20.23	20.67	20.39
学校	学校 16.68 17.14		17.21
物販店	12.20	13.19	12.20
飲食店	12.20	13.19	12.20
集会所	17.39	18.04	17.84
工場	13.62	14.27	14.15
病院	20.24	20.89	20.71
ホテル	18.11	18.80	18.48

集合住宅

	S·木造	RC	SRC
レベル3	13.58	14.10	14.12
レベル4	14.94	15.09	15.05
レベル5	16.22	16.23	16.17

2.3.3 「運用」の CO₂ 排出量の算定方法

(1) 基本方針と要点

運用段階のCO₂排出量に関する計算方法(標準計算)の要点は以下のとおりである。

- ①「LR1 エネルギー」で評価を行う4つの中項目における評価結果に基づきCO2 排出量の計算を行う。
- ② CO2排出量の計算に用いる電気の排出係数は、評価者が評価の目的に従って、適切な数値を選択する。なお、評価ツールでは、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項に基づく、実排出係数及び代替値のCASBEE 2010年版改定時の最新値(平成20年の実績値、平成21年12月の公表値)、およびその他の数値として評価者が選定した適切な排出係数(任意)を使うことができるようにした。
- ③ 運用段階のCO₂排出量算定においては、簡便性を優先するため一次エネルギー消費量をCO₂排出量に換算することとしている。
- ④ 運用段階の CO_2 排出量の算定(集合住宅以外)に際して、建物用途ごとの一次エネルギー消費の参照値を統計値に基づき定めており、その一次エネルギー消費量を CO_2 排出量に換算する際にも、統計値に基づくエネルギー種別構成比を用いた換算係数を用いている。この方法は、省エネ法に基づき算定された運用段階の一次エネルギー消費量より CO_2 排出量を簡易に算定するために採用した方法である。

なお、③のとおりCASBEEにおける省エネルギーの評価は、PALやERR(エネルギー削減率)などに基づき評価しており、その都合上、リファレンス建物と評価対象の一次消費エネルギーを算定して、それをCO2排出量に換算するという方法を用いている。これにより、省エネルギー計算結果から、簡易にCO2排出量を算定するという簡易化が可能になったが、同時に、評価対象のエネルギー種別の構成比率の情報を反映しなくなるという問題が生じている。また、④にあるようにエネルギー種別構成比の統計値を基に一次エネルギー消費からCO2排出量に換算するための換算係数を定めているが、この換算係数をリファレンス建物と評価建物ともに、同一の値を用いている点も、比較評価の観点から問題点が指摘されている。

これらの課題は、CASBEEにおけるLCCO2の簡易評価のために生じた問題点であるが、2010年版の改定では十分解決できなかったため、今後、検討を継続する。

(2) 集合住宅以外の建築物の場合

- (1)に示す要点に加え、
- ① リファレンス建物に於けるCO₂排出量(床面積あたり)は、エネルギー消費量の実績統計における平均値から推定されるCO₂排出量に等しいと仮定する。
- ② 評価対象建物においても、建物用途別のエネルギー種別消費比率は、①の統計から得られる比率と同じとする。
- ③ 評価対象建物のCO₂排出量は、LR1の中項目の評価レベルに応じてリファレンス建物のCO₂排出量から増加させたり、減少させたりして算定する。

A. リファレンス建物のCO2排出量

① リファレンス建物のCO2排出量の推計

建物用途別に、統計データから一次エネルギー消費量原単位(全サンプルの平均値)と使用しているエネルギー種別の構成比率を定める(表 \blacksquare .2.6)。このデータを基に、各用途におけるエネルギー種別の消費量を推計し、 CO_2 排出係数に乗じて CO_2 排出量を求める。

なお、標準計算において使用するCO₂排出係数を表Ⅲ.2.7に示す。

リファレンス建物のCO₂排出量[kg-CO₂/年]

- = Σ(リファレンス建物の1次エネルギー消費量[MJ/年]
- × リファレンス建物におけるエネルギー種別i の1次エネルギー構成比率
- × エネルギー種別i のCO₂排出係数[kg-CO₂/MJ])

②用途別CO₂換算原単位の推計

上記①より求めたレファレンス建物における用途別の一次エネルギー消費量と CO_2 排出量から、各用途における CO_2 換算原単位(1次エネルギー消費当りの CO_2 排出量)を求めた。評価対象建物ではLR1の採点レベルに応じてエネルギー消費量が推計される。評価対象建物における CO_2 排出量推計の際には、この CO_2 換算原単位を用いて一次エネルギー消費量からの CO_2 換算を行う。

リファレンス建物の用途別換算原単位[kg-CO₂/MJ]

= リファレンス建物の CO_2 排出量 $[kg-CO_2/4]$ / リファレンス建物の1次エネルギー消費量[MJ/4]

用途	資料数	1 次エネルギー消費量	エネルギー種別の 1 次エネルギー構成比率		
	(2003年)	[MJ/㎡年]	電気	ガス	その他
事務所	558	1,936	87%	11%	1%
学校	28	1,209	87%	9%	3%
小·中·高校 ^{※1}	-	367	50%	50%	0%
物販店	20	3,225	92%	7%	1%
飲食店	28	2,923	89%	10%	1%
集会所	188	2,212	80%	14%	6%
工場 ^{※2}	_	330	100%	0%	0%
病院	45	2,399	67%	15%	18%
ホテル	50	2,918	66%	19%	15%

表Ⅲ. 2.6 一次エネルギー消費量の実績統計値

(出典) 平成 16 年度建築物エネルギー消費量調査報告書、日本ビルエネルギー総合管理技術協会、2005.03)

※2 照明用途のみを対象とし、事務所等の実績値を準用。

種別	CO ₂ 排出係数		CO ₂ 排出係数 備考		備考
電気	*	kg-CO ₂ /MJ	※評価者が選択した数値(kg-CO₂/kWh)を		
			9.76MJ/kWh で換算した値(H21 省エネ法全日平均)		
都市ガス	0.0499	kg-CO ₂ /MJ			
灯油	0.0678	kg-CO ₂ /MJ			
A重油	0.0693	kg-CO ₂ /MJ			
その他	0.0686	kg-CO ₂ /MJ	(灯油+A 重油の平均値)		

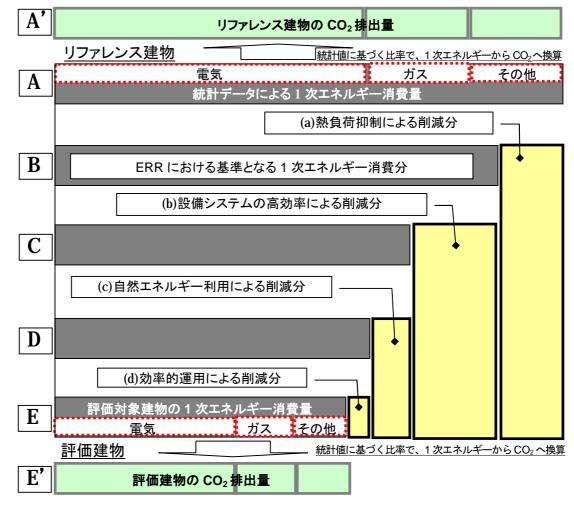
^{※1} 一次エネルギー消費量の出典;「DECCデータの既存建築物用途別エネルギー消費量の格付けへの活用」 2009年日本建築学会学術講演梗概集(D1環境工学)。電気及びガスの構成比率は地域性による差異が大きいため一律50%とした。

B. 評価対象建物の CO₂ 排出量

評価対象建物の CO_2 排出量は、リファレンス建物を省エネ法におけるPAL/CECの判断基準値相当と仮定して、評価対象建物における各種省エネ手法導入による CO_2 削減効果を合算して評価する。すなわち、図 III.2.5に示すように、リファレンス建物のエネルギー消費量III.2.5に示すように、リファレンス建物のエネルギー消費量III.2.5に最近に、III.2.5によるIII.2.5によるIII.2.5によるIII.2.5によるIII.2.5によるIII.2.5によるIII.2.5によるIII.2.5によるIII.2.5によるIII.2.5によって評価対象建物のエネルギー消費量III.2に求める。そのIII.3に、III.2によって評価対象建物のエネルギー消費量III.2に求める。そのIII.3に、III.2によって評価対象建物のエネルギー消費量III.2に求める。そのIII.3に、III.2によって評価対象建物のエネルギー消費量III.2に求める。そのIII.3に、III.2によって記述的ないます。

評価建物のCO₂ 排出量E' [kg-CO₂/年]

- = リファレンス建物のCO₂排出量A' [kg-CO₂/年]
 - ー 熱負荷抑制によるCO₂削減量[kg-CO₂/年]
 - 一 設備システムの高効率化によるCO2削減量[kg-CO2/年]
 - 自然エネルギー利用によるCO₂削減量[kg-CO₂/年]
 - ー 効率的運用によるCO₂削減量[kg-CO₂/年]
- = (リファレンス建物の1次エネルギー消費量A [MJ/年]
 - 熱負荷抑制による1次エネルギー消費削減量(a)[MJ/年]
 - 一 設備システムの高効率化による1次エネルギー消費削減量(b)[MJ/年]
 - 年間自然エネルギー利用量(c)[MJ/年]
 - 効率的運用による1次エネルギー消費削減量(d)[MJ/年])
 - × リファレンス建物の用途別CO₂換算原単位[kg-CO₂/MJ]



図II. 2.5 評価対象建物の CO₂ 排出量算定の考え方

①効果量の算定方法

(a)熱負荷低減

リファレンス建物をPAL判断基準値相当の仕様と仮定しているため、評価対象建物のPALによる補正を行なう。評価対象建物のPAL値が判断基準より小さい場合は、その熱負荷分、空調に関わる消費エネルギーが削減される。PALによる空調エネルギー低減分である熱負荷抑制分の補正1次エネルギー消費量は次式による。

熱負荷抑制による1次エネルギー消費削減量(a) [MJ/年] =(基準PAL値 [MJ/年㎡] — 評価対象建物PAL値 [MJ/年㎡]) ×評価対象建物のペリメータ面積 [㎡]×CEC-AC判断基準値 [-]

なおペリメータ面積は、建物毎にPAL計算の過程で求めるものであるが、ポイント法や簡易なポイント法では算定されない等、計算を行なう上で簡易化が必要となる。ここでは、以下の近似式により求めることとした。

ペリメータ面積 [m] =地上部分の平均階ペリメータ面積 [m/階] × 地上階数N [階]

ここで地上部分フロアを正方形と仮定し、平均階辺長[m]を想定することにより、地上部分の平均階ペリメータ面積[m²/階]は、以下の式で算出される。

地上部分の平均階ペリメータ面積 $[m'/m] = (2 \times 地上部分の平均階辺長[m]-10) \times 5[m] \div 2 \times 4$

ただし、地上部分の平均階辺長 [m]<10mの場合、以下による。 地上部分の平均階ペリメータ面積 [m²/階] =地上部分の1フロアあたりの平均階床面積Afave [m²/階]

用途ごとの地上部分の1フロアあたりの平均階床面積Afaveは、地上階数Nより算出される。 建物用途iの平均階床面積Afave

=建物用途iの地階を除く床面積の合計 Σ Af ÷ 建物用途iの地階を除く階数 N

(b)設備システムの高効率化

ERRを用いて設備システムの高効率化の評価を行う。

ただし、ERR及びERRにおけるk値(効率化設備)の評価に、「自然エネルギー利用」の評価が含まれている場合は、年間自然エネルギー利用量から差し引いて評価を行うこと。(重複評価は不可。給湯設備における太陽熱利用、太陽光発電、照明設備における昼光利用など)

設備システムの高効率化による1次エネルギー消費削減量(b) [MJ/年] =評価対象建物のERR [-] × (リファレンス建物の1次エネルギー消費量 [MJ/年] - 熱負荷抑制による1次エネルギー消費削減量(a) [MJ/年])

(c)自然エネルギー利用

実施設計・竣工段階で用いる年間自然エネルギー利用量(1次エネルギー消費基準、延べ床面積あたり)を用いて、計算を行なう。「自然エネルギー利用」を用いる場合は、レベル1から5までの評価結果を用い、表Ⅲ.2.9により一次エネルギー消費量に換算して計算を行う。

ただし、ERR及びERRにおけるk値(効率化設備)の評価に、「自然エネルギー利用」の評価が含まれている場合は、年間自然エネルギー利用量から差し引いてで評価を行うこと。(重複評価は不可。給湯設備における太陽熱利用、太陽光発電、照明設備における昼光利用など)

(d)効率的運用

効率的運用に関しては、熱負荷抑制、自然エネルギー利用、設備システムの高効率化の3項目を加味 した後の評価対象建物のエネルギー消費量を母数に、評価を行う。効率的運用の工夫により、運用時の 不具合を回避して最適な運用(=予測どおりの性能)が可能な場合をレベル5と仮定して、レベルが下が るに応じて、想定以上のエネルギーが無駄に消費されるもとして評価する。

表Ⅲ. 2.8「LR1/4. 効率的運用」の各採点レベルにおける補正係数

採点レベル	補正係数
レベル 1	1.000
レベル 2	1.000
レベル 3	1.000
レベル 4	0.975
レベル 5	0.950

② ポイント法等の評価の場合の換算方法

小規模建築物や一部の用途の建築物では、PALの数値を算出せず、ポイント法や簡易なポイント法に基づく評価やチェックリストによる定性的な評価によりLR1の評価を実施している場合もある。ここでは、そのような場合において、①で述べた評価を行うために必要な数値への換算方法を表Ⅲ.2.9に示す。これに従って、PAL値への換算等を行い評価対象建物のCO2排出量算出に利用する。また、自然エネルギーの評価を「直接利用」と「変換利用」でそれぞれ評価する場合にも、下表の方法により、評価結果を年間利用量に換算し、CO2排出量の算定を行う。

表皿. 2.9 定性評価から定量評価への換算方法

評価項目		評価	定量評価への換算方法	備考
1. 熱負荷抑制		レベル 1	PAL=基準値×1.1	レベル 1(基準を超える)
		レベル 2	PAL=基準値	レベル 2(基準値×0.95 まで)
		レベル 3	PAL=基準値×0.95	レベル 3(基準値×0.85 まで)
		レベル 4	PAL=基準値×0.85	レベル 4(基準値×0.85 以下)
		レベル 5	_	(該当するレベルなし)
2. 自然	直接	レベル 1	推定利用量=0MJ/m²	レベル 1(-)
エネルギ	利用	レベル 2	推定利用量=0MJ/㎡	レベル 2(-)
一利用		レベル 3	推定利用量=0MJ/㎡	レベル 3(0~1MJ/㎡まで)
		レベル 4	推定利用量=1MJ/㎡	レベル 4(1~15MJ/㎡まで)
			推定利用量=年間利用量	
		レベル 5	学(小中高)では、	レベル 5(15MJ/㎡以上)
			推定利用量=15MJ/m²	
	変換	レベル 1	推定利用量=0MJ/m²	レベル 1(-)
	利用	レベル 2	推定利用量=0MJ/㎡	レベル 2(-)
		レベル 3	推定利用量=0MJ/m²	レベル 3(0~1MJ/㎡まで)
		レベル 4	推定利用量=1MJ/m²	レベル 4(1~15MJ/㎡まで)
		レベル 5	推定利用量=年間利用量	レベル 5(15MJ/㎡以上)

③ 一次エネルギー消費量から CO₂ 排出量への換算

上記①②により算定された評価対象建物のエネルギー消費量に対して、表III.2.6に示す用途別の CO_2 換算原単位を乗じることで、運用段階の評価対象建物の CO_2 排出量を推計する。

(3) 集合住宅の場合

A. リファレンス建物の CO2 排出量

集合住宅の評価は、まず省エネルギー地域区分ごとに、一般的な家庭におけるエネルギー用途別(専有部における暖房、冷房、給湯、照明、家電、調理、換気及び共用部の設備)のエネルギー消費に係る CO_2 排出量を設定しておく。(これを「基準値」と呼ぶ)

リファレンス建物の「運用」段階のCO。排出量

- =(専有部のCO₂排出量基準値+共用部のCO₂排出量基準値)×専有部床面積
- =((暖房用途のCO₂排出量基準値 + 冷房用途のCO₂排出量基準値

- + 給湯用途のCO₂排出量基準値 + 照明、家電、調理用途のCO₂排出量基準値
- + 換気用途のCO₂排出量基準値)+ 共用部のCO₂排出量基準値)×専有部床面積

この基準値は、暖房を除き「CASBEE戸建・新築」の基準値を準用しており、「自立循環型住宅への設計ガイドライン」(IBEC)(以下、「自立ガイドライン」と呼ぶ)と独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が公開している「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業における一次エネルギー消費量算出条件(H22 年度)」(以下、「NEDO エネルギー算出条件」と呼ぶ)から作成されている。なお、この値は電気事業者ごとに異なる値となる。また、暖房に関しては、集合住宅用に調整した。共用部については、820 kWh/年・戸(1 戸80 ㎡と想定)を基準値とした $^{\pm 1}$ 。

注)「住宅コージェネレーションシステム計画ガイド」((財)住宅・建築省エネルギー機構, 1997)における高層・中層住宅の検討結果による。

B. 評価対象建物の CO₂ 排出量

評価対象建物におけるエネルギー用途ごと(専有部における暖房、冷房、給湯、照明、家電、調理、換気及び共用部の設備)の取組みに応じて、エネルギー用途別基準値の CO_2 排出量を増減させて計算する。この増減の計算を行うにあたり、「運用」の CO_2 排出量に関係する採点項目をLR1の中から選び、表III.2.10のとおり、計算条件として使用した。なお、表中に、採点項目の記載のない、照明、家電、調理、換気に関しては、増減なしとして基準値を用いることとした

評価対象建物の「運用」段階のCO₂排出量

- = 専有部のCO₂排出量+共用部のCO₂排出量
- =(暖房用途のCO₂排出量 + 冷房用途のCO₂排出量+ 給湯用途のCO₂排出量
 - + 照明、家電、調理用途のCO₂排出量 + 換気用途のCO₂排出量)
 - + 共用部のCO₂排出量

表皿. 2.10 「運用」の CO₂ 排出量計算に使う採点項目

エネルギー用途		「LR1 エネルギー」の評価項目
	暖房	1. 建物の熱負荷抑制
	冷房	2.1 自然エネルギーの直接利用
給湯		3.c 給湯設備(給湯機器)
専有部	照明	
	家電	
	調理	
	換気	
共用部		3.a、3.b による共用部の ERR

以下に用途ごとのCO₂排出量の計算方法を示す。

(a)暖房

暖房用途に関しては、「1. 建物の熱負荷抑制」の評価レベルにより消費率を求め、基準値に乗じることで求める。

暖房用途のCO₂排出量 = LR1/1の消費率 × 暖房用途の基準値 ×専有部床面積

表Ⅲ. 2.11 暖房用途における採点レベルと消費率の関係

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
LR1/1 建物の熱負荷 抑制	150	125	100	•	69

(b)冷房

冷房用途に関しては、自然換気・通風を評価対象として考え、「2.1 自然エネルギーの直接利用」の評価レベルにより消費率を求め、基準値に乗じることで求める。

冷房用途のCO₂排出量 = LR1/2.1の消費率 × 冷房用途の基準値 × 専有部床面積

表Ⅲ. 2.12 冷房用途における採点レベルと消費率の関係

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
LR1/2.1 自然エネルギ 一利用の直接利用	-	110	100	90	80

(c)給湯

給湯用途に関しては、給湯機器の評価となる「3.c 給湯設備」の評価レベルにより方式別(個別式/中央式)に消費率を求め、基準値に乗じることで求める。

給湯用途のCO₂排出量 = LR1/3.4 の消費率 × 給湯用途の基準値 × 専有部床面積

表Ⅲ. 2.13 給湯用途における採点レベルと消費率の関係

		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
LR1/3.c 給湯設備	個別式	117	100	83	-	71
	中央式	110	100	95	85	65

(d)共用部

共用部用途に関しては、「3. 設備システムの高効率化」で扱う換気設備、照明設備、昇降機設備及びエネルギー利用効率化設備の採点項目の評価結果を用いてERRを算出し、計算を行う。

共用部用途のCO₂排出量

= 共用部用途のCO₂消費率 × 共用部用途の基準値 ×専有部床面積

ここで、

共用部用途のCO₂消費率[%] = 100 - ERR

2.3.4 オンサイト手法を適用した場合の CO2 排出量算定の考え方

2010年版より、オンサイト手法として敷地内の再生可能エネルギーなどを利用した場合のLCCO2評価結果を、エコマテリアルや建物の長寿命化、省エネルギーなどの建物本体での取組みと分けて表示することとした。これは、主に戸建住宅などエネルギー消費量の少ない用途の建物では、太陽光発電さえ設置すれば、運用段階の大幅な省エネ、 CO_2 削減になることが考えられるが、他の省エネ手法・ CO_2 削減手法の採用も重要であるため、2つを分離して、その効果を示す必要があるとの判断によるものである。CASBEE-新築(簡易版)の対象となる建物では、これらの問題点は生じにくいと思われるが、今後、建物に対する再生可能エネルギーの利用が拡大すると考えられ、2010年版より、CASBEE-新築(簡易版)でもこの対応を行うこととした。

現在、太陽光発電の普及の為、太陽光発電により発電された電気のうち建物内で消費されなかった余剰分については、エネルギー事業者に売却することができ、これをエネルギー事業者が売電単価より高い値段で買い取る制度が適用されている。実は、その際に、太陽光発電による環境価値(\mathbf{CO}_2 削減効果)も含めて売買されているので、このような考え方に立てば、売却された太陽光発電による電気の \mathbf{CO}_2 削減効果は、その建物の環境評価に加えることができない。

一方、発電された電気を環境価値も含めて売却したとしても、太陽光パネルを設置して我が国の CO_2 の削減に貢献したという建物(または敷地内)の物理的な性能は発揮されているとすると、CASBEE評価では、太陽光発電の普及は我が国においても低炭素社会構築にとって重要と考え、他者に売却した太陽光発電による電気の CO_2 削減効果もオンサイト手法として算入することとした。なお、太陽光発電による電気の環境価値については、現在、国・自治体で諸制度が検討されており、今後の諸制度の整備状況によっては見直しの可能性があることを留意いただきたい。

なお、「標準計算」では、省エネ計算書に関する入力を行う「計画書」シートで「太陽光発電による年間発電量 kWh」が入力されていれば、その効果を電気の排出係数により自動算定する。「個別計算」では、評価者が独自に算定する必要があるが、図Ⅲ.2.7に示す「LCCO₂算定条件(個別計算)」シートに表示される参考値を引用して、入力することも可能となっている。

2.3.5 オフサイト手法を適用した場合の CO₂ 排出量の算定の考え方

温暖化対策の一つとして、グリーン電力証書やカーボンクレジットの取得によるカーボンオフセット手法が推進されている。これらの手法は、建物自体の環境性能とは必ずしもいえないが、我が国全体での温暖化対策としては有効であり、推進する必要がある。2010年版のCASBEEでは、これらの敷地の外での取組みを、オフサイト手法として整理して、LCCO2の評価に加えることとした。

具体的には、オフサイト手法として、下記の取組みを評価する。

- ① 建物所有者または建物利用者による下記の取組み
 - ・グリーン電力証書、グリーン熱証書
 - 京都クレジット
 - ・国内クレジット、オフセット・クレジットなど
- ② エネルギー供給事業者によるカーボンオフセットの取組み

建物所有者または建物利用者による取組みに関しては、CASBEE-新築(簡易版)の評価の有効期間(竣工後3年間)のクレジット等が購入済みか、購入を約束する必要がある。

また、「②のエネルギー供給事業者によるカーボンオフセットの取組み」の効果に関しては、例えば、評価時点での最新の実排出係数 $^{\pm 1}$ と調整後排出係数 $^{\pm 2}$ との差とエネルギー供給事業者より購入した電力量の積を計算して評価することができる。(図II.2.7参照)

- 注1 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(環境省ほか)第2条第4項に基づく
- 注2 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(環境省ほか)第20条の2に基づく
- 注3 電気事業者毎の排出係数(実排出係数・調整後排出係数)および代替値は国が認めた値が毎年度公表されるため、CASBEEの評価マニュアル、評価ソフトの改訂の有無を確認のこと。なお、評価マニュアル、評価ソフトが対応できていない場合でも、環境省のホームページなどで確認のうえ、最新の値を用いることができる。

なお、オフサイト手法の適用によるCO2削減については、これまで、BEEでは評価されておらず、また、今後、 様々な手法の適用が考えられるため、LCCO2の「個別計算」のみで取り扱うこととした。オフサイト手法に関 しては、今後、適用事例が増加すると思われ、CASBEEにおける評価方法についても、充実を図っていく。

表Ⅲ. 2.14 電気事業者別の CO₂ の実排出係数と調整後排出係数

(t-CO₂/kWh)

一般電気事業者名	実排出係数	調整後排出係数	特定規模電気事業者名	実排出係数	調整後排出係数
北海道電力株式会社	0.000588	0.000588	イーレックス株式会社	0.000462	0.000462
東北電力株式会社	0.000469	0.00034	エネサーブ株式会社	0.000422	0.000422
東京電力株式会社	0.000418	0.000332	株式会社エネット	0.000436	0.000436
中部電力株式会社	0.000455	0.000424	株式会社F一Power	0.000352	0.000352
北陸電力株式会社	0.00055	0.000483	王子製紙株式会社	0.000444	0.000444
関西電力株式会社	0.000355	0.000299	サミットエナジー株式会社	0.000505	0.000505
中国電力株式会社	0.000674	0.000501	GTFグリーンパワー株式会社	0.000767	0.000767
四国電力株式会社	0.000378	0.000326	昭和シェル石油株式会社	0.000809	0.000809
九州電力株式会社	0.000374	0.000348	新日鐵エンジニアリング株式会社	0.000759	0.000759
沖縄電力株式会社	0.000946	0.000946	新日本石油株式会社	0.000433	0.000433
			ダイヤモンドパワー株式会社	0.000482	0.000482
			日本風力開発株式会社	0	0
			パナソニック株式会社	0.000679	0.000679
			丸紅株式会社	0.000501	0.000412

(2008年度実績値、平成21年12月28日公表)

2.3.6 LCCO₂評価の手順(個別計算)

個別計算では、公表されたLCA手法により、詳細なLCCO2が算定されている場合には、その計算条件と計算結果を引用してCASBEEのライフサイクルCO2(温暖化影響チャート)に個別計算として表示することが可能となっている(オプション)。この際、下記のような計算条件と計算結果を図Ⅲ.2.6に示す「LCCO2算定条件(個別)」シートに入力する必要がある。ただし、CASBEEの「標準計算」の計算結果の大部分を引用して、一部を他の根拠のあるデータに置き換えることも可能である。具体的には、「標準計算」の計算条件と計算結果を引用して入力して、オフサイトの取組みのみを追加記入することにより評価できる。

「標準計算」などで入力したデータを基に、太陽光発電などによるオンサイト手法を適用した場合のCO2削減量や、エネルギー事業者のオフセット手法によるCO2削減量の計算結果が図Ⅲ.2.7のように示されているので、参考にすることもできる。

具体的な入力項目としては、下記のような計算条件と計算結果を入力する。

- · 建物概要(建物用途、建物規模、構造種別)
- ・ ライフサイクル設定(想定耐用年数)
- · 建設段階の CO₂ 排出量(計算結果)
- · 上記の算定方法(ex. 日本建築学会 建築物のLCAツール ver.4.04 など)
- · CO₂ 排出量原単位の出典(ex. 日本建築学会による 1995 年産業連関表分析結果)
- · CO2 算定のバウンダリー(ex. 国内消費支出分)
- ・ 代表的な資材量; 普通コンクリート(\vec{m}/\vec{m})、高炉セメントコンクリート(\vec{m}/\vec{m})、鉄骨(t/\vec{m})、鉄骨(t/\vec{m})、鉄筒(t/\vec{m})、 ま物(t/\vec{m})、 ま物(t/\vec{m})、 その他
- ・代表的な資材の環境負荷; 普通コンクリート(kg-CO₂/m³)、高炉セメントコンクリート(kg-CO₂/m³)、鉄骨(kg-CO₂/t)、鉄骨(電炉)(kg-CO₂/t)、鉄筋(kg-CO₂/t)、その他
- ・ 主要なリサイクル建材と利用率; 高炉セメント(躯体での利用率)、既存躯体の再利用(躯体での利用率)、電炉鋼材(鉄筋)、電炉鋼材(鋼材)、その他
- · 修繕·更新·解体段階の CO₂ 排出量(計算結果)
- · 更新周期(年)(外装、内装、設備)
- ・ 平均修繕率(%/年)(外装、内装、設備)
- ・ 解体段階の CO₂排出量の算定方法(ex. 廃材の○○km の輸送のみ評価)
- · 運用段階の CO₂ 排出量(計算結果)
 - ① 参照值
 - ② 建築物の取組み
 - ③ 上記+②以外のオンサイト手法
 - ④ 上記+オフサイト手法
- ・ 一次エネルギー消費量の計算方法
- ・ エネルギーの CO₂ 排出量原単位(電気、ガス、その他の燃料)
- · その他

			CAS	SBEE-NCb_2010(
	項目	参照値(参照建物)	評価対象	備考
建物 概要	建物用途	事務所,	事務所,	
似女	建物規模	5,400 m²	5,400 m²	
	構造種別	S造	S造	
イフサイクル	想定耐用年数	事務所部分60年,	事務所部分60年。	
設定	ACACIOTAT TO	733774073 00 11	7 33171 HP 23 00 -1 ;	
	CO₂排出量	13.61	13.57	kg-CO2/年㎡
	エンボディドCO2の	日本建築学会による1995年産業連関表分	左記からの、リサイクル建材の採用による	
	算定方法 CO ₂ 排出量原単位の	析による日本の平均値 日本建築学会による1995年産業連関表分	削減量を推定して算定	
	出典	析による分析結果	同左	
	バウンダリー	国内消費支出分	同左	
			I PO CEL	
	代表的な資材量 普通コンクリート	0.567	"	m³/m³
	高炉セメントコンクリート	0	"	m / m m³/m²
	鉄 骨	0.136	"	t/m²
	鉄骨(電炉)	0	"	t/m²
	鉄 筋	0.07	"	t/m²
		0.005 OO	II	t/m² kg/m²
建設	代表的な資材の環境負荷			IRg/ III
段階	普通コンクリート	282	II .	kg-CO ₂ /m ³
	高炉セメントコンクリート 206		"	kg-CO ₂ /m ³
	鉄 骨	0.9	"	kg-CO ² /kg
	鉄骨(電炉) 鉄 筋	0.9 0.7		kg-CO ² /kg
	木 材	7.2	"	kg-CO ² /kg kg-CO ² /m ²
		00	"	kg-CO ² /kg
	主要なリサイクル建材と利			1-8 8
	高炉セメント	0%	5%	
	(躯体での利用率) 既存躯体の再利用			
	(躯体での利用率)	0%	0%	
	電炉鋼材(鉄筋)	0%	0%	
	而与例+//例+/	00/	00/	
	電炉鋼材(鋼材)	0%	0%	
	CO ₂ 排出量	20.23	20.23	kg-CO ₂ /年㎡
多繕・更新・ の 仕 の 唯	更新周期(年)	25年	25年	I
解体段階	外装 内装	18年	18年	
	設備	15年	15年	
	平均修繕率(%/年)			
	外装	1%	1%	
	内装 設備	1% 2%	1% 2%	
	解体段階のCO ₂ 排出量	解体廃棄物量として、2000kg/㎡を仮定し	同左	
	の算定方法	て、30kmの道路運送分を評価	四在	
	CO ₂ 排出量 ①参照値/			
	②建築物の取組み	85.09	48.21	kg-CO ₂ /年㎡
	③上記+②以外の	_	33.21	kg-CO ₂ /年㎡
運用	オンサイト手法	土型 小 発面 に して地域が	9.51	b - CO2 /年=3
段階	参考	太陽光発電による削減分	8.51	kg-CO2/年㎡
		(内訳)自家消費分	8.51	kg-CO2/年㎡
		余剰売電分	0.00	kg-CO2/年㎡
		その他再生可能エネルギー	6.49	kg-CO2/年㎡
	④上記+ +コサ / 1 手注	_	18.21	kg-CO2/年㎡
	オフサイト手法	(a) グリーン電力証書によるカーボンオフ		
	参考	セット	4.81	kg-CO2/年㎡
		(b)グリーン熱証書によるカーボンオフセット	0.00	kg-CO2/年㎡
		(c) その他カーボンクレジット	0.00	kg-CO2/年㎡
		(d)調整後排出量(調整後排出係数による)		
		(の調整後排出量(調整後排出係数による) と実排出量の差	10.19	kg-CO2/年㎡
	エネルギー 消費量の算定方法	OOI: \$8	OOI:\$8	
		0.7		
	一次エネルキー消費量	00	00	MJ/年㎡
	エネルギーのCO ₂ 排出量		=±	ks CO. ALI
	<u>一次エネルギーあたり</u> 電力	00	同左 同左	kg-CO ₂ /MJ kg-CO ₂ /kWh
	ガス	00	同左	kg-CO ² /MJ
	その他の燃料	00	同左	kg-CO ² /MJ
	上水使用		r- 27da	-5 CC / MS
	工小伙用			
その他				

図Ⅲ. 2.6 「LCCO2 算定条件(個別計算)」シート

<参考> 個別計算にあたって、利用できる計算値

_ \ 参与 / 他	5/ 個別計算にのだりで、利用できる計算性							
	太陽光発電によるCO2削減量							
	太陽光発電の発電量	合計	110,000	kWh/年				
運用		自家消費分	110,000	kWh/年				
段階		余剰売電分	0.00	kWh/年				
	CO2削減量	合計 [1]	9	kg-CO ₂ /年㎡				
		自家消費分	8.51	kg-CO ₂ /年㎡				
		余剰売電分	0.00	kg-CO2/年㎡				
	調整後排出係数を用いた場合の実排出量との差							
	評価建物(③)の電力消費	H H	640,066	kWh/年				
	排出係数	実排出係数	0.418	kg-CO ₂ /kWh				
		調整後排出係数	0.332	kg-CO ₂ /kWh				
	実排出量との差	建物全体	55,046	kg-CO2/年				
		延床面積あたり [2]	10.19	kg-CO ₂ /年㎡				

図皿. 2.7 「LCCO2 算定条件(個別計算)」シートにおける参考値(表示例)

あとがき

本研究は、国土交通省住宅局支援の下、一般社団法人日本サステナブル建築協会内に設置された産官 学連携による「建築物の総合的環境評価研究委員会」(委員長:村上周三(独)建築研究所理事長)の活 動成果の一部であり、この成果が今後、より多方面で活用され、持続可能な社会の構築に寄与することを 期待するものである。

2010年6月現在(順不同)

<建築物の総合的環境評価研究委員会>

委員長:村上周三(建築研究所)、幹事:伊香賀俊治(慶應義塾大学)、副幹事:林立也(日建設計総合研究所)、委員:浅見泰司(東京大学)、石野久彌(首都大学東京大学院)、石福昭(建築設備綜合協会)、岩村和夫、坊垣和明(以上、東京都市大学)、岡建雄(宇都宮大学)、小玉祐一郎(神戸芸術工科大学大学院)、坂本雄三、清家剛(以上、東京大学大学院)、野城智也(東京大学)、末兼徹也、村上幸司、山下英和、杉浦美奈(以上、国土交通省)、澤地孝男(建築研究所)、大竹亮(国土交通省国土技術政策総合研究所)、宮本俊次(都市再生機構)、石原肇、佐藤千佳(以上、東京都)、西村洋二郎(大阪府)、足立友秀(東栄部品)、市川卓也(山下設計)、市川徹(東京ガス)、岡崎健二(オートデスク)、鹿倉克幸(長谷エコーポレーション)、Giri Ram(三井物産戦略研究所)、勝瀬進(大阪ガス)、栗原潤一(ミサワホーム総合研究所)、小島博(ディバーシー)、坂部芳平(三井ホーム)、西村英樹(東京電力)、佐藤正章(鹿島建設)、鈴木道哉(清水建設)、高井啓明(竹中工務店)、髙瀬知章(三菱地所設計)、田中康夫(住友林業)、田村富士雄(久米設計)、近田智也(積水ハウス)、塚田敏彦(NTT ファシリティーズ)、濱根潤也(関西電力)、林哲也(積水化学工業)、人見修(大成建設)、福島朝彦(日本環境技研)、松田克己(旭化成ホームズ)、三浦寿幸(戸田建設)、村西良司(中部電力)、柳井崇(日本設計)、山中裕二(大和ハウス工業)、吉田章(大林組)、事務局:遠藤純子(日建設計総合研究所)、由本達雄、生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

< CASBEE研究開発委員会>

委員長: 村上周三(建築研究所)、幹事: 伊香賀俊治(慶應義塾大学)、副幹事: 林立也(日建設計総合研究所)、委員: 岩村和夫(東京都市大学)、岡建雄(宇都宮大学)、坂本雄三、清家剛(以上、東京大学大学院)、佐藤正章(鹿島建設)、高井啓明(竹中工務店)、半澤久(北海道工業大学)、坊垣和明(東京都市大学)、持田灯(東北大学大学院)、野城智也(東京大学)、山口信逸(清水建設)、山下英和、杉浦美奈(以上、国土交通省)、専門委員: 秋元孝之(芝浦工業大学)、大黒雅之、小柳秀光(以上、大成建設)、三井所清史(岩村アトリエ)、柳井崇(日本設計)、協力委員: 比嘉盛嗣(国土交通省)、事務局: 遠藤純子(日建設計総合研究所)、由本達雄、生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

<CASBEE低炭素版検討WG>

委員長: 村上周三(建築研究所)、主査: 佐藤正章(鹿島建設)、委員: 秋元孝之(芝浦工業大学)、伊香質俊治(慶應義塾大学)、岩村和夫(東京都市大学)、清家剛(東京大学大学院)、高井啓明(竹中工務店)、林立也(日建設計総合研究所)、山口信逸(清水建設)、山下英和(国土交通省)、事務局: 遠藤純子(日建設計総合研究所)、生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

<計算手法検討サブWG>

主査: 伊香賀俊治(慶應義塾大学)、委員: 秋元孝之(芝浦工業大学)、市川徹(東京ガス)、岩田美成(中部電力)、佐藤正章(鹿島建設)、西村英樹(東京電力)、濱根潤也(関西電力)、船谷昭夫(大阪ガス)、柳井崇(日本設計)、事務局: 遠藤純子(日建設計総合研究所)、生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

<すまい検討小委員会>

委員長:清家剛(東京大学大学院)、幹事:近田智也(積水ハウス)、委員:杉浦美奈、後藤邦彦(以上、国土交通省)、岩村和夫(東京都市大学)、秋元孝之(芝浦工業大学)、伊香賀俊治(慶應義塾大学)、中島史郎(建築研究所)、山口信逸(清水建設)、高田學(全国中小建築工事業団体連合会)、徳本茂(全国建設労働組合総連合)、瀬野和広(設計アトリエ)、南雄三(南雄三事務所)、事務局:由本達雄、川又章(以上、日本サステナブル建築協会)

<エネルギー検討小委員会>

委員長: 坂本雄三(東京大学大学院)、幹事: 柳井崇(日本設計)、委員: 阿部裕司(竹中工務店)、石野 久彌(首都大学東京大学院)、今成岳人(東京ガス)、岩田美成(中部電力)、大野雅広(長谷エコ・ポレーショ ン技術研究所)、笠原豪剛(東京電力)、里見国弘(NTT ファシリティーズ)、鈴木正知(山下設計)、鈴木道哉(清水建設)、清家久雄(大林組)、高瀬知章(三菱地所設計)、中村導彦(久米設計)、濱根潤也(関西電力)、日沖正行(鹿島建設)、船谷昭夫(大阪ガス)、村上正吾(大成建設)、柳原隆司(東京大学大学院)、協力委員:杉浦美奈、比嘉盛嗣(以上、国土交通省)、事務局:生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

<室内環境検討小委員会>

委員長: 坊垣和明(東京都市大学)、幹事: 大黒雅之(大成建設)、委員: 足立友秀(東栄部品)、大塚俊裕(清水建設)、小島博(ディバーシー)、清水章太郎(久米設計)、半澤久(北海道工業大学)、三浦寿幸(戸田建設)、三木保弘(国土交通省国土技術政策総合研究所)、山本正顕(長谷エコーポレーション技術研究所)、協力委員: 杉浦美奈、比嘉盛嗣(以上、国土交通省)、事務局: 生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

<地域環境検討小委員会>

委員長:岩村和夫(東京都市大学)、幹事:三井所清史(岩村アトリエ)、委員:伊藤元晴(日本設計)、助川護(都市再生機構)、人見修(大成建設)、福島朝彦(日本環境技研)、安宅智洋(久米設計)、三浦寿幸(戸田建設)、山下広記(地球工作所)、吉﨑真司(東京都市大学)、協力委員:杉浦美奈、比嘉盛嗣(以上、国土交通省)、事務局:生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

< 資源循環検討小委員会>

委員長:野城智也(東京大学)、幹事:森川泰成、小柳秀光(以上、大成建設)、委員:澤地孝男、中島史郎(以上、建築研究所)、市川卓也(山下設計)、兼光知巳(清水建設)、黒田渉(日本設計)、小林謙介(東京理科大学)、千田光(住友金属工業)、間宮尚(鹿島建設)、油谷康史(久米設計)、協力委員:杉浦美奈、比嘉盛嗣(以上、国土交通省)、事務局:生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

<CASBEEと不動産評価検討WG>

主査: 村上周三(建築研究所)、幹事: 伊藤雅人(住友信託銀行)、高井啓明(竹中工務店)、委員: 伊香賀俊治(慶應義塾大学)、岩村和夫(東京都市大学)、内田輝明(日本不動産研究所)、出口浩之(清水建設)、中村直器(イー・アール・エス)、早川眞(日本大学)、平松宏城(CSRデザイン&ランドスケープ)、松永浩一(シービー・リチャードエリス総合研究所)、事務局: 遠藤純子(日建設計総合研究所)、生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

<建築ケーススタディWG>

主査: 半澤久(北海道工業大学)、幹事: 秋元孝之(芝浦工業大学)、委員: 大和田淳(鹿島建設)、掛川 敏正(東京電力)、小池正浩(竹中工務店)、小林伸和(三菱地所設計)、佐々木真人(日本設計)、助川 護(都市再生機構)、今成岳人(東京ガス)、林立也(日建設計総合研究所)、村上正吾(大成建設)、百 瀬隆(清水建設)、事務局: 生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

<BIM対応WG>

主査: 岩村和夫(東京都市大学)、幹事: 林立也(日建設計総合研究所)、委員: 伊香賀俊治(慶應義塾大学)、エマニュエルサミュエル、岡崎健二、近藤伸一、ドナルドウング(以上、オートデスク)、酒井憲司(NTTファシリティーズ)、森谷靖彦(NTTファシリティーズ総合研究所)、友景寿志(大成建設)、幡宮祥平、山田祐三、山野信彦(以上、安井建築設計事務所)、山口重之(東京都市大学)、協力委員: 遠藤純子(日建設計総合研究所)、近田智也(積水ハウス)、那須洋平(岩村アトリエ)、杉浦美奈、比嘉盛嗣(以上、国土交通省)、事務局: 生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

<HI検討小委員会>

委員長:持田灯(東北大学大学院)、幹事: 丹羽英治、林立也(以上、日建設計総合研究所)、委員: 足永靖信(国土交通省国土技術政策総合研究所)、大岡龍三(東京大学)、大黒雅之、佐藤大樹、森川泰成(以上、大成建設)、岡辺重雄(想像都市研究所)、工月良太(東京ガス)、黒本英智(東京電力)、近藤靖史(東京都市大学)、杉浦美奈(国土交通省)、竹林英樹(神戸大学大学院)、谷本潤(九州大学大学院)、手代木純(都市緑化技術開発機構)、濱根潤也(関西電力)、船谷昭夫(大阪ガス)、三井所清史(岩村アトリエ)、柳井崇(日本設計)、柳原隆司(東京大学大学院)、専門委員: 河野孝昭(建築研究所)、大風翼、今野尚子(以上、東北大学大学院)、事務局: 生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

Tool-1B (2010 年版)

<学校連絡WG>

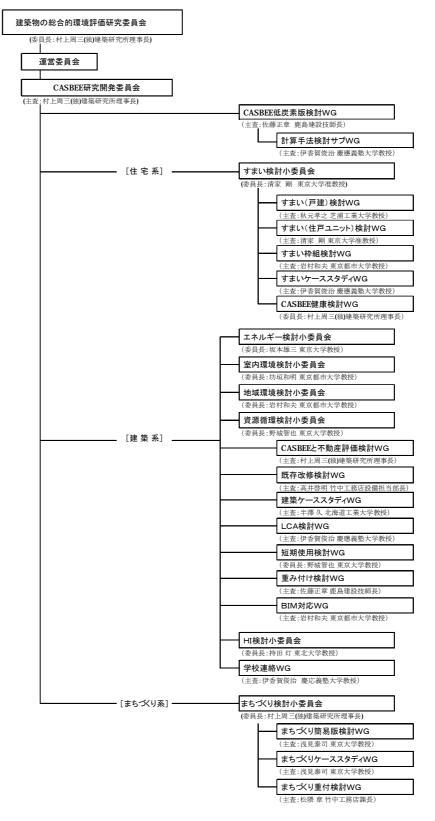
主査: 伊香賀俊治(慶應義塾大学)、幹事: 遠藤純子(日建設計総合研究所)、委員: 大黒雅之、小柳秀光(以上、大成建設)、高井啓明(竹中工務店)、三井所清史(岩村アトリエ)、柳井崇(日本設計)、協力委員: 山本聖一郎(文部科学省)、事務局: 生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

くまちづくり検討小委員会>

委員長:村上周三(建築研究所)、幹事: 蕪木伸一(大成建設)、山口信逸(清水建設)、委員: 浅見泰司(東京大学)、伊香賀俊治(慶應義塾大学)、岩村和夫(東京都市大学)、岡建雄(宇都宮大学)、加藤孝明(東京大学大学院)、佐土原聡(横浜国立大学大学院)、篠崎道彦(芝浦工業大学)、助川護(都市再生機構)、松隈章(竹中工務店)、室町泰徳(東京工業大学大学院)、持田灯(東北大学大学院)、杉浦美奈(国土交通省)、協力委員: 岡本一彦(清水建設)、事務局: 生稲清久、吉澤伸記(以上、日本サステナブル建築協会)

研究体制

CASBEEの研究開発は、政府支援のもとに産官学共同プロジェクトとして立ち上げられ、一般社団法人日本サステナブル建築協会内に設置された、建築物の総合環境評価研究委員会および傘下の小委員会(下図参照)がその主体的な運営にあたっている。



建築環境総合性能評価システム CASBEE-新築(簡易版) 評価マニュアル (2010 年版)

本体価格 1, 905 **円** (+税)

初 版 平成22年 9月30日発行

編 集 一般社団法人 日本サステナブル建築協会 (JSBC)

企画・発行 財団法人 建築環境・省エネルギー機構 (IBEC)

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1全共連ビル麹町館

TEL 03-3222-6723 FAX 03-3222-6696

 $e\text{-mail} \quad \underline{casbee\text{-}info@ibec.or.jp} \qquad \text{URL} \quad \underline{http://www.ibec.or.jp/CASBEE}$

印 刷 株式会社 連合印刷センター

※不許複製